

会 議 録

|             |   |   |    |
|-------------|---|---|----|
| 会議の名称       | 令和4年度(2022年度)第2回つくば市子ども・子育て会議   |   |    |
| 開催日時        | 令和4年8月24日(水) 開会14時00分 閉会15時56分  |   |    |
| 開催場所        | つくば市役所 2階 防災会議室   |   |    |
| 事務局(担当課)    | こども部こども政策課  |   |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義(会長)、千代原 義文、堀内 明由美、<br>古谷野 好栄、浦里 晴美、間野 聡子、大久保 良文、<br>石黒 正美、落合 美智子、宮下 信一、根津 陽子、<br>村上 義孝、横田 智之  |    |
|             | その他   | -   |    |
|             | 事務局   | (こども部) 塚本部長、吉沼次長<br>(こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長<br>(幼児保育課) 岩田課長、菊池課長補佐<br>(こども育成課) 吉田課長、海老原係長<br>(こども未来課) 大塚課長補佐<br>(教育局) 吉沼局長、飯泉次長<br>(学務課) 下田課長 |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数  | 1名 |
| 非公開の場合はその理由 |   |   |    |
| 議題          | 協議事項<br><br>(1) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について(岩崎保育所)<br><br>(2) 公立保育所の閉所に向けての意見の聴取について(小田保育所)     |   |    |

|   |  |       |       |
|---|--|-------|-------|
|   | <p>(3) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価の実施方法について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 令和4年(2022年)4月1日時点の保育所等の待機児童数について</p> <p>(2) 令和4年(2022年)5月2日時点のつくば市放課後児童クラブの待機児童数について</p> |       |       |
| 会議録署名人  |  | 確定年月日 | 年 月 日 |
| 会議次第  | <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 協議事項</p> <p>4 報告事項</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>   |       |       |
| <p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長</b>：当会議条例第6条第2項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に、委員の皆様にお伝えいたします。会議での発言に際しては、挙手をし、議長の指名を受けた後、マイクが手元に届いてから、氏名を述べて可能な限り明瞭にご発言くださいますよう、お願いいたします。また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましては、なるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるよう、ご協力をお願いいたします。なお、会議終了予定時刻は、午後4時です。</p> <p>当会議は、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議案件の中で法人等の</p> |  |       |       |

財産状況、あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**他委員**：異議なし。

**土井会長**：ありがとうございます。では傍聴を認めることといたします。

本日の協議事項に入りたいと思います。協議事項は三つあります。まず、協議事項1「公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について（岩崎保育所）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：審議に入る前に、従来の施設の整備方針に対する追加項目と上境保育所の現状についてご報告がありましたので、まず、この二つにつきまして、確認とか質問があれば、今仰っていただければと思いますが、整備方針への追加と上境保育所の現状はよろしいですか。

では審議に入りたいと思います。では、岩崎保育所につきましてこれから審議を行いたいと思います。当然、整備方針自体は動かないのですが、それを出すにあたって、この会議から何か意見があれば意見を出すという形になります。事務局からの説明に対して、何か確認事項、質問がある方お願いいたします。

**古谷野委員**：つくば市民間保育協議会の古谷野と申します。定員の各学年の具体的な人数を教えてくださいのと、つくば市の南部の保育の核ということなので、一時預かりであったり支援センターであったりというのが、南部にはないので、どういうふうを考えているのかということと、土曜日保育を民間では、通常通り11時間はある程度対応しているのですけれど、新しく建てるので、そのあたりを質問させていただきたいと思います。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課、岩田です。3点ご質問をいただきました。まず、定員90人につきまして、今我々が計画しているのは、0歳児6名、1

歳児、2歳児各15名、3歳児から5歳児まで各18名の計90名を予定しています。一時預かりにつきましては、つくば市南部における一時預かりを実施している施設が少ないことから、実施について検討しているところです。また、土曜の午後の保育ということですが、こちらについては今のところ実施の予定はしておりません。しかし、保護者の就労形態や保育ニーズも多様化していることから、市内全公立保育所、市内全体で実施していくかどうかを、他市町村の状況等も確認しながら今後、検討していきたいと考えております。

**堀内委員：**筑波大学附属病院総合診療科の堀内と申します。今回、事前に説明いただいた整備方針に伴う今後の子育て支援の中に、障害児保育の拡充や心理士の巡回相談、医療的ケア児の受け入れを掲げられて、今回の岩崎保育所でも、医療的ケア児の受け入れを準備されているということで、非常に重要なことだと思って聞いておりました。具体的に、今までつくば市内で公立保育所での医療的ケア児の受け入れの経験はないのですか。この間も確か話に上がっていたと思うのですが、あったかどうかを伺いたいことと、やはりこれは非常に重要で、今後ぜひ進めていただきたいと考えているのですけれども、どういった形でどういう人材を集めて、準備をして、計画をされているのか。あとは、基本のニーズがあるはずだと思うのですが、その方たちにどういう形で繋いでいけるのかなということ。例えば、医療的ケアを行ってらっしゃる医療機関や、生まれた時からそういうやりとりをしてフォローとか相談に乗られたりというような方もいらっしゃるかもしれないですし、その連携ですかね。どんなふうに進めていこうと考えてらっしゃるか教えてください。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課、岩田です。最初のご質問ですが、医療的ケア児の受け入れというのは今までも実施してきたのですが、実際に医療的ケアを行っていたかどうかとなると、特別な主治医の先生からの指示などが必要で、看護師が行うことに関して医療的ケアを行ったことはないのですが、医療的ケアを必要なお子さんが、保育期間中は必要としないという条件のも



とで、お預かりをしてきたことは何件かございます。今後、医療的ケアをすることも踏まえて、受け入れていくということで今ガイドラインの作成に入っております、これがどういう準備かに関わってくると思うのですが、今年度、その医療的ケア児のガイドラインについて作成いたしまして、受け入れについてまとめていきたいと考えているところです。次に、体制についてですが、福祉部において障害福祉課が窓口となりまして、医療的ケア児関係の協議会が今年度に立ち上がりました。その中で、こども部や教育局等も事務局として入っております、医療的ケア児の受け入れとか庁内でも連携しながら、また、福祉部で医療的ケア児のコーディネーターを設置しておりますので、そういった方たちとも協力しながら、今後受け入れ等を進めていきたいと考えているところです。

**堀内委員：**医療的ケア児と言ってもいろいろなお子さん、親御さんがいらっしゃると思います。今、守谷市で開業している先生で、その受け皿がなくて、結局、家族がかなりぎりぎりの状態で頑張っていて、その先生がやっているデイサービスで、高齢者だけじゃなくて子供を対象に含めているところなど実際そういう経験のあるところもリソースとして、助言とか見学とかもできると、実際に医療的ケアは行うということも含めて検討しているのでしたら大事ななというふうに思いました。ぜひ進めていただければと思います。

**土井会長：**ありがとうございます。他に質問はありますか。なければ本件につきましてご意見があればお出しをいただければと思います。今、ご質問が出た件については、意見にも反映していくべきかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**落合委員：**落合と申します。今の医療的ケア児の対応ですが、これまでも受け入れはしていたけれど、医療的行為を行わないことを条件にという意味がちょっとよくわからなかったもので、ご説明お願いいたします。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課、岩田です。例えば、導尿が必要なお子さん

がいたときに、導尿は医療的行為になっているので、特別な講習を受けている方の資格要件が入ってきて、それは普通の看護師でも作業としてはできない。先生の指示があってできることになってくると思う。令和3年度に、医療的ケアの法律が施行されたことに伴って、研修とか指導医から指導を受けた看護師とかはそういった行為を行うことができるようになりました。その前までも先生からいろいろな方法を教わった方はできたと思うのですが、つくば市としては、そういった行為を行うと集団的保育として預かるにあたっては、人的要因が難しいので、その行為ができないとお話をさせていただいた上で、例えば、導尿も保護者さんが朝一に導尿をしていただいて、日中預かっている間は導尿の排尿行為はなく、お帰りになるときに保護者さんがやっていただき、預かっている間に医療的ケア行為がなければお預かりできると相談し、大丈夫であればお預かりをしたケースがございます。

**落合委員：**今後はガイドラインを策定されるということなので、そういった医療的ケアを実施できる方向で、できるだけすべての保育所で受け入れていくということよろしいですか。

**事務局（幼児保育課）：**幼児保育課、岩田です。できれば全部の保育所でできればいいのですが、まずは岩崎保育所においてケアルーム等を設置し受け入れをして、そこに医療的ケア児を受けるための看護師とか人員を配置して受け入れていく予定で考えています。その後は方針にも記載させていただいた通りですが、順を追って、例えば子ども・子育て支援プランで3地区に分かれていますので、北部、中央部にもだんだん広げていきたいなと考えているところです。

**土井会長：**これまでも医療的ケアを必要とする幼児について、専門家が必要だから保育期間中はケアを行わずにいたということですね。今後は専門家を置くことを念頭に、一つのパイロットケースというかモデルとして、まずはこの岩崎保育所からそれを始めてみましょうということですね。ではご質問で

も構いませんが、ご意見ありましたらよろしくお願ひいたします。

**古谷野委員：**公立保育所が公設公営で新しく建つということは、つくば市の中でも民間でできない部分を補ってもらおうという意味ではありがたいなというところがあるのですが、いまだに公立と民間で、現在、調整をしてなるべく補ってくれて協力的にやっていただいておりますが、定員の格差や土曜日保育など、民間と何で違うのかなとか、公立の利用者のアンケートをとって、土曜日のニーズが本当にはないかどうかをしっかりと調べてやらないと、公立 24 ヶ所、全部で合わせて 100 ヶ所つくば市の中である保育施設の中で、何で公立だけそういうふうになっているのだろうというのは、ずっと民間協議会の方でも話が上がっている問題なので、ぜひそこら辺は話をし、今、認定こども園だったらまだ話はわかるのですが、全国でも公設公営の保育所って、あまりないのかなというところもあって。時代が時代なので、第 1 号認定の子も入れるような幅広い預かり先というのは、今後、過疎地域では、ほぼほぼ公立の保育所というのはもうなくなるか、社協でやって民間という形、半公共施設で何とか認定こども園を取って、みんなでやっといこうということだと思っております。先駆けとして、一つそういうふうになるとだんだん進んでいくのかなと思っておりますので、まずはその利用者のニーズというのを、しっかりと踏まえて考えていけるといいのかなと思っておりました。これは意見です。

**土井会長：**今、おっしゃったのは、土曜保育とそれから一時預かりも含めてというふうに理解してよろしいですか。

**古谷野委員：**利用者がいないということが、エビデンスではないですけども、客観的に確認ができていないのでそこはあれなのですが、うちの大穂地区も一時預かりの人数がだんだん少なくなってきて、待機児童が減ってきているなど感じるのですが、経営者側からするとちょっとやばいなというのがあって、だんだん取り合いになってきているという実情は感じる。荃崎

地区は、プランにも横ばいというか、人数がないので、そこら辺まで求めるものでは、アンケートというか調査をしているのであればいいのではないかと思います。

**土井会長：**今のご意見は、一時預かりはほぼほぼニーズはないだろうと。土曜保育については、ニーズ調査をし、もしもニーズがあればそれに対応するようなことを今後、考えていただきたいというご意見と理解してよろしいですか。

**古谷野委員：**はい。その調査の方法もちゃんと公開しないと。匿名であったりそうっていないと保護者の方が、本音を言えないというか、自分の子供を預けているのであまり言えないというのが本音だと思うので、匿名であったりでのアンケートが適切なのかなと個人的に思います。

**土井会長：**意向を正確にすくい取れるような形でニーズ調査を行い、それを踏まえて計画に盛り込んでいただきたいということが、古谷野委員から出ました。今の意見を会議として上げるには皆さんのサポートが必要ですけども、この件につきましていかがでしょうか。サポートあるいは反対どちらでも。

**間野委員：**ままと一んの間野です。今、一時預かりの話が出たのですが、私がお母さんたちの声を聞いている範囲では、一時預かりのニーズは絶対あって、ただ使いづらいと。今の一時預かりのシステムの公立と民間との違いは把握していませんが、ニーズはあると思うのですがお母さんたち使う側からすると使いづらいという印象は持っていますので、一時預かりはぜひ、私のイメージとしては続けていただきたい。ただ、使う側の意向というか、こういう形なら使いやすいのにとか、例えばよく言われるのが条件。何か理由がないと使えないというのがよくあると思うのですけれども。それこそ自分が預けるにあたって、お母さんたちとしては、変な理由だといけないと言われるのではないかとか、自分が悪いのかなとか、自分を責める方に行ってしまったとかそういうお話も聞きますので。そういう意味でも使う側のニーズ

というか、使いやすさだったり、本当の意味でそういうところも救い上げるようなアンケート調査を実施していただけたらなというのは思いました。

**土井会長**：土曜保育だけではなく一時預かりも含めて、再度、意向を正確に酌み取れるような形で、ニーズ調査を行った方がいいというご意見ですね。これは、岩崎保育所だけには限らないと思いますけども、パイロットケースになるかと思うので、まずそれを含めながらやってもらいたいというご意見かなと思いましたが、今の件につきまして何か他にサポートあるいはこれは意見として上げない方がいいとか、両方お願いします。

**千代原委員**：千代原です。今、委員の方から一時預かりという点で、意見があったのですが、私も2歳の娘がいるのですが、いつも妻が一時預かりの場所とるのが大変とよく言うのですよ。すごくニーズがあると思うので、その点、今委員がおっしゃった通り、しっかりニーズをキャッチできるようなアンケートをしっかりといただければと思います。

**土井会長**：今出ているご意見は、サポートする意見ばかりですが、反対の方いらっしゃいませんか。

ではまず、一時預かりと土曜保育についてのニーズ調査をできればやっていただき、それに基づいて対応を考えるようなことを、今後検討していただきたいということを、文言を考え、この会議から意見として上げるということでご異議ないでしょうか。

**他委員**：異議なし。

**土井会長**：ありがとうございます。この件につきまして事務局の方から、何かご意見があれば、お伺いしておきたいと思います。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課、岩田です。ご意見ありがとうございます。一時預かりと土曜保育のアンケートを取らせていただくことは可能かなと思っております。ただ、先ほど古谷野委員からあったように、公立保育所全体で一時預かりをやったほうがいいのかと聞くと、多分やったほうがいいのかという

意見等もたくさん出てくると思いますが、仮に公立保育所全体で一時預かりをやっていくとした場合、まず施設の状況、空き部屋があるかどうかとか、古谷野委員からあったようにこれから民間と競合にもなってきますので、アンケートを取り、民間の保育園と協議しながら進めていければとは考えております。それを踏まえて、アンケート等は検討していきたいと思っております。

**土井会長**：ありがとうございます。今回の意見は、市全体ではなく岩崎保育所についてですよね。それが一つの先行事例になっていくので、この保育所について、今後、整備を進めていくにあたり、そういうことをまずニーズ調査をやってくださいということによろしいのですよね。ではまずニーズ調査と対応について、意見として上げたいと思っておりますが、他にこの岩崎保育所につきまして、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

**間野委員**：間野です。岩崎保育所だけではない話でまた恐縮なのですが、モデルケースになっていくかもというところで、先ほど医療的なケアのお子さんのお話があって、そちらについては今後いろいろ検討されるというお話だったのですが、その他にお母さんから聞いた話で、発達障害だったりとか障害を持っているお子さん、小さい頃はまだそんなにわからないケースも多いと思うのですが、グレーゾーンであったり完全に診断を受けたというお話もよく聞くのですが、そういったお子さんの受け入れについては、こちらには計画が入っていなかったもので、その辺りがあるようでしたらお聞きしたいなと思ったのですが。

**土井会長**：何か今の段階でお答えできることありますか。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課、岩田です。障害や要配慮児童のお子さんの預け入れという形になるかと思いますが、それにつきましても現行は、保護者の方から市役所とか保育施設へのご相談があったときに、まず自分のお子さんを預けたい施設の見学等を最初にお勧めしております。自分のお子さんが入ったときのイメージとか、先生たちの状況、あとはどういった人数配置

で保育をされているかとか。実際に加配を受けているかもしれないので、そういった状況等をまず見ていただくようなお話等をさせていただいているところです。その他に、つくば市としましては、民間保育施設に対して、加配をつけるにあたって人を雇わなければいけないようなときには、若干ですけど補助金等をご用意させていただいております、そういったもので少しでも障害や加配を必要とするようなお子さんの受け入れに対して、サポートをさせていただいているところです。計画のようなものは特にはないのですが、計画的にといいますか公立も民間も含めて、なるべく受け入れられるようにしっかりと体制を整えて、保育園の入所というのに対して対応しているところです。

**間野委員**：これも聞いた話ですけれども、障害じゃなくてもちょっと問題を起こすようなお子さんの場合に、民間のケースで断られたっていうのを聞いたこともありまして、それは多分、今のお話だと見学とかも行ってみたけれども、やっぱりちょっとうちでは見られませんみたいなケースだと思うのですが、そういう方がそうなってしまうと困るわけで、預かってもらえないってなってしまった場合に、職員の方の配置だったり受け入れる側の大変さだったりもあるのかなとは思っているのですが、利用する側としてはもう少しそういうあたりも充実していただけたら、もちろん民間と連携をしながらになってくると思うのですけれどもお願いしたい。あと、新園舎がとても広い敷地になって延床面積が2.5倍ぐらい、受け入れ人数は90人で1.5倍ととても広くなるのですが、そちらの活用というか何か計画がおありでしたら、お聞きしたいなと思ったのですが。

**事務局**（こども政策課）：こども政策課、鈴木です。延床面積が増えたことで、0歳児の受け入れを始めたり、先ほどから話題に上がっている医療的なケアルームを作ります。定員も1.5倍になりまして、保育室のほかに調理室や収納等の面積も拡充し、独立したホールや会議室の確保、あとはその他、保育

ニーズに合わせた子育て支援用のスペース等も考えております。

**間野委員**：子育て支援用のスペースということだったのですが、拠点じゃないですけど子育て支援に使うような場所も検討されているということですか。

**事務局**（こども政策課）：子育て支援拠点かどうかはまだ検討中ですので、今回は一時預かりとか今までにやってなかったことも、アンケートやニーズを取って検討させていただいております。

**間野委員**：北条に新しくできた保育所に併設された「子育て支援ひろば」が拠点というかすごくいいなと思って、見学させていただいてとても印象に残っています。なので、せっかくここが南側の拠点というか、いろいろな意味で中心になっていくようなイメージを、地図を見ても思いますので、ぜひそういったところも検討していただけたらなと思いました。

**土井会長**：今のご質問を踏まえて何かご意見として上げられたいことはありますか。確認だけでよろしいですか。あればまた後からお願いします。他に何かご意見ありますでしょうか。先ほども出ました医療的ケアルームは初めてのケースだと思うので、これについても何か意見があれば、付けて上げた方がいいと思います。

**堀内委員**：今までのご経験も含めてなんですが、実際民間でもそういったケア児の預かりをしている施設も県内にありますので、そういったところからも学ぶとか、体制づくりにノウハウを生かすような形で情報収集もしていただけたらと思います。あと、預かっていただける場所があるのだったらお願いしたいというご家庭もあると思うのですが、そういった方たちのニーズとかも、同時並行でやりましたって決まってから来ませんとかいうことにならないように、そういう方たちとのやりとりの中から、こういうことが大事だねということがわかると思うので、そういう方に関わっている方、保健師さんとか乳児健診とかでもきっと関わりをお持ちなんじゃないかと思うので、そういったところとも連携しながらガイドライン作成等に活かしていただきたいと



いうことを意見として申し上げます。

**土井会長**：まとめると民間の保育所と情報共有をしながら、ニーズ調査を改めてやっていただきたいということによろしいですか。そういう意見がありますが、この件についていかがでしょうか。サポート、反対、どちらでも構いません。

**落合委員**：落合です。今の堀内先生のお話で、確かに医療的ケア児はマイノリティになるので、そうでない方にとって実態が理解しにくいところがあると思うので、ぜひそういうニーズを調査して、本当に必要な施設を作っていけることがすごくいいと思います。

**土井会長**：ぜひニーズ調査を行っていただきたいと私も個人的には思いますけれども、これもこの会議の意見として上げるということによろしいですかね。ではこれも意見として上げたいと思います。他に何かありますでしょうか。

**根津委員**：質問ですけれども、現行の岩崎保育所の跡地というのは何かに活用するとか、計画はあるのでしょうか。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課、吉田と申します。今後、駐車場として利用するような形で検討の方をしております。

**根津委員**：保育所の駐車場ですか。

**事務局（こども育成課）**：はい。

**土井会長**：今のところが駐車場になって、今度新しい園舎は小学校の反対側ですよね。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課、吉田と申します。小学校の駐車場も含めて駐車場です。現在道路を挟んで借地として借りているところもございませので、岩崎保育所の跡地に関しては、その駐車場用地で使うことを今検討しているような段階でございます。

**土井会長**：他にいかがでしょうか。今出ているのは意見としては二つです。間野委員は、先ほどのご質問に関連して意見はないですか。

**間野委員**：間野です。意見としましては、南側の中心に当たりますし、本当にいろいろな意味で、モデルケースになるのかなと思いますので、保育所の機能はもちろん充実していただけたらと思うのですが、保育所に通う方のみならず、そこで子育てをされる親子のための何か、先ほど子育て支援のお話もありましたけれども、そういった形の何か北条のようなイメージでお話ししてしまっているのですけれども、せっかく広く大きくなるので、何かそういった形での活用もぜひ検討していただけたらと思います。

**土井会長**：新たな活用の方向についても検討してくださいということですね。

この件もよろしいですか。特に反対はないと思いますが。

では、この案件につきましては、今出ました3件をこの会議から意見として上げたいと思いますがご異議ないでしょうか。

**他委員**：異議なし。

**土井会長**：ではこれにて協議事項1を終わりたいと思います。

続きまして協議事項2「つくば市立小田保育所の閉所に向けて」に入ります。まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**（こども政策課）：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ではまずこの件につきまして、ご質問があればお願いいたします。

**村上委員**：市民委員の村上です。小田保育所は土地勘がないのでわからないのですが、小田城のあたりだということなので大体ならわかるのですけれども、質問としては、旧筑波は小学校7校も統合になるような状況なので、この統合はやむなしかなとは思っているところですが、どうしても広域になってしまいますので、小学生はスクールバスで秀峰に行っているのは知っているのですが、保育所とか幼稚園の場合は幼稚園バスみたいなものがあるのでしょうかというのが素朴な疑問で1点と、あと先ほどの岩崎の時も出たのですが、多分史跡の中なので結局取り壊してそのまま公園にするような感じなのか、跡地がどうなるか、その2点をお願いいたします。

**事務局**（幼児保育課）：幼児保育課、岩田です。まず、バスについては、一部、公立保育所においても運行しています。例えばこの小田保育所とか作岡保育所等、数施設ですけども、バス等運行しておりますが、バスの老朽化等に伴いまして、令和5年度をもって保育所のスクールバスは廃止する方向で今検討を進めているところです。筑波地区はバスが回っているのですが、保護者の多くは出勤時間に合わせて、マイカーで預けに来られる方が多数ということも確認しております。

**事務局**（こども育成課）：こども育成課、海老原と申します。小田保育所の跡地利用ですが、史跡関係で、改修ができない理由と同じで、解体の方も基礎を採掘することができないため行えないので、跡地に関してはそちらが完了し、市として方針が決まってから行うということで考えております。

**土井会長**：他に何かご質問、確認事項ありますでしょうか。

**古谷野委員**：つくば市民間保育協議会の古谷野です。新しく作る時も閉鎖するときも、一番大事なのが先ほど言った利用者ニーズというか、今在籍している方が令和7年で多分5人ぐらい残るのですかね、その方々のフェードアウトの仕方というか卒園まで見てあげること。もし民間で辞めるとなったときには、卒園時まではちゃんと今在籍している人はそのまま責任を持ってみるということだと思っておりますけども、そういう期限を決めてやらなくてはいけないと思うので、そこら辺の保護者の方への対応をしっかりと酌み取りながら対応していただければなというふうに思っております。

**土井会長**：ありがとうございます。関連して私から確認事項があるのですが、今、入所しているお子さんたちが、今のところで卒所できるようにということで、令和7年度というご説明があったのですけども、一方、令和7年4月までは、新規の受け入れも続けるということですよ。ということは今いるお子さんは今のところで出られるけども、新しく入ってこられるお子さんは、ここでは出られないので、それを保護者の方にお伝えをして、それを前提と

して説明して受け入れるということになっていくのですよね。確認です。

**事務局**（幼児保育課）：幼児保育課、岩田です。令和4年度時点で1歳児のお子様だと、5歳時点で転所対象という形になるので、今いるお子様でも1歳児の方は小田で卒所できないということになります。また、来年度以降も募集は引き続き続けていくと考えているのですけれども、小田の個別計画の7ページにあるように、北条保育所がまず近くにある保育所なのですが、その他、沼田、作岡保育所等で、この小田に入られた方々につきましては必ず受け入れられるように、人員配置をしながら受け入れていく予定で考えております。

**土井会長**：新規についてそれを前提にお話をして受けるということですか。

**事務局**（幼児保育課）：そうです。そちらの説明につきましても小田保育所は、昨年度の入所のご案内というのを作成しているのですが、そういったところで、今検討していると記載しています。来年度以降の入所のご案内につきましても、今回の個別計画策定を持ちまして、しっかりと令和7年度末には閉所となる施設というのは、アナウンスをしていきたいと思えます。ただ、それでも入ってきた保護者さんにつきましては、必ず今後も保育を続けていくということで、受け入れ体制は作っていきたいと考えております。

**堀内委員**：堀内です。例えば、今、上のお子さんが小田保育所に入っていて、下のお子さんが入所のタイミングで、同じところに入れたいので、下のお子さんができれば同じところで、セットで近くのところに移動したりなんて考える方もいらっしゃるのではないかなと思います。そういった場合、例えば、つくば市外の方に仕事に行くのであれば、大穂が移動距離からすると便利だなというご両親がいるのではないかなというふうに思ったのですが、大穂はこの表を見る限り、小さい学年については定員のようなのです。そういった個別の相談が今後出てくるかと思うのですが、例えば、全く新規に大穂に行きたい方もいらっしゃるし、優先順位というか、どんなふうにして小田

が閉所になってしまうことへのサポートと両立されるお考えなのかなという  
うことをお聞きしたいと思いました。

**事務局**（幼児保育課）：幼児保育課、岩田です。今後、小田保育所に入所された  
保護者につきましては、4月入所した時の新しい保護者の方への所長からの  
説明等をする機会などもございます。今後につきまして、どの保育施設が良  
いという相談も、令和8年3月をもって閉所となることが確定したら、そう  
いう個別の相談等も幼児保育課で受けながら、今後の進路というのをご相談  
に乗っていきたいと思っております。また、こちらの保育施設ですが、今、  
定員がいっぱいのように見えるのですが、弾力運用という形で、例えば  
面積が要件として確保されている施設に関しては、保育士等をしっかり配置  
することによって、定員以上の保育をすることも可能となります。荃崎地区  
がまさに60人の定員で63人など保育を受け入れているのがそういう運用の  
方法ですので、そういったものをなるべく制度を活用しながら、保護者の皆  
様が入りたい、移動したいと思っている施設に、できる限り調整していき  
たいと思っております。

**堀内委員**：そういった調整は保育所ではなくてこちらの方ですよ。

**土井会長**：私も関連してなのですが、これから入所をされる、あるいはわかっ  
ていて入所されるケースの対応だと思うのですが、逆に、おっしゃられたよ  
うに、例えば、上のお子さんが今いらっしゃって、下のお子さんが今入った  
って途中で変えないといけないから、最初から別のところに入れようと、その  
ときに今いるお子さんを、前もって閉所の前に、どこかわからないけど移し  
たいとご希望されたときには、閉所を待たずにその希望に則って異動させ  
たりできるのですか。

**事務局**（幼児保育課）：幼児保育課、岩田です。そのケースにつきましては、現  
状の保育所を転所されるときには、毎月、入所とともに転所の申し込みとい  
うのを行っているのですが、こちらにつきましては通常の転所といいま

すか、空いている時に転所できるような制度として、加点等は設けずに、そのような制度とさせていただこうと思っております。優先的にということではなく、申し込みを続けていただくという形で最終年度、令和7年度だけ、加点等、必ず入れるような制度にさせていただきたいと思っております。というのも、そういった制度を活用されて、小田に入ってそのあとすぐ転所みたいなことがないとも限りませんので、その対応策としまして、最終年度のみそのような対応をさせていただきたいと今考えているところです。

**土井会長**：他に何かご質問、確認事項ありますでしょうか。この件につきましてはどうな意見をあげましょうか。今出てきたのは、利用されている方のご意向をなるべくニーズを酌み取って進めてくださいということぐらいですかね。他に具体的に、これは意見として上げた方がいいということがこの案件につきましてありましたらお願いいたします。

**落合委員**：落合です。できるだけ現在、小田保育所に入所している方のご家族の意向を尊重して柔軟に対応することになるのかなと思うのですが、先ほどおっしゃったように加点、そういった問題もあるから難しいとなると、実際には優先は難しいわけですよね。兄弟で一緒に動くとか。でも、最初から駄目ですではなくて、できるだけ相談に乗っていただくような体制というのができるのであれば、今いらっしゃる方は不安が少ないかなと思いました。

**土井会長**：例えば、これから入ってくる方に対して、加点はできないと思えますけど、もうすでに入ってる方については、情報があってからではないわけだから、もうすでに利用されている方は、例えば、早めに移転したいというときに、加点をしてもいいような気もするのですが、その辺はどうなんでしょうね。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課、岩田です。委員の皆様の意見を参考に、今、入ってる方の基準をどこにするのかも検討する必要があります。

すので、その辺も含めて今年度入所されている方々に対してどのように対応していくか検討して参りたいと思います。

**土井会長**：そうすると何か今いらっしゃる方の希望になるべく沿うような方式で、加点についてもご検討いただきたいという感じでよろしいでしょうか。現在の利用者に対して、あまり不利にならないような形で配慮願いたいってことです。加点方式も踏まえ早めの転所も含めて。付け加えたいとかあるいはこういうふうに修正したらいいとかありましたら。

**古谷野委員**：つくば市民間保育協議会の古谷野です。今回は保護者の希望をもって転所するわけではないので、違う保育所に行く際の子どもの引き継ぎのケアというか対応というのは、同じ公立保育所だからある程度できると思うのですが、そこら辺もどのようにするか。通常ですと仕事の関係であったりとかで転所すると保護者から希望が来て、うちですと、定員が空いているから入れますと伝えて、少し慣らし保育なんかも2日、3日するのですけれども。大きい子であれば、すぐ馴染むのですけれども、未満児というか0、1、2歳児は今回いないのですけど、3、4、5歳児であってもそういう引き継ぎの仕方というか、そこら辺が少し心配だと思うので、保護者の方が閉所するにあたってそういうところに気をつけて、どのように引き継いでいくかというのがとても大事なのかなと思いますのでお願いしたいなというところでは。

**土井会長**：転所時に関わるサポート体制を充実してくださいということですね。

ではそれも一緒につけたいと思いますがよろしいですか。他に何かこの協議事項につきまして、意見はありますか。

ではないようですので、以上をもちまして意見として上げさせていただきたいと思います。

では次に協議事項3「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価の実施方法について」です。まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**（こども政策課）：（資料に基づき説明）

**土井会長**：今事務局から、点検・評価方法の案につきまして、ご提案いただきました。この点検・評価を行う主体はこの会議ですので、今ご説明いただいたのは一つの案ですから、それに則って私たちがやるかどうかを決める必要があります。今年度から委員になられた方が少しややこしいかなと思われるかもしれませんが、一昨年度までは、全員で全て同じものに目を通してやっていたと思います。ただそれだと時間がかかり過ぎてしまうので、グループに分かれて分担してやりましょうということで、昨年度からグループ分けをさせていただいて、グループで担当を分けてやるようになりました。先ほどの事務局案は、そのグループ分けを分担してやりましょうというのを、今年も踏襲してはどうかということです。ただ昨年と違うのは、あらかじめ基本事業シートを事前に送付をして、前回は、最初は①のところだけを点検・評価するということ考えていたのですが、途中からやはり重点事業についても評価しましょうということで、2回に分けて評価したという経緯があります。今回はそれを1回にする案です。重点項目についてもあらかじめお送りして、そこに意見を募って行うというのが昨年度と違うというところ。今年度は最初から依頼して一緒にやりましょうということだと思います。いかがでしょうか。こういう形で進めてはどうですかというのが事務局の案ですが、私たちが決めれば良いので、何かご意見ありますか。

**古谷野委員**：民間保育協議会の古谷野です。基本的には賛成で、私は今回初めてなので教えてもらいたいのですが、この3ページの基本事業シートの赤いところで、担当課で事前に作成したものということで、そういうグループ分けにするのはすごくいいと思うのですが、この作成した元になる、要は事業計画をしていって検討していく場合、PDCA サイクルという基本的なものがあって、それに基づいた調査をしていったりするわけじゃないですか。例えば、ここで見本になっている子育て世代の包括支援事業であったら、この



事業をやっている人たちのフィードバックを拾って、課題を挙げて議論しないと有識者の考え方で固まってしまうということになってしまうのかなと思ったものですから、一番大事な担当課から上がってくるというところの課題がどのようにして上がってきているか。例えば、先ほど言ったアンケート調査を基に、事業者の第三者評価を受けたことがあるのですが、やはり事業別に課題を上げるわけですね。それに対して、どういうふうな改善策をしますか。あまり予算が足りないので予算をつけようとか、人を立てようとかっていろいろな話が出ると思うのですが。そういうところをわからないまま、担当課だけのものを見てしまうと、私も未熟で他の事業のことも全然わからないので、いいのではないですかみたいな話になってしまうとあれなので、その経過というところも教えていただきながら、携わらせていただけたらと思うのですが。

**土井会長：**昨年度のやり方を申し上げますと、このプランについて、それぞれの担当部署が、この計画はどの程度進行したとか、どこができていないとかか自己評価をしていただいて、それをここに書いていただくわけですね。その担当部署の自己評価に対して、私たちがそれをどう評価するのかという形で、進めてきたというふうに理解をしています。その時に、書面だけだとわかりづらいので、この評価をする時には担当部署の方に来ていただいて、私たちがその担当者の方にご質問しながら、本当にこれで良いかどうかを確認し、担当部署の方の自己評価について私たちが評価をするという形で進めてきたところです。

**古谷野委員：**わかりました。自己評価って、あくまでも自己評価なので、事業者の改善点とかそういうところも含めて、担当課が自己評価していくと思うのですが、そこって意外と行政寄りというか、そういう視点になりがちかなと思ったものですから。事業者がどのように思って、どのように変えていきたいかというところの、調査資料ではないのですが、事業の課題が

しっかり上がってきて、それに対して、担当課が見て評価していくというところだと思うので、実施している事業者の意見が上がってきていけば、それについて行政側はこういうふうにしていたのだなというのがわかると思うので、何かそういうものがもしあれば教えていただければ。

**土井会長**：例えば数値目標については、客観的に見えやすいわけですよ。何%実現できている、できていないとか。だけどそういう数値目標が上がっていないものについては、主観的な評価になってしまうので、その担当の主観的評価に対して、私たちがどう評価する。なかなか難しいことで、それに伴う関連した調査を今からできるわけではないので、私たちとしては、担当者の方に質問をして、そのやりとりの中でその評価は妥当というふうに判断するか、いや少し甘いのではないかとか、あるいはもう少し評価がよくてもいいのではないかとかいろいろあると思うのですけれども。それを私たちが評価を評価するという形になるので今おっしゃっているような、私たちが評価する時の基準として、例えばこういう市民調査のデータがありますとかいうものは、例えばどういうものがありますかということをお聞きすることはできると思います。この根拠になっているのは、どういう統計データに基づいているのですかということはお聞きできると思うのですが、このために新たに調査をかけることは少し難しいのかなと思いますけど。

**事務局（こども政策課）**：今、土井会長からお話があった通りで、例えば、こども政策課ですと、子育て総合支援センターがありまして、そこで利用者のアンケートは毎年とっているのですが、フィードバックなども活かした上での評価というのはあるかと思うのですけれども、事業によっては事業者がいないこともあるかもしれないので、そこは自分達の判断で、こういう形で自己評価しましたということでシートを作らせていただきまして、会長がおっしゃった通り、当日は担当者が同席できるような形にしたいとは考えておりますので、どういう過程でこういう評価をしたかというのは、事前の質問でいた

だくことも可能ですし、当日伺っていただいても結構です。その中で、私たちが出した評価が妥当かどうかというところは判断していただければと考えております。

**堀内委員：**堀内です。数年間の計画があって、1年1年点検をしているところだと思うのですが、今年の話題に上がっていることは去年も点検をしているわけですね。例えば、3ページの一番下には実績と課題・改善方針とあるのですが、昨年度までの課題や方針があると、もちろんそれだけに対応したわけではないと思うのですが、それがそのままになってないかとかいうような視点も含めて、今年度は見ていくのが大事なのではないかと思ったのですが。

**土井会長：**昨年度の評価シートを参考までに欲しいということですね。

**堀内委員：**そこがそのままになっていたら、やっぱりやるべきことがやれてないので。何かしらの理由があってやれていないのはもちろんいいですけども。そういうふうに、事業計画が進んでいるかどうかの点検は行っていくのではないかなと思ったので今お聞きしました。あと、保育の見込み量とか数値目標が掲げられているので、結果はわかりやすいのですが、物によっては数字だけで判断できないもの、数値が上がらなかったけど実はこんなことを実績としてやったというのほどこまで載せるか難しいかとは思いますが、共有すべきものがあれば備考にないと、質問すらわからないというようなことにもなりかねないので、プロセスや課題として残っていることがあれば、実績が上がらなかった背景とか実績としても数値には繋がらなかったけどもこんな動きが始まったとか、取捨選択難しいところだが、上げていただかないと知らないことも色々やってらっしゃるのではないかと思って。昨年度すごく悩んだことがありまして、できる範囲で検討いただければ。

**土井会長：**昨年度のこの評価シートを参考にしたいので、それを同時に送っていただきたいということがまず1点。それから、今年度の事業シートについ

て、各担当部署が概要を書くときに、参考にした資料があれば、公表できるものについては、それを参考資料として事業シートにつけて送ってくださいという理解でよろしいですか。

**堀内委員：**数値で書けない実績って多分あるのではないかなと思って、どういうふうに共有するといいいのかわからないですけども、こういうことをやったが数値の改善には、来年あたりに成果出るようなものが仕込んであったりもするかもしれませんので。そういうところのプロセスの評価とかも実は大事なのではないかなと思って。この単年度ということではなく、今後の5カ年計画とか立てる時にそういった意味も含めて、量だけではかれるものじゃないということについて、点検していくのかということも、長い目で見た課題じゃないかと思って。今回、解決しようとはまでは思っていませんが、プロセスについても点検が必要なのではないかと思います。

**土井会長：**当日、担当部署がいるので、質問できると思うのですが、私たちが評価をするので、その時に背後にあるものの関連資料を付けてくださいということですね。

**堀内委員：**あった方がいいという判断のものがあれば、あんまりあっても難しいし全部つけた方がいいとは言い切れないが。ただ根拠資料があるということで、何か書いてもらえれば、それがどういうものとか、ヒアリングの結果があるとか一言あればいいのかもしれませんが。

**事務局（こども政策課）：**2点いただいたうちの1点目、継続して比較して評価をしていくというのはおっしゃる通りだと思いますので、昨年度の実績を添付するだけでなく、今年の評価をする際に、それも踏まえて、担当課には反映させることを伝えたいと思います。2点目ですが、今おっしゃった通り、これはぜひ見ていただきたいというものがあれば合わせて委員の皆様にお送りしますという形で、担当課に伝えたいと思いますけれども、例えば、5ページ、2番の重点項目は、数字でどうだったかというのが出てきて、去年

だとAからDまでありました。ただ、去年の実績を見てもやはりコロナの影響があって、当初は計画していたその体制もできていたけれども、ただ人だけが集まらなかったとかそういった事情があるので、参考として自由に書ける欄、それから一番下のところに確保方策と大きな差が出ている場合にはどうしてそういうことになっているのかというような自由記述欄を設けておりますので、今回もその部分を数字だけでなく、話がわかるように記載をお願いしますということで担当課に伝えたいと思います。

**土井会長**：確認ですが、担当課にお伺いするときに、昨年のもをつけてくださいというだけではなくて、私たちにも送ってくださいということだったと思います。

**堀内委員**：多分、今おっしゃってくださったことすごく大事なことで、そういう視点を持ってちゃんと点検をしてくださるというのが一番大事なところだと思うのですね。よく他の分野での点検書は、前の課題が冒頭にフォーマットで使っているようなものもあるので。必ずしも変える必要ないと思いますけど。

**土井会長**：今の話は具体的な進め方につきましてですが、この方式でよろしいですか。何かご異議ないですか。

**他委員**：異議なし。

**土井会長**：ではこの会議としましてはその方針で、今年度の点検・評価も行いたいと思います。つきましては前もって皆様方の方から、どのグループで自分は重点的にやりたいかをお考えいただき、先ほど説明ありましたけども、第1希望から第3希望まで考えておいていただければと思います。できるだけ第1希望の班に振り分けたいと思いますが、人数の関係上、イーブンに分けていかないといけないので、場合によっては第2希望の方に入っていくことがあるかもしれませんが、私たちは、基本目標1から3、すべてに対して責任を負っているのです、どこになってもご協力いただければと思います。

この協議事項につきまして、何かご質問とかご意見が追加であればお願いいたします。よろしいでしょうか。

ではないようですので協議事項は以上になります。

続いて報告事項に移りたいと思います。まず報告事項1「令和4年（2022年）4月1日時点の保育所の待機児童数について」事務局からご報告お願いいたします。

**事務局（幼児保育課）**：資料に基づき説明。

**土井会長**：では続きまして報告事項2「令和4年（2022年）5月2日時点のつくば市放課後児童クラブの待機児童数について」事務局からご報告お願いいたします。

**事務局（こども育成課）**：資料に基づき説明。

**土井会長**：保育所の待機児童数、それから児童クラブの待機児童数の報告がありました。この報告につきまして、質問されたいことがありましたらお願いいたします。

**石黒委員**：学園の森義務教育学校の石黒と申します。児童クラブについて、本校のせいで待機児童が出てしまい、大変申し訳なく思っているところです。資料にも書いてありますが、本校の児童生徒数は2,290名、クラス数は82クラスで、昨年度より10クラス増えております。空き教室は全然ないという状況で、去年まであった会議室とかPTA室も、工事をしていただき改築して使っているという状況でございます。今、図書室の件については、夏休みに打診をいただいたので、できるだけ開放する方向で考えております。また、来年度、本校は分離しますので、来年度はおそらく教室も余裕があるので、大丈夫かと思えます。

**土井会長**：次に、その他です。委員の皆様の方から何かご発言されたいことはありますでしょうか。

以上で、当会議における審議は全て終了いたしました。長時間にわたり慎

重なお審議ありがとうございました。これをもちまして、議事進行を事務局にお返しいたします。

**事務局**（こども政策課）：土井会長ありがとうございました。本日の会議録は、後日、皆様にご確認いただいた後に、市のホームページで公開いたします。次回の第3回会議は11月頃の開催を予定しております。以上をもちまして、令和4年度第2回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

以上

# 令和4年度(2022年度)第2回つくば市子ども・子育て会議次第

日時:令和4年(2022年)8月24日(水)

午後2時から午後4時まで

場所:つくば市役所本庁舎2階

防災会議室(2)(3)

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 協議事項

- (1) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について(岩崎保育所)
- (2) 公立保育所の閉所に向けての意見の聴取について(小田保育所)
- (3) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価の実施方法について

## 4 報告事項

- (1) 令和4年(2022年)4月1日時点の保育所等の待機児童数について
- (2) 令和4年(2022年)5月2日時点のつくば市放課後児童クラブの待機児童数について

## 5 そ の 他

## 6 閉 会



つくば市子ども・子育て会議委員

|    | 組織等      | 氏名       | 役職等<br>(現所属)                    | ※<br>選出<br>分類 |
|----|----------|----------|---------------------------------|---------------|
| 1  | 議会       | 木村 清隆    | つくば市議会議員                        | (1)           |
| 2  | 幼稚園PTA   | 奥寺 友里    | つくば市立幼稚園PTA連絡協議会会長（筑波幼稚園PTA副会長） | (2)           |
| 3  | 児童クラブ    | 千代原 義文   | つくば市学童保育連絡協議会会長                 | (2)           |
| 4  | 学識経験者    | 土井 隆義    | 大学教授等（筑波大学人文社会系教授）              | (3)           |
| 5  |          | 堀内 明由美   | 大学教授等（筑波大学医学医療系講師）              | (3)           |
| 6  | 民間保育園    | 古谷野 好栄   | つくば市民間保育協議会会長（つくばこどもの森保育園園長）    | (4)           |
| 7  | 民間幼稚園    | 橋本 幸雄    | つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会会長（栄幼稚園園長）   | (4)           |
| 8  | 子育て支援団体  | 浦里 晴美    | つくば市地域活動連絡協議会会長                 | (5)           |
| 9  |          | 間野 聡子    | 特定非営利活動法人ままとーん代表理事              | (5)           |
| 10 | 主任児童委員   | 大久保 良文   | つくば市主任児童委員連絡会代表                 | (5)           |
| 11 | 公立小中学校長  | 栗山 賢司    | つくば市立小中学校長会会長（春日学園義務教育学校長）      | (6)           |
| 12 | 公立小中学校長  | 石黒 正美    | つくば市立小中学校長会副会長（学園の森義務教育学校長）     | (6)           |
| 13 | 公募       | 落合 美智子   | こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等          | (7)           |
| 14 |          | 宮下 信一    | 〃                               | (7)           |
| 15 |          | トモル ソロンゴ | 〃                               | (7)           |
| 16 |          | 根津 陽子    | 〃                               | (7)           |
| 17 |          | 村上 義孝    | 〃                               | (7)           |
| 18 | 小・中学校PTA | 横田 智之    | つくば市PTA連絡協議会会長（並木中学校PTA会長）      | (2)           |
| 19 | 小児医療     | 江原 孝郎    | つくば市医師会（江原こどもクリニック院長）           | (3)           |
| 20 | 保育園保護者会  | 末永 詩織    | つくば市保育所・園父母の会連絡協議会（松代保育所父母の会）   | (2)           |

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者  
(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者  
(6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

# つくば市公立保育所個別整備計画 (岩崎保育所) (案)

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1. つくば市公立保育所個別整備計画（岩崎保育所）について | 1 |
| 2. 岩崎保育所の概要                   | 3 |
| 3. 新園舎の方針と整備概要                | 5 |
| 4. 整備スケジュール                   | 6 |

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（岩崎保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、岩崎保育所については、築 43 年の木造の保育所であり、lw 値 0.34 と新耐震基準を満たさない施設であるため、(1)③建替えにより施設改善を進めていく必要があります。その上で、「整備方針」に基づき公立による運営を行うこととし、その整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（岩崎保育所）」を策定しました。

※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で Is 値（鉄骨等）と lw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、lw 値で 1.0 以上。

## 2 岩崎保育所の概要



### (1) 岩崎保育所の概要

|   |             | 現行   | 新園舎（予定）  |
|---|-------------|--|--|
| 1 | 所在地         | つくば市下岩崎 2105 番地  | つくば市下岩崎 2116 番地  |
| 2 | 敷地・<br>延床面積 | 敷地面積：約 2,646 m <sup>2</sup><br>延床面積：約 475 m <sup>2</sup>         | 敷地面積：約 4,236 m <sup>2</sup><br>延床面積：約 1,100 m <sup>2</sup> |
| 3 | 構造          | 木造 平屋建て  | 重量鉄骨造 2階建て   |
| 4 | 建築年月日       | 昭和 54 年 3 月 1 日  | 令和 6 年 4 月 1 日開所   |
| 5 | 認可定員        | 60 人   | 90 人   |
| 6 | 立地条件        | つくばエクスプレスみどりの駅から車で約 15 分   |  |
| 7 | 周辺の状況       | 現行所在地、新園舎予定所在地ともに、荃崎第二小に隣接し、近隣には荃崎運動公園やつくば市ふれあいプラザといった公共施設が存在する。 |  |

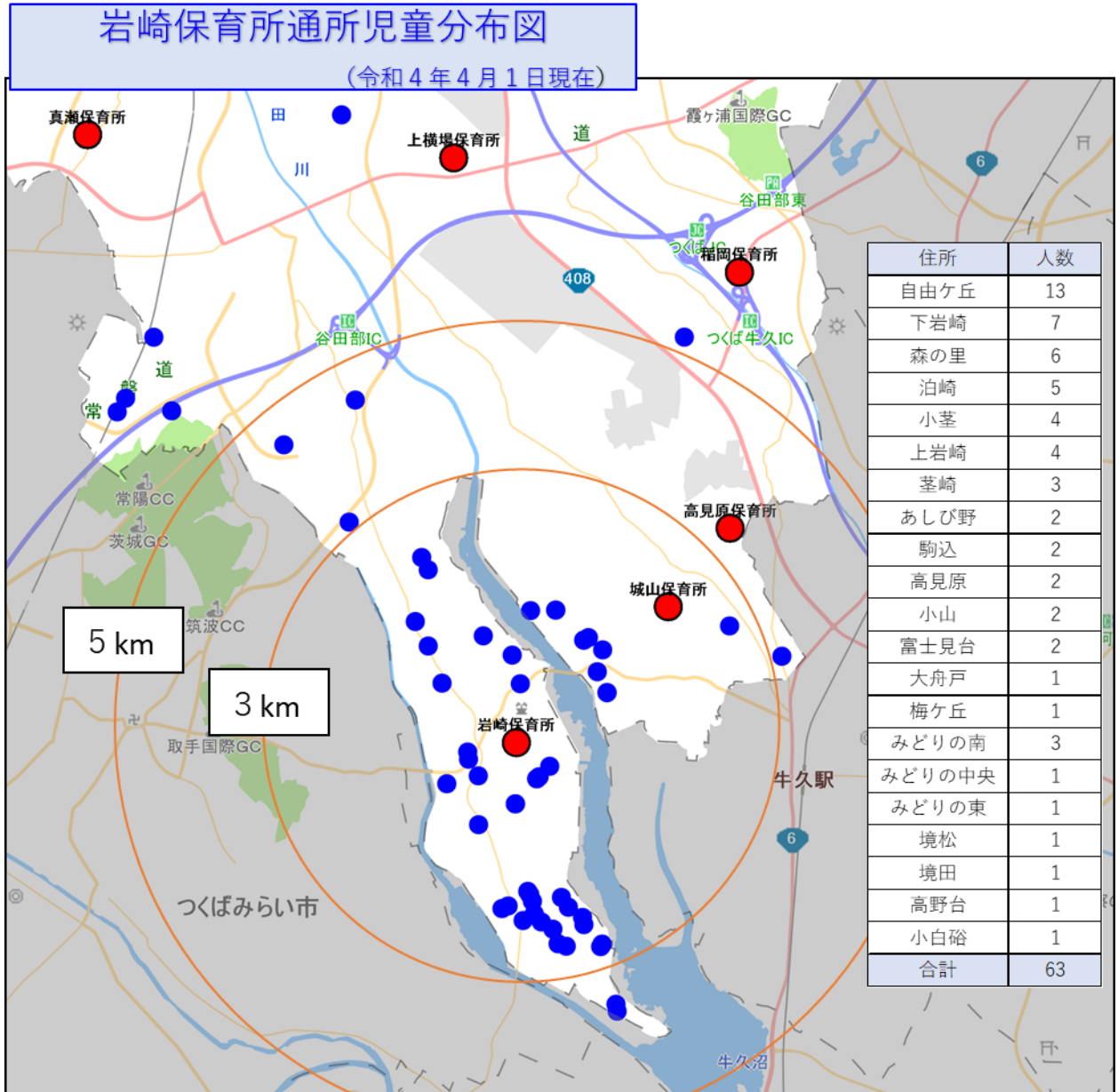
### (2) 岩崎保育所の入所児童数の推移（各年 4 月 1 日時点）

単位：人

|     | H31 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|----|----|----|
| 0 歳 |     |    |    |    |
| 1 歳 | 8   | 8  | 7  | 8  |
| 2 歳 | 12  | 10 | 11 | 12 |
| 3 歳 | 15  | 14 | 14 | 15 |
| 4 歳 | 15  | 15 | 14 | 13 |
| 5 歳 | 15  | 15 | 15 | 15 |
| 合計  | 65  | 62 | 61 | 63 |

※入所児童が認可定員数を超えているのは、人員と面積を確保した上での弾力的運用による。

【参考】岩崎保育所の入所児童等の状況  
 岩崎保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

| 3km 以内 | 3km～5km | 5km 以上 | 合計（人） |
|--------|---------|--------|-------|
| 51     | 6       | 6      | 63    |
| 81.0%  | 9.5%    | 9.5%   |       |

### 3 新園舎の方針と整備概要

岩崎保育所（新園舎）は、現行の園舎から岩崎幼稚園跡地へ移転し、保育所の機能拡充および質の向上を図ります。具体的には、0歳児の新規受入れ、認可定員数の拡充、医療的ケア児受入れのためのケアルームの整備などのほか、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応した各種サービスの拡充を行い、公立保育所としてつくば市南部の保育の核となる役割を十分に果たすことができる施設にしていきます。

整備概要は以下のとおりです。

#### (1) 整備後の施設形態

現行のまま、児童福祉法に定める保育所とします。

#### (2) 建設・運営方法

公設公営による整備とします。

#### (3) 主な機能の拡充

以下の機能を拡充します。

- ①0歳児の新規受入れ
- ②現行の認可定員「60人」から「90人」へ拡充
- ③医療的ケア児受入れのためのケアルームの整備
- ④太陽光発電等を利用した環境へ配慮した建物の省エネ設計

#### (4) 建設場所

つくば市下岩崎 2116 番ほか（岩崎幼稚園跡地）



出典：国土地理院「地理院地図 GSI Maps」を加工し作成



#### (5) 保護者への説明

整備にあたっては、保護者の方に丁寧な説明を行いながら進めていきます。  
保護者説明会の実施については以下のとおりです。

- 児童の保護者を対象に、個別整備計画策定時に開催する。
- 保護者に対して十分に情報提供を行う。

|   | 説明会等の開催                | 説明会等の内容                            |
|---|------------------------|------------------------------------|
| 1 | 個別整備計画（案）<br>策定時保護者説明会 | ▶ 岩崎保育所における整備・運営の進め方やスケジュール等について説明 |
| 2 | 内覧会                    | ▶ 保護者等を対象とした新園舎内覧としての施設案内          |

## 4 整備スケジュール

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 令和4年度 | 保護者説明会                |
|       | 個別整備計画（岩崎保育所）の決定      |
| 令和5年度 | 設計・解体・建設<br>（令和4～5年度） |
|       | 内覧会                   |
| 令和6年度 | 新園舎での保育開始             |

# つくば市立小田保育所の閉所に向けて (案)

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. つくば市立小田保育所の閉所に向けて | 1 |
| 2. 小田保育所の概要          | 3 |
| 3. 閉所に至った経緯          | 5 |
| 4. 閉所にあたっての留意点       | 6 |
| 5. 留意点を踏まえた今後の流れ     | 6 |
| 6. 小田保育所近辺の保育所等の入所状況 | 7 |
| 7. 閉所までのスケジュール       | 8 |

## 1 つくば市立小田保育所の閉所に向けて

(1) つくば市では、新耐震基準（※1）を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値（建物の耐震性能を表すための指標）の低い順とする。
- ②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら整備していく。
- ⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえ、小田保育所は、築 52 年の木造の保育所であり、lw 値 0.61 と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に対応する必要があることから、近隣公立保育所で保育需要に対応できることを前提とした該当施設の休所も視野に入れ、国指定史跡（※2）内に立地していることも踏まえながら調査・検討を進めてきましたが、児童数の減少や近隣園の状況に鑑み、令和 7 年度末をもって小田保育所を閉所することとしました。閉所に至るまでの経緯や閉所にあたっての留意点等を示すものとして「つくば市立小田保育所の閉所に向けて」を策定しました。

#### ※1 新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で ls 値（鉄骨等）と lw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls 値で 0.6 以上、lw 値で 1.0 以上。

#### ※2 国指定史跡

貝塚、古墳、都城跡などの遺跡で、歴史上または学術的価値の高いものの保存を図るため、文化財保護法に基づき指定されたもの。これにより現状の改変などが制限され、保存に必要な管理、保存の措置が講じられる。

## 2 小田保育所の概要



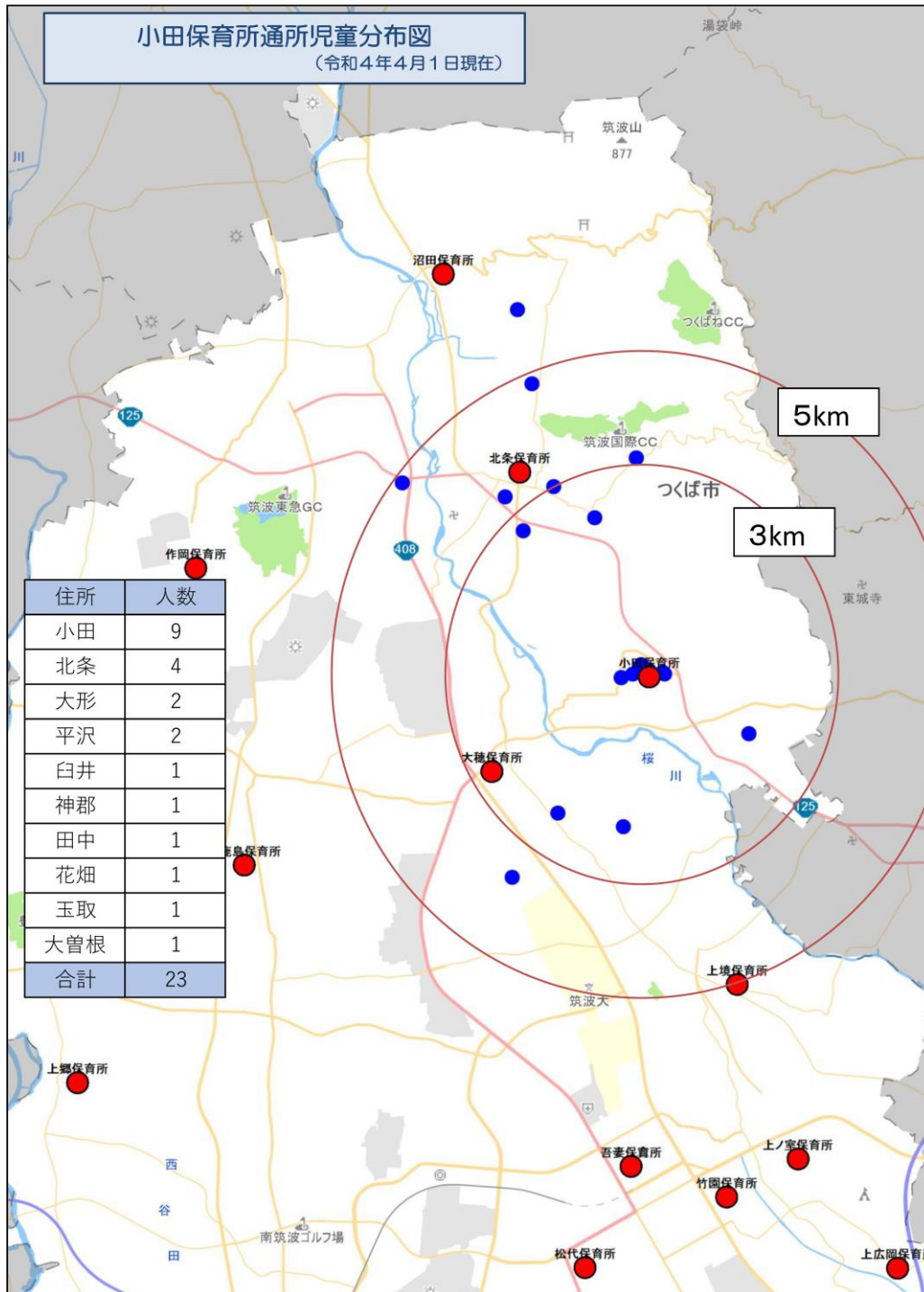
### (1) 小田保育所の概要

|   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 施設名称  | 小田保育所  |
| 2 | 所在地   | つくば市小田 2413 番地                               |
| 3 | 資産所有者 | 土地：つくば市（敷地面積：3,355 ㎡）<br>建物：つくば市（延床面積：362 ㎡） |
| 4 | 構造    | 木造 平屋建て                                      |
| 5 | 建築年月日 | 昭和 45 年 2 月 1 日                              |
| 6 | 認可定員  | 60 人   |
| 7 | 立地条件  | つくばエクスプレスつくば駅から車で約 30 分                      |
| 8 | 周辺の状況 | 国指定史跡「史跡小田城跡」内に立地し、小田地域振興会等地域の活動が活発である。      |

### (2) 小田保育所の入所児童数の推移（各年 4 月 1 日時点） （単位：人）

|     | H31 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|----|----|----|
| 0 歳 |     |    |    |    |
| 1 歳 | 6   | 4  | 3  | 2  |
| 2 歳 | 9   | 7  | 2  | 3  |
| 3 歳 | 9   | 9  | 8  | 3  |
| 4 歳 | 9   | 8  | 8  | 8  |
| 5 歳 | 9   | 9  | 8  | 7  |
| 合計  | 42  | 37 | 29 | 23 |

【参考】小田保育所の入所児童等の状況  
 小田保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

| 3km 以内 | 3km～5km | 5km 以上 | 合計（人） |
|--------|---------|--------|-------|
| 17     | 5       | 1      | 23    |
| 73.9%  | 21.7%   | 4.4%   |       |

### 3 閉所に至った経緯

小田保育所は、新耐震基準を満たさない9つの保育所の1つとして、令和2年(2020年)3月に策定した「基本方針」において、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設であるため、基本的方向は「建て替え」として規定されました。

その後、翌令和3年(2021年)8月に策定した「整備方針」において、【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】を定め、国指定史跡内に立地することから在り方について検討を進めることとなりました。

以下のような点に着目し検討を進めた結果、近隣公立保育所での受入れ枠を確保することを前提として、小田保育所を令和7年度末をもって閉所するに至りました。

#### (1) 児童数の推移

直近4年間の数字で見ると、徐々に減少傾向にあります。

(各年4月1日時点)(単位:人)

| 年 度   | H31 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|----|----|----|
| 児 童 数 | 42  | 37 | 29 | 23 |

#### (2) 小田保育所の立地エリア

小田保育所が立地する国指定史跡である「史跡小田城跡」は、文化財保護法に基づき指定されており、現状の改変などが制限され、保存に必要な管理や保存の措置が講じられています。

また、周辺の土地について史跡保護の観点から市が民間から買収しており、市の基本方針として、史跡は保存・活用していくこととしています。

#### (3) 近隣公立保育所での受入れ枠の確保

新耐震基準を満たさない9つの公立保育所の施設整備を進める中で、公立保育所職員の異動や配置の見直しを行うことに伴い、最寄りの北条保育所、大穂保育所をはじめとした近隣保育所における受入れ枠が確保できることから、小田保育所に在籍している児童の受入れが可能となります。

#### (4) 閉所の時期

(1)(2)(3)を踏まえ、現在小田保育所に入所している児童ができる限り小田保育所で卒所を迎えることができるように、閉所する時期については、「整備方針」において整備が完了する年度となっている令和7年度末とします。



## 4 閉所にあたっての留意点

小田保育所の閉所にあたっては、以下の点に十分に配慮しながら進めます。

### (1) 保育の継続

施設の閉所まで保育を継続するとともに、児童の転所にあたって配慮します。

### (2) 児童の受入れ

閉所する令和7年度まで児童の受入れをします。

### (3) 修繕・点検

閉所まで継続して実施します。

### (4) 近隣保育所との連携

北部エリアを中心とした近隣園での受入れに向けて公立保育所の受入れ枠の確保を行います。

### (5) 在籍職員への配慮

他の公立保育所への異動や、他の公共施設での会計年度職員の募集状況などの情報提供を行います。

## 5 留意点を踏まえた今後の流れ

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、「整備方針」に基づき、以下のように進めていきます。

### (1) 保育の継続

#### ①児童の受入れ

令和7年4月入所まで、従来通り児童を受入れていきます。

#### ②転所について

令和7年9月1日時点での在籍児童に対して、次年度の保育所（園）申込みについて配慮します。

※転所に関する手続きについては、令和8年度の入所入園の手続きの前に、ご案内します。

### (2) 園舎の使用

修繕・点検を行いながら、閉所する令和7年度末まで保育を行います。それ以降は、園舎の使用を停止します。（安全管理の観点から遊具等も含めて使用停止）

### (3) 在籍職員の異動、配慮について

令和7年度末までは、通常通りの人事異動や必要に応じた会計年度任用職員の募集を行います。それ以降については、正職員は他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については近隣の公立保育所等、公共施設での勤務を希望される場合には、募集状況などの情報提供を行っていきます。

## 6 小田保育所周辺の保育所等の入所状況

(令和4年4月時点)(単位:人)

| 保育所名  | 受入可能枠( )内は在籍数) |            |            |            |            |            |              |
|-------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
|       | 0歳             | 1歳         | 2歳         | 3歳         | 4歳         | 5歳         | 合計           |
| 北条保育所 | 3<br>(3)       | 6<br>(6)   | 12<br>(11) | 13<br>(13) | 13<br>(10) | 13<br>(10) | 60<br>(53)   |
| 大穂保育所 | 6<br>(6)       | 12<br>(12) | 18<br>(18) | 18<br>(18) | 21<br>(20) | 23<br>(19) | 98<br>(93)   |
| 沼田保育所 | 6<br>(1)       | 8<br>(8)   | 12<br>(10) | 14<br>(6)  | 12<br>(12) | 10<br>(6)  | 62<br>(43)   |
| 作岡保育所 | 3<br>(1)       | 4<br>(4)   | 6<br>(4)   | 13<br>(6)  | 13<br>(12) | 15<br>(13) | 54<br>(40)   |
| 合計    | 18<br>(11)     | 30<br>(30) | 48<br>(43) | 58<br>(43) | 59<br>(54) | 61<br>(48) | 274<br>(229) |

〔小田保育所周辺の保育所等マップ〕



## 7 閉所までのスケジュール

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 令和3年度 | 保護者説明会・地区説明の実施     |
| 令和4年度 | 保護者説明会・(地区説明の実施)   |
| 令和5年度 |                    |
| 令和6年度 |                    |
| 令和7年度 | つくば市立保育所条例改正<br>閉所 |

## 第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について

### 1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プランについては、毎年1回、つくば市子ども・子育て会議で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図っています。

### 2 点検・評価の対象事業

①プラン「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載されている各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）

②プラン「第5章 重点事業」内の

「3. 教育・保育の見込量と確保方策」（P50～）

「4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策」（P55～）

「5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」（P63～）

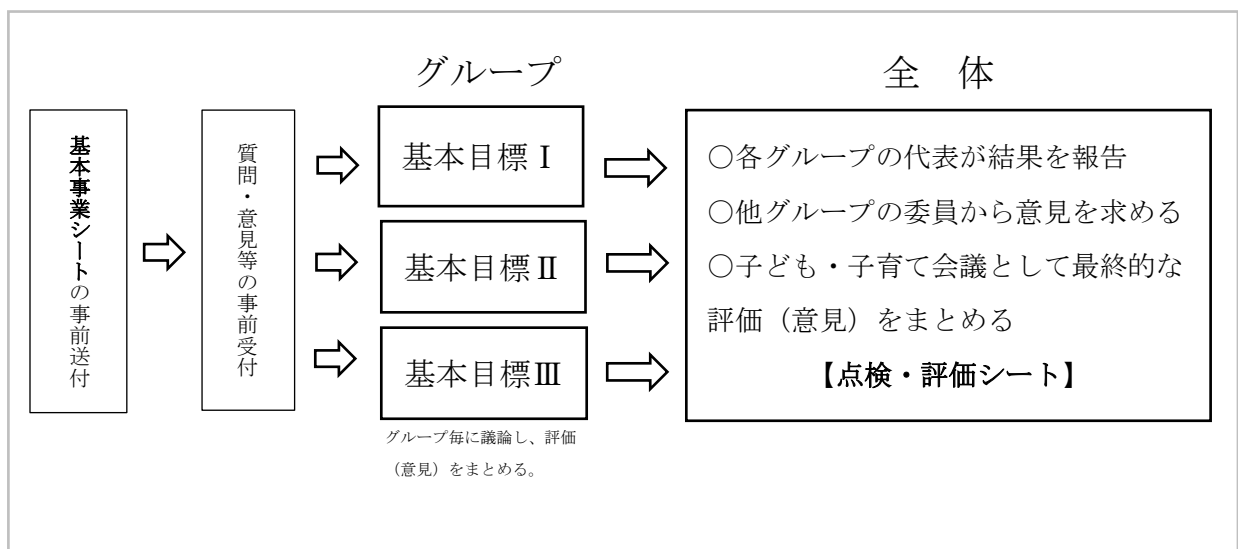
### 3 点検・評価の方法

#### ①について

基本事業に関連した担当課が予め作成する「基本事業シートⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を、委員の皆様へ会議に先立ってご提供します（※本シートに関する、皆様からの質問・意見等も事前に受け付けます）。

当日は、事前に分けさせていただいたグループにおいて、基本事業シート及び事前に受付した質問・意見等を踏まえ議論をしていただきます。

その後、各グループでまとめた評価（意見）を会議全体で報告し、子ども・子育て会議の評価（意見）として「点検・評価シートⅠ・Ⅱ・Ⅲ」にまとめます。



## ②について

重点項目に関連した担当課が予め作成する「事業担当課一覧および重点項目評価表シート」を使用します。委員の皆様には、事前に評価表シートを御確認いただき、その上で、御質問・御意見等をいただきます。

会議の当日は、担当課が作成した評価表シート及び委員の皆様からの御質問・御意見等を取りまとめた点検・評価結果（案）を御報告させていただきます。

⇒ ①、②の実施については、第3回子ども・子育て会議（11月予定）で実施予定ですが、会議の進捗状況により、第4回会議にまたがる場合がございます。

## 4 点検・評価（意見）結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

### 【参考資料】

- ・別紙\_基本事業シート（見本）
- ・別紙\_点検・評価シート（見本）
- ・別紙\_重点項目評価表（見本）

※資料は現時点で、第3回子ども・子育て会議で使用を予定しているものですが、若干の加除修正が生じる場合があります。

別紙\_基本事業シート（見本）

|  |                 |       |               |                 |
|--|-----------------|-------|---------------|-----------------|
| 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート  |                 |       |               | 2               |
| 基本目標   | I 確かな生命と元気を育む   |       |               |                 |
| 基本方針   | 1 継続的・包括的な支援の充実 |       |               |                 |
| 担当課  | こども政策課          | 健康増進課 | 幼児保育課         |                 |
| 基本事業   | ②子育て世代包括支援事業    |       |               | 計画記載<br>ページ P36 |
| 関連するプラン  |                 |       |               |                 |
| <b>■ 事業内容 ■</b>  |                 |       |               |                 |
| <p>○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。</p> <p>○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。</p> <p>○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。</p> |                 |       |               |                 |
| <b>■ 事業概要 ■</b>  |                 |       |               |                 |
| <div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><b>【見本】</b></p> <p style="text-align: center;">担当課で事前に作成したものを、委員の皆様にご提供します。<br/>会議に先立って、本シートに対してご質問（及び事務局からの回答）等のやり取りを行い、子ども・子育て会議にてご審議いただきます。</p> </div>   |                 |       |               |                 |
| 実績   |                 |       | 実績に対する課題・改善方針 |                 |
|  |                 |       |               |                 |

令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

【見本】

各グループで、担当する基本目標に対応する基本事業シートを御確認いただきます。その後、全体での討議で各グループの代表に結果を報告していただきます。

※グループで出た意見等につきましては、本シートにて事務局でとりまとめをいたします。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

各グループの代表による結果発表の後、他グループの委員からも意見を求め、子ども・子育て会議として最終的な評価（意見）をまとめます。

※会議全体で出た意見等につきましては、本シートにて事務局でとりまとめをいたします。

## 別紙\_重点項目評価表 (見本)

担当課：こども政策課

②地域子育て支援事業

令和3年度評価

**【見本】**  
子ども・子育て支援プランに記載されている令和3年度の見込み量

| 区分                 | 202804 | 施設数           | 9        | 評価 |
|--------------------|--------|---------------|----------|----|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 202804 | 施設数<br>出張ひろば数 | 9<br>6   |    |
| ②確保方針              |        |               |          |    |
| ③実際の量<br>(年間利用人数)  |        | 施設数<br>出張ひろば数 |          |    |
| ③実際の確保量            |        |               |          |    |
| 達成率 (③/①)          |        | 施設数<br>出張ひろば数 | 0%<br>0% |    |

令和3年度の実績値

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数  
出張ひろば数・・・  
●●交流センター (拠点名称)

見込に対する実績の達成率で評価を実施

【確保方針と大きな差が出ている場合その理由など (自由記述)】



令和 4 年（2022 年）4 月 1 日時点の待機児童数について

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日時点の待機児童数は **3 人（速報値）** となり、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日時点と比べて **1 人増加** となりました。申込者については、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日時点で 7,976 人となり令和 3 年（2021 年）4 月 1 日と比べて 355 人増加となっています。施設数及び定員数は、待機児童解消のための施設整備により増加し、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日時点で 98 施設 8,689 人分の定員数を確保しています。

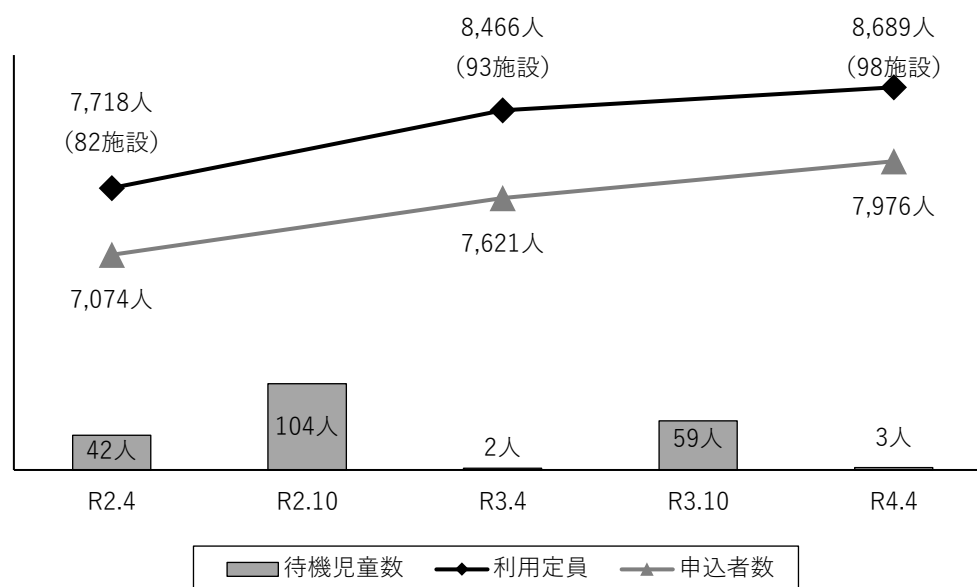


図 1 利用定員・申込者数・待機児童数の推移

待機児童数については、子育て安心プランに沿って、待機児童を”0人”とすべく保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和 3 年の **2 人** に引き続き令和 4 年も **3 人** と低い水準で推移しています。なお、この待機児童 3 人については要配慮児童であることから人的配置の問題により待機となっています。

表 1 年齢区分ごとの待機児童数の推移

|        | 令和 2 年 |      | 令和 3 年 |      | 令和 4 年   |
|--------|--------|------|--------|------|----------|
|        | 4 月    | 10 月 | 4 月    | 10 月 | 4 月      |
| 0 歳児   | —      | 39   | —      | 13   | —        |
| 1 歳児   | 41     | 50   | 1      | 31   | —        |
| 2 歳児   | 1      | 15   | —      | 10   | <b>1</b> |
| 3 歳児以上 | —      | —    | 1      | 5    | <b>2</b> |
| 合計     | 41     | 104  | 2      | 59   | <b>3</b> |

一方で、年齢区分ごとに利用定員と申込者数を見ると、**1歳児及び2歳児**において申込者数が定員を超過している状況にあります。小規模保育事業の卒園後の受け皿としての役割も果たしている**3歳児**クラスについても、今後の申込者数の変動によっては申込者数が定員を超過する可能性が考えられます。

また、待機児童数に**保留者数**<sup>\*</sup>を加えると、保育施設に入所できていない方が依然として約250人いることが分かります。

※ 入所が内定せず育児休業を延長している方や、特定の園を希望していることで入所が内定していない方

**表2 年齢区分ごとの利用定員及び申込者数の推移**

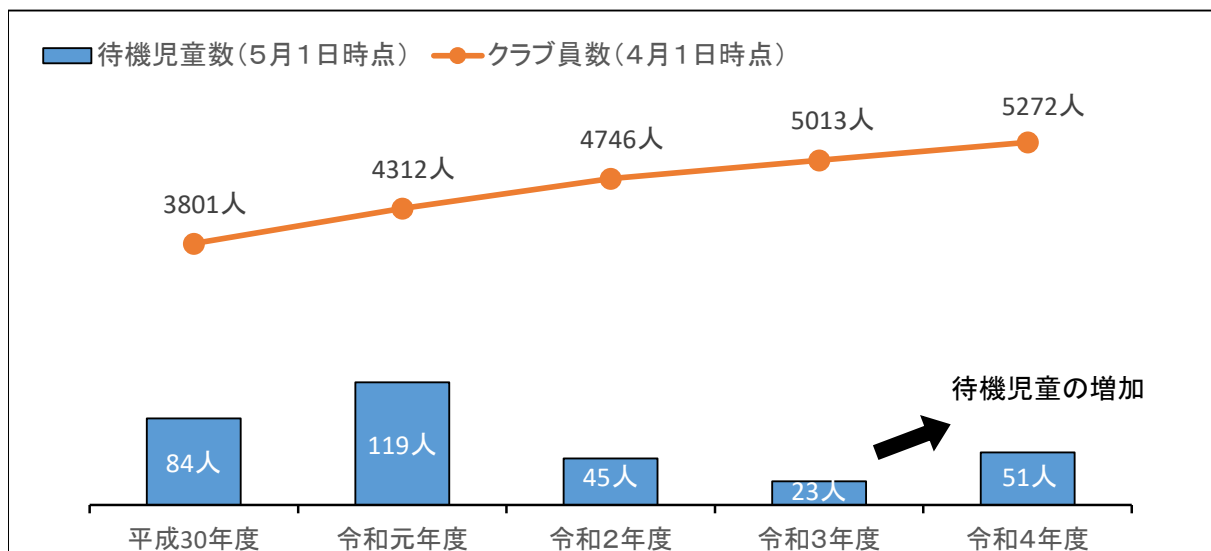
|         | 令和2年  |       | 令和3年  |      | 令和4年        |
|---------|-------|-------|-------|------|-------------|
|         | 4月    | 10月   | 4月    | 10月  | 4月          |
| 0歳児定員   | 836   | 839   | 903   | 903  | 923         |
| 0歳児申込   | 529   | 845   | 542   | 956  | 538         |
| 1歳児定員   | 1,171 | 1,177 | 1,305 | 1305 | <b>1354</b> |
| 1歳児申込   | 1,231 | 1,335 | 1,387 | 1455 | <b>1402</b> |
| 2歳児定員   | 1,321 | 1,327 | 1,471 | 1471 | <b>1526</b> |
| 2歳児申込   | 1,330 | 1,403 | 1,429 | 1499 | <b>1552</b> |
| 3歳児定員   | 1,432 | 1,432 | 1,560 | 1560 | 1590        |
| 3歳児申込   | 1,313 | 1,378 | 1,435 | 1486 | 1531        |
| 4・5歳児定員 | 2,958 | 2,958 | 3,227 | 3227 | 3296        |
| 4・5歳児申込 | 2,671 | 2,714 | 2,804 | 2839 | 2953        |

**表3 年齢区分ごとの保留者数の推移**

|       | 令和2年 |     | 令和3年 |     | 令和4年       |
|-------|------|-----|------|-----|------------|
|       | 4月   | 10月 | 4月   | 10月 | 4月         |
| 0歳児   | 26   | 152 | 26   | 225 | <b>35</b>  |
| 1歳児   | 96   | 91  | 116  | 97  | <b>113</b> |
| 2歳児   | 48   | 37  | 17   | 30  | <b>56</b>  |
| 3歳児以上 | 16   | 38  | 34   | 20  | <b>40</b>  |
| 合計    | 186  | 318 | 193  | 372 | <b>244</b> |

## 令和4年度つくば市放課後児童クラブの待機児童について

## ■待機児童数



待機児童解消のために、児童館児童クラブ室の増築等による定員拡充や民営児童クラブの誘致を実施しているところですが、令和4年度の待機児童数は51人となり、令和3年度と比べて28人増加しました。

51名のうち45名については、学園の森児童クラブにおいて、学校の児童数急増により児童クラブが借用していた教室を令和3年度末で返却せざるを得ず、空き教室を借用できなかったことによるものです。

なお、同クラブの待機児童解消に向けた対応策として、令和5年4月開校予定の研究学園小学校隣接地に公設公営児童クラブ（定員：240名）を整備しています。

## ■学年別の待機児童数


|     | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 1年生 | 16人    | 12人   | 2人    | 4人    | 8人    |
| 2年生 | 11人    | 5人    | 6人    | 2人    | 2人    |
| 3年生 | 7人     | 7人    | 2人    | 0人    | 1人    |
| 4年生 | 29人    | 45人   | 20人   | 8人    | 13人   |
| 5年生 | 20人    | 26人   | 12人   | 5人    | 15人   |
| 6年生 | 1人     | 24人   | 3人    | 4人    | 12人   |
| 合計  | 84人    | 119人  | 45人   | 23人   | 51人   |

待機児童数を学年別に見ると、4年生以上の待機児童数が全体に占める割合が大きいのことがわかります。令和4年度の学年別の待機児童数を見ると、4～6年生で全体の78%の割合を占めています。

## ■運営別の待機児童数

|    | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 公営 | 58人    | 113人  | 33人   | 19人   | 50人   |
| 民営 | 26人    | 6人    | 12人   | 4人    | 1人    |
| 合計 | 84人    | 119人  | 45人   | 23人   | 51人   |

待機児童数を運営別に見ると、公営児童クラブの待機児童数が多い傾向にあります。令和4年度の公営児童クラブの待機児童数は全体の98%の割合を占めています。



# つくば市公立保育所の 新耐震基準を満たさない 施設の整備方針

令和3年(2021年)8月  
こども部 こども政策課



## つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針

### 1 前提条件の整理

つくば市では、令和2年（2020年）3月に、「第2期子ども・子育て支援プラン」（以下、「プラン」という）を策定した。このプランでは、「つくば市未来構想」における人口ビジョンにより、令和30年（2048年）に人口が約29万人のピークを迎えるとの推計値から、各年の0歳から11歳までの年齢ごとの人口を見込んでいる。教育・保育提供区域として北部・中央部・南部の3つのエリアを設定して、エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込み量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保方策を示し、待機児童の早期解消に向けて保育環境の整備を図ることを目指している。

今後も子育て世代を中心に人口増が見込まれるため、プランに基づき、人口の見込みと保育ニーズ調査から算出した保育の見込み量を勘案し、保育施設の新設や定員増を基本とした保育の確保量の拡充を図る。プランにおける保育の量において、中央部は令和7年までに1,355人増加する見込みのため、令和2年度から令和6年度末までに36か所の保育施設を整備し、受け皿の確保を目指す。

また、同じく令和2年（2020年）3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定し、施設改善の基本的方向として、①新耐震基準適用後に建設された施設については長寿命化のための大規模な修繕で計画的な維持保全を図る、②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設については、長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修を施す、③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設については、建て替えと定めた。（表1）

（表1）市の公立保育所のエリアと耐震対策状況

|   | 北部  | 中央部  | 南部  |
|---|---|--|---|
| ① | 今鹿島保育所（築36年）<br>上郷保育所（築35年）<br>作岡保育所（築31年）<br>沼田保育所（築27年）<br>北条保育所（築1年） | 桜南保育所（築34年）<br>大穂保育所（築33年）<br>二の宮保育所（築32年）<br>松代保育所（築25年）<br>真瀬保育所（築6年）  |   |
| ② |   | 竹園保育所（築45年）<br>並木保育所（築44年）<br>吾妻保育所（築42年）<br>手代木南保育所（築41年）   |   |
| ③ | 小田（Iw 0.61/築51年）  | 上境（Is 0.07、Iw 0.81/築47年）<br>稲岡（Is 0.14/築44年）<br>上ノ室（Is 0.20 Iw 0.71/築48年）<br>上広岡（Iw 0.64、Is 0.23、/築46年）<br>上横場（Is 0.45/築53年） | 岩崎（Iw 0.34/築42年）<br>高見原（Iw 0.52/築44年）<br>城山（Iw 0.79/築43年） |

※Is値は鉄骨建造物、Iw値は木造建築物の耐震性能を測るための指標で、Is値が0.6以上、Iw値が1.0以上であれば震度6～7程度の大規模地震で危険性が低いとされている。

これら「プラン」と「基本方針」を受けて、公立保育所全体の今後の在り方を見据えながら、③の新耐震基準を満たしていなく早急に対応が必要な9施設については、速やかに着手し、良好な保育環境を確保するため方向性を示すものとする。

## 2 保育所の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする児童を保育する場所であり、そこではすべての児童の最善の利益のために、児童の健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、厚生労働省が定める「保育所保育指針」に基づき、保育を実施している。

つくば市の公立保育所及び民間保育施設等は、それぞれの特色をいかし、「保育所保育方針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えている。

つくば市では、現在 23 か所の公立保育所の他に、70 か所の民間保育園により保育を行っている。

(表2) 市内の保育所(園)の現状

R3.4.1 現在

| 市内保育所(園)数 | 北部 | 中央部 | 南部 | 計  |
|-----------|----|-----|----|----|
| 認可保育園     | 2  | 43  | 1  | 46 |
| 認定こども園    | 0  | 7   | 2  | 9  |
| 小規模保育所    | 0  | 15  | 0  | 15 |
| 小計        | 2  | 65  | 3  | 70 |
| 公立保育所     | 6  | 14  | 3  | 23 |
| 合計        | 8  | 79  | 6  | 93 |

## 3 公立保育所の役割

- ① 行政機関としての市保育行政の方向性に沿った保育の基準(スタンダード)の確立  
実施される保育の取り組みは児童福祉法等に定める基準を満たし、これまで培ってきた保育の取り組みの維持・向上を図りながら、市内の保育施設における保育の基準を示している。
- ② 特別な配慮を必要とする児童への対応  
待機児童の受入枠の確保の観点を考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組んでいる。
- ③ 地域子育て支援の拠点  
地域交流事業や園庭開放事業等を実施し、保育所に入所していない児童が参加できるイベントを実施している。その際に保護者の育児相談を行うなど、保育施設等を利用していない子育て家庭に対して、公立保育所を利用した支援体制づくりに取り組んでいる。
- ④ 民間保育施設との連携・支援  
保育サービスの質の確保を図るため、公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識、ノウハウを活かし、運営内容について適切な相談や支援を行っている。
- ⑤ 市内保育環境のセーフティネット  
保育施設の空白地帯が発生する状況にならないよう様々な対策を行うことを前提に、万が一保育の実施が滞った際には、公立保育所全体で受入等の対応をしていく。

## 4 民間保育園の特徴

### ① 多種多様な保育サービス

運営主体や運営制度、施設、事業規模等により様々な保育施設が整備されているため、保育時間延長、一時預かり事業、病児病後児保育事業等、多様な保護者ニーズに対応ができる。

### ② 特別な配慮を必要とする児童への対応

公立保育所同様、待機児童の受入枠の確保の観点を考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するため、受け入れ体制の構築に取り組み、多くの児童が入所している。なお、加配保育士を配置した場合、児童の障害の程度に応じて市独自の助成を行っている。

### ③ 地域子育て支援拠点としての機能

身近な子育て相談の場所として、保育園に併設する形等で拠点を設置し、子育てに必要な情報や親子が気軽に集えるスペースを提供している。(つくば市では現在8か所)。

### ④ 地域型保育事業者との連携・支援

地域型保育事業を行うにあたり、連携施設(幼稚園・認可保育園・認定こども園)が必要であるため、小規模保育事業者における保育内容の連携や卒園後の受け皿の役割を担っている。

### ⑤ 市の財政支出の軽減

公設公営の場合、建設費・運営費は利用料以外市の支出となる。一方民間の場合、建設費(国1/2、市1/4、事業者1/4)・運営費(国1/2、県1/4、市1/4)の補助があり、市の支出が軽減する。

## 5 新耐震基準を満たさない施設の整備方針(9保育所)

### (1) 9保育所の整備に関する基本的な考え方

① 施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

・令和7年度末までを目途に整備し、移行を可能とする。

② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

・上ノ室保育所・上広岡保育所については、距離が近く規模的にも統合可能である。

・高見原保育所・城山保育所については、両保育所とも高見原地区からの児童が多く通っており、規模的にも統合可能である。

③ 近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

・小田保育所については、国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後のあり方について検討していく。

④ 公共施設などの跡地で活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

・上横場保育所については、上横場・谷田部・みどりの地区の児童が大半であるため、中央に位置する旧谷田部庁舎跡地も視野に入れ検討する。

・茎崎地区においては、幼稚園統合後の跡地を検討する。

⑤ 公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

・つくば市全域でとらえた場合、大きな空白地帯ができないように茎崎地区の1か所を公設公営とする。



- ⑥ 速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人（以下、法人という）による建設・運営を優先して検討する。
- ・上境保育所については、人口増が見込まれ、待機児童が発生している中根・金田台地区を含むエリアのため、法人の参入が期待できる。
  - ・上ノ室保育所、上広岡保育所については、一定の人口維持が見込まれるエリアであり、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。
  - ・稲岡保育所については、高野台地区を中心に一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。
  - ・上横場保育所については、人口増の著しいみどりの地区の利用者が多く、上横場・谷田部地区も一定の人口維持が見込まれるエリアのため、法人の参入が期待できる。
  - ・高見原保育所・城山保育所については、両保育所を統合することで法人の参入が期待できる。
- ⑦ 9保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(2) その他児童に関して配慮すべき事項

- ① 整備が完了するまで、児童の安全の確保を行いながら保育を継続する。
- ・建物の安全に気を配り、修繕等も行いながら持続していく。
  - ・新しい園への移行前までは、移行後停止する旨を利用者に説明した上で、既存保育所の新規入所を行う。
- ② 保護者や地域へ丁寧な説明を行いながら整備を進めていく。
- ・現在在籍している児童については、希望を取りながら移行していく。
- （基本的には新設園で受け入れる）

## 6 整備方針に伴う今後の子育て支援

整備方針に基づく民間活力の導入によって削減された保育所運営費等の財源について、以下のとおり今後の子育て支援につなげていく。

① 保育士の配置

1歳児における保育士配置について、国基準以上の保育士を配置した施設に対して、人件費の補助を行うことを検討する。

② 障害児保育の拡充

現行の区分よりも障害の程度を細分化し、実態に合わせたきめ細かな補助を行う。

③ 公認心理師の巡回相談

現在行われている公認心理師の公立保育所の巡回相談について、民間保育園等についても計画的に実施し、市全体として相談体制の充実を図る。

④ 医療的ケア児の受入れ

整備方針に基づく岩崎保育所の建替えに伴い、ケアルームを整備し、ガイドラインに基づく運用を開始する。

また、将来的に、市内の北部、中央部、南部（岩崎保育所）に受入れ保育所を設定し、市全体として医療的ケア児の受入体制を進める。

■ 9 保育所の整備方針及び整備スケジュール

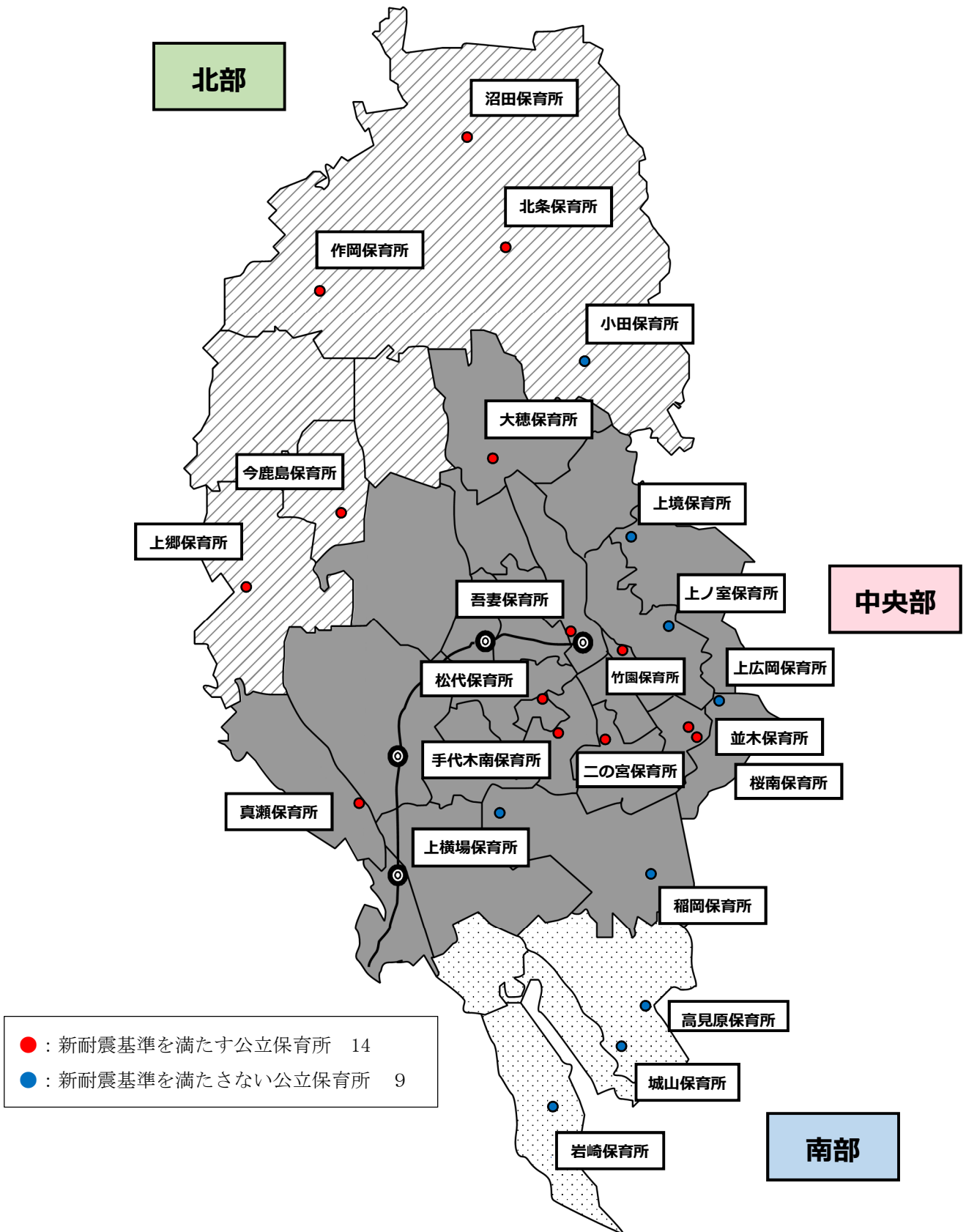
|      |        | 卒所する児童                      | H27 (2015) 年度<br>生まれ卒所                     | H28 (2016) 年度<br>生まれ卒所 | H29 (2017) 年度<br>生まれ卒所      | H30 (2018) 年度<br>生まれ卒所      | H31 (2019) 年度<br>生まれ卒所      | R2 (2020) 年度<br>生まれ卒所 | 定員  | 在籍数 |
|------|--------|-----------------------------|--|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----|-----|
| 保育所名 | Is値    | 方針                          | R3   | R4                     | R5                          | R6                          | R7                          | R8                    |     |     |
|      | lw値    |                             |  |                        |                             |                             |                             |                       |     |     |
| 上境   | Is0.07 | 同じエリアで法人による建設・運営            | 保護者・地区説明※2                                 | 法人を公募<br>保護者説明※3       | 法人で建設<br>保護者説明※4<br>引継ぎ保育など | 法人で運営スタート                   |                             |                       | 60  | 41  |
|      | lw0.81 |                             |  |                        |                             |                             |                             |                       |     |     |
| 稲岡   | Is0.14 | 同じエリアで法人による建設・運営            |  | 保護者・地区説明※2             | 法人を公募<br>保護者説明※3            | 法人で建設<br>保護者説明※4<br>引継ぎ保育など | 法人で運営スタート                   |                       | 60  | 57  |
| 上ノ室  | Is0.20 | 2保育所を統合し、同じエリアで法人による建設・運営   | 全体スケジュールの保護者説明※1                           | 保護者・地区説明※2             | 法人を公募<br>保護者説明※3            | 法人で建設<br>保護者説明※4<br>引継ぎ保育など | 法人で運営スタート                   |                       | 60  | 49  |
|      | lw0.71 |                             |  |                        |                             |                             |                             |                       |     |     |
| 上広岡  | lw0.64 |                             |  |                        |                             |                             |                             |                       |     |     |
|      | Is0.23 |                             |  |                        |                             |                             |                             |                       | 70  | 52  |
| 上横場  | Is0.45 | 同じエリアで法人による建設・運営            |  |                        | 保護者・地区説明※2                  | 法人を公募<br>保護者説明※3            | 法人で建設<br>保護者説明※4<br>引継ぎ保育など | 法人で運営スタート             | 135 | 93  |
| 高見原  | lw0.52 | 2保育所を統合し、高崎幼稚園跡地で法人による建設・運営 |  |                        | 保護者・地区説明※2                  | 法人を公募<br>保護者説明※3            | 法人で建設<br>保護者説明※4<br>引継ぎ保育など | 法人で運営スタート             | 60  | 65  |
| 城山   | lw0.79 |                             |  |                        |                             |                             |                             |                       | 60  | 52  |
| 岩崎   | lw0.34 | 岩崎幼稚園跡地で公立で建設・運営            |  | 保護者・地区説明※2             | 保育所建設<br>(リース)              | 公立でスタート                     |                             |                       | 60  | 62  |
| 小田   | lw0.61 |                             | 国指定の史跡エリアであり建て替えが不可であるため、今後の在り方について検討していく。 |                        |                             |                             |                             |                       | 60  | 29  |

◆「法人」は認可保育園運営に実績のある社会福祉法人や学校法人を予定

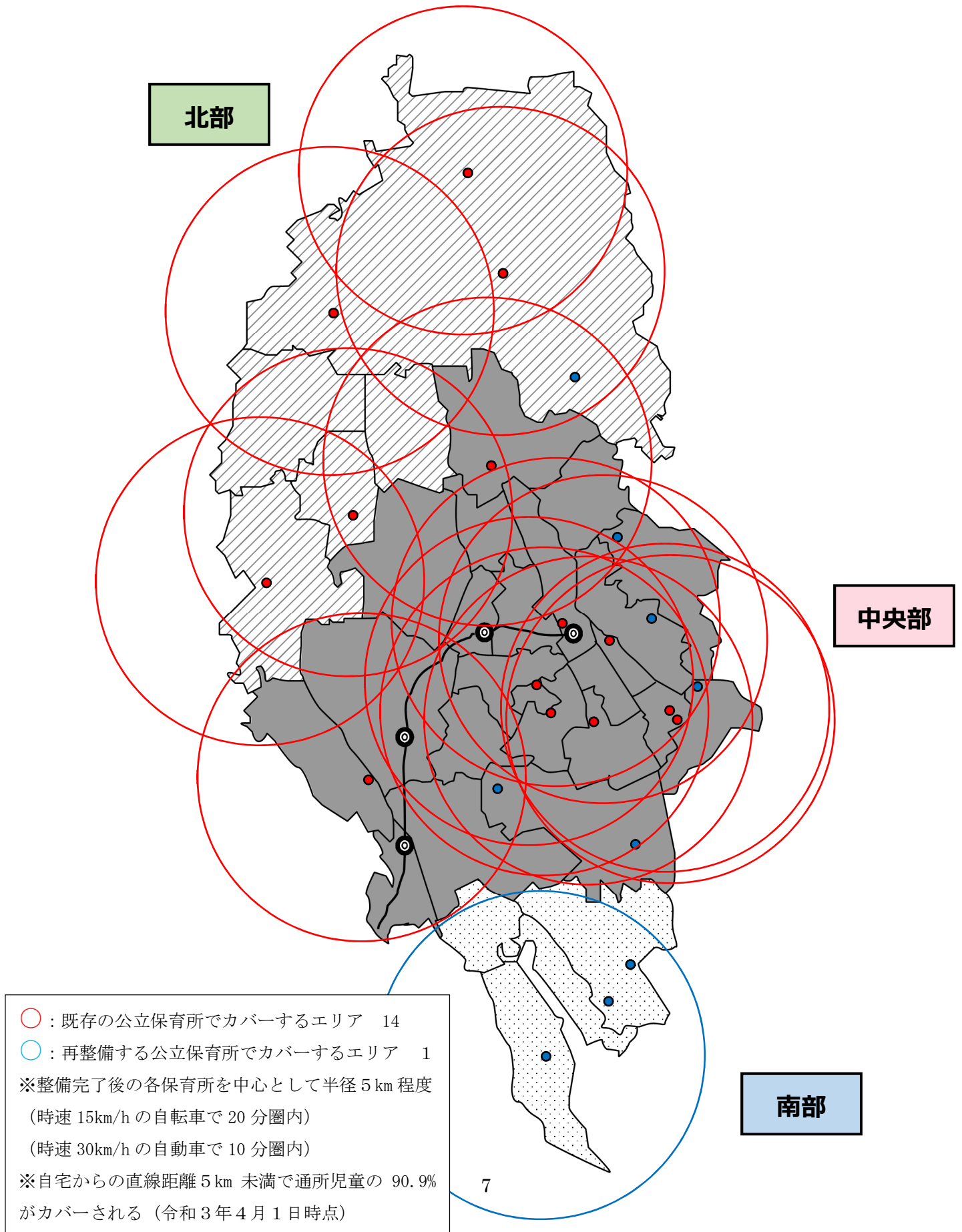
(在籍数は令和3年8月3日時点)

◆保護者説明※1：全体スケジュール提示、※2：個別整備計画(案)作成時、※3：法人決定時、※4：移行に関する説明

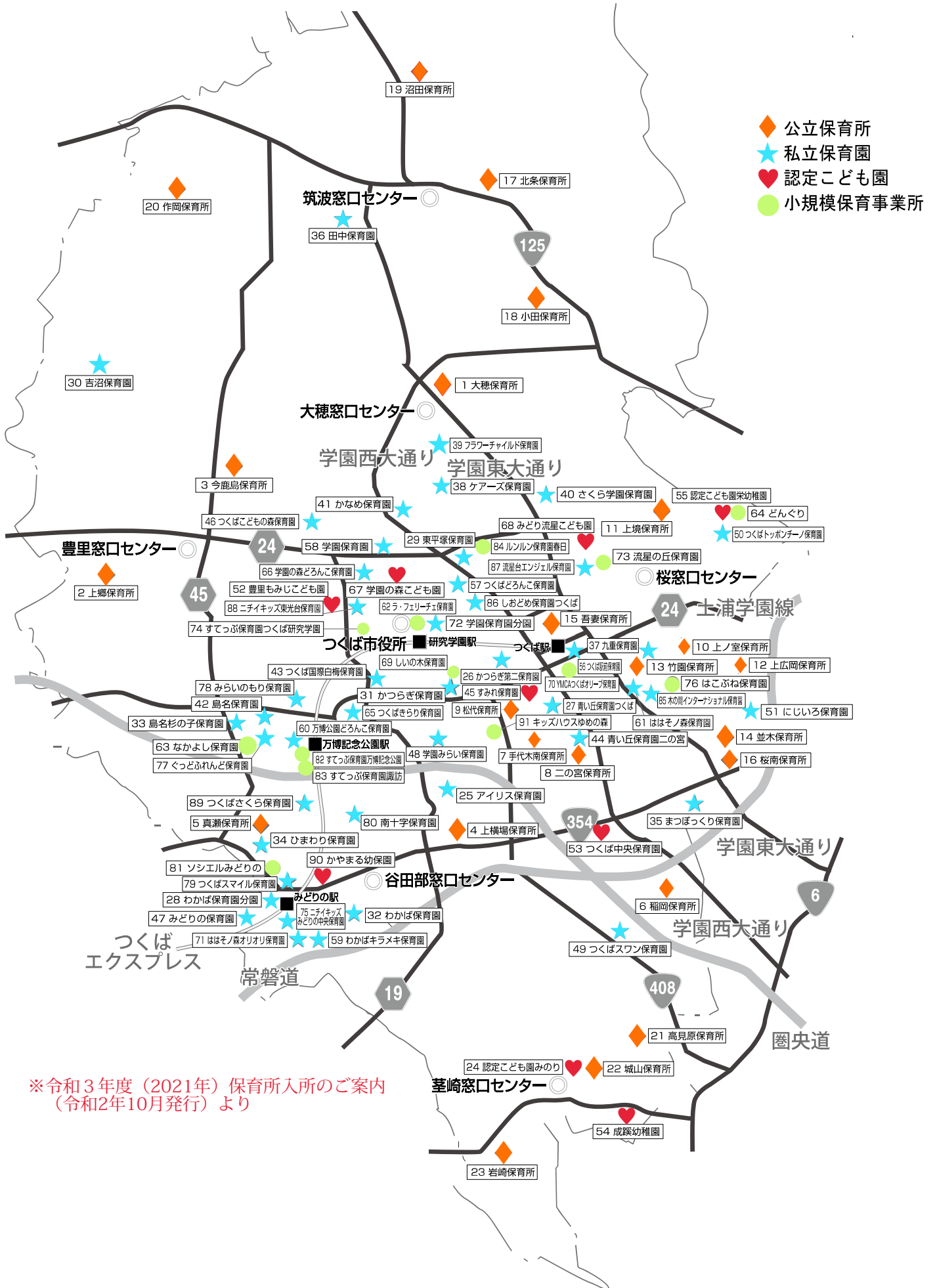
参考1 公立保育所の現状の配置



## 参考2 公立保育所の今後のカバーエリア



参考3 市内保育所等の配置





追記 令和4年(2022年)7月27日

# つくば市公立保育所施設整備計画 (上境保育所)

令和4年7月

つくば市こども部こども政策課



## 目次

|   |                              |    |
|---|------------------------------|----|
| 1 | つくば市公立保育所施設整備計画（上境保育所）について … | 1  |
| 2 | 上境保育所の概要 ……………               | 3  |
| 3 | 建て替えにあたっての配慮 ……………           | 5  |
| 4 | 民間移管にあたっての基本的な考え方 ……………      | 5  |
| 5 | 民間移管の整備概要 ……………              | 6  |
| 6 | 民間移管の進め方について ……………           | 9  |
| 7 | 整備スケジュール ……………               | 11 |

## 1 つくば市公立保育所施設整備計画（上境保育所）について

（１）つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に９か所あり、早期の対応が必要であるため、令和２年（２０２０年）３月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

（２）「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（（１）③）の早期対応のために、令和３年（２０２１年）８月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない９つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【９つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値（建物の耐震性能を表すための指標）の低い順とする。
- ②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら整備していく。
- ⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦９つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえ、上境保育所は、築 48 年の木造の保育所であり、Is 値 0.07、Iw 値 0.81 と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、人口増が見込まれる地域であり、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法や、スケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所施設整備計画（上境保育所）」を策定しました。

#### ※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で Is 値（鉄骨等）と Iw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、Is 値で 0.6 以上、Iw 値で 1.0 以上。

## 2 上境保育所の概要



令和4年4月1日現在

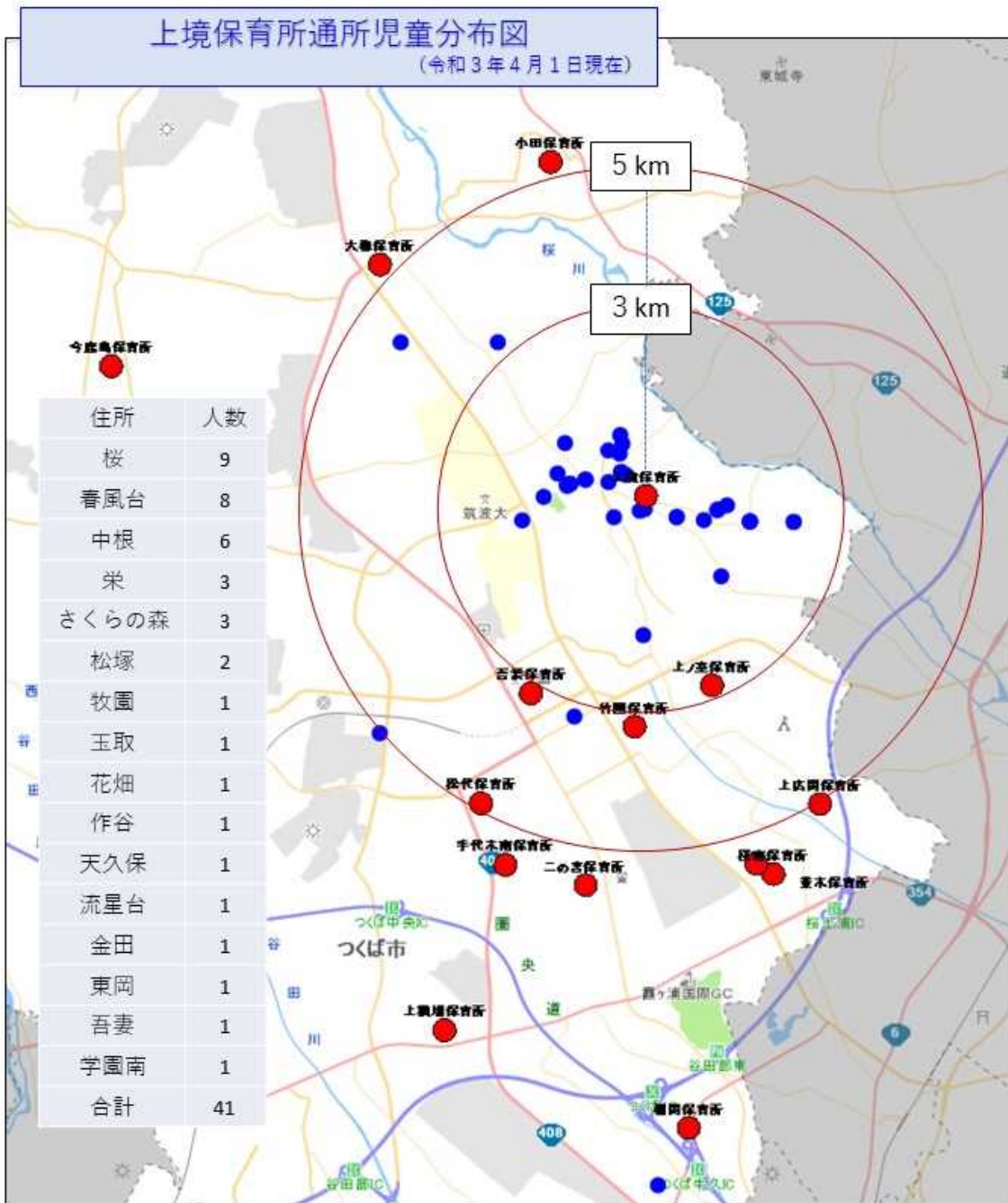
|   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 施設名称  | 上境保育所   |
| 2 | 所在地   | つくば市上境 309-2  |
| 3 | 資産所有者 | 土地：つくば市（敷地面積：2,460 m <sup>2</sup> ）<br>建物：つくば市                      |
| 4 | 構造    | 木造 平屋建て   |
| 5 | 建築年月日 | 昭和49年3月1日   |
| 6 | 定員    | 60人   |
| 7 | 立地条件  | つくば駅から車で約15分  |
| 8 | 周辺の状況 | 周辺には既に市街地として醸成されているテクノパーク桜や流星台、春風台、さくらの森といった、現在人口が増加しているエリアが隣接している。 |
| 9 | 入所状況  | 入所児童数：48人<br>（3歳未満児：15人、3歳以上児：33人）                                  |

上境保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

|    | H31 | R2 | R3 | R4 |
|----|-----|----|----|----|
| 0歳 |     |    |    |    |
| 1歳 | 4   | 3  | 5  | 5  |
| 2歳 | 11  | 10 | 8  | 10 |
| 3歳 | 10  | 12 | 8  | 11 |
| 4歳 | 11  | 9  | 12 | 9  |
| 5歳 | 7   | 11 | 8  | 13 |
| 合計 | 43  | 45 | 41 | 48 |

【参考】上境保育所の入所児童等の状況  
 上境保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和3年4月1日時点

| 3km 以内 | 3km～5km | 5km 以上 | 合計（人） |
|--------|---------|--------|-------|
| 35     | 4       | 2      | 41    |
| 85.3%  | 9.8%    | 4.9%   |       |

### 3 建て替えにあたっての配慮

上境保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 4 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

#### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、上境保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

上境保育所在籍児童の保護者向けに、施設整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時、3回程度の説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 5 民間移管の整備概要

上境保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

| 運営主体（候補） |  | 設立の<br>公私区分      | 営利目的<br>の有無 | 課税               |
|----------|--|------------------|-------------|------------------|
| 社会福祉法人   | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人 | 私(公益法人)          | 無           | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |
| 学校法人     | 私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人     | 一部を除き私<br>(公益法人) | 無           | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |

### (4) 民間移管における諸条件

上境保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から上境保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

ウ：保育の質の確保

- 移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

エ：事業・行事の継続

- 移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

オ：苦情処理制度の整備

- 苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

カ：職員の継続雇用

- 移管前に上境保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、上境保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

ケ：費用負担【実費徴収】

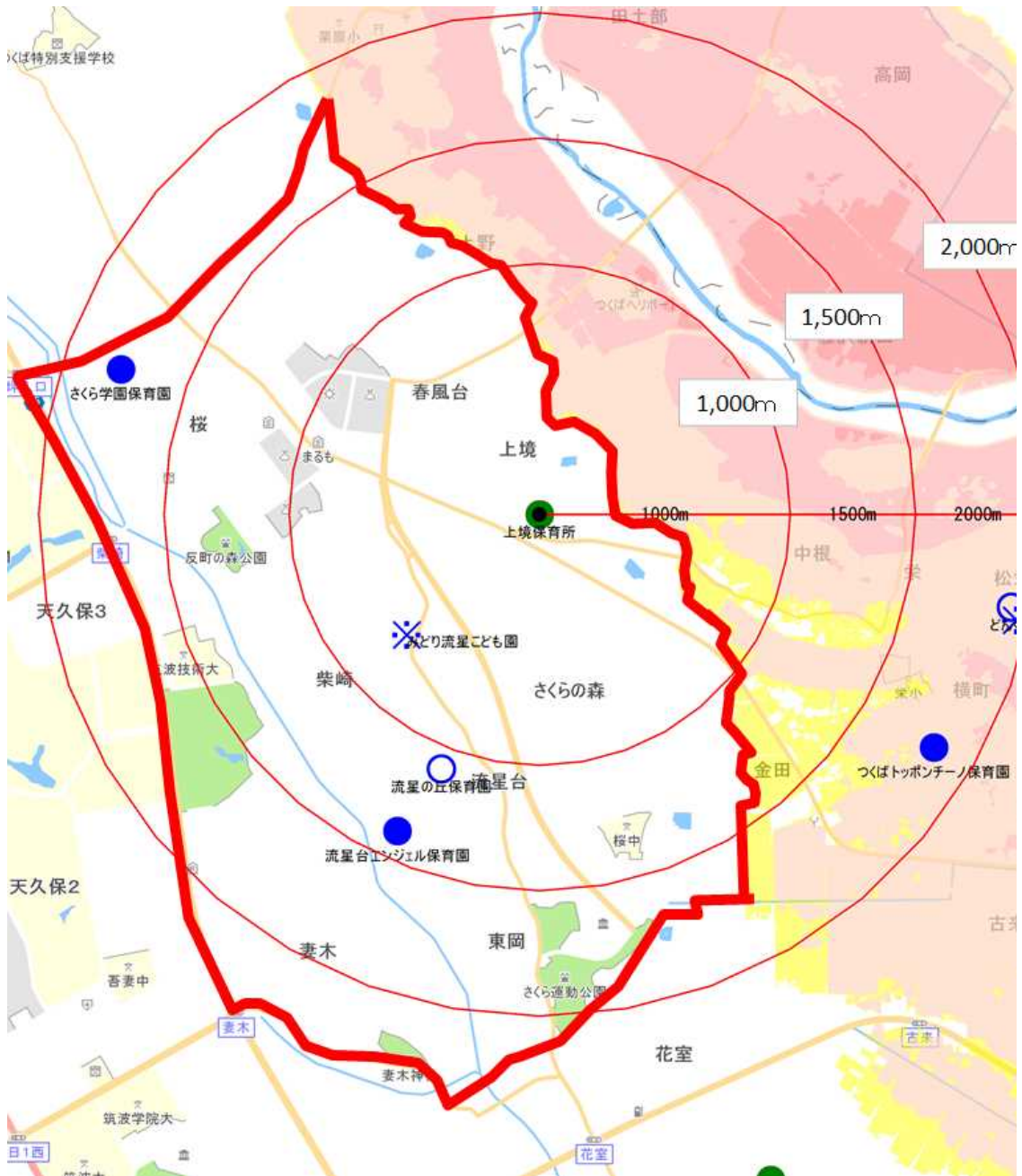
- 移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。



コ：定員・規模

- ・移管後、上境保育所の定員については、現在の60人から90人以上とすること。

サ：募集エリア



【保育施設の種別】

- ：認可保育所
- ：小規模保育施設
- ※：認定こども園

## 6 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

施設整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度、説明会を開催し保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

|   | 説明会の開催                | 説明会の議題等                                    |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 個別整備計画(案)策定<br>保護者説明会 | ▶ 上境保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について |
| 2 | 移管先法人に関する保護者説明会       | ▶ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告                       |
| 3 | 移管に関する説明についての保護者説明会   | ▶ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール<br>▶ 移管先法人の職員紹介等       |

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

### (3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要

望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

(4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

(5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している上境保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

(6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 7 整備スケジュール

|       |   |
|-------|---|
| 令和3年度 | 施設整備計画（上境保育所）（案）の公表                                 |
| 令和4年度 | 保護者説明会（※1）・地区説明の実施                                  |
|       | 整備・運営法人の事業者募集要項公表                                   |
|       | 整備・運営法人の事業者公募開始                                     |
|       | 選定会議の開催<br>整備・運営法人の事業者決定<br>法人決定の保護者説明会（※2）         |
|       | 保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催<br>【以降随時開催】                |
|       | 3月議会提出<br>・令和5年度当初予算（上境保育所整備に係る経費）<br>・つくば市立保育所条例改正 |
| 令和5年度 | 新園舎建設開始   |
|       | 移管に関する説明の保護者説明会（※3）                                 |
|       | 引継ぎ保育開始   |
| 令和6年度 | 新園舎での保育開始<br>保護者アンケートの実施                            |

※1・2の保護者説明会開催時には質疑応答等も行います。

※3の説明会は、1・2で出た意見や質問等を踏まえて行います。

【整備スケジュール】

| 年 月       |     | スケジュール       |                         |                     |                  | 既 存 園 舎 | 新園舎     | 保 育 所 |
|-----------|-----|--------------|-------------------------|---------------------|------------------|---------|---------|-------|
|           |     | 主なスケジュール     | 保護者・地区                  | 三 協 議 会             | 既 存 園 舎          |         |         |       |
| 令和<br>3年度 | 4月  |              |                         |                     | 既 存 園 舎<br>を 使 用 |         | 既 存 園 舎 |       |
|           | 5月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 6月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 7月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 8月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 9月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 10月 |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 11月 |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 12月 |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 1月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 令和<br>4年度 | 2月  | 施設整備計画（案）の公表 | 施設整備計画に<br>関する説明会<br>※1 |                     |                  |         |         |       |
|           | 3月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 4月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 5月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 6月  | 施設整備計画の決定    |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 7月  | 移管先法人の募集開始   |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 8月  | 事前協議・エントリー受付 |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 9月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 10月 | 選定会議・移管先法人内定 |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 11月 | 移管に関する協定の締結  | 移管先法人に関<br>する説明会<br>※2  |                     |                  |         |         |       |
| 12月       |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 令和<br>5年度 | 1月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 2月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 3月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 4月  |              | 移管に関す<br>る説明会<br>※3     | 法人選定<br>後から随<br>時開催 |                  |         |         |       |
|           | 5月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 6月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 7月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 8月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 9月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 10月 |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 11月       |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 12月       |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 1月        |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 令和<br>6年度 | 2月  | 引継ぎ保育        |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 3月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 4月  | 新園舎での保育開始    |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 5月  | アフターフォロー     | 保護者アンケー<br>トの実施         |                     |                  |         |         |       |
|           | 6月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 7月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 8月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 9月  |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 10月 |              |                         |                     |                  |         |         |       |
|           | 11月 |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 12月       |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 1月        |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 2月        |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |
| 3月        |     |              |                         |                     |                  |         |         |       |

会 議 録

|             |   |   |    |
|-------------|---|---|----|
| 会議の名称       | 令和4年度(2022年度)第3回つくば市子ども・子育て会議   |   |    |
| 開催日時        | 令和4年11月24日(木) 開会9時00分 閉会12時29分  |   |    |
| 開催場所        | つくば市役所 2階 防災会議室   |   |    |
| 事務局(担当課)    | こども部こども政策課  |   |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義(会長)、奥寺 友里、千代原 義文、<br>堀内 明由美、古谷野 好栄、橋本 幸雄、浦里 晴美、<br>大久保 良文、栗山 賢司、石黒 正美、落合 美智子、<br>トモル ソロンゴ、根津 陽子、村上 義孝、横田 智之、<br>江原 孝郎                     |    |
|             | その他   | —   |    |
|             | 事務局   | (こども部) 塚本部長、吉沼次長<br>(こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長<br>(幼児保育課) 岩田課長、菊池課長補佐<br>(こども育成課) 吉田課長、海老原係長<br>(こども未来課) 大塚課長補佐<br>(教育局) 吉沼局長、飯泉次長<br>(学務課) 下田課長 |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数  | 0名 |
| 非公開の場合はその理由 |   |   |    |
| 議題          | 協議事項<br>(1) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価<br>について<br>報告事項  |   |    |

|   |  |       |       |
|---|--|-------|-------|
|   | (1) 公立保育所の施設整備に関する個別計画について<br>(岩崎保育所)<br>(2) 小田保育所の閉所に向けて<br>(3) 公立幼稚園の3歳児保育について |       |       |
| 会議録署名人  |  | 確定年月日 | 年 月 日 |
| 会議次第  | 1 開会<br>2 あいさつ<br>3 協議事項<br>4 報告事項<br>5 その他<br>6 閉会                              |       |       |
| <p>&lt;審議内容&gt;</p> <p><b>土井会長：</b>当会議条例第6条第2項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に、委員の皆様にお伝えいたします。会議での発言に際しては、挙手をし、議長の指名を受けた後、マイクが手元に届いてから、氏名を述べて可能な限り明瞭にご発言くださいますよう、お願いいたします。また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましては、なるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるよう、ご協力をお願いいたします。なお、会議終了予定時刻は、午後1時です。</p> <p>当会議は、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議案件の中で法人等の財産状況、あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> |  |       |       |

他委員：異議なし。

土井会長：ありがとうございます。では傍聴を認めることといたします。

本日の協議事項に入りたいと思います。協議事項1「第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（こども政策課）：（資料に基づいて説明）

土井会長：では早速ですが、今から45分間、グループ討議を行います。まず、各グループで報告者をお決めください。それからディスカッションの方をお願いいたします。質問があれば、担当課の職員が控えておりますので、適時質問をなさってください。ではよろしくをお願いいたします。

<グループ討議>

<休憩>

土井会長：それでは、一通り全グループ終わったようなので、会議を再開します。大変熱心にご討議いただきましてありがとうございます。これから各グループの発表に移ります。発表は各グループ10分程度を目安にお願いしたいと思います。なお、その発表内容に対する質問やご意見は、3グループ全てが終わってから、全体討議を行うので、その際にまとめてお伺いをしたいと思います。では、基本目標Iグループの方からご報告をお願いいたします。

村上委員：基本目標Iグループです。

まず基本方針Iの事業番号1、出産施設開設支援事業について、実績についての質問等が出ており、評価・意見としては、「どうしても周知が進んでいない印象がある」という意見が出まして、バースセンターとなないろレディースクリニックがすごく件数が多いというところがあり、そういうイメージになっている。他にも例えば出産拠点があるが、その情報が伝わっていないのではないかと。また、年間2,000件以上の出産件数があるので対応を進めていく必要があるのではないかと。また、この開設支援事業については、実績



にあるように令和6年度末まで事業が延長になったということで、実際に令和3年度に1件、市から補助金が5,000万円出た実績がありますので、これは今後も進め、市の取り組みとして評価できるのではないかという意見です。

次に、2、子育て世代包括支援事業について、委員の皆様からいろいろ質問がありました。地域子育て支援拠点についてですが、市内の地域子育て支援拠点が10ヶ所あるということで、理想としてはベビーカーで歩ける範囲に拠点があるとよいが、なかなかつくば市の場合は広いから難しいというご意見がありました。また、困難事例への対応も今後望まれるだろうという意見や地域子育て支援拠点事業という名前が難しいといいますか、固いといいますか。なので、例えば分かりやすいよう告知をするとよいのではないかと。また、縦割りにならないような運営の工夫をしてほしいと。概ね今後もぜひ進めていってほしいというところでした。同じく母子健康包括支援センター事業や病児保育等コンシェルジュ事業などについても、概ね今後も進めてほしいというのと、利用者さんへの情報の告知の工夫をしていってほしいと。また、基本型の立ち上げもしたということなので、今後も期待したいというような意見もありました。

次に、3、子育てしやすい環境整備事業ですが、まず、子育て総合支援センターですが、この事業はぜひ進めていくべきというような意見でございました。また、あかちゃんの駅事業については、これも大変良いことなのでぜひ進めていってほしいということと、現状、何箇所で行っているというデータはあるのですが、例えば5年間どれぐらいの利用があるとか、その都度カウントすることは難しいと思うのですが、何か任意で受付表のようなものを書いてもらうとか、利用者さんから要望やアンケートとか利用状況が分かるような取り組みがあると、年間で何件の利用があったという数値化もできますし、利用状況が分かるとよいのではないかと。せっかく利用されている事業なので、ぜひ今後拡充させるとよいのではないかとのことでした。また、

同様に子育て支援短期養育事業とか、一時預かり事業についても、今後も積極的に取り組んでほしいという評価でございました。

次に、4、産前・産後のサポート/ケア事業のところ、産後ケア事業につきましては、利用が伸びているということなので、今後、拡充を望みたいと。また、実は使いたかったという人もいないのではないかということもあり、周知、広報をもっと進めてほしいと。また、相談したくてもできない、埋もれているような方へのアウトリーチ的な支援も含めて、そういう取り組みを進めていってほしいという意見が出ました。また、ホームスタート事業につきまして、これも大変よい事業だと思いますので、ぜひ必要な方にもっと届くように周知を進めていってほしいという評価、意見でした。

次に、5、子ども家庭総合支援拠点事業ですが、取り組みについての市の質疑などがあり、これも年間の相談件数が延べで1万件近い9,900件ぐらいの相談があるとのことで、これも今後ますます必要だと思いますので、取り組みを進めてほしいと。また、これも先ほどの子ども家庭総合支援拠点だと固いので、これだけ言われても多分ぴんとこないのでは、ネーミングですとか、他の市にあるような子育て包括支援センターのような言い方とか、愛称やニックネームがあってもよいのではないかという意見も出ました。基本的には、ぜひ今後も進めて拡充してほしいという意見と、利用者への周知、また、相談しやすいような対応の工夫を望みたいという意見、評価でした。

次に、6、児童発達支援センターとの連携というところで、まず、今年度の事業の確認がありました。特に、間野委員からの意見で、発達相談の巡回の拡充を望みますという意見があり、現状は基本的に公立保育所で対応とのことですが、今後、他の保育園への拡充を市としては検討しているということですが、できれば他の幼稚園やこども園、小規模保育、無認可保育所などにも埋もれている可能性があるのでは、そういった場所へ拡充ができると望ましいのではないかと。幼稚園は学校教育法になるので、部署が別にあるという

実情もありますが、小学校に上がると同じ子供たちになりますので、ぜひ縦割りにならないような、何か連携というか、あと、小学校に上がった後の情報の繋がりや連携というかがあるともっとよいのではないかという意見がありました。あと、同じく障害福祉課の発達相談の対応で、相談できることを知らないとか忙しくて相談できないというケースもあるだろうということなので。通っている保育所との連携も含めて、保護者の方がアクセスしやすい態勢をもっと進めていくと良いのではないかなという意見、評価でした。以上、6項目についての基本目標Ⅰグループでの討議の内容の報告でした。

**土井会長：**ありがとうございます。では続きまして基本目標Ⅱグループの方お願いいたします。

**古谷野委員：**私の方からは、19 ページから 27 ページの基本目標Ⅱについてお話しさせていただきます。話していく中でなかなかまとめづらいところもあるのですが、発表したいと思います。

まず、7、教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業ですが、まず保育士の不足の問題があるということと、公立幼稚園は時間が短いが少人数なので、きめ細かく先生に見てもらえるので良いという意見がありました。保育の施設については、子どもの増減により運営が成立しなくなる場所が多いということで、施設整備の方が進んでいるところの懸念がありました。課題としては、ここにはないのですが待機児童解消もあるのですが、事業者の今後の課題として、整備がどんどん進められていく中で、今後、少子化の問題が出てくるので、そういうところも行政と一緒に考えてもらいたいというお話がありました。

次に、8、保育人材の確保事業ということで、こちらは保育人材の確保の事業ということで、限りある予算の中で、この助成金はありがたいという意見がありました。その中でもう一つあったのが、目先の人材確保の問題も、事業課題としてあり進めていただいていると思うのですが、10年後の人

材確保ということで職場の体験とか、そういうものも今後つくば市の中で保育士になりたいというような職場体験の事業も、幼児保育課と学務課と一緒に定期的にやっていただきたいと。現状だと、保育園単体、幼稚園単体ではやられているみたいですが、それをしっかり行政と一体になって、必ずしも学校側から幼稚園に行きなさい、保育園に行きなさいということは言えないと思うのですが。コロナで3年前ぐらいからやっていないのですが、事業がとても良くて、保育園でどういうことをやっているのかなと言うように、町探検で来られるところがあったのですよね。そういうところで、少し興味をもっている子供たちもいたのでそういう事業であったり、さらに進んでいくと、小学校だけでなく中学校、高校でそういう職場体験を、幼児施設の方に推進してもらいたいという意見がございました。

次に、9、幼児教育及び保育の推進事業ということで、学びのカリキュラム、接続カリキュラムの重要性、市として率先して事業に取り組んでもらいたいということで、連携の事業は先ほども言ったようにコロナで中止されてしまっているところであったり、Zoomをやっているところもあるのですが。私の保育園も、幼保小の連携をしまして、沼崎小や大曾根小なのですが、そういうところに行ってとても貴重な体験です。コロナの前に実践的に取り組んだ際は、先生たちの交流はもちろんあり、園の方に、朝方、学校の先生が忙しい中、見に来ていただいて、こういうことを自分たちでやるようにしているのだとか。今度、保育園側から、小学校の一年生の1学期を見に来てくださいということでしたが、その後、コロナになってしまって実施できていないので、今後、進めていっていただきたいなと思っております。

次に、10、特別な配慮を必要とする子どもの支援事業。話し合いの結果、人材確保が最終的に必要という話なのですが、こちら最初に出たのが、人材が確保されていないと、特別な配慮を必要としている子供たちに、質の高い保育ができないのではないかということでした。ここの課題として、行政

と保育施設も連携してうまくやっているのですが、一番下の民間保育園において発達相談巡回の需要があり、専門職員を増員することが課題であるということで、しっかり課題を上げていただいて本当にありがたいです。前後しますが、令和3年度に豊里の老人福祉センターに児童発達保育所等の訪問事業というのがあるのですが、これは保護者に限るということで、事業者からの相談がなかなかできなかったのですよ。でも、子供たちが保育園に入所した後に、だんだん発達に少し問題があるかなとか、様子を見る時期が必要なので。入所する前に分かっていたら、大体は対応もできるし、年々、言葉が正しいかわかりませんが、グレーと言われている子供が来たときに、保育士の先生たちも、専門の相談員にそういう相談をしたいということで、そのような事業もお願いしますという意見がございましたので、課題にもう一つ付け加えてもらいたいという話がありました。あと、保護者代表の方から意見があったのは、保護者同士のコミュニティの場というのが、なかなか見つけられないという問題があるので、気軽にそういう発達のことが相談できるコミュニティの場を作ってもらいたいのと、施設側、保護者側ということで、二つ両方合わせてそういう相談ができるようなコミュニティの場であったり、今後、つくば市の方で児童発達支援センターが開設されるということなので、そこで一緒に抱き合わせで、充実した事業内容を実施してもらいたいと思います。また、保護者の相談件数が増えているということで、これは障害福祉課だと思うのですが、保育園に入所する子も少し増えてくる気がするということで、保育園の協議会の方でも調査したところ、やはり増えているのですよね。児童発達の専門家である支援員さんに来ていただき助言をしてもらったり、健康増進課と連携して定期的な健診のときに、いい状態で連携して、その子供の、利益のところが生かせればなということで、ここに対しては行政の皆さんもすごい大変なところではあるのですが、保育園だったり幼稚園だったり、そういう相談がスムーズにできると、なお質の良

い保育ができるのではないかなというふうに考えております。少しまとまりがないのですが、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

**土井会長**：ありがとうございます。では続きまして基本目標Ⅲグループの方お願いいたします。

**千代原委員**：基本目標Ⅲグループです。学童保育連絡協議会の千代原と申します。基本事業を考えるにあたって前提として、まず共通課題、共通論点を私の方から皆さんに投げかけさせていただきました。学童保育の論点として、大きく四つの論点を共有させていただきました。1番、ニーズ増加に伴い、受け入れの学童保育が足りないということ。2番、学童保育を運営する先生方が足りていないということ。3番、先生方の学童保育の質を維持するための研修期間が足りていないということ。4番、先生方の処遇改善が進んでいないという論点を共有させていただきました。それを前提として、基本事業11から16について全員で検討いたしました。お手元の資料の28ページをご覧ください。

11、放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）。そして特色を生かした放課後等の居場所の整備ということで、公営、民営両方なのですけれども、先生方の雇用が不足している状況であると。処遇改善のみならず、求人等をしっかり行ってほしいという意見が出ました。また求人等に関しても、応募資格を明確化してほしいという意見も出ました。

次に、12、放課後子供教室推進事業です。昨年の意見の中で応募多数という意見が出ました。抽選制にした方が良いのではないかとということが議題として上がっておりました。本年度はちゃんと抽選制を実施されたという記載がなかったので記載した方がよいのではないかと意見が出ました。

次に、13、子どもの居場所・学習支援事業。これも意見が少し重複するのですけれども、引き続き広報をしっかりとしてほしいという意見が出ました。ま

た、アウトリーチ支援事業の実績を記載したほうがいいのではないかという意見も出ました。あと、会場を増やしてほしいという意見も出ました。ボランティアの募集を積極的に行ってほしいという意見も出ました。

次に、14、新・放課後子ども総合プラン運営事業ということで、コロナの第8波が想定されているということから、安心、安全な子供教室をしっかりと開催してほしいという意見が出ました。

次に、15、特別な配慮を必要とする児童の支援事業。これも、繰り返しになりますけれども、募集方法や処遇改善をしっかりとしてほしいという意見が出ました。特別な配慮を必要とする児童の支援事業ということです。

最後に、16、遊びの機会と場の充実ということで、プレイパークがないところにも施策を検討してほしいと。プレイリーダーの育成をもっとしっかり行ってほしいという意見が出ました。基本目標Ⅲは以上です。

**土井会長：**ありがとうございます。ではこれから全体討議に移りたいと思います。今、それぞれのグループから基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについてのグループワークの結果をご報告いただきました。これを基に、この子ども・子育て会議全体の意見として上げていくわけですが、それぞれのご報告の内容につきまして、それを全体の意見として上げて良いかということのご審議をお願いしたいと思います。時間の関係もありますので、今回は通して行いたいと思います。報告を3グループからしていただきましたが、報告を踏まえて、それを全体意見として上げるにあたり、何かご意見あるいは追加、修正すべきことがあるというお考えがありましたら、適宜挙手をしていただきたいと思います。おそらく自分のグループについてはないと思いますが、他のグループについては、足りないとか修正が必要だということがあるかもしれませんので。全体意見とするに当たりまして、それぞれのグループからの報告につきまして、追加意見、あるいは修正意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

**千代原委員**：学童保育連絡協議会、千代原です。基本目標Ⅰの10ページで、私も知らなかったのですけれども、つくば市あかちゃんの駅は、いつから始めたのでしょうか。この事業をいつから始めたのか教えていただければと。

**事務局（こども政策課）**：こども政策課です。あかちゃんの駅の開始ということですが、2011年くらいには既に始めている事業になっており、少しずつ増やしています。基本的には、年に1ヶ所ぐらい増やすことを目標にはしているのですが、必ずしもそれに固執することではなくて、数が増えても利用しやすい環境が保たれているかどうか、既存のあかちゃんの駅を見に行くなどの調整に注力し、あかちゃんの駅自体が増えないこともあります。

**千代原委員**：千代原です。意見なのですが、あかちゃんの駅マップを拝見させていただきました。公共の施設が54ヶ所で民間が12ヶ所となっていて、駅が入っていないと思ってしまったのですけれども、駅は入っていないのですか。

**事務局（こども政策課）**：こども政策課です。今のところ駅は入っておりません。ただ、駅にも必要かなということは内部で話に上がっていて、つくばエクスプレスと交渉してそういう場所の確保ということになってくるかと思うので、今後の課題として内部で共有しているところです。

**土井会長**：ありがとうございます。今のご意見につきましてグループ1の方いかがでしょうか。

**村上委員**：あかちゃんの駅につきましては、私どものグループ討議でも利用状況が今後分かるといいのではないかという意見と、あと基本事業のさらなる拡充改善や利用者への理解の促進も含めて、せっかく設置しているところは積極的に利用してほしいというようなことですので、対象候補を増やすという点ではよろしいのではないかと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。では具体的に例えばTX駅等への設置もご検討願いたいということで、そこは少し書き加えるということではよろしいでしょうか。



ではそうさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

他に追加意見あるいは修正意見等ありますでしょうか。

**堀内委員**：基本目標Ⅰの1、出産施設の開設支援事業のところ、建設費や医療機器の購入費等を助成すると書いてあるのですが、一番、産科ができない原因は、産科医師と助産師の不足だと思うのですが、そういった人的な支援というのは考えていないのでしょうか。

**事務局（健康増進課）**：健康増進課です。ご意見いただきましたが、なかなか増えない産科医師と助産師というところになるのですけれども、確かに産科医師、助産師なかなか増加の傾向にはないのですが、こちらにも書いてあります通り、一つの医療機関が令和3年度に開始になっていますので、そこで産科の医師の方は増員しているということは伺っております。なかなか追いつかないという現状はあるかと思いますが、一つ医療機関が開院したことで、増加しているということは聞いております。

**土井会長**：今の点について基本目標Ⅰグループの方、何かご意見ありますか。

**村上委員**：実は、そういうハード面ではなくてソフト面への支援は必要ではないかという意見は、グループ内でも出たところではあったのですが、一応この計画の中の事業としては施設整備への補助事業ということなので、それは今後継続を望むというところなんです。なので、まとめの意見としては多分原案通りでそういう参考意見とか付随意見という理解でよろしければそれでよろしいかと思っております。

**土井会長**：ありがとうございます。では若干記述を厚くするということで対応できればと思いますがいかがでしょうか。

**江原委員**：江原です。医療者として意見を述べさせていただきますと、今更というか産科はむしろ縮小してきているのですね。診療所は閉鎖しているところもかなり多いです。むしろ今ある施設を拡充するとか、具体的に言えば、学園病院が一つ目標になると思うが、もう少し医者を増やしてお産する、取

り上げる子どもの数を増やすとかそういう方向にいかないとなかなかつくば市内でお産を増やすという方向にいかないと思います。あと、バースセンターをもうちょっと拡充してもいいのかなと個人的には思っています。バースセンターは筑波大学に付属しているようなものですから、かなり安心してお産ができると思います。そういう広報も必要かなと思っています。

**橋本委員：**橋本です。この出産施設開設支援事業というところで、あくまでも施設の開設事業ということですが、分娩施設や増床に対する費用の一部。助成等の支援を行いますっていうことは分かるのですが、今、江原先生が言ったように、分娩施設はどんどん縮小の傾向にあり、かつ、お母さんたちが分娩するにあたって、非常に費用が高額であると。国の方もそれに対する助成を考えているような国会のやりとりがありました。よくよく聞いてみると10万円ぐらいだと。果たしてそんなところで、追いつくのかと。一部では1人子供を出産するのに70万から80万かかってしまうというような、そういう高額で、さあ少子化対策がどうのこうのと言っても、そんなに費用がかかるのでは、なかなか産むこともできないのではないかなというような感じを受けたのです。つくば市の方ではそういうことを、どういうふうに考えているのか。出産費用の補助なんかは、基本目標Iグループの人たちは、そういう話はされたのかどうかをお聞かせいただきたいと思っています。

**村上委員：**先ほどのご質問の際にも申し上げた通りですが、ハード面だけではなくてソフト面への支援で、特に、橋本先生がおっしゃった通り、分娩費用の補助などがこの出産費用への補助も本当はあるといいよねという回答が当然ございました。それも含めて、今後の施策の展開を期待したいというふうに思います。

**土井会長：**担当課から何かありますか。

**事務局（健康増進課）：**確かにおっしゃる通り、出産費用、分娩費用は助成で当然賄える費用ではなくて、医療機関にもよりますけれども、おそらく30万と

か、あるいはそれ以上の自己負担が発生して、出産される方が多いかと思えます。また、この地域はあまり出産費用も安くはない地域なので、1人産むごとに、出産のためにお金がかかるというのは重々承知をしているつもりです。経済的な支援としましては、これに見合うものではないかと思うのですが、妊婦さんがタクシーを利用するとき、例えば妊婦健診であるとか、出産であるとか、何か出産に伴うような異常があつて、産科等を受診する場合に、令和3年度に妊産婦タクシーの助成事業というのを開始しておりますが、費用の高さというのは重々承知しているのですが、なかなかこの現実ではこの助成というのはちょっと至らないような状況にはなっておりません。

**橋本委員：**何かだんだんトーンが低くなってしまったようですけれども、ぜひ、少子化の一つの問題はそういった費用の問題もあるでしょうし、それから住居の問題もあるでしょうし、単なる保育施設だけの問題じゃないと思いますので、どうしてもこの街が産みやすく、そして育てやすい街ということであれば、その辺もご検討いただければ、良い街になるのではないかなと思います。大方、女性の方、出産を控えた方はそういうふうには思っていないかと思えます。

**土井会長：**ではご意見はないと思いますので、今の意見も少し踏まえて、少し言葉を厚くする形で対応させていただければというふうに思います。

**古谷野委員：**保育協会の古谷野です。令和4年度は公認心理師が二名配置して多様化する相談に対応していくということで、素晴らしい事業だと思うのですが、こちらの事業は多分、公立保育所、幼稚園のみだと思います。これを民間の方で検討していただきたいということで、協議会の方から別件で要望しているのですが、プラス二名では全然足りなくて、民間施設だけでも100を超えているので。計画としてはもう5人とか6人ぐらい、各ブロックに1人ずつ配置してほしいなど。でも、そういうふうにやらないと、

やはり網羅できないというか、現実的にその人数を、予算もあるかと思うのですけども、ご検討いただきたいと思います。

**土井会長**：ありがとうございます。これも基本目標 I グループですがいかがでしょうか。具体的な数字が出ましたが。

**村上委員**：ありがとうございます。この 6、児童発達支援センターとの連携につきましては、やはりグループ内の討議でも同様の意見が出ておりました。実際に、こども未来課の担当の方からの説明もあったのですが、保育所だけで 107 園あるとおっしゃっていました。また、それ以外の無認可の保育施設やこども園、あとは幼稚園もあつたりということで、ここは拡充を望むと、また、この相談に対応する職員の増員も含めてということで、ぜひ、記述を厚くするような形での拡充を望むという意見、また、現在対象外になっているところを例えば幼稚園含めてご要望があった場合は、こういうアウトリーチ的な支援をするということも含めてということでの拡充を望むということで、こちらも異論はございませんので、ぜひそのような方向でよろしいのではないかというふうに思います。

**土井会長**：具体的に、今お示しくくださった数字につきましては、例示として示すかどうか少し、文章の中身とうまく揃うかどうかで検討させていただくということよろしいでしょうか。

他に、ご意見、ありますでしょうか。

ではないようですので、今承ったそれぞれの追加意見を踏まえた上で、今あるのはメモなので、それぞれのグループに職員の方が書記としていますので、こちらで文章化をさせていただきます。そして、今承った意見は文章化をしてもう一度皆様方にお示しをしますもので、それでご異論なければご了解ということで、この全体討議の結論とし、子ども・子育て会議からの意見として上げたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ではその段取りで進めさせていただきたいと思い

ます。

次に、重点項目にうつります。重点項目の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：重点項目につきましては、グループ別ではなく全体としてやっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。やり方ですけども、60ページのところに評価の目安があります。A、B、C、Dがこのような数値で評価が出されています。数が多いので1個1個やっていくと時間がなくなってしまいうので、まず、B以上は概ね計画通りですのでさほど問題がないだろうというふうに考えまして、まずA、Bを一括してやり、それからC、それからDという形でご審議をお願いできればというふうに思います。まず、61、62ページをご覧くださいと、右側に担当課の評価が入っておりますけれども、それぞれ皆さんご関心に依じて、特にここはということがあると思いますので、まずはA、B評価のところでは何かご意見がありましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。A、B評価ですから計画通りあるいはそれ以上ということになりますけども、それでもあえて何かご意見、これは申し上げておきたいということがあればお願いいたします。

**橋本委員**：橋本です。61ページの3の2号認定幼児期の学校教育の利用希望が強いというところが空欄になっているのですが、これはどういう意味でしょうか。それを知りたいです。

**事務局（幼児保育課）**：ここの空欄になっている項目についてですけれども、そもそも計画上、2号認定の幼児期の教育の利用希望が強いという部分の確保目標の数値がないので、もともとの目標が数値として設定されていない中、それに対する結果等を出したとしても、比較した結果どうだったというところが検証できないという項目になっていまして、毎年、空欄になっています。

**橋本委員**：これは全体とか北部エリア、中央部エリアとかがありますが、北

部エリアに限ったことなのですか。

**事務局（幼児保育課）**：お見込みの通りで、そのプラン策定時に北部地区にだけ、該当する数字がなかったということになります。

**事務局（こども政策課）**：追加で補足説明させていただきますが、プランの策定時に、ここの確保の量は0ということで、当時子ども・子育て会議の中で設定されていますので、何分の何という形で数字が出ないというところになっています。ニーズ調査とかを行った結果、出しているのですけれども、たまたま北部だけそれが0という設定で、会議として確定させたということになると思います。

**土井会長**：他にいかがでしょうか。

次に、遅れが生じているというC評価です。C評価は三つありますけども、この点につきましては何かご意見ありますでしょうか。C評価がありますのは、4-3の幼稚園型のところに二つと、62ページの4-14の放課後子供教室のイベント開催のところですか。何かご意見ありますでしょうか。

**落合委員**：落合と申します。今のCのところですが、詳しいことがわからないのですが、幼稚園型の場合に、在園児対象型となっていますが、場合によっては必ずしもその園にいらなくてもお子さんを預かっていただきたいというケースもあるかと思うのですが、それはできないことになっているのですか。在園していないお子さんは、一時預かり事業の対象にはならないのですか。

**事務局（幼児保育課）**：幼児保育課、岩田です。一時預かり事業で、幼稚園型と その下に幼稚園型以外というものがあります。こちらの一時預かり事業、幼稚園型が私立幼稚園のサービスの一つで、延長保育のようなものになっております。幼稚園型以外というのは同じ名称ですがサービスが違うものになっています。幼稚園型は、在園している園児が対象になります。幼稚園型以外は、在園していない園児が、ご家庭の状況等、一時的に保育ができないようなお子様たちをお預かりするようなサービスになっています。同じような名

称ですが違うサービスになっています。さらに、3、一時預かり事業（幼稚園型）というものにつきましては、子ども・子育て支援新制度のサービスを使っている事業者が対象となっており、他にもつくば市では多くの認定こども園や私立幼稚園があるのですが、実はお金の出所が違うといえますが、この預かり保育という名称でよく延長されているのですが、その預かり保育という延長制度を私学助成という県の事業費で行っている幼稚園が多数いらっしゃいますので、こちらの制度は、国、県、市のお金を基に行っている預かり保育事業と同じものですが、そのサービスを利用している事業者になります。なので、実際は市内で1ヶ所だけその制度で事業をなさっている事業者がいらっしゃると。その他に全く同じような事業ですが事業名称が違う預かり保育というものをやっている事業者が複数いらっしゃるということです。ただし、今回のこのプランについては、子ども・子育て支援新制度に基づく事業であるため、預かり保育ではなくこちらの一時預かり事業（幼稚園型）というものに則ってプランを策定しております。

**落合委員：**施設数がC評価になっていますけど、施設数というのは、今おっしゃったように複数ってことですか。

**事務局（幼児保育課）：**はい。今こちらの目標値は2なのですが、私学助成を使っている事業者から新制度に移行された事業者が1ヶ所だけでして、これが複雑な制度になっております。新制度に施設自体は移行しているが、一時預かり事業には移行しない預かり保育という事業だけが私学助成という、お金の出所が二つになっているというような事業展開が可能となっています。今どちらも移行したという施設が1ヶ所でこちらの1となっています。全く同じ事業を行っているのですが、県の私学助成という助成対象になっている事業者は複数いるので、この目標の一時預かり事業（幼稚園型）にはなっていないのですが、一時預かり事業の幼稚園型になった施設さんが1、というような評価方法になっており、どうしても評価としては50%になっています。

ただ、この一時預かり事業（幼稚園型）に移行をしていくということにつきましては、国や県もできればこちらの方に移行していただきたいというような話があるので、各事業者にお伝えしているところです。

**落合委員：**ありがとうございます。なかなか難しく、ちょっと飲み込めなくて。そうすると新制度の方に移行していくことを推奨しているということですか。

**事務局（幼児保育課）：**そうですね。県の担当者説明会等においても、そのような方向で進めていきたいということで茨城県の担当から説明を受けていますので、我々もそれに則って進めていきたいと思っております。

**橋本委員：**橋本です。今の件について、確かに一時預かりと預かり事業というのは、同じなのですが、何でこういうことが生じているかということ、子供を預かる事業でお金のことを話してはいけないような感じがしても、お金の話をしないと事業ができないのです。いわゆる施設型と言って、これも説明すると長くなるのですが、幼稚園をどういう補助形態で運営するか。市から補助をもらって運営していくのは施設型の幼稚園、それから、こども園というのは、市の方から運営費等をいただくのですが、私学助成という県が補助してくれる幼稚園がまだ市内には残っています。その場合に、預かり事業をするのに、制度的にどっちが園にとって使いやすいか、やりやすいかということ、市から補助金をもらう、いわゆる一時預かりの方が人材確保の面で非常に厳しいのです。その代わり費用はたくさん出ますけど。県の方はある意味、雀の涙ほどしか出ない。しかし、そこで預かり保育をする職員、スタッフに対しては、あまり強い言い方はしていない。そうすると、預かり保育をするにあたって、市の基準でいくと、人材確保できないので、おそらく現実的には、私のところもそうですけど、今年から預かり保育はもうやめよう、人材確保できないから一時預かりはしない。県の方はしてほしいと。救済のために、県の方の預かり制度を使えば、微々たる補助金を差し上げますよと



というようなシステムになっているのです。だから、要するに制度のちょっとした微妙な部分でもって、園側が運営しやすいかしづらいか。その先にはやっぱり人材確保という問題が非常に悪さをしているのです。そこなのです。私たちが市の預かり事業を使った方が、とんでもないお金をいただけるのです。だけれどもそれをやるために人材確保ができないのです。変な話、もう市に対して預かり事業はやりません、けれども預かり事業の預けたいという人たちは預かりますよと。それはもう採算とか云々じゃなくて、救済しなきゃいけないけど、そういうやり方をせざるをえないというのが現状です。すみません、補足になっているかどうか。

**土井会長：**ありがとうございます。そうすると、このCという評価は、これから頑張ってAにしてくださいという性質のものではないということですかね。制度移行の問題があるので。

**橋本委員：**国が一時預かりは基準をつけてくるが、最初は1人いればよいと、でも一時預かりがいつもいるとは限らないわけですよ。その人たちを採用しておくということはそれに対する人件費が必要になってくる。だけど最初1人でいいですよという制度だったのに、やはり危険だから複数人おいてくださいと。もう一人は有資格でなくてもいいけれど、一人の有資格をそろえるだけでも大変なのに、もう一人の人件費がかかるのであればやらない方がいいというジレンマです。私のところは、制度としてはやらずに預かりが必要な人には預かると。その方が、小回りがきく。無料にはできないが、そうせざるを得ない現状がある。国が方向転換をきちんとしてくれれば、せめて県の私学助成あたりのやり方まで下げてくれればこれがAになるのではないかと。

**落合委員：**もったいないですね。

**橋本委員：**去年、一昨年の預かり保育による補助金の例を示すと、県からの補助金は1年で14万。市の補助金を使うと110何万かになる。そのくらい差が

あるが、困っている人がいれば手を差し伸べてあげなければと思う。

**土井会長**：何か一つ書いたほうがいいのかもしいですね。

**橋本委員**：でも質は落ちる。配置基準が違うから。

**落合委員**：現実的には、国が制度の設計に問題があると認識して変えていただかないと変わっていかないのか。

**橋本委員**：もちろんそうだけど、結局、国がお金を出す気があるかないかなのですよね。

**土井会長**：では文言は考えさせていただきますけれども、何も付けずに出すわけではなくて、制度の問題があるのでそれを含めて、今後、要検討ということはこの会議の意見としてはつけて上げましょうか。文言はお任せいただければと思いますけども。よろしいですか。ただCだから頑張ってくださいということではいかないような話ですので。

あと放課後子供教室のイベント実施回数がC評価で、理由としてはコロナの影響というふうに書かれているかと思えますけれども、担当課の方で何か追加でご説明ありますか。

**事務局（こども育成課）**：こども育成課、吉田と申します。そうですねこちらにも書かせていただいたのですが、やはり放課後子供教室のイベント開催につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、年度当初に、各学校に開催希望調査を実施しまして、それで年間103回の実施を予定しておりましたが、やはりコロナの影響で、一斉休校や学年、学級閉鎖等が発生したため59回の実施となりました。なお、その中止となってしまいました44回についても、すべて準備や計画の方をしておりまして、一斉休校等がなければ、実施ができたと考えまして約56%の達成率であったため、今回のCの評価とさせていただきます。

**土井会長**：この点いかがでしょうか。それでよろしいですかね。何かご意見があれば付け加えます。ではこれでC評価についての私たちの意見としては終

わりにしたいと思います。先ほどの事業についてだけ意見を付け加えたいと思います。

続きまして評価 D の事業は一つだけですが、この子育て短期支援事業について、これもコロナ禍の影響ということでしょうかね。何か追加でご説明ありますでしょうか。

**事務局（こども未来課）**：こども未来課です。唯一、D をたたき出してしまったのですけれど、確保の利用延べ日数の目標として 153 日のところ、実際の利用が 6 日間にとどまってしまったというところで、パーセンテージからいうと D となります。子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業ですが、毎年、市内と土浦、水戸に、児童養護施設 4 施設と乳児院 2 施設の 6 施設と契約して、保護者が病気や仕事や入院等で子供を一時的に預かれない場合に、7 日間を限度に預かるという事業です。やっぱりコロナになってからは、児童養護施設の方は 30 から 40 名ぐらいの児童を預かっているわけですが、30 名の定員のところ、例えば今だったら 27、28 人しかいないから、その空きを活用してのショートステイでして、まず、施設に空きがあるかという課題と、あと今までコロナ前はその施設の空き状況とマッチングすれば、ぱっと入れたのですけれど、コロナになってからは各施設が入所児童の感染ももちろん、それまでの生活の背景とか感染対策をどのようにしてきたかわからない方を受け入れるというのは、かなり慎重を期してまして、どの施設もなかなか受け入れが難しい状況で、令和 3 年度は実利用が、2 人で 3 日ずつの 6 日という寂しい数になってしまいました。そこで、施設の方では、陰性と分かるために PCR 検査を受けてきてほしいということもありまして、ただ、利用する方の中にはひとり親の方などで、もともと非課税でショートステイ費用は所得に応じた自己負担なので 0 で、陽性の方は PCR 検査は無料なのですが、陰性かどうか念のための PCR 検査というのは、実費負担になってしまうので、1 万円を超えたり、病院医療機関によっては 2 万円を超えたりするよ

うな検査費がかかってしまうということで、急遽、令和3年度の補正を含めまして、ショートステイを使うときのPCR検査は、市が助成して無料で受けられるようにして、できるだけ利用できるように努めて参りましたが、なかなか伸びていません。ただ、令和4年度に入って、各施設もウィズコロナになり、PCR検査をするということで、令和4年度は、今日までにもう27日間のショートステイがありまして、これから拡充に努めていきたいと思っております。以上です。

**土井会長**：ご事情についてご質問いただきましたが何かご意見ありますでしょうか。

**落合委員**：落合と申します。この事業自体はよく理解してないのでとんちんかんなこと聞いてしまうかもしれません。こういうPCR検査にかかる費用の助成をされたというのはすごくいいことだなと思いますが、見込み量が201名だったところが6名だったという実績の理由もわかったのですが、そもそもその見込みというのは、これぐらい想定して考えられたと思うのですが、受け入れ施設の問題で入所できなかったのは分かるのですが、実際に申し込みはどれぐらいの人数があったのですか。

**事務局（こども未来課）**：令和3年度で言いますと、相談なりお問い合わせがあって、受け入れできない状況なのでお断りしたのが7人ぐらいいるのですが、名前も言わずにショートステイ使えますかとお問い合わせがあった時、相当難しい状況なので、対象者を把握せずに回答したものもあるので、どのぐらい利用したい人がいたかというのはきちんと掴めていないところがあります。

**落合委員**：ありがとうございます。ケースによると思うのですが、深刻なケースもあるかと思えます。お断りする時は辛かったと思いますが、そういった時に何か代案みたいなのは差し上げているのですか。

**事務局（こども未来課）**：そうです。日中であれば先ほどお話のあった保育所

の一時預かりですとか、第2子、第3子を出産するときに、上の子を見てくれる人がいないのだけれどどうしようというのは、養育者不在になってしまうので、そういう場合には、児童相談所に繋いで一時保護という形で預かってもらいました。

**落合委員**：何件ぐらいあったのですかそのケースは。

**事務局（こども未来課）**：令和2、3年度で1件ずつぐらいです。

**土井会長**：他にこの項目につきましてご質問やご意見ありますでしょうか。

見込み量は、コロナでなければ大体このぐらいの需要があるだろうと設定されているのですか。

**事務局（こども未来課）**：コロナ前の平成30年度、令和元年度は、年間116日、109日と、伸びてきていますので、コロナ前の数値をもとにいくと、これぐらい伸びるだろうということで、子ども・子育て支援プランでは設定されているものと思われま。

**土井会長**：はい。当然需要があれば応えなくてはいけないと思いますけども、この見込み量は、本来いなければそれに越したことはないわけですから、そもそもどこに見込み量を設定するかという難しい問題ですよね。需要をどうやって把握するか。高い目標を設定することがいいことではないので、結局は需要があればいいですけど、本来需要がない方が望ましい事業ですから。

**落合委員**：ないような状況がいいとは思いますが、あるのにそれを伝えられないのはよくない。

**土井会長**：ではいかがでしょうか。これについては特に意見はつけずに承りましたとしますか、何かつけますか。

**村上委員**：ショートステイ里親とは。

**事務局（こども未来課）**：この児童養護施設の空き状況を利用してのショートというのは、児童養護施設が、地域で虐待を受けて、児童相談所を經由して、一時保護という形で施設で預かる子どもたくさんいます。ショートステイを

活用するための児童養護施設の定員超過の問題は全国的な問題でして、国の方では、令和3年度から各都道府県に登録している里親に、里親の家庭、地域でショートステイとして一時的に預かってもらうことを推奨しており、当課でも準備中でございます。地域の里親宅でショートステイを受け入れてもらって、施設が受け入れられないところを、新たな受け皿にしていこうという動きです。

**落合委員：**すごくいい制度だなと思って聞いていたのですが、令和4年度から実施するということですか。

**事務局（こども未来課）：**はい。もう少しで準備できます。

**江原委員：**江原です。今の72ページの話ですけど、下の達成率は201分の153でいいのではないですか。4%というのは利用人数ですよ。だからそれはまた別で、4%しか利用しなかったという書き方でいいと思うんですね。だから153を確保したのですから、それも書いた方がいいと思いますけど。いわゆる達成率は75%ぐらい。そういう書き込みの方がむしろいいと思いますけど、いかがでしょうか。

**土井会長：**今のご意見は、こちらで153は用意をしたけども、実際に使った方は6だったのだから、4%ではないのではないかとということですよ。だから結果的に4%だけど、もっと受け皿自体が大きかったはずではないですかというご意見ですがいかがでしょうか。

**事務局（こども未来課）：**難しいところもありまして、コロナの感染状況で受け入れできないという理由もありましたし、例えば、第3波と第4波の間で、ちょっと落ち着いている時期に、今だったらお願いできるかなとお電話しても、その時定員が、今多くて受けられませんという回答もあったので、必ずしもその153を確保できていたのかというと、ちょっと明確に言えないかなと。

**江原委員：**じゃあこの153はどういう数字なのですか。

**事務局（こども未来課）**：コロナ前の伸びからいくと、それぐらいは確保しておく必要があると。

**江原委員**：それは見込みですよ。だから、実際に確保した人数というのをここに書くべきじゃないですか。

**土井会長**：そもそも二つあって、実際確保された人数と、用意できた枠と両方あるわけですよ。今のご質問は、用意できた枠のように読めるけどもそうじゃないんですかという確認だと思います。

**事務局（こども政策課）**：事務局の方から補足させていただきます。72 ページですと、当時プランを作った時に、量の見込みというのが 201 人ぐらいいるだろうと。それに対してどのぐらい確保できるかという、施設数としては 6 施設のところが合わせて 153 日分ぐらいは確保を目指していくというのが、上の目標のところ。実際にどうだったかというところが、実際には 6 人利用したのですけれど、ただいま委員さんがおっしゃった通り、実際どのぐらい利用しようと思えば利用できたのかという数値が載っていないということですが、その数字はおそらく把握されてないということだと思います。

**土井会長**：わかりました。それでは、今これで D がついてるけども、実際にどのぐらい確保できたかわからなくて判定しようがないので、今後は実際どれだけ確保できたか、この 153 は見込みにすぎないわけですから、実際に当該年度にどれだけ確保できていたのかという数字がわからないと、分母がわからないわけだから数字のだしようがない。なので、分母が分かるようなことを今後検討願いたいということを意見として付け加えるということでしょうか。

はい。ではそういう形で意見を付けさせていただきたいと思います。可能かどうかは別にして、そういう意見が出ましたのでそれは付けさせていただきたいと思います。あと全体を通して、重点項目につきましてはよろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、基本事業及び重点項目の点検・評価は終了となります。本日の会議でのご意見、評価は改めてこちらで整理をいたします。整理後、委員の皆様方に送付をいたしますので、ご確認ください。ご確認いただいた上で、全体会議での意見、点検・評価といたします。それを市のホームページで公開いたしますので、ご了解いただきたいと思います。この段取りにつきまして何かご質問等ありますでしょうか。

ではどうもお疲れ様でした。本日の協議事項は以上になります。

続きまして報告事項に入りたいと思います。まず報告事項の1と2の説明をあわせてお願いしたいと思います。どちらも保育所に関わるものです。事務局からご説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）：**（資料に基づいて説明）

**土井会長：**ただいま説明がありましたけども、何かこの点につきましてご意見、ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

**古谷野委員：**古谷野です。まず、保育のニーズということで、調査をされるということだったのですが、一時預かりの利用ニーズがどうだったかというところだったと思うのですが、それは出てないので一時預かりはやらないということによろしいですか。

**事務局（こども政策課）：**子育て支援の一環として、一時預かりは実施していきます。ニーズ調査は、荃崎地区とか岩崎だけの限ったことではなく、市内全体として実施していくので、来年度から始まりますニーズ調査の中で検討させていただきたいと思っております。

**古谷野委員：**よかったです。あと、土曜日の保育はどうなったのですか。

**事務局（こども政策課）：**そのニーズ調査についても、来年度以降の調査をしてからということになります。

**土井会長：**他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

次に報告事項3にいきたいと思います。公立幼稚園の3歳児保育につつま



して、説明をお願いいたします。

**事務局（学務課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：今の点につきまして何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

**落合委員**：落合です。公立では今年度、手代木南幼稚園、来年度から荃崎で3年保育をするということですが、公立幼稚園でかなり人数が減っているところがあると聞いておりますが、今後、他の公立幼稚園で3年保育は検討されていますか。

**事務局（学務課）**：今後につきましては、施設の収容規模また空き教室等がありますので、そういうことを含めて検討していきたいと思えます。

**土井会長**：他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

では最後にその他、何か皆様方の方から報告、あるいは審議したい案件はありますでしょうか。

**橋本委員**：橋本です。つくば市には保育の質ガイドラインがありますけれども、これはすばらしいのですが、意見のところでも書いたのですが、世田谷区の幼児教育保育推進ビジョンとあって、単なるつくば市の質のガイドだけではなくて、どういうふうな教育や保育をしていくのかというようなことが策定されているのですね。これはもう何年も前から言っているのですが、なかなか腰を上げてくれない。ぜひこういう策定委員会を作って、そして進めていただければと思います。会長にこの冊子だけでも参考にお渡ししておきます。つくばも世田谷に負けないようなビジョンを作っていただきたいなと思います。

**土井会長**：では今委員からご意見出ましたので、今後、これを議題とするかどうか、少し検討させていただいて、次回以降ご報告し、それから要望として上げるかどうか、検討させていただくということによろしいでしょうか。

ではそういう扱いにさせていただきたいと思えます。他に何か委員の皆様からご発言されたいことはありますでしょうか。

事務局から何か追加でありますでしょうか。

では以上をもちまして当会議における協議と報告はすべて終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重、熱心なご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして議事進行を事務局にお返しいたします。

**事務局（こども政策課）**：会長ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認いただいた後に、市のホームページで公開いたします。次回、第4回会議は、年明け2月頃の開催を予定しております。以上をもちまして、令和4年度第3回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

(以上)

# 令和4年度(2022年度)第3回つくば市子ども・子育て会議次第

日時:令和4年(2022年)11月24日(木)

午前9時から午後1時まで

場所:つくば市役所本庁舎2階

防災会議室(2)(3)

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 第2期つくば市子ども・子育てプランの点検・評価について

4 報告事項

(1) 公立保育所の施設整備に関する個別計画について(岩崎保育所)

(2) 小田保育所の閉所に向けて

(3) 公立幼稚園の3歳児保育について

5 その他

6 閉 会

つくば市子ども・子育て会議委員

|    | 組織等      | 氏名       | 役職等<br>(現所属)                    | ※<br>選出<br>分類 |
|----|----------|----------|---------------------------------|---------------|
| 1  | 議会       | 木村 清隆    | つくば市議会議員                        | (1)           |
| 2  | 幼稚園PTA   | 奥寺 友里    | つくば市立幼稚園PTA連絡協議会会長（筑波幼稚園PTA副会長） | (2)           |
| 3  | 児童クラブ    | 千代原 義文   | つくば市学童保育連絡協議会会長                 | (2)           |
| 4  | 学識経験者    | 土井 隆義    | 大学教授等（筑波大学人文社会系教授）              | (3)           |
| 5  |          | 堀内 明由美   | 大学教授等（筑波大学医学医療系講師）              | (3)           |
| 6  | 民間保育園    | 古谷野 好栄   | つくば市民間保育協議会会長（つくばこどもの森保育園園長）    | (4)           |
| 7  | 民間幼稚園    | 橋本 幸雄    | つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会会長（栄幼稚園園長）   | (4)           |
| 8  | 子育て支援団体  | 浦里 晴美    | つくば市地域活動連絡協議会会長                 | (5)           |
| 9  |          | 間野 聡子    | 特定非営利活動法人ままとーん代表理事              | (5)           |
| 10 | 主任児童委員   | 大久保 良文   | つくば市主任児童委員連絡会代表                 | (5)           |
| 11 | 公立小中学校長  | 栗山 賢司    | つくば市立小中学校長会会長（春日学園義務教育学校長）      | (6)           |
| 12 | 公立小中学校長  | 石黒 正美    | つくば市立小中学校長会副会長（学園の森義務教育学校長）     | (6)           |
| 13 | 公募       | 落合 美智子   | こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等          | (7)           |
| 14 |          | 宮下 信一    | 〃                               | (7)           |
| 15 |          | トモル ソロンゴ | 〃                               | (7)           |
| 16 |          | 根津 陽子    | 〃                               | (7)           |
| 17 |          | 村上 義孝    | 〃                               | (7)           |
| 18 | 小・中学校PTA | 横田 智之    | つくば市PTA連絡協議会会長（並木中学校PTA会長）      | (2)           |
| 19 | 小児医療     | 江原 孝郎    | つくば市医師会（江原こどもクリニック院長）           | (3)           |
| 20 | 保育園保護者会  | 末永 詩織    | つくば市保育所・園父母の会連絡協議会（松代保育所父母の会）   | (2)           |

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者  
(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者  
(6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者

## 第2期つくば市子ども・子育て支援プランの点検・評価について

### 1 点検・評価の目的

第2期つくば市子ども・子育て支援プランについては、毎年1回、つくば市子ども・子育て会議で実施状況の点検・評価を行い、その結果を各担当課へフィードバックすることでプランの着実な実施と必要に応じた見直しを図っています。

### 2 点検・評価の対象事業

①プラン「第4章 施策の展開」の基本目標と事業の体系（P34）に記載されている各基本目標に紐づけられている基本事業（16事業）

②プラン「第5章 重点事業」内の

「3. 教育・保育の見込量と確保方策」（P50～）

「4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策」（P55～）

「5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保」（P63～）

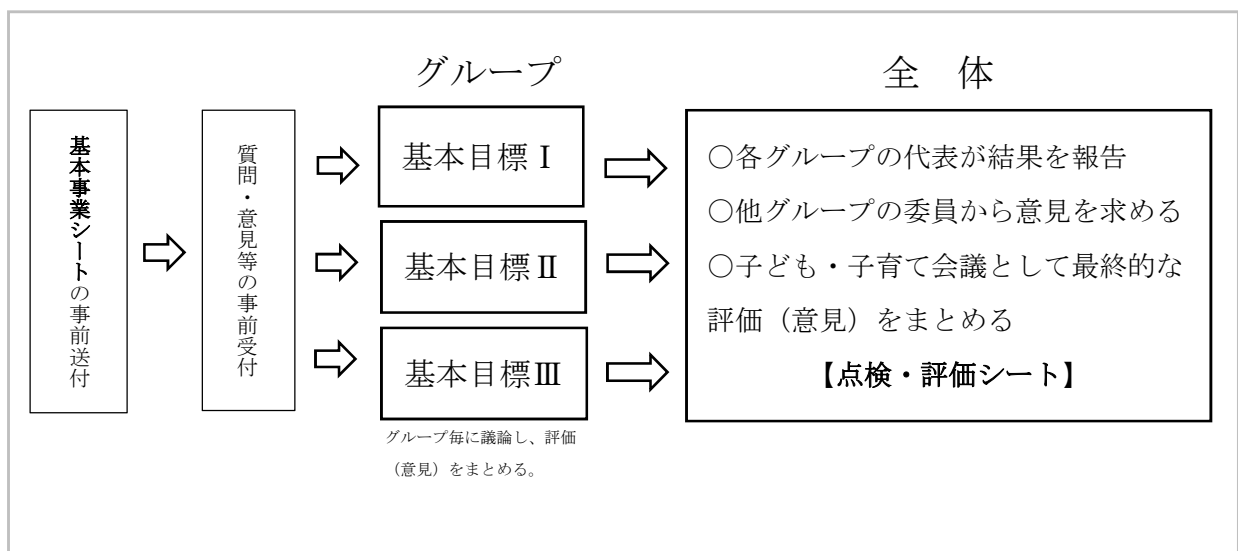
### 3 点検・評価の方法

#### ①について

基本事業に関連した担当課が予め作成する「基本事業シートⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を、委員の皆様へ会議に先立ってご提供します（※本シートに関する、皆様からの質問・意見等も事前に受け付けます）。

当日は、事前に分けさせていただいたグループにおいて、基本事業シート及び事前に受付した質問・意見等を踏まえ議論をしていただきます。

その後、各グループでまとめた評価（意見）を会議全体で報告し、子ども・子育て会議の評価（意見）として「点検・評価シートⅠ・Ⅱ・Ⅲ」にまとめます。



## ②について

重点項目に関連した担当課が予め作成する「事業担当課一覧および重点項目評価表シート」を使用します。委員の皆様には、事前に評価表シートを御確認いただき、その上で、御質問・御意見等をいただきます。

会議の当日は、担当課が作成した評価表シート及び委員の皆様からの御質問・御意見等を取りまとめた点検・評価結果（案）を御報告させていただきます。

⇒ ①、②の実施については、第3回子ども・子育て会議（11月予定）で実施予定ですが、会議の進捗状況により、第4回会議にまたがる場合がございます。

## 4 点検・評価（意見）結果の公表

会議での点検・評価結果は、事業を所管する各担当課へフィードバックし、翌年度以降の事業実施の参考とさせていただきます。

また、点検・評価結果は、市ホームページで公表します。

第2期子ども・子育て支援プラン点検・評価グループ  
(令和4年度第3回子ども・子育て会議)

(敬称略)  
(委員名簿順)

| 基本目標と事業の体系 (P34)  | 組織等      | 氏名       |
|---|----------|----------|
| 基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む(P35)<br>～安心して産み育てられる子育て環境の充実～<br><br>6名            | 子育て支援団体  | 間野 聡子    |
|   | 主任児童委員   | 大久保 良文   |
|   | 市民委員     | 落合 美智子   |
|   | 市民委員     | 村上 義孝    |
|   | 小児医療     | 江原 孝郎    |
|   | 保育園保護者会  | 末永 詩織    |
| 基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む(P38)<br>～幼児教育・保育の環境の充実～<br><br>6名                | 議会       | 木村 清隆    |
|   | 幼稚園PTA   | 奥寺 友里    |
|   | 民間保育園    | 古谷野 好栄   |
|   | 民間幼稚園    | 橋本 幸雄    |
|   | 公立小中学校長  | 石黒 正美    |
|   | 市民委員     | 宮下 信一    |
| 基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む(P41)<br>～地域や放課後等における子どもの活動環境の<br>充実～<br><br>7名 | 児童クラブ    | 千代原 義文   |
|   | 学識経験者    | 堀内 明由美   |
|   | 子育て支援団体  | 浦里 晴美    |
|   | 公立小中学校長  | 栗山 賢司    |
|   | 市民委員     | トモル ソロンゴ |
|   | 市民委員     | 根津 陽子    |
|   | 小・中学校PTA | 横田 智之    |

## 事業担当課一覧（その①）

| 事業番号 | 基本目標                 | 基本方針  | 基本事業   | 計画記載ページ | 取組  | 担当課①               | 担当課②  | 担当課③   |
|------|----------------------|---|--|---------|---|--------------------|---|--------|
| 1    | I 確かな生命と元気を育む        | 1 継続的・包括的な支援の充実   | ①出産施設開設支援事業  | P36     | ○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。  | 健康増進課              | -   | -      |
| 2    |                      |   | ②子育て世代包括支援事業   |         | ○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。  | こども政策課             | 健康増進課   | 幼児保育課  |
| 3    |                      |   | ③子育てしやすい環境整備事業   |         | ○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができない親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。   | こども政策課             | 幼児保育課   | こども未来課 |
| 4    |                      | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実   | ①産前・産後のサポート/ケア事業   | P37     | ○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらった参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。  | 健康増進課              | こども政策課  | -      |
| 5    |                      |   | ②子ども家庭総合支援拠点事業   |         | ○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつながるソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。 | こども未来課             | -   | -      |
| 6    |                      |   | ③児童発達支援センターとの連携  |         | ○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。  | 障害福祉課              | こども未来課  | -      |
| 7    | II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む    | 1 教育・保育の提供体制の整備   | ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業                                       | P39     | ○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握ししながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。   | 幼児保育課              | 学務課   | -      |
| 8    |                      |   | ②保育人材の確保事業   |         | ○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。   | 幼児保育課              | 教育総務課   | -      |
| 9    |                      | 2 子どもの豊かな育ちの促進  | ①幼児教育及び保育の推進事業   | P40     | ○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。  | 幼児保育課              | 教育総務課   | -      |
| 10   | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 |   | ○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。 |         | 幼児保育課   | 学び推進課              | -   |        |
| 11   | 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備 | 2 子どもの豊かな育ちの促進  | ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）   | P42     | ○幼児期の終わりまでに育てほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。  | こども育成課             | -   | -      |
| 12   |                      |   | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業   |         | ○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。   | こども育成課             | -   | -      |
| 13   |                      |   | ③子どもの居場所・学習支援事業  |         | ○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。  | こども未来課             | -   | -      |
| 14   |                      |   | III 主体的にして広く豊かな経験を育む   |         | 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実  | ①新・放課後子ども総合プラン運営事業 | ○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。 | こども育成課 |
| 15   | ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業  | ○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。 |  | こども育成課  |   | 障害福祉課              | -   |        |
| 16   | ③遊びの機会と場の充実          | ○放課後児童クラブの事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。            |  | 公園・施設課  |   | -                  | -   |        |
|      |                      | ○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。  |  |         |   |                    |   |        |



**基本目標** I 確かな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

**担当課**

|       |  |  |  |
|-------|--|--|--|
| 健康増進課 |  |  |  |
|-------|--|--|--|

**基本事業** ① 出産施設開設支援事業 計画記載  
ページ P36

**関連するプラン名**

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

**■ 事業概要 ■**

産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成する。

**実績**

- ・産婦人科施設が市内に1件開院  
病床数 10床  
令和3年4月工事完了、  
令和3年9月より分娩取扱開始
- ・さらに産婦人科施設が開設しやすい環境整備を推進するため、産婦人科施設開設の助成条例を2年延長した。

**実績に対する課題・改善方針**

- ・令和3年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の出産施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は56人と昨年度より減少した。
- ・開設した産婦人科施設の分娩取扱開始が9月だったため、今後は、市内の分娩施設で出産を希望する妊婦が市内で出産できる環境がより改善されると思われる。
- ・バースセンターの周知を併せて推進していく。

**担当課 自由記述欄** (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 **こども政策課** 健康増進課 幼児保育課

基本事業 ②子育て世代包括支援事業 計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○地域子育て支援拠点事業  
つくば市子育て総合支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（10か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。

●市内地域子育て支援拠点

- ・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- ・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）
- ・チェリークラブ（つくば市上野）
- ・おとなり（つくば市みどりの）
- ・おひさまクラブ（つくば市高崎（令和3年度休止））
- ・こどもの森広場（つくば市沼崎）
- ・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）
- ・なないろくらぶ（つくば市大角豆）
- ・ままとーんつどいの広場（つくば市館野）
- ・花畑ひろば（つくば市花畑（10月から開所））

○利用者支援事業（基本型）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。（つくば市では令和4年度より開始）

実績

実績に対する課題・改善方針

○地域子育て支援拠点  
●令和3年度利用者実績  
・子育て総合支援センター  
（けやき広場（拠点）27,222人、出張ひろば724人（101回））  
・かつらぎクラブ（拠点1,404人、出張ひろば34人（18回））  
・チェリークラブ（拠点3,468人、出張ひろば88人（22回））  
・おとなり（拠点5,798人、出張ひろば159人（21回））  
・おひさまクラブ（R3休止）  
（拠点-人、出張ひろば-人（-回））  
・こどもの森広場（拠点2,887人、出張ひろば場131人（21回））  
・すぎのこクラブ（拠点2,940人、出張ひろば145人（19回））  
・なないろくらぶ（拠点3,066人、出張ひろば32人（18回））  
・ままとーんつどいの広場（拠点1,735人、出張ひろば未実施）  
・花畑くらぶ（10月から開所）  
（拠点1,650人、出張ひろば7人（5回））  
※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。  
※オンラインでの利用者は除く。  
●R2の課題としてTX沿線での拠点の設置を挙げていたが、つくば駅での出張広場を設置するため、場所の確保（B i v i）、担当拠点や実施方法の調整などを行い、R4.4月からの実施に向けて調整をした。

○地域子育て支援拠点  
・現在10か所で地域子育て支援拠点事業を行っているが、つくば駅、研究学園といったTX沿線に拠点の設置ができていない（R4開始に向けてつくば駅については出張広場の準備ができたが、TX沿線の人口等に鑑みれば常設の拠点設置が望ましい）。  
→ TX沿線に新規開園する民間保育園等に、地域子育て支援拠点の開設について調整を行う。  
○利用者支援事業（基本型）  
・令和4年度でのスムーズな開始に向けて令和3年度では準備してきたが、今後事業が始まることで生じる課題について、他市町村事例なども踏まえ、解決を図っていく。

○利用者支援事業（基本型）

・令和4年度からの子育て総合支援センターでの開始に向けて、指定管理者の選定にあたって、利用者支援事業（基本型）の実施を新規に仕様書に記載した。また、事業者選定後は、4月からの事業開始に向けて、複数回打合せを行い、具体的な実施方法やパンフレットの作成など調整を行った。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

**担当課** こども政策課 **健康増進課** 幼児保育課

**基本事業** ②子育て世代包括支援事業 計画記載ページ P36

**関連するプラン**

**■ 事業内容 ■**

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（ダイサービスタイプ型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行います。また、妊婦健康診査事業により妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行う。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談等を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のう え、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行う。

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康包括支援センター<br/>                     妊娠届出時面接 2,339 件（令和2年度：2,251件）<br/>                     転入妊婦面接 216 件<br/>                     母子保健コーディネーター 2人配置<br/>                     利用者支援事業（母子保健型）4か所</li> <li>・妊婦健康診査 25,637人（令和2年度：24,620件）</li> <li>・あかちゃん訪問 2,170件 実施率 98.5%<br/>                     （令和2年度：2,232件、95.8%）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大時期も、感染予防対策をしながらあかちゃん訪問を実施した。今後も維持継続していく。</li> <li>・妊娠届出や転入妊婦など全妊婦の面接・相談に対しコーディネーター2人を設置しているが、相談やニーズに対応できるようコーディネーターの増員が必要。<br/>                     増員することで、より一人ひとりにきめ細やかな支援を実施できるようにする。</li> </ul> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む

**基本方針** 1 継続的・包括的な支援の充実

**担当課**

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 子ども政策課 | 健康増進課 | 幼児保育課 |
|--------|-------|-------|

**基本事業** ②子育て世代包括支援事業 計画記載  
ページ P36

**関連するプラン**

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図る。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

| 実績   | 実績に対する課題・改善方針   |
|--|---|
| <p>令和3年度利用実績</p> <p>○病児保育 6施設（うち休所1施設）</p> <p>○病後児保育 3施設</p> <p>※延べ利用人数 947人</p> <p>令和3年度保育コンシェルジュ相談件数</p> <p>○1,254件（令和2年：1,184件）</p> <p style="padding-left: 20px;">窓口：924件（令和2年：977件）</p> <p style="padding-left: 20px;">電話：330件（令和2年：207件）</p> | <p>○病児、病後児保育については、利用者の利便向上及び配慮を要する児童の受入れが課題となっている。そのため、市及び各施設のHP等の整備を実施していく。また、配慮を要する児童の受入れについては、各施設の担当者との意見交換を継続していく。</p> <p>○令和3年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から減少し、電話での相談が1.5倍に増加していることから、令和2年度に引き続き新型コロナウイルスの影響により、窓口での相談を控える傾向があると考えられる。今後はオンラインでの相談や、ホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。</p> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 **こども政策課** 幼児保育課 こども未来課

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図る。

■ 事業概要 ■

- 一時預かり  
保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる。  
・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進する。  
・つくばファミリーサポートセンター（つくば市社会福祉協議会内）  
主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス
- つくば市あかちゃんの駅  
乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やおむつ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録する。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行う（提供内容は施設によって異なる）。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 一時預かり  
・子育て総合支援センター（つくば市流星台）  
・年間預かり人数1,697人
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
・会員数1,365人  
（利用会員1,156人、協力会員168人、利用・協力会員41人）  
※令和2年 会員数1,340人  
（利用会員1,122人、協力会員173人、利用・協力会員45人）  
・年間利用者数512人（令和2年459人）  
・主なサポート内容（200回以上のもの）  
育児困難（親の障害、育児ストレス等）535回  
保護者等の外出の場合の援助251回  
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり214回  
・協力会員を増やす取り組み  
チラシの配布や退職予定の保育士等の協力会員登録の依頼をした。  
・R4年度に向けた会員登録受付方法の変更  
社会福祉協議会の窓口のほか、オンライン、市役所、訪問登録の実現に向けての検討をした。
- 令和2年度の課題に対する取組

- つくば子育てサポートサービス（ファミリーサポートセンター）  
令和2年度に比べ、利用会員が増えているのに対し協力会員は減少している。  
チラシの配布や協力会員登録の依頼を令和4年度も継続する。  
また、協力会員がサポーター活動を開始するために必要な基礎研修が、年に一回であるため研修の日程が合わない場合は、活動が1年先になりサポーター増員に繋がりにくいため、令和4年度は、保育士、幼稚園教諭の有資格者については研修受講前でも活動を可能とする。
- つくば市あかちゃんの駅  
令和3年度に行ったあかちゃんの駅の状況調査では、落着いて授乳ができ、また、直ぐに利用者が使用できる環境を維持している児童館が少なかったことから、令和4年度は児童館の整備を行う。

協力会員を増やす取り組みとして、登録チラシの配布や協力会員登録の依頼を実施した。

○つくば市あかちゃんの駅

市内で66の施設（公共施設：54 民間施設：12）が登録されている。

公共施設のうち、地域交流センター、市民ホール、児童館の35施設について、あかちゃんの駅の状況調査を行った。地域交流センターの授乳やおむつ替えスペースに目隠し用のパーテーションを追加し利用者がさらに安心して利用できるよう整備した。また、授乳用の椅子がない施設に授乳者と乳児が安全な体勢で授乳できるよう、授乳専用の椅子を設置した。

●令和2年度の課題に対する取組

令和3年度はあかちゃんの駅の設置状況調査を行ったため、公園や駅での赤ちゃんの駅の設置は引き続き模索していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）



基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| こども政策課 | 幼児保育課 | こども未来課 |
|--------|-------|--------|

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業 計画記載ページ P36

関連するプラン 

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う。

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針  |
|---|--|
| <p>令和3年度利用実績</p> <p>○一時預かり（一般型） 24施設</p> <p>○一時預かり（幼稚園型） 1施設</p> <p>※延べ利用人数 14,884人</p> | <p>○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。<br/>そのため、一時預かりの空き情報管理するシステムやアプリなど、利用者にとって利便性の良いシステムを調査・研究していく。</p> <p>○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。<br/>新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。</p> <p>○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。<br/>保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。</p> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）



基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| こども政策課 | 幼児保育課 | こども未来課 |
|--------|-------|--------|

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業 計画記載  
ページ P36

関連するプラン 

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○子育て支援短期養育事業  
 ・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により最長7日間まで預かる。  
 ・今年度の委託契約施設は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設となる。  
 ・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,350円に区分している。

**実績**

事前登録者数：53人（令和3年4月1日時点）  
 令和3年度新規登録者数：28人  
 令和3年度延べ利用者数：2人  
 令和3年度延べ利用日数：6日  
 ※令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、委託施設で受け入れ不可の状況が続いていたため、利用が非常に限られた。

**実績に対する課題・改善方針**

委託施設の受け入れ人数に限りがあるため、今後は里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていく。また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始めた。令和4年度も引き続き実施し、事業の利用を促進していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

|         |                         |        |             |
|---------|-------------------------|--------|-------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む           |        |             |
| 基本方針    | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実 |        |             |
| 担当課     | 健康増進課                   | こども政策課 |             |
| 基本事業    | ①産前・産後のサポート/ケア事業        |        | 計画記載ページ P37 |
| 関連するプラン |                         |        |             |

**■ 事業内容 ■**

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらい参加型（サービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

**■ 事業概要 ■**

退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。  
 養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

| 実績   | 実績に対する課題・改善方針  |
|--|--|
| 産後ケア事業<br>利用施設 6か所（前年度より1施設増）<br>利用者実人数 74人（令和2年度 45人）<br>通所個別 34人（令和2年度 29人）<br>短期入所 24人（令和2年度 12人）<br>通所集団 1人<br>通所個別+短期入所 11人（令和2年度 5人）<br>通所個別+通所集団 1人<br>短期入所+通所集団 2人<br>短期入所+通所集団+通所個別 1人<br>（※通所集団は今年度より開始）<br>利用者延べ日数 229日（令和2年度 127日）<br>通所型 136日（令和2年度 85日）<br>宿泊型 84日（令和2年度 41日） 集団型 9日<br>養育支援訪問 266件（令和2年度 307件）<br>9か月電話 1249件（令和2年度1255件） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度より産後ケア事業の利用者は増加。今後も感染拡大に伴うサポート不足の方の利用増加も考えられるため、産後ケア利用施設を増やし、ニーズに対応していく。また、コーディネーター等がすべての妊婦と面接する中で、産後ケアなど必要な支援を丁寧に見極め、案内・周知するため、コーディネーターの増員を予定。</li> <li>・養育支援が必要な保護者に対し、保健師・母子保健コーディネーター・養育支援訪問担当者等と連携しながら、妊娠中から産後にかけて切れ目のないタイムリーな支援を実施できた。</li> </ul> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む

**基本方針** 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

**担当課**

健康増進課 **こども政策課**

**基本事業**

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載  
ページ **P37**

**関連するプラン**

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）  
…妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、寄り添いながら利用者の話を「傾聴」し、家事及び育児等を「協働」により行い問題の解消を図る。  
（特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（つくば市手代木）による委託事業として実施）

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○特定非営利活動法人 kosodateはぐはぐ（会員数及び利用実績）

- ・会員数 15人  
内訳：トラスティ（業務責任者 1人）  
：オーガナイザー（取りまとめ 2人）  
：ホームビジター（訪問スタッフ 9人）  
：事務スタッフ（3人）
- ・依頼件数 19件
- ・延べ訪問回数 60回

○令和2年度の課題に対する対応について  
前回の点検・評価において課題としていた、オーガナイザーとホームビジターの負担が大きいという点については、市と委託先（kosodateはぐはぐ）の書類上のやり取りをスリム化するなど、運用スキームの見直しを行い改善を図った。

依頼件数は令和2年度の20件からほぼ横ばい、延べ訪問回数も76回から減となっている。ホームスタート事業を必要としている人に、正確に情報を伝えるとともに事業の周知を行い、取りこぼしのない事業運営に努める。  
（参考：市ホームページや公共施設へのチラシの設置だけでなく、令和4年度については、子育て関連イベントへのブース開設など、積極的な事業周知を努める。）

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議が必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議が必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** I 確かな生命と元気を育む

**基本方針** 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

**担当課**

|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| こども未来課 |  |  |  |
|--------|--|--|--|

**基本事業** ②子ども家庭総合支援拠点事業 計画記載ページ 

|     |
|-----|
| P37 |
|-----|

**関連するプラン**

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

**■ 事業概要 ■**

令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置した。

人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）

- ①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）
- ②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）
- ③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）

つくば市の体制

社会福祉士2名、公認心理師1名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

|                     |        |               |
|---------------------|--------|---------------|
| <b>(1) 相談件数(延べ)</b> |        |               |
| ・訪問                 | 586件   | (昨年比 + 195件)  |
| ・面談                 | 463件   | (昨年比 + 23件)   |
| ・電話                 | 7,430件 | (昨年比 + 923件)  |
| ・その他                | 1,465件 | (昨年比 + 324件)  |
| 計                   | 9,944件 | (昨年比 +1,465件) |

相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にある。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていく。

|        |        |             |
|--------|--------|-------------|
| 新規相談   | 1,045件 | (昨年比 + 4件)  |
| (うち虐待) | 254件   | (昨年比 + 31件) |

|                    |        |  |
|--------------------|--------|--|
| <b>(2) 相談内容の内訳</b> |        |  |
| 育児不安               | 6,308件 |  |
| 発達障害等              | 687件   |  |
| 虐待                 | 1,648件 |  |
| 不登校                | 362件   |  |
| 反抗期                | 9件     |  |
| その他                | 930件   |  |
| 計                  | 9,944件 |  |

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 **こども未来課** 障害福祉課

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携 計画記載ページ P37

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

**■ 事業概要 ■**

○発達相談巡回  
 公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていく。

**実績**

令和3年度巡回施設数 : 23か所  
 令和3年度相談対応のべ児童数 : 334人  
 上半期 23園 163人  
 下半期 23園 171人

**実績に対する課題・改善方針**

相談件数が増加傾向であることから、今年度は公認心理師と補助職員の2名体制とし、より効率的に事業を実施した。しかし相談内容も複雑化していることから、令和4年度は公認心理師2名を配置し、多様化する相談に対応していく。

**担当課 自由記述欄** (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

|         |                         |       |                 |
|---------|-------------------------|-------|-----------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む           |       |                 |
| 基本方針    | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実 |       |                 |
| 担当課     | こども未来課                  | 障害福祉課 |                 |
| 基本事業    | ③児童発達支援センターとの連携         |       | 計画記載<br>ページ P37 |
| 関連するプラン |                         |       |                 |

**■ 事業内容 ■**

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

**■ 事業概要 ■**

**【障害福祉課】**  
 ・発達の気になる子とその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行う。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）  
 ・児童発達支援センター設置に先立ち開設した、障害児相談支援事業で障害を持つ子に対する保護者からの相談に応じ、関係機関等との調整を行う。

| 実績                                     | 実績に対する課題・改善方針  |
|--|--|
| <b>【障害福祉課】</b><br>発達相談 相談件数：439人（延べ人数） | <b>【障害福祉課】</b><br>発達の気になる子やその保護者の相談件数は増加傾向が続いている。関係各課・関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていく。また、障害福祉サービス利用など、必要に応じて障害児相談支援事業の利用を促し、保護者が関係機関との連携を図ることをサポートし、適切な支援につながるようにしていく。 |

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通じた心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進する。

実績

実績に対する課題・改善方針

【目標値】  
認可保育所、小規模保育事業整備による保育供給量の確保  
270名分（2・3号定員）

【実績値】  
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保 186名分増加（2・3号定員）

<内訳>  
認可保育所 1施設創設（90名分）  
小規模保育事業 4施設創設（76名分）  
定員変更による増加（20名分）

○企業主導型保育事業 37名分増加  
（1園新設、1園定員増）

計 保育供給量 223名分の増加

○待機児童数については、保育施設の整備を積極的に進めたことにより、令和3年4月1日時点の2人に引き続き、令和4年4月1日時点も3人と低い水準で推移している。

一方、1，2歳児の申込者実績は、既に令和4年度の見込み数を超え、令和7年度の水準に達している。

令和3年度 申込者見込 2,561名  
実績 3,023名（+462名）  
（参考）令和7年度 申込者見込 3,000名

また、国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

※保育供給量目標270名に対して実績223名の要因は、認可保育所1施設（90名）の整備中止によるもの。



基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

つくば市学校等適正配置計画（指針）

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、手代木幼稚園で令和4年度から及び高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から、3歳児の受け入れの実施に向けて庁内で協議し、準備していく。  
○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議していく。

実績

○手代木南幼稚園で令和4年度から3歳児の受け入れの実施を決定した。  
○高崎・岩崎幼稚園を統合し荃崎幼稚園として令和5年度から3歳児の受け入れの実施を決定した。  
○1学級の幼児数（定員）の見直し（満3歳児については15人以下、満4歳児及び満5歳児については35人以下から30人以下）を行った。  
○各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した。

実績に対する課題・改善方針

○幼稚園教諭の適正配置  
○園区の選定  
○各幼稚園の定員に対する保育室の整備状況  
○充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）



基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

|     |       |       |  |  |
|-----|-------|-------|--|--|
| 担当課 | 幼児保育課 | 教育総務課 |  |  |
|-----|-------|-------|--|--|

|      |            |         |     |
|------|------------|---------|-----|
| 基本事業 | ②保育人材の確保事業 | 計画記載ページ | P39 |
|------|------------|---------|-----|

|         |  |  |  |
|---------|--|--|--|
| 関連するプラン |  |  |  |
|---------|--|--|--|

■ 事業内容 ■

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

- 保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給する。
- 保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円/月）の就労促進助成金を支給する。
- ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行う。

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針   |
|---|---|
| <p>○つくば市保育士等処遇改善助成金<br/>令和元年度交付決定者 延べ707人（決算額228,690千円）<br/>令和2年度交付決定者 延べ769人（決算額249,330千円）<br/>令和3年度交付決定者 延べ869人（決算額282,480千円）</p> <p>○つくば市保育士就労促進助成金<br/>令和元年度交付決定者 延べ25人（決算額2,869千円）<br/>令和2年度交付決定者 延べ34人（決算額4,168千円）<br/>令和3年度交付決定者 延べ29人（決算額4,225千円）</p> <p>○ハローワークとの共同事業<br/>新型コロナウイルス感染症の影響で実施せず</p> | <p>○助成金事業により保育人材確保に一定の成果が見られている。今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められるため、保育士養成施設等を含めた積極的な広報活動が必要と考えられる。</p> <p>○ハローワークとの共同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、今後の感染状況を見ながら再開について検討していく。</p> |

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課

基本事業 ②保育人材の確保事業 計画記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

- 保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。
- 保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

- 幼稚園教諭の人員確保及び適正配置

実績

- 総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。
- 健全な幼稚園運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境となるよう、管理職の意見だけでなく、全ての幼稚園職員と人事面談を実施し、適正な人員配置に努めた。

実績に対する課題・改善方針

- 幼稚園職員の働き方改革を進めるうえで、職員の増員が必要であるが、市の財政状況から、大幅な増員が難しい。
- 年度途中の職員欠員に対する講師等の補填が難しい。公募してもなかなか採せないため、市独自の講師登録制度を拡充させていく必要がある。
- 主に幼稚園の環境整備等に従事する学校管理員の配置についての検討を始めた。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 学び推進課

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業 計画記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○ 幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

- 保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図る。
- 施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施する。
- 就学前における子どもの遊びと体験の充実を図る。
- 幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図る。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 保育士研修
  - ・ 子どもの非認知能力を向上させるための研修 46人
- 交流事業
  - ・ 園庭開放
  - ・ 幼保小交流
  - ・ 保育所交流
  - ・ 支援センター交流
  - ・ 中高生との交流
  - ・ 地域の方との交流

- 子どもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携を深めていくことが重要となる。
- 新型コロナウイルス感染予防対策としてオンラインで研修が行われたが、直接対面による研修のニーズも高まっていることから、感染拡大状況を踏まえながら開催形式についても検討していく。
- コロナの影響により、直接対面する交流事業が実施できなかったため、今後オンラインによる交流も視野に入れて方法を検討していく必要がある。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 幼児保育課 **学び推進課**

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業 計画記載ページ P40

関連するプラン

**■ 事業内容 ■**

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

**■ 事業概要 ■**

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】  
 「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視している。  
 また、これらを実現するために様々な施策を実施している。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っている。  
 また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼児教育施設ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成している。  
 加えて、オンラインや動画等を活用した幼児と児童の交流活動や、規模を縮小しての保育者と教員の交流を実施している。  
 今年度は、県の幼児教育担当指導主事を講師に招き、オンラインによる幼小の合同研修会を実施し、幼小連携や接続の必要性について理解を深めることができた。

つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行い、主に非認知能力の育成を図っていく必要がある。  
 また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を継続し、より幼児や児童の実態や地域の実態、必要性に応じたものにしていくことが求められている。  
 さらには、新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点に立った効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指す。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課 **幼児保育課** 特別支援教育推進室 障害福祉課

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 計画記載ページ P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図る。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行う。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育コンシェルジュ実績  
【相談件数】  
窓口 924件、電話 330件  
【主な相談内容】  
・保育所等について  
・一時預かり保育等について 等

○民間保育園障害児保育補助事業費補助金  
令和3年度実績 30園 82,215千円

○公立保育所発達相談巡回  
令和3年度実績  
上半期 23園 163人  
下半期 23園 171人  
(基本事業I-2-③(こども未来課分)実績の再掲)

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。

○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。

○加配保育士の雇用について、より実態に即した内容の補助を実施し、加配保育士を確保しやすい事業にしていく。

○民間保育園においても発達相談巡回の需要があり、専門職員を増員することが課題となる。

担当課 自由記述欄 (※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。)

**基本目標** II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

**基本方針** 2 子どもの豊かな育ちの促進

|            |       |                  |       |
|------------|-------|------------------|-------|
| <b>担当課</b> | 幼児保育課 | <b>特別支援教育推進室</b> | 障害福祉課 |
|------------|-------|------------------|-------|

|             |                      |         |     |
|-------------|----------------------|---------|-----|
| <b>基本事業</b> | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 | 計画記載ページ | P40 |
|-------------|----------------------|---------|-----|

**関連するプラン**

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

**■ 事業概要 ■**

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和3年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要としている幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援する。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や助言を行う。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○未就学児（3歳児、4歳児、5歳児）の就学相談件数359件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察102件、学校見学や体験学習の引率41件、学校との打合せ・ケース会議・引継ぎ等74件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査64件を実施した。  
複数回の相談や見学・体験・話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し、本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。

**【課題】**  
就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け、話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらずに就学を迎えた場合は、入学後に困難さを抱えることもある。  
**【改善方針】**  
市内幼稚園・保育所・福祉支援センター等へのポスター配布や市ホームページでの周知を行い、就学相談の内容やスケジュール等について広く周知し、気軽に相談ができるよう支援する。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）



基本目標

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針

2 子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載  
ページ

P40

関連するプラン

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】

- ・発達気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行う。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援する。
- ・児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行う。また、保育所等訪問支援事業を開始し、発達気になる子どもが保育所等で集団に適應できるような専門的な支援を実施する。

実績

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】

- ・発達相談 相談件数：439人（延べ人数）  
（基本目標Ⅰ-2③ 実績の再掲）
- ・つくば市障害児相談支援事業所（令和2年4月開設）  
計画相談件数（基本相談、継続相談含む）：66人  
（延べ人数）
- ・令和3年4月 つくば市保育所等訪問支援事業所を福祉支援センターとよさと内に開設

【障害福祉課】

発達気になる子やその保護者の相談件数の増加傾向が続いている。保育所等の利用に関する相談について、関係各課・関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて障害児相談支援や保育所等訪問支援につなぎ、保育所等における適應を促す支援を実施していく。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** III主体的にして広く豊かな経験を育む

**基本方針** 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

**担当課**

こども育成課

**基本事業**

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

計画記載  
ページ

P42

**関連するプラン**

■ 事業内容 ■

〇つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

〇子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供する。

つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進める。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

〇待機児童や床面積要件超過の課題解決  
・竹園東児童館、今鹿島小学校児童クラブの敷地内への児童クラブ建設工事及び葛城小学校児童クラブ兼地域交流広場の建設工事が完了した。また、(仮称) 研究学園小学校児童クラブの設計を行った。  
・みどりの学園義務教育学校の図書室、葛城小の空き教室、茎崎第二小の視聴覚室、学園の森義務教育学校のふれあいルームを各学校と協議し借用を進めた。

〇民設民営児童クラブの積極的な誘致  
・国の補助金を活用して4つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

〇放課後児童支援員の雇用確保策  
・民営児童クラブに対する処遇改善の補助金として、「キャリアアップ処遇改善事業」の継続に加えて、令和3年度から新たに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施した。また、令和3年度から令和4年度にまたがって「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施するための予算要求を行った。

つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、処遇改善のみならず、近隣大学生への公募、求人媒体や区会回覧の活用等など、積極的な募集も進めていく必要がある。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）



基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

|     |        |  |  |
|-----|--------|--|--|
| 担当課 | こども育成課 |  |  |
|-----|--------|--|--|

|      |              |         |     |
|------|--------------|---------|-----|
| 基本事業 | ②放課後子供教室推進事業 | 計画記載ページ | P42 |
|------|--------------|---------|-----|

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 関連するプラン |  |  |
|---------|--|--|

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

市内小学校及び義務教育学校等において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催する。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供する。

実績

○地域人材の掘り起こし  
こども未来室（現こども未来課）主催の「ボランティア登録説明会」へ参加し、つくば市の放課後子供教室の取組を紹介できる機会を得て、新規の教育活動推進員や教育活動サポーターからの協力を得ることができた。

【地域ボランティア協力者数】

- ・コーディネーター 15人（令和2年度 17人）
- ・教育活動推進員 549人（令和2年度 539人）
- ・教育活動サポーター 727人（令和2年度 851人）

合計 1,291人

○放課後子供教室の実施場所について  
市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に専用スペース（交流ひろば）を設け、一体型の放課後子供教室の定期開催の体制を整えている。  
平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設2階にて「秀峰交流ひろば」を開設し週5日開室している。令和元年度から学園の森児童クラブ及びみどりの学園児童クラブ施設の新館1階に「学園の森交流ひろば」及び「みどりの交流ひろば」を開設し、週3日開室している。

【参加児童数（延べ）】

- ・10,707人（令和2年度 10,769人）

※協力者数及び参加児童数の減少は、年間472回実施する予定であったところ、新型コロナウイルスの影響を受け、年間326回の実施となってしまったことによるもの。

実績に対する課題・改善方針

事業の推進を進めていく一方で、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心な開催にするための活動方法や三密対策のとれる実施プログラムの検討が必要である。

市内小学校及び義務教育学校の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室の定期開催については、各学校との連携を強化していく必要がある。

担当課 自由記述欄（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課 

|        |  |  |  |
|--------|--|--|--|
| こども未来課 |  |  |  |
|--------|--|--|--|

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業 計画記載ページ P42

関連するプラン 

|              |  |  |
|--------------|--|--|
| つくば市こども未来プラン |  |  |
|--------------|--|--|

■ 事業内容 ■

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

■ 事業概要 ■

・支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施（学習支援＋居場所支援）  
 (1)学習支援  
 勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個人々の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにする。  
 (2)居場所支援  
 利用者が安心して通える場所として、社会性や自己肯定感を持つための支援を行い、将来への関心や生きる力をつけられるようにする。

実績

実績に対する課題・改善方針

|   |  |
|---|--|
| つくばこどもの青い羽根学習会<br>・学習支援拠点数：16か所<br>・利用登録者数：332人（R4.3月末時点）<br>10事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。 | つくばこどもの青い羽根学習会<br>青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,300名いるが、支援につながっている児童生徒は約330名と一部であることから、今後も新たな拠点を設置するとともに、案内通知やアウトリーチを強化し参加人数を増やしていく。 |
|---|--|

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** III主体的にして広く豊かな経験を育む

**基本方針** 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

|            |        |  |  |
|------------|--------|--|--|
| <b>担当課</b> | こども育成課 |  |  |
|------------|--------|--|--|

|             |                    |         |     |
|-------------|--------------------|---------|-----|
| <b>基本事業</b> | ①新・放課後子ども総合プラン運営事業 | 計画記載ページ | P43 |
|-------------|--------------------|---------|-----|

**関連するプラン**

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

**■ 事業概要 ■**

- ・教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していく。
- ・多様な体験・活動を行えるよう、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していく。
- ・新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていく。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○児童館機能の充実  
 ・令和3年度当初上郷児童館の敷地内に新設した児童クラブ施設の利用を開始した。また、竹園東児童館の敷地内においても児童クラブ施設の建設を実施した。

○放課後子供教室の開催数  
 令和3年度 326回（前年度比33回の減）  
 内訳  
 ・市内小学校及び義務教育学校 59回  
 ・秀峰交流ひろば 99回  
 ・学園の森交流ひろば 84回  
 ・みどりの交流ひろば 84回

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子供教室の開催数が当初の見込みより減少した。また、児童館の行事との連携についても、行事自体が中止となったため、実現ができなかった。  
 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、より安心・安全な放課後子供教室を開催するための活動方法の検討が必要である。

○交流ひろばにおける定期開催  
秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流ひろばでは週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

**基本目標** III主体的にして広く豊かな経験を育む

**基本方針** 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

**担当課** こども育成課 障害福祉課

**基本事業** ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業 計画記載  
ページ P44

**関連するプラン**

**■ 事業内容 ■**

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

**■ 事業概要 ■**

公営児童クラブでは、障害のある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置する。

民営児童クラブでは、障害のある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助をする。（国庫補助事業の活用）。

**実績**

**実績に対する課題・改善方針**

○公営児童クラブ  
障害のある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ  
障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、25クラブあった。

障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない。  
募集の方法や処遇の改善を研究していく必要がある。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課 

|        |       |  |  |
|--------|-------|--|--|
| こども育成課 | 障害福祉課 |  |  |
|--------|-------|--|--|

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業 計画記載  
ページ P44

関連するプラン 

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

**■ 事業内容 ■**

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

**■ 事業概要 ■**

【障害福祉課】  
障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行う。

**実績**

【障害福祉課】  
・放課後等デイサービス 支給決定者数679人  
・障害児相談支援 支給決定者数245人

**実績に対する課題・改善方針**

【障害福祉課】  
放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。  
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課 公園・施設課

基本事業 ③遊びの機会と場の充実 計画記載ページ P44

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

■ 事業概要 ■

- プレイパーク場の機会、場所の提供
- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
  - ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
  - ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

実績

- ・流星台プレイパーク：4団体（年間2,970人）  
プレイパーク場維持管理等の実施  
【除草、材料の提供】
- ・中央公園：1団体（毎月30人程度）7回実施
- ・研究学園駅前公園：1団体（毎月30人程度）6回実施

実績に対する課題・改善方針

- ・プレイパーク参加団体からの報告により、施設に対する要望などを確認した。  
今後、プレイパークの関心を高められるよう、プレイパークに関する周知活動を実施する。

**担当課 自由記述欄**（※子ども子育て会議にて、担当課として本事業シート作成の際に根拠とした資料等があり、かつ、子ども子育て会議の協議に必要と思われる資料がある場合は、別途提出を可とします。また、以下の担当課自由記述欄にて、協議に必要と思われる事項を自由に記述することも可とします。）

- ・現在のプレイパーク団体が必要とする、プレイパーク場の整備（提供）については、ある程度終了しています。  
今後、ハード面（整備・場所の提供）だけではなく、ソフト面（プレイリーダーなど）の充実が必要になると考えます。



## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

## 基本事業 ① 出産施設開設支援事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】



## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

## 基本事業 ②子育て世代包括支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

## 基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

## 基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

## 基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

## 基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

## 基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 I 確かな生命と元気を育む

## 【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

## 基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

## 基本事業 ② 保育人材の確保事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

## ■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】



## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

## 【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

## 基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

## 基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

## 基本事業 ②放課後子供教室推進事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

## 基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

## 基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

## 令和3年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

## 基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

## 【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実に努めます。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

## ■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

【基本事業】第2期つくば市子ども・子育て支援プラン進捗状況に係る質問・意見一覧

| 目標 | 方針 | 事業 | 質問・意見 | 内容   | 回答  | 担当課                         | 委員名   | 事業番号 |
|----|----|----|-------|--|---|-----------------------------|-------|------|
| I  | 1  | ①  | 質問    | 「産科・産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、増床しようとしている方に建設費や医療機器購入費などの一部を助成します」とありますが、どの程度助成(率)しているのか？  | 助成金の交付額は、建設費や医療機器などの対象経費総額の2分の1に相当する額で5,000万円を限度としています。   | 健康増進課                       |       | 1    |
|    |    |    | 意見    | 先頃国会でも取り上げられたが、妊産婦への出産費用の補助金は、つくば市独自で考えてもいいのではないかと。出産費用の自己負担が重すぎて、子どもを産み育てるのに負担がかかりすぎ、少子化の一因にもなっているはず。他市町村に先がけ、生み易い街づくりが必要だと思います。(参考)(委員より提供)<br>出産費 50~75万円程度<br>更に部屋代や時間外費用等<br>帝王切開や無痛分娩についても追加費用あり<br>分娩できる市内の病院、診療所が減ってきている<br>事前に費用の一部を支払わなければならないのも負担である。   | 出産費用については、全国と比較するとつくば市を含む茨城県が高いことは認識しております。<br>市では子育て支援として、令和3年度から妊産婦タクシー助成を、今年度からは新生児聴覚検査の助成を開始し、妊婦や保護者の負担を減らす取組みを進めています。<br>今後も、他の自治体の支援内容を参考にしながら、つくば市にあった出産に対する支援を検討していきます。   | 健康増進課                       |       |      |
| I  | 1  | ②  | 意見    | 生み易く、育て易い街づくりに、乳幼児をかかえた親がエレベーターのないアパートやマンションでの生活は、荷物や子どもを2階以上に連れ上ること、降りることの困難は、2人以上の子を育てることにも困難をきたす。市より住居補助を出し、小さな子どもを抱える家庭には最低限の額の算定基準を設け、補助して育て易い住環境を整え少子化を防ぐべきだと思います。<br>壁が薄いため、子どもの足音等で苦情がくることがあります。   | 【こども政策課】<br>現在、2階以上にお住いの子育て世代に対して補助を行う予定はありませんが、子育てがしやすい住環境を整えることは重要なことであると考えます。貴重な御意見ありがとうございます。<br>【健康増進課】<br>集合住宅で子育てされている方は、お子様の足音などに気を遣いご苦労が多いことと御察いたします。貴重なご意見ありがとうございます。<br>【幼児保育課】<br>子育て世帯が働きながら生活するために、安心して子どもを預けられる保育環境の整備について、引き続き取り組んでいきます。  | こども政策課<br>健康増進課<br>幼児保育課    |       | 2    |
|    |    |    | 意見    | 一時預り保育を受入れるにあたり、制度上、担当する保育士の人員が確保できず、一時預り保育を申請(つくば市地域子ども・子育て支援事業費補助金)したくても、できない現状がある。実践に対する課題にもあがっているが、利用定員に設定がない上について何人利用するかも不明、保育士等(専任)の配置もままならない。<br>せめて、一時預り保育の保育士資格の緩和を望む。資格がなくとも働きたい人はいます。園の責任研修程度で雇用できる制度にしてもいい。<br>これは、保育所等についても然ります。<br>ただ単に保育士等の資格があるものを望んでいるが、現実的ではない。資格さえあればきちんと仕事ができるのかと言うとそうでもない。資格があっても、質の低い者も見られます。逆に資格がなくとも、質の高い人がたくさんいます。この辺で、資格に偏重を見直すことも必要かもしれません。現場を扱う者の意見です。 | 一時預り事業については、国の定めた「一時預り事業実施要綱」に基づいた事業を実施した場合に、つくば市地域子ども・子育て支援事業費補助金の対象となります。「一時預り実施要綱」においては、必要な職員のうち1/2以上を保育士や幼稚園教諭等の有資格者を配置することが原則となっています。<br>資格の有無に関わらず、実際の勤務評価の優劣は各施設において考えがあるとは存じますが、一般的には教職課程を履修した幼稚園教諭の方や、国家資格である保育士資格を取得した方と、そうでない方とは明確に線引きされており、保育の質を担保する場合は、当然有資格者の配置が求められます。<br>また、施設ごとの研修等で雇用することは、研修内容に差が生じることも懸念されるため、公的な国の制度に基づいた事業である以上は、やはり難しいと言わざるを得ないのが現状です。 | 幼児保育課                       |       |      |
| II | 1  | ①  | 質問    | つくば市には幼児保育課が中心となり数年前に「つくば保育の質ガイドライン」を策定しましたが、大変活気的で素晴らしいことですが、これは、保育するための運営環境整備です。もう一つ踏み込んで教育保育にかかるガイドライン(世田谷区のもの参照していただきたい)を策定するかどうかが質問いたします。<br>保育の質ガイドラインだけでは完全とは言えません。   | 「つくば保育の質ガイドライン」については、質の高い保育・幼児教育を計画的かつ確実に子どもたちに提供するために、保育士や幼稚園教諭などの様々な方々による議論を重ねた上で策定されました。<br>世田谷区の教育保育にかかるガイドラインと同様の計画策定については、未定です。   | 幼児保育課                       | 橋本 幸雄 | 7    |
|    |    |    | 意見    | 近年、保幼小の円滑な接続という事で、県の教育委員会に就学前教育推進室を立ち上げ県内の全ての市町村が取り組んでいる所です。<br>また、つくば市に於いても実施していることは承知しており、幼小は連携を取っており、就学前は保・幼・小一体であります。<br>是非、保育所、こども園も入れて実施していただきたい。更に施設間の交流に終わるのではなく、それぞれの施設は幼稚園教育要領を基とした幼児期の学びについて、標準化しなければならぬ時です。是非市が中心となって、お互いが指導要領(及び幼児の教育要領)を学びあえることを継続実施して欲しいと思います。  | 【幼児保育課】<br>幼小の接続については、つくば保育の質ガイドラインにおいても確認項目に定めているとともに、幼小小接続担当者研修の受講案内などの情報発信を行い、各施設における取り組みを支援しています。<br>【教育総務課】<br>ご意見につきましては、学び推進課に共有いたしました。  | 幼児保育課<br>教育総務課<br>(学び推進課)   |       |      |
| II | 2  | ②  | 質問    | 上段(※)については、どの部署が担当しているのでしょうか？<br>※同基本事業シート(事業内容)の「国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。」の部分を指す。<br>(子ども・子育て会議事務局追記)   | 【幼児保育課】<br>幼児保育課では、国際都市推進課と連携しながら海外から帰国した幼児や外国人幼児の受入れ支援を行っています。<br>【特別支援教育推進室】<br>入学・入園の際のご相談は学務課が、入学・入園後のご相談は学び推進課が担当しています。<br>【障害福祉課】<br>(担当部署は障害福祉課ではないと思いますが)<br>外国につながる幼児が、発達に関する支援を必要とする場合は、関係各課や障害福祉サービス事業所等と連携して、適切な支援先の利用ができるように支援します。   | 幼児保育課<br>特別支援教育推進室<br>障害福祉課 |       | 10   |
|    |    |    | 質問    | 就学相談の流れを教えてください。(幼稚園・保育所等からのスタートなのか、保護者から相談があつてのスタートなのか)   | 保護者から連絡をいただき、就学相談を開始します。相談室で保護者とお子さんの困り感について話し合い、お子さんの様子を観察します。その後幼稚園や保育所での集団生活の観覧や、小学校・特別支援学校の見学等を行います。観覧の様子や発達検査の結果等をもとに、お子さんにとってよりよい就学先について話し合います。教育支援委員会での審議を経て、就学先が決定します。就学前に相談の内容を就学先の小学校に引き継ぎます。   | 特別支援教育推進室                   |       |      |



| 目標 | 方針 | 事業 | 質問・意見   | 内容   | 回答   | 担当課                      | 委員名   | 事業番号 |
|----|----|----|---|--|--|--------------------------|-------|------|
|    |    |    | 質問  | 「保育所」と「保育園」の定義の違いを教えてください。   | 「保育所」は児童福祉法第39条で定義された施設の名称です。<br>「保育園」は児童福祉法上定義された名称ではありませんが、「保育所」を指す通称として一般的に用いられています。<br>なお、施設名には「保育所」という名称を使わなくてはならないというルールはないため、「保育所」に代わり「保育園」という名称が使用される事例が多いのが現状です。  | 幼児保育課                    | 根津 陽子 |      |
| Ⅲ  | 1  | ①  | 質問  | 放課後児童支援員募集の対象として想定している範囲を教えてください。(学生・主婦、など)  | 放課後児童支援員の有資格者はもちろん、保育士資格や教員免許の資格を有している主婦や定年退職をされた方にも有資格者として御協力いただいています。また、児童の健全育成に意欲のある学生をはじめ、資格のない方も補助員として御応募いただいています。  | こども育成課                   |       | 11   |
|    |    | ②  | 質問  | 外国につながる児童等に関して、現在行われているものはありますか？   | 【こども育成課】<br>令和4年7月から、日本語を話すことが困難な方向けに、受話器の受け渡しやスピーカーフォン機能を用いて通訳を行う「2地点3者間通訳サービス」を全児童館及び児童クラブに導入しました。<br>当サービスでは、16の言語に対応できます。<br>【障害福祉課】<br>外国につながる児童等に関して、現在特別に実施していることはありませんが、障害のある児童については、必要に応じて放課後等デイサービス等を支給決定をし、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行います。   | こども育成課<br>障害福祉課          |       | 15   |
| Ⅰ  | 1  | ①  | 質問  | 市内の出産施設数の問題は深刻で実際に出産予定がなかった時点で出来るだけ早く、一度、市内の出産可能施設を訪れ利用し予約をいれないと受け入れ不可(=つくばの出産は無理)という話を数年前に聞いたことがあるが実態は改善されていますか？  | 令和3年度に出産施設が1つ開設し、市内で出産できる場所は5施設となりました。開設した施設では9月より分娩取扱いを開始し、3月までの出産件数は53件、うちつくば市民は40件です。<br>以前より2施設では分娩希望は基本的に断っていないという話は伺っておりますが、妊婦さんの出産希望病院に偏りが生じているため、希望の施設で産めなかったという実態が生じております。ただ、出産後のあかちゃん訪問時アンケートでは、「市内で予約が取れなかったから市外で出産した人」は、令和2年度に比べ令和3年度は減少しています。   | 健康増進課                    |       | 1    |
|    |    | ②  | 質問  | 事業内容にある制度の谷間にある支援を受けられないケースとは具体的にどのようなケースで、またその事例を具体的に解決に向かう方法とはどのような方法か知りたい。利用者支援の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した包括支援事業の具体的な連携のイメージを知りたい。   | 【こども政策課】<br>・(制度の谷間にある方への支援について)市内には、妊娠から出産、子育てに至るまで、様々なケアの制度がありますが、一方で、そういったケアの対象に至らないもの、たとえば漠然とした育児不安や、子育てにおいて孤独・孤立な状況にある方々もいますので、そういった方々に対して、地域子育て支援拠点などで情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、支援につなげていきます。<br>・基本型は令和4年度から事業を開始しましたが、令和4年度以降の連携イメージとして、それぞれの担当課で定期的に打ち合わせの機会を作る等を行い、連携を図ってまいります。<br>【健康増進課】<br>母子保健型利用者支援事業窓口等で、保育所等の相談があった場合や、産後の心身の不調などで保育所利用をすすめたい方に対し、特定型の保育コンシェルジュと連携して育児支援をしています。   | こども政策課<br>健康増進課<br>幼児保育課 |       | 2    |
|    |    | 質問 | 「配慮を要する児童の受け入れについては、各施設の担当者との意見交換を継続していく。」という表現の中で、意見交換をしながら進めるポイントは何か？何が一番の受け入れが困難な障壁となっているのですか？またその環境を整えるにはどういったことが必要ですか？ | 配慮を要する児童を受け入れる場合は、通常のケースよりも職員が必要となります。現状においては、各施設において要配慮児童の予約があれば、他の受け入れを制限して対応している状況です。要配慮児童もスムーズに受け入れができるようになるために、市としてできることはどのようなことがあるのか、病児保育施設と連携しながら検討していきます。                            | 幼児保育課  |                          |       |      |
|    |    | ③  | 質問  | 乳児のいる保護者にとってあかちゃんの駅のコネクトは外出の際にとっても心強いものだが、実際にあかちゃんの駅は、様々であると記載されているが、ハード面でミニマムな一定の基準はどのようなことですか？また利用者から見た時、ソフト面とも言えますが、その施設の管理者側が赤ちゃんの駅のコネクトを理解しているかも大きなポイントだと思いますが、そのあたりの施設の担当者の意識はどうでしょうか？ | あかちゃんの駅の登録要件は、次のとおりとなっております。<br>(1) 授乳やおむつ換えができる十分な場所が確保されていること。<br>(2) 利用者が外部の目を気にせず授乳やおむつ換えができること。<br>(3) 施設管理者が衛生面に配慮し、定期的に清掃を行えること。<br>よって、授乳やおむつ換えのいずれかが可能であれば、あかちゃんの駅として登録する基準は満たず、としています。<br>施設の構造上、専用のスペースがなく、和室等で授乳やおむつ替えに対応している施設もありますが、利用者が安心して利用できるよう配慮しています。<br>各施設では、あかちゃんの駅の使用に際し利用者からお声を掛けていただいた場合はすぐに対応するなど、子育て家庭を支える取り組みとしての理解と協力を得ております。あかちゃんの駅に関して管理者側の意識が薄くならないよう、引き続き協力の依頼をしていく予定です。 | こども政策課                   |       | 3    |

| 目標 | 方針 | 事業 | 質問・意見   | 内容  | 回答   | 担当課             | 委員名 | 事業番号 |
|----|----|----|---|---|--|-----------------|-----|------|
| 2  |    | ①  | 質問  | 退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて産婦の心身のケアや育児サポートは、とても大切なことだと思いますが、具体的にはどのように拾いあげていますか？コーディネーターによる以外に直接その事業につながる方法はありますか？<br>宿泊型の産後ケア専門施設が韓国にあることを聞きましたが、つくばではそういう施設はありますか？ | 妊娠届を受けた際、健康増進課および保健センターの保健師・母子保健コーディネーターによる全数の妊婦面接をし、支援が必要な妊婦を拾い上げています。また、母子保健コーディネーター等の面接以外では、2回の産婦健診時（産後2週間・1か月健診）や、分娩退院後早急に対応が必要な医療機関からの連絡により産後ケア事業につながることもあります。妊娠中から産後のイメージをつけ、こどもを育てる喜びや生きがいを感じて子育てができるように、産前から、地区担当保健師がフォローしている方を、産後ケア事業につなげる場合もあります。<br>宿泊型の産後ケア事業については、産科医療機関・助産院との契約をしており、つくば市内では現在5か所、市外では2か所の産後ケア委託施設が利用可能となっています。          | 健康増進課           |     | 4    |
|    |    |    | 質問  | 子ども家庭総合支援拠点が設置されたことを知りませんでした。それはどちらに設置されたのですか？  | 令和2年9月1日付で(旧)子育て相談室内に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。<br>今年度から子育て相談室は、子どもの貧困対策、困窮世帯の子どもの対象とした学習支援や居場所づくり事業を担当する福祉部子ども未来室と統合し、「子ども未来課」となりましたので、現在は子ども未来課内に設置しています。   | 子ども未来課          |     | 5    |
|    |    |    | 質問  | 発達が気になるこどもについて「児童発達支援センター」と連携して対応するとありますが、設定される「児童発達支援センター」と子ども未来課の連携はどういう位置付けで行われるのですか？  | 【子ども未来課】<br>子ども未来課内に設置している子ども家庭総合支援拠点では、0歳から18歳までの児童とその家庭及び妊産婦を対象としており、家庭児童相談として子育て不安から生活困窮、虐待、不登校、非行、発達の遅れまで幅広い相談に対応しています。<br>児童発達支援センターが設置された場合、発達が気になる子の相談については、保護者の話を受け止め、保護者の気持ちに寄り添い、児童発達支援センターと連携をとり、適切な発達支援が受けられるよう支援していきます。<br>【障害福祉課】<br>子ども未来課で実施する子ども家庭総合支援拠点や子育て相談等で発達が気になるこどもの相談があった場合、児童発達支援センターにつなぐなど、相互に連携を図り、適切な発達支援が受けられるようにしていきます。 | 子ども未来課<br>障害福祉課 |     | 6    |
| 1  | ①  | 質問 | 潜在待機児童数については100名を超えているということですが、そのカウント方法について教えてください。<br>また、1～2歳児の保育受け皿の不足はその当事者にとって深刻な問題だと思いますが、供給量が整うまでの応急処置的な対応は検討されていますか？ | 入所が内定せず育児休業を延長している方や、特定の園を希望していることを入所が内定していない方を潜在待機児童数にカウントしています。<br>1～2歳児の保育受け皿を増やすために、認可保育施設や小規模保育事業者の整備を行うほか、施設面積に余裕のある施設における弾力運用の実施などを行っています。                       | 幼児保育課  | 落合 美智子          | 7   |      |
|    |    | 質問 | 充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討とありますが、どのような方向性を検討されていますか？<br>園区の選定とありますが、すでに大方決まっていることありますか？  | ⇒幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で検討しています。<br>⇒3歳児の受け入れは、令和4年から手代木南幼稚園(3歳のみ手代木中学校区)で実施、令和5年から荃崎幼稚園(荃崎地区全域)で実施予定ですが、それ以外の園については、教室の空き状況等を考慮し検討していきます。                          | 学務課  |                 | 7   |      |
| II |    | ①  | 質問  | 「子どもの非認知能力の向上について引き続き教育局と連携を深めていく」とあるが、具体的に教育局とどのような連携を深め、どのような効果を得ていますか？   | 連携事例としては、公立幼稚園で実施したつくば市教育研究会幼児部会研修会における資料を保育所等に共有させていただき、異年齢との関わり、交流等の子どもの非認知能力の向上について勉強をしたことがあります。  | 幼児保育課           |     | 9    |
|    |    |    | 質問  | 中高生との交流や多世代との交流は双方にとってとても大事だと思うが、実際にはどの程度実施されていますか？   | 多世代を対象とした地域交流については、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で参加者も少ないことから実施できない保育所が大半を占めました。<br>中高生との交流については、筑波高校や並木中等教育学校との交流を毎年行っていますが、昨年度も例年通り行っています。  | 幼児保育課           |     |      |
|    |    |    | 質問  | これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善継続し、より幼児や児童の実態や地域の実態、必要性に応じたものにしていくとありますが、特に重点的に見直ししていく点は具体的にはどのようなところですか？   | 保育者と小学校教員が交流や相互参観、子どもの成長の共有等を行うことで、円滑な接続を図る必要がある。幼児期に身に付けた非認知能力をさらに育てるために弾力的な接続カリキュラムを構築し、保育者と小学校教員が同じ視点を共有して子どもたちを支援することが重要と考えます。   | 学び推進課           |     |      |

| 目標  | 方針 | 事業 | 質問・意見   | 内容  | 回答  | 担当課                                    | 委員名 | 事業番号 |
|-----|----|----|---|---|---|--|-----|------|
| III | 2  | ②  | 質問  | 「海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。」と<事業内容>にはありますが、<事業概要>には特に記載がありません。具体的にどのような支援をおこなうことをお考えですか？国際交流課あるいは国際交流協会との連携は検討されていますか？   | <p>【幼児保育課】<br/>幼児保育課では、国際都市推進課と連携しながら海外から帰国した幼児や外国人幼児の受入れ支援を行っています。<br/>具体的には日本語の各種案内や申請書類を翻訳し、窓口配布やホームページでの公開を行っています。</p> <p>【特別支援教育推進室】<br/>外国につながる幼児が、発達に関する支援を必要とする場合は、関係各課や相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携して、適切な支援先の利用ができるように支援します。(窓口対応時に通訳が必要な場合は、国際都市推進課に依頼する場合があります)<br/>外国につながる幼児の支援は、特別支援教育推進室ではなく、入学・入園の際のご相談は学務課が、入学・入園後のご相談は学び推進課が担当しています。<br/>学び推進課では、小学校・中学校・高校の無料ガイダンス(英語)をつけば市国際交流協会に委託し、開催しています。また、学校で外国語のフォローが必要な幼児については、入学時に日本語指導学級のある学校の案内や、必要に応じて日本語指導ボランティアの配置を行い、支援しています。</p> <p>【障害福祉課】<br/>外国につながる幼児が、発達に関する支援を必要とする場合は、関係各課や相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等と連携して、適切な支援先の利用ができるように支援します。(窓口対応時に通訳が必要な場合は、国際都市推進課に依頼する場合があります)</p> | 幼児保育課<br>特別支援教育推進室<br>(学び推進課)<br>障害福祉課 |     | 10   |
|     |    |    | 質問  | <特別支援教育に関して>今年9月に日本の特別支援教育に関して国連から勧告があったことについてどのように考えをお持ち教えてください。   | <p>【特別支援教育推進室】<br/>全ての学校や学級において、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援ができる学びの場を用意することが大切だと考えます。そのために、通常の学級では合理的配慮の観点で踏まえた指導を行い、特別支援学級や通級指導教室では障害の状態等に応じた適切な教育課程を編成し指導しています。さらにインクルーシブ教育システム構築のために、通常の学級と特別支援学級間の交流及び共同学習を推進し、児童生徒の相互理解を深めています。</p>   | 特別支援教育推進室<br>障害福祉課                     |     |      |
|     | 1  | ①  | 質問  | 放課後児童支援員の雇用が不足しているとのことですが、地域のPTAや自治会等への働きかけ等もされていますか？また、待遇の改善は実際に進んでいますか？   | <p>従来の広報つくばやつくば市ホームページによる周知に加え、今年度から保育士等の専門学校へチラシやポスターを設置し、働きかけを行っています。<br/>また、待遇の改善について、公営児童クラブの職員については、つくば市の会計年度任用職員の給与規則に則り決定されています。<br/>民営児童クラブ職員については、令和2年度にキャリアアップ補助金、令和3年度に処遇改善補助金及び処遇改善臨時特例補助金を設立し、待遇の改善を図っています。</p>  | こども育成課                                 |     | 11   |
|     |    |    | 質問  | 「市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等」は具体的にはどのような方法で行なっていますか？事例を教えてください。またその課題はありますか？   | <p>こども未来課主催の「子どもの学習支援・居場所づくりボランティア登録説明会」での活動紹介や、放課後子供教室実施校へのボランティアの配布、広報つくばへの掲載などをとおして市民ボランティアの募集を行っています。人材育成については、月1回コーディネーター会議を実施し取組や課題の共有を行い、ポトムアップを図っています。また、年1、2回程度外部講師を招いた研修会を実施しています。発達障害やアンガーマネジメントなど正しい知識を身につける機会を設け、実際の現場対応へのフォローを行っています。<br/>課題については、実施場所によってはボランティアの確保が難しい場合もあるため、全体的に地域の協力者数を増やしていくことと考えています。</p>  | こども育成課                                 |     | 12   |
|     |    |    | 質問  | 学習支援について生涯学習推進課で実施している「つくば未来塾」との連携は取られますか？あるいは今後連携をとって進める予定はありますか？  | <p>「つくばこどもの青い羽根学習会」は、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供を行う無料の学習会です。<br/>また、「つくば未来塾」は、7～9年生を対象に各学校の要望に応じて開催し、子どもが自主的に活用しているものであることから、対象者が異なるため、直接的に連携を図ることは難しい状況ですが、担当課レベルでは、こども未来庁内連携会議等で事業の現状や進捗状況を情報共有しています。</p>  | こども未来課                                 |     | 13   |
|     | 2  | ②  | 質問  | この事業は、子供達の生涯学習の観点もあるかと思いますが、教育局とはどのような連携をとって進めていますか？また、指導者の地域の方にとっても生涯学習の一環としての実施という視点もあると思いますが、どのように考えられますか？   | <p>学校と地域の相互の連携・協働のもと、一体的に子どもたちの成長を支えていくという観点から、生涯学習推進課と定期的に情報共有をし、連携を図っています。<br/>御協力いただくボランティアの方々同士でも新しい繋がりが生まれることで、地域の教育力がより向上し、地域課題解決等に向けた連携・協働の実現への一助ともなり得ると考えています。</p>  | こども育成課                                 |     | 14   |
| 質問  |    |    | <事業内容>に障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等の…放課後の居場所作りと記載がありますが、<事業概要>等において「虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童」に関する記述が全くないのはどうしてですか？どのような支援を検討し実施しているのか教えてください。 | <p>【こども育成課】<br/>「虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童」に対しては、具体的に予算化しているものではないため記述をしていません。しかし、虐待やいじめを受けた児童については、児童館等で職員が兆候を感知した場合は、こども未来課などの専門的職員と情報共有し、保護者への聴取を行うなど連携した対応を行っています。また、外国につながる児童に対しては、日本語のコミュニケーションが困難な場合にも対応できるよう、各言語との通訳を行う「2地点3者間通訳サービス」を全児童館及び児童クラブに導入しています。</p> <p>【障害福祉課】<br/>虐待やいじめを受けた児童や外国につながる児童でも、障害のある児童については、必要に応じて放課後等デイサービス等を支給決定をし、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行います。</p> | こども育成課<br>障害福祉課   |  | 15  |      |

| 目標 | 方針 | 事業 | 質問・意見 | 内容   | 回答  | 担当課                      | 委員名 | 事業番号 |
|----|----|----|-------|--|---|--------------------------|-----|------|
|    |    | ③  | 質問    | プレイパークについては、多くの方にとってその理解がまだまだという実感がありますが、せっかくの施設を多くの方に知っていただき利用することはとても大切なことだと思います。今後、市民のプレイパークに関する関心と理解を高められるように実施する予定の周知活動とは何ですか？  | ・プレイパークに関する関心を高められるよう、活動している団体と協議して活動内容や活動実績などについて市のホームページに掲載することです。  | 公園・施設課                   |     | 16   |
|    |    | ①  | 意見    | ・産む場所が少ないとよく聞くので、実績として市内に1件の開院があり、喜ばしい。<br>・パースセンターで出産したという人をこれまで聞いたことがないので、より周知が必要では。<br>・費用の助成なので、費用対効果を評価する必要があるのでは。  | ・令和3年度に出産施設が1つ開設し、市内で出産できる場所は5施設となりました。開設した施設では9月より分娩取扱開始し、3月までの出産件数は53件、うちつくば市民は40件です。<br>・パースセンターについては、令和5年度中に再整備終了予定で、筑波大学附属病院とつくば市の双方で周知をしていきます。<br>・あかちゃん訪問時実施しているアンケートで、令和2年度と令和3年度を比較すると「市内で予約が取れなかったから市外で出産した」という人が減少しています。今後10年間は分娩数の報告を行うことになっており、市としても注視していきます。  | 健康増進課                    |     | 1    |
|    |    |    | 質問    | ●地域子育て支援拠点・出張広場について<br>・地域でのつながりを作る視点でどの親子もできるだけ歩いて行ける範囲内にあることが望ましい。また、転入が多く車を持たない家庭もあるので、公共交通機関で行けるよう、公共交通の配慮(つくバス、つくタク等が拠点や出張広場に停まる等)もあることが望ましい。コミュニティスクール構想が始まっているが、小学校との連携を検討できないか？<br>・コロナ下で、オンラインでの利用者が相当数あると思うが、実数は不明なのか？実績に反映しないのか？  | ・市内全域において徒歩圏内に地域子育て支援拠点を設置することは困難な部分がありますが、車をもたない利用者を意識した拠点の設置は今後も行っています。<br>・コミュニティ・スクールとの連携については、今後検討していきます。<br>・事業概要にあるように、地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちの支援を行うもので、具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行い、その中で子育て相談等の支援を行うものであるため、広場の実績の中にオンラインの数字は入れておりません。<br>一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、直接の対応と並行してオンラインでの相談やイベントの開催を行っており、オンラインだけの実数については把握しておりませんが、オンラインも含めた講習会等のイベント参加者実数については以下の通りです。<br>・子育て総合支援センター (大人2,747人、子ども2,826人)<br>・かつらぎクラブ (大人340人、子ども389人)<br>・チェリークラブ (大人457人、子ども561人)<br>・おとなり (大人1,157人、子ども1,378人)<br>・おひさまクラブ (R3休止)(大人-人、子ども-人)<br>・こどもの森広場 (大人661人、子ども812人)<br>・すぎのこクラブ (大人687人、子ども779人)<br>・なないろくらぶ (大人532人、子ども605人)<br>・ままとーんつどいの広場 (大人626人、子ども347人)<br>・花畑くらぶ(10月から開所) (大人278人、子ども347人) | こども政策課                   |     |      |
|    |    | ②  | 質問    | ●利用者支援について<br>・基本型は今年度からスタートしているので、今後の展開に期待している。<br>・基本型・母子保健型ともに、単に相談対応にとどまらず、市内の行政サービスや子育て支援団体等との連携をほかりネットワークを構成し、親子が「何かの時には対応してもらえる」という安心を持って暮らせる基盤となることを期待している。<br>・妊婦健康診査が妊娠届け出時面接件数の10倍以上になっているのは、のべ人数だからか？<br>・赤ちゃん訪問の実施率が100%となっていないが、行けなかった家庭の理由にどのようなものがあったのか？(100%になるよう、工夫が必要では。) | 【こども政策課】<br>(基本型について)ご意見ありがとうございます。今後も期待に応えられるように進めていきます。<br>【健康増進課】<br>・妊婦健康診査の件数については、妊娠届出時に妊婦一人当たり14回分の妊婦健康診査受診券を交付しており、延人数です。<br>・あかちゃん訪問未実施の内訳としては、訪問時不在が2件、入院・里帰り等の長期不在が6件、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染不安から訪問拒否が2件、その他訪問拒否が21件、他事業で児を確認できたものが2件でした。訪問時不在や長期不在、訪問拒否の方については予防接種や乳児健診の受診状況は確認できています。訪問の実施率が100%になるよう、長期里帰りの場合には産婦の希望を確認し、里帰り先の市区町村で訪問が可能な場合には依頼しています。また、長期入院の場合には産婦や医療機関と連絡を取り、産婦及び児の状況を確認するとともに、適宜電話等での支援を行っています。感染不安の強い産婦に対しては、訪問前の体調確認の徹底や、訪問時の感染対策(ガウン・マスクの着用、アルコールによる手指消毒、適宜電話で事前に関き取りを行う事で訪問時間を短縮する等)により、短時間でも玄関先等で母子を直接確認できるよう努めています。今後も訪問実施率向上に向けたこうした取り組みを継続していきます。  | こども政策課<br>健康増進課<br>幼児保育課 |     | 2    |
|    | 1  |    | 質問    | ●保育コンシェルジュについて<br>・待機児童が0に近づいており、保育所・保育園へのニーズと提供のマッチングがとても重要となる中、保育コンシェルジュに相談する人も増えており、継続を望む。<br>・相談件数に対し、満足のいく保育所・保育園につながった件数はどれくらいの割合なのか？  | 入所が決まった方に対して、満足度調査を行っていないため不明です。  | 幼児保育課                    |     |      |

| 目標 | 方針 | 事業 | 質問・意見 | 内容  | 回答   | 担当課             | 委員名   | 事業番号 |
|----|----|----|-------|---|--|-----------------|-------|------|
| I  |    | ③  | 質問    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一時預かり</li> <li>・希望者に対して提供は足りているのか？</li> <li>・予約が取りにくい、空きがない、という話を聞くので、総合支援センターでの預かり人数の増員や、他の場所での開設等の拡充、預かりの条件の緩和が必要ではないか？</li> </ul>  | <p>【こども政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て総合支援センターの一時預かりについては、令和4年7月からネット予約が開始され、30日前からの予約が可能です。時間での予約となり、午後は利用に余裕がある状況となっております。</li> <li>・定員は児童福祉法施行規則による乳児室の必要面積に準じ「つくば子育て総合支援センター条例施行規則」にて6名(同時)と定められており、年齢(身体の大きさ)の違う未就学児が利用することからも人数の増員は現在のところ考えておりません。</li> <li>条件については、お子様を安全にお預かりするために必要なことあるため変更等は現在考えておりませんが、必要に応じてその都度検討したいと考えております。</li> <li>また、他の場所での開設についても同様と考えております。</li> </ul> <p>【幼児保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かり事業の新設については、随時相談に応じています。各保育施設等において、保育士等の確保が課題となりますが、希望者のニーズをよく把握できるように努めます。</li> <li>また、一時預かり事業は、国が定めた「一時預かり実施要綱」に基づいて実施されています。預かり条件の緩和等は一つの意見として、国や県へ要望できる機会に伝えていきます。</li> </ul> | こども政策課<br>幼児保育課 |       |      |
|    |    |    | 質問    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファミリーサポート</li> <li>・協力会員を増やすための工夫をより充実する必要があるが、研修が年に1回ではなかなか厳しいので、増やすことはできないのか？(増やせないのは予算の関係？)</li> <li>・今年度は有資格者は研修受講前でも活動可能とあるが、現場を離れて久しい人には研修を受けてから活動を許可するなどの安全対策は必要ではないか？</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーターになるための基礎研修が令和4年度から年2回実施される事になりました。1回目は7月に開催され、2回目が令和5年1月に開催される予定です。</li> <li>・保育士、幼稚園教諭の有資格者については、活動前に受講する基礎研修の要件を一部緩和し活動可能としますが、勤務経験がない方や、現場を離れてから年数が経過している方については、他のサポーター同様に研修を受講していただきます。なお、要件緩和により活動を開始した方についても、研修の案内を随時行い都合に応じて受講していただきます。</li> </ul>   | こども政策課          | 間野 聡子 | 3    |
|    |    |    | 質問    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●赤ちゃんの駅</li> <li>・登録の条件として、住乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供、の3つが全て揃っていないといけないのか？</li> <li>・事業者の協力が難しいとあるが、どのような点がネックとなっているのか？</li> </ul>  | <p>あかちゃんの駅の登録要件は、次のとおりとなっております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 授乳又はおむつ換えができる十分な場所が確保されていること。</li> <li>(2) 利用者が外部の目を気にせず授乳又はおむつ換えができること。</li> <li>(3) 施設管理者が衛生面に配慮し、定期的に清掃を行えること。</li> </ol> <p>よって、授乳かおむつ換えのいずれかが可能であれば、あかちゃんの駅として登録する基準は満たす、としています(ミルク用のお湯の提供だけでは、登録の条件は満たしません)。</p> <p>(R3実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和2年度の課題の取組み</li> <li>令和3年度はあかちゃんの駅の設置状況調査を行ったため、公園や駅でのあかちゃんの駅の設置は引き続き模索していく。</li> <li>→上述の通り、事業シートについて記載を変更いたしました。民間施設については今後も事業者の協力を受けられるように進めていきます。</li> </ul>  | こども政策課          |       |      |
|    |    |    | 質問    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援短期養育事業</li> <li>・利用前にPCR検査を求められたとあるが、これは委託契約施設側から求められたということか？ その理由は？</li> <li>・事業の利用を促進するなら、PCR検査にかかる費用の助成だけでなく、PCR検査の必要性等、施設側との利用条件の調整が必要では？</li> </ul>   | <p>事業の委託契約先は乳児院と児童養護施設で、入所児童がいることから、施設内感染対策として施設側からPCR検査を求められています。また、市としても事業の実施主体として、安心して利用できるよう検査費用助成を事業化した経緯があります。</p> <p>利用の際は、その都度県の感染状況などを確認の上調整していますが、PCR検査の必要性については、感染症対策に関する国の動向などを確認しながら検討します。</p>  | こども未来課          |       |      |
|    |    | ①  | 質問    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●産後ケア</li> <li>・必要な人にきちんと届けるとい意味でも、どの妊産婦にも知ってもらいたい事業である。しかし、そこまで切実に必要ではない人にもケアを提供している(申請があった人を断っていない)と聞いた。ケアが必要な人とそうでもない人との判別をどのようにしているのか？ また、今後希望者が増えた場合、切実ではないと判別された人を断る必要が出てくるはずなので、その根拠を明確にし、周知することも必要では？</li> </ul> | <p>産後ケアの利用申請に際しては、家族等から支援が十分に受けられない方、育児に対する強い不安がある方、産後うつ等の心身の不調がある方となっております。訪問や来庁により面接し、「エジンバラ産後うつ病質問票」、「赤ちゃんへの気持ち」、「育児支援チェックリスト」を活用しながら、利用の判断をしています。産後ケアの利用希望をされても、面接の結果、家事の部分が大変だったり、上のお子様の対応に苦慮されていることがあるので、必要により他のサービスを案内し、調整をしています。</p>   | 健康増進課           |       |      |
|    |    |    | 質問    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームスタート</li> <li>・チラシで「家事手伝いではない」旨が書かれているのを見た。申込者の初回の面談で、その点で対象とならなかったケースが半数近くあった年もあり、この事業の正確な情報提供が必要と考える。その点の改善の現状は？</li> <li>・会員数が少なく、提供がままならない状況になる可能性が高い。ホームビジターやオーガナイザーの育成はどうなっているのか？</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相互扶助によるファミリーサポート事業と対比させながら、正しい事業の理解に向けて周知を行っています。ただし、制度の網目にもれないよう、気軽に問い合わせしてほしい、とも考えているため、より効果的な広報について引き続き検討していきます。</li> <li>・ホームビジターについては、毎年養成講座を実施し、安定した供給を図っています。養成講座に係る周知についても、委託先の事業者に任せだけでなく、市の公共施設に周知を行うための協力も実施しています。また、現状の利用者数や今後の利用の推移を注視しつつ、きめ細やかなホームスタートの実施に向けて、課題となることを整理し、利用者サービスが行き届かないことがないように検討していきます。</li> </ul>   | こども政策課          |       | 4    |

| 目標 | 方針 | 事業 | 質問・意見 | 内容  | 回答   | 担当課             | 委員名 | 事業番号 |
|----|----|----|-------|---|--|-----------------|-----|------|
|    | 2  | ②  | 質問    | <p>・相談件数が大変多く、これらを9名体制で対応するのは大変なことと思う。携わる方々の負担を軽減する方策や、他部署や多職種、民間も含めた連携等、子どもを虐待から守るための具体的な支援方法を継続できるよう、検討し実践して頂きたい。</p>         | <p>今年度から子育て相談室は、子どもの貧困対策、困窮世帯の子どもを対象とした学習支援や居場所づくり事業を担当する福祉部子ども未来室と統合し、「子ども未来課」となりました。子ども未来課になったことで、より複合的な課題を抱えた子どもたちへの支援ができる体制となりました。</p> <p>子ども未来課には、要保護児童対策地域協議会を設置しています。要保護児童対策地域協議会とは、要保護児童等（養育の不安がある家庭の子どもや虐待を受けている子どもなど）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う組織です。</p> <p>要保護児童対策地域協議会では、個別ケース会議を実施しています。個別ケース会議は、児童の支援に関わる関係各課の担当者や保健・医療・福祉・教育などの関係機関の担当者が集まり、支援方針を定め具体的な支援方法を協議します。関係機関の中に民間の児童デイサービスや学習支援・子育て支援を実施しているNPOなどがある場合には、出席を依頼し民間の支援者と共に支援方法を検討しています。</p> <p>今後も、多機関・多職種の連携の下、虐待の解消・虐待の防止に向けた支援を実践していきます。</p> | 子ども未来課          |     | 5    |
|    |    | ③  | 質問    | <p>●発達相談巡回<br/>・公立保育所以外（私立保育園や幼稚園、認定こども園、等）は対象とならないのか？</p>  | <p>（子ども未来課）</p> <p>現在、公立保育所への発達相談巡回を実施しています。今後、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所へ巡回を検討しており、巡回実施のためのガイドライン作成を進めています。発達相談の対象とする児童の年齢や人数、対応可能な相談内容等を検討しながら、心理職の配置人数等、来年度に想定される子ども未来課の体制を踏まえ、段階的に発達相談巡回を実施する予定です。</p> <p>また、発達相談巡回については、保育士へのコンサルテーションを目的としているため、公立・私立幼稚園への巡回は現在検討していません。</p>   | 子ども未来課<br>障害福祉課 |     | 6    |
|    |    |    | 意見    | <p>●障害福祉課<br/>・この事業を知らない・つながらない対象者がおり、悩みや不安を相談する先を見つけないに相当な時間を費やす親御さんの話を聞く。このような支援事業について、対象者だけでなく支援者にも、周知をはかることにも力を入れて頂きたい。</p> | <p>発達相談の周知については、市のホームページ、各課のガイドブック等に掲載し、対象者や支援者にお知らせしています。また、市民の相談窓口となる幼児保育課、子ども未来課、特別支援教育推進室、保健センターなど、関係各課と連携し、必要な方が発達相談につながるようになっています。今後も必要な方が相談につながるよう、周知に力を入れていきます。</p>  | 障害福祉課           |     |      |

## 事業担当課一覧（重点項目）

| 事業番号     | 事業                      | 重点項目                            | 基本目標   | 計画記載ページ | 担当課①   | 担当課②   | 担当課③   |
|----------|-------------------------|---------------------------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 3        | 教育・保育の見込量と確保方策          | (1)教育保育の見込量(全体)                 | Ⅱ      | P50-    | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | (2)①教育保育の見込量(北部エリア)             | Ⅱ      | P51     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | (2)②教育保育の見込量(中央部エリア)            | Ⅱ      | P52     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | (2)③教育保育の見込量(南部エリア)             | Ⅱ      | P53     | 幼児保育課  | -      | -      |
| 4        | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策  | ①利用者支援事業                        | Ⅰ      | P55     | こども政策課 | 幼児保育課  | 健康増進課  |
|          |                         | ②地域子育て支援拠点                      | Ⅰ      | P55     | こども政策課 | -      | -      |
|          |                         | ③一時預かり                          | Ⅰ      | P56     | 幼児保育課  | こども政策課 | -      |
|          |                         | ④病児保育事業                         | Ⅰ      | P57     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | Ⅰ      | P57     | こども政策課 | -      | -      |
|          |                         | ⑥子育て短期支援事業                      | Ⅰ      | P58     | こども未来課 | -      | -      |
|          |                         | ⑦乳児全戸訪問事業                       | Ⅰ      | P58     | 健康増進課  | -      | -      |
|          |                         | ⑧妊婦健康診査事業                       | Ⅰ      | P59     | 健康増進課  | -      | -      |
|          |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           | Ⅰ      | P59     | 健康増進課  | こども未来課 | こども政策課 |
|          |                         | ⑩時間外保育事業(延長保育事業)                | Ⅱ      | P60     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | Ⅱ      | P60     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     | Ⅱ      | P60     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)          | Ⅲ      | P61     | こども育成課 | -      | -      |
| ⑭放課後子供教室 | Ⅲ                       | P62                             | こども育成課 | -       | -      |        |        |
| 5        | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について             | Ⅱ      | P63     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ②茨城県との連携について                    | Ⅱ      | P63     | 幼児保育課  | -      | -      |

## 重点項目評価表（評価の基準）

| 評価 | 進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値） |           |
|----|-----------------------------|-----------|
| A  | 計画に先行して進んでいる                | 100%超     |
| B  | おおむね計画通り                    | 80%-100%  |
| C  | 遅れが生じている                    | 50%-80%未満 |
| D  | 大幅に遅れが生じている                 | 50%未満     |

※数値は目安であり、数値に現れない事業事情や新型コロナウイルスなどの影響により数値が伸びなかった等の場合には、担当課の判断において数値の範囲にかかわらず評価を行っています。

目標数値（確保方策）の記載がない事業についてはA B C Dの評価はせず、事業実績の確認と意見がある場合にはいただいたご意見、ご指摘等を以って評価とさせていただきます。



重点項目評価表（評価一覧）

| 事業番号  | 事業                     | 重点項目                                | 担当課の評価                  |                  |   |   |
|-------|------------------------|-------------------------------------|-------------------------|------------------|---|---|
| 3     | 教育・保育の見込量と確保方策         | (1)教育保育の見込量<br>(全体)                 | 1号認定                    |                  | B |   |
|       |                        |                                     | 2号認定                    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | A |   |
|       |                        |                                     |                         | 左記以外             | A |   |
|       |                        |                                     | 3号認定                    | 0歳児              | A |   |
|       |                        |                                     |                         | 1・2歳児            | A |   |
|       |                        |                                     | (2)①教育保育の見込量<br>(北部エリア) | 1号認定             |   | B |
|       |                        | 2号認定                                |                         | 幼児期の学校教育の利用希望が強い |   |   |
|       |                        |                                     |                         | 左記以外             | B |   |
|       |                        | 3号認定                                |                         | 0歳児              | B |   |
|       |                        |                                     |                         | 1・2歳児            | B |   |
|       |                        | (2)②教育保育の見込量<br>(中央部エリア)            |                         | 1号認定             |   | B |
|       |                        |                                     | 2号認定                    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | B |   |
|       |                        |                                     |                         | 左記以外             | A |   |
|       |                        |                                     | 3号認定                    | 0歳児              | A |   |
|       |                        |                                     |                         | 1・2歳児            | A |   |
|       |                        |                                     | (2)③教育保育の見込量<br>(南部エリア) | 1号認定             |   | B |
|       |                        | 2号認定                                |                         | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | A |   |
|       |                        |                                     |                         | 左記以外             | B |   |
| 3号認定  | 0歳児                    | B                                   |                         |                  |   |   |
|       | 1・2歳児                  | B                                   |                         |                  |   |   |
| 4     | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策 | ①利用者支援事業                            |                         | 基本型・特定型          |   | B |
|       |                        |                                     | 母子保健型                   |                  | B |   |
|       |                        | ②地域子育て支援拠点事業                        | 施設数                     |                  | B |   |
|       |                        |                                     | 出張ひろば数                  |                  | B |   |
|       |                        | ③一時預かり事業                            | 幼稚園型                    | 在園児対象型           |   | C |
|       |                        |                                     |                         | 施設数              |   | C |
|       |                        |                                     | 幼稚園型以外                  | 全体               |   | A |
|       |                        |                                     |                         | うち一時預かり          |   | A |
|       |                        |                                     |                         | 施設数              |   | A |
|       |                        | ④病児保育事業                             | 病児対応型                   |                  | A |   |
|       |                        |                                     | 施設数                     |                  | A |   |
|       |                        | ⑤子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | 全体                      |                  | B |   |
| うち就学後 |                        |                                     | B                       |                  |   |   |
| 提供会員数 |                        |                                     | B                       |                  |   |   |

| 事業番号     | 事業                      | 重点項目                        | 担当課の評価              |          |   |
|----------|-------------------------|-----------------------------|---------------------|----------|---|
| 4        | 地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策  | ⑥子育て短期支援事業                  | 確保人数                |          | D |
|          |                         |                             | 施設数                 |          | B |
|          |                         | ⑦乳児家庭全戸訪問事業                 |                     |          | B |
|          |                         | ⑧妊婦健康診査事業                   | 延べ回数                |          | B |
|          |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業       |                     |          | A |
|          |                         | ⑩時間外保育事業(延長保育事業)            |                     |          | A |
|          |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業           | 物品購入費等              |          | B |
|          |                         |                             | 副食費                 |          | B |
|          |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |                     |          |   |
|          |                         | ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)      | 新たに開設する公設児童クラブの箇所数  |          | B |
|          |                         |                             | 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数 |          | B |
|          |                         |                             | 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数 |          | B |
|          |                         | ⑭放課後子供教室                    | 放課後子供教室のイベント開催      | イベント実施回数 | C |
|          |                         |                             | 放課後子供教室の定期開催実施校     | 学校数      | B |
| イベント実施回数 | B                       |                             |                     |          |   |
| 5        | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について         |                     |          |   |
|          |                         | ②茨城県との連携について                |                     |          |   |

担当課：幼児保育課

(1)市全体の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳

2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳

3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

| 年度       | 区分           | 1号認定          |       |       |         | 2号認定             |       |                  |       |                  |         |                  |      | 3号認定 |       |       |       |       |         |         |       |  |
|----------|--------------|---------------|-------|-------|---------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|---------|------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|--|
|          |              | 1号認定          | 実際の量  | 達成率   | 評価      | 2号認定             |       | 実際の量             |       | 達成率              |         | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量  |       | 達成率   |         | 評価      |       |  |
|          |              |               |       |       |         | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児   | 1・2歳児 | 0歳児   | 1・2歳児   | 0歳児     | 1・2歳児 |  |
| 令和3年度    | ①量の見込み       | 2,567         | 1,604 |       |         | 1,037            | 3,748 | 0                | 4,234 |                  |         |                  |      | 539  | 2,561 | 728   | 2,666 |       |         |         |       |  |
|          | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,661 | 3,397 | 93%     |                  | 410   | 4,203            | 430   | 4,456            | 105%    | 106%             |      |      | 781   | 2,445 | 817   | 2,503 | 105%    | 102%    |       |  |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 1,370 | 1,480 | 108%    |                  | 40    |                  | 40    | 0                | 100%    | #DIV/0!          |      |      |       |       | 0     | 0     | #DIV/0! | #DIV/0! |       |  |
|          |              | 特定地域型保育事業     |       | 0     | #DIV/0! |                  |       |                  | 0     | 0                | #DIV/0! | #DIV/0!          |      |      | 47    | 137   | 69    | 275   | 147%    | 201%    |       |  |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 0     | #DIV/0! |                  |       | 78               | 0     | 94               | #DIV/0! | 121%             |      |      | 36    | 87    | 37    | 102   | 103%    | 117%    |       |  |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 5,031         | 4,877 | 97%   | B       | 450              | 4,281 | 470              | 4,550 | 104%             | 106%    | A                | A    | 864  | 2,669 | 923   | 2,880 | 107%  | 108%    | A       | A     |  |
| 過不足（③-①） | 2,464        | 3,273         |       |       | -587    | 533              | 470   | 316              |       |                  |         |                  | 325  | 108  | 195   | 214   |       |       |         |         |       |  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ①実際の量、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いについて、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。
- ②確保方策の実際の量については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を幼児期の学校教育の利用希望が強い確保方策として記載。

青色欄入力不要（自動計算のため）

自由記述欄のみ記載願います。

担当課：幼児保育課

①北部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

| 年度       | 区分           | 1号認定          |      |     |         | 2号認定             |      |                  |      |                  |         |                  |      | 3号認定 |       |      |       |      |         |         |       |  |
|----------|--------------|---------------|------|-----|---------|------------------|------|------------------|------|------------------|---------|------------------|------|------|-------|------|-------|------|---------|---------|-------|--|
|          |              | 1号認定          | 実際の量 | 達成率 | 評価      | 2号認定             |      | 実際の量             |      | 達成率              |         | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率  |         | 評価      |       |  |
|          |              |               |      |     |         | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児   | 0歳児     | 1・2歳児 |  |
| 令和3年度    | ①量の見込み       | 169           | 60   |     |         | 122              | 307  |                  | 391  |                  |         |                  |      | 14   | 203   | 40   | 211   |      |         |         |       |  |
|          | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 280  | 240 | 86%     |                  |      | 563              |      | 548              | #DIV/0! | 97%              |      |      | 36    | 204  | 36    | 196  | 100%    | 96%     |       |  |
|          |              | 確認を受けない幼稚園    | 420  | 420 | 100%    |                  |      |                  |      |                  | #DIV/0! | #DIV/0!          |      |      |       |      |       |      | #DIV/0! | #DIV/0! |       |  |
|          |              | 特定地域型保育事業     |      |     | #DIV/0! |                  |      |                  |      |                  | #DIV/0! | #DIV/0!          |      |      |       |      |       |      | #DIV/0! | #DIV/0! |       |  |
|          |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |     | #DIV/0! |                  |      |                  |      |                  | #DIV/0! | #DIV/0!          |      |      |       |      |       |      | #DIV/0! | #DIV/0! |       |  |
|          | ③確保見込量（②の合計） | 700           | 660  | 94% | B       | 0                | 563  | 0                | 548  | #DIV/0!          | 97%     |                  | B    | 36   | 204   | 36   | 196   | 100% | 96%     | B       | B     |  |
| 過不足（③-①） | 531          | 600           |      |     | -122    | 256              | 0    | 157              |      |                  |         |                  | 22   | 1    | -4    | -15  |       |      |         |         |       |  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

担当：幼児保育課

②中央部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

| 年度       | 区分            | 1号認定  |       |         |      | 2号認定             |       |                  |       |                  |         |                  |      | 3号認定 |       |      |       |         |         |     |       |
|----------|---------------|-------|-------|---------|------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|---------|------------------|------|------|-------|------|-------|---------|---------|-----|-------|
|          |               | 1号認定  | 実際の量  | 達成率     | 評価   | 2号認定             |       | 実際の量             |       | 達成率              |         | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率     |         | 評価  |       |
|          |               |       |       |         |      | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児     | 1・2歳児   | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 令和3年度    | ①量の見込み        | 2,278 | 1,450 |         |      | 851              | 3216  |                  | 3,609 |                  |         |                  |      | 511  | 2211  | 660  | 2,333 |         |         |     |       |
|          | ②確保方策         |       |       |         |      |                  |       |                  |       |                  |         |                  |      |      |       |      |       |         |         |     |       |
|          | 特定教育・保育施設     | 2,611 | 2,437 | 93%     |      | 320              | 3473  | 300              | 3,741 | 94%              | 108%    |                  |      | 704  | 2109  | 740  | 2175  | 105%    | 103%    |     |       |
|          | 確認を受けない幼稚園    | 950   | 1,060 | 112%    |      | 40               |       | 40               | 0     | 100%             | #DIV/0! |                  |      |      |       |      |       | #DIV/0! | #DIV/0! |     |       |
|          | 特定地域型保育事業     |       |       | #DIV/0! |      |                  |       |                  |       | #DIV/0!          | #DIV/0! |                  |      | 47   | 137   | 69   | 275   | 147%    | 201%    |     |       |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 |       |       | #DIV/0! |      |                  | 78    |                  | 94    | #DIV/0!          | 121%    |                  |      | 36   | 87    | 37   | 102   | 103%    | 117%    |     |       |
|          | ③確保見込量（②の合計）  | 3,561 | 3,497 | 98%     | B    | 360              | 3,551 | 340              | 3,835 | 94%              | 108%    | B                | A    | 787  | 2,333 | 846  | 2,552 | 107%    | 109%    | A   | A     |
| 過不足（③-①） | 1,283         | 2,047 |       |         | -491 | 335              | 340   | 226              |       |                  |         |                  | 276  | 122  | 186   | 219  |       |         |         |     |       |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

担当：幼児保育課

③南部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

| 年度       | 区分            | 1号認定 |      |         |    | 2号認定             |      |                  |      |                  |         |                  |      | 3号認定 |       |      |       |         |         |     |       |
|----------|---------------|------|------|---------|----|------------------|------|------------------|------|------------------|---------|------------------|------|------|-------|------|-------|---------|---------|-----|-------|
|          |               | 1号認定 | 実際の量 | 達成率     | 評価 | 2号認定             |      | 実際の量             |      | 達成率              |         | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率     |         | 評価  |       |
|          |               |      |      |         |    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児     | 1・2歳児   | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 令和3年度    | ①量の見込み        | 120  | 94   |         |    | 64               | 225  |                  | 234  |                  |         |                  |      | 14   | 147   | 28   | 122   |         |         |     |       |
|          | ② 特定教育・保育施設   | 770  | 720  | 94%     |    | 90               | 167  | 130              | 167  | 144%             | 100%    |                  |      | 41   | 132   | 41   | 132   | 100%    | 100%    |     |       |
|          | 確認を受けない幼稚園    |      |      | #DIV/0! |    |                  |      |                  |      | #DIV/0!          | #DIV/0! |                  |      |      |       |      |       | #DIV/0! | #DIV/0! |     |       |
|          | 特定地域型保育事業     |      |      | #DIV/0! |    |                  |      |                  |      | #DIV/0!          | #DIV/0! |                  |      |      |       |      |       | #DIV/0! | #DIV/0! |     |       |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      | #DIV/0! |    |                  |      |                  |      | #DIV/0!          | #DIV/0! |                  |      |      |       |      |       | #DIV/0! | #DIV/0! |     |       |
|          | ③確保見込量（②の合計）  | 770  | 720  | 94%     | B  | 90               | 167  | 130              | 167  | 144%             | 100%    | A                | B    | 41   | 132   | 41   | 132   | 100%    | 100%    | B   | B     |
| 過不足（③-①） | 650           | 626  |      |         | 26 | -58              | 130  | -67              |      |                  |         |                  | 27   | -15  | 13    | 10   |       |         |         |     |       |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

担当課：幼児保育課・健康増進課・こども政策課

①利用者支援事業（プランP.55）

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：か所）

|         | ①量の見込み | ②確保方策 | ③実際の確保量 | 達成率（③/②） | 評価 |
|---------|--------|-------|---------|----------|----|
| 基本型・特定型 | 1      | 1     | 1       | 100%     | B  |
| 母子保健型   | 4      | 4     | 4       | 100%     | B  |

担当

基本型・・・こども政策課  
特定型・・・幼児保育課  
母子保健型・・・健康増進課

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【基本型・特定型】

カウントしている1か所は特定型での実施数

<基本型>については令和4年度から子育て総合支援センター（つくば市流星台61-1）に利用者支援専門員を配置し、事業を開始。

担当課：こども政策課

②地域子育て支援事業（プランP.55）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：か所）

| 区分                 |          |         |        |            | 評価 |   |
|--------------------|----------|---------|--------|------------|----|---|
| ①量の見込み<br>（年間利用人数） | 202,804人 | ②確保方策   | 施設数    | 9          | /  |   |
|                    |          |         | 出張ひろば数 | 6          |    |   |
| ③実際の量<br>（年間利用人数）  | 51,490人  | ③実際の確保量 | 施設数    | 10（9）      |    |   |
|                    |          |         | 出張ひろば数 | 6          |    |   |
| 達成率（③/②）           |          |         | 施設数    | 111%（100%） |    | B |
|                    |          |         | 出張ひろば数 | 100%       |    | B |

（③実際の確保量は9施設であるため「B」評価とした。）

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数  
出張ひろば数・・・  
北条保育所（子育て総合支援センター）  
荃崎交流センター（子育て総合支援センター）  
春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）  
大穂交流センター（チェリークラブ、こどもの森広場）  
二の宮交流センター（かつらぎクラブ、花畑ひろば）  
市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
・施設数の令和3年度実績は「111%」だが、新型コロナウイルス感染症の影響で、1施設（おひさまクラブ）が令和2年度下期から令和3年度末まで休止していたため「B」評価とした。（おひさまクラブについては令和4年度から再開している。）  
※①実際の量（年間利用人数）は各地域子育て支援拠点の子育て広場と各出張広場の利用者の合計である。  
（親子の組数ではなく、来場者した人数で計算）



担当課：幼児保育課、こども政策課

③一時預かり事業（プランP.56）

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

令和3年度評価

幼稚園型

（単位：人、か所）

| 区分                 |        |          |        | 評価    |   |   |
|--------------------|--------|----------|--------|-------|---|---|
| ①量の見込み<br>（年間利用人数） | 4,266人 | ②確保方策    | 在園児対象型 | 6,240 | / |   |
|                    |        |          | 施設数    | 2     |   |   |
| ③実際の量<br>（年間利用人数）  | 3,836  | ③実際の確保量  | 在園児対象型 | 4,700 |   |   |
|                    |        |          | 施設数    | 1     |   |   |
|                    |        | 達成率（③/②） | 在園児対象型 | 75%   |   | C |
|                    |        |          | 施設数    | 50%   |   | C |

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

幼稚園型以外

（単位：人、か所）

| 区分                 |         |              |         | 評価     |   |
|--------------------|---------|--------------|---------|--------|---|
| ①量の見込み<br>（年間利用人数） | 45,971人 | ②確保方策        | 全体      | 42,933 | / |
|                    |         |              | うち一時預かり | 40,320 |   |
|                    |         |              | 施設数     | 28     |   |
| ③実際の量<br>（年間利用人数）  | 17,491  | ③実際の確保量      | 全体      | 58,838 |   |
|                    |         |              | うち一時預かり | 57,053 |   |
|                    |         |              | 施設数     | 36     |   |
|                    |         | 達成率<br>（③/②） | 全体      | 137%   | A |
|                    |         |              | うち一時預かり | 142%   | A |
|                    |         |              | 施設数     | 129%   | A |

担当等

こども政策課…子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業の利用人数（ア）  
 …つくば子育てサポートサービスで就学前児童を対象とした利用人数（イ）  
 幼児保育課 …それ以外の利用人数（ウ）及び施設数（エ）

③実際の確保量のカウント方法

全体…（ア）+（イ）+（ウ） 1,697（人）+1,785（人）+55,356（人）=58,838（人）  
 一時預かり…（ア）+（ウ） 1,697（人）+55,356（人）=57,053（人）  
 施設数…（エ）+2（子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス） =36（施設）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用控えが多かった。

担当課：幼児保育課

④病児保育事業（プランP.57）

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：人、か所）

| 区分                 |        |         |       |       | 評価 |   |
|--------------------|--------|---------|-------|-------|----|---|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 1,737人 | ②確保方策   | 病児対応型 | 2,880 | /  |   |
|                    |        |         | 施設数   | 4     |    |   |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 864    | ③実際の確保量 | 病児対応型 | 6,396 |    |   |
|                    |        |         | 施設数   | 6     |    |   |
| 達成率 (③/②)          |        |         | 病児対応型 | 222%  |    | A |
|                    |        |         | 施設数   | 150%  |    | A |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・実際の確保量について、休所中の施設1施設分（確保量：738）を含む。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用控えが多かった。
- ・児童が発熱の場合、保護者の雇用先においても自宅待機や休暇取得を促すことが常態化し、結果的に利用者数が伸びなかった。

担当課：こども政策課

⑤子育て援助活動支援事業（プランP.57）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

| 区分              |       |          |       |            | 評価 |
|-----------------|-------|----------|-------|------------|----|
| ①量の見込み<br>（就学後） | 1,258 | ②確保方策    | 全体    | 3,920      | /  |
|                 |       |          | うち就学後 | 1,307（447） |    |
|                 |       |          | 提供会員数 | 245        |    |
| ①実際の量<br>（就学後）  | 444   | ③実際の確保量  | 全体    | 2,229      |    |
|                 |       |          | うち就学後 | 444        |    |
|                 |       |          | 提供会員数 | 209        |    |
|                 |       | 達成率（③/②） | 全体    | 57%        | B  |
|                 |       |          | うち就学後 | 34%（99%）   | B  |
|                 |       |          | 提供会員数 | 85%        | B  |

（②確保方策（447）に対し、③実際の確保量444のため「B」評価とした。）

参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。  
 ・提供会員168人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し提供会員でもある者）41人の合算値209人を提供会員数として計上した。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】  
 ③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員（※）に対してサービスを提供していることからB評価とした。※利用者側と提供会員とのニーズがマッチングしない等の理由から、サービス提供に至らないケースもある。

担当課：こども未来課

⑥子育て短期支援事業（プランP.58）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人、か所）

| 区分                                   |      |          |                        |      | 評価 |   |
|--------------------------------------|------|----------|------------------------|------|----|---|
| ①量の見込み<br>（年間利用人数）<br>（※延べ利用日数 単位：日） | 201人 | ②確保方策    | 確保人数<br>（※延べ利用日数 単位：日） | 153  | /  |   |
|                                      |      |          | 施設数                    | 6    |    |   |
| ①実際の量<br>（年間利用人数）<br>（※延べ利用日数 単位：日）  | 6    | ③実際の確保量  | 確保人数<br>（※延べ利用日数 単位：日） | 6    |    |   |
|                                      |      |          | 施設数                    | 6    |    |   |
|                                      |      | 達成率（③/②） | 確保人数                   | 4%   |    | D |
|                                      |      |          | 施設数                    | 100% |    | B |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、今後は里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始めました。令和4年度も引き続き実施し、事業の利用を促進していきます。

担当課：健康増進課

⑦乳児家庭全戸訪問事業（プランP58）

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

| 区分                |       |          |                  | 評価 |
|-------------------|-------|----------|------------------|----|
| ①量の見込み<br>（出生見込数） | 2,133 | ②確保方策    | 2,133<br>(2,203) |    |
| ①実際の量<br>（年間利用人数） | 2,170 | ③実際の確保量  | 2,170            |    |
|                   |       | 達成率（③/②） | 102%<br>(98.5%)  | B  |

（令和3年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,203人に対しての③実際の確保量2,170人は98.5%であるため「B」評価とした）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】  
 ②確保方策（2,133人）に対する③実際の確保量（2,170人）としては102%と100%を超えているものの、令和3年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,203人に対しての③実際の確保量2,170人は98.5%であるため「B」評価とした。

担当課：健康増進課

⑧妊婦健康診査事業（プランP.59）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：人、回）

| 区分               |         |          |        |        | 評価 |
|------------------|---------|----------|--------|--------|----|
| ①量の見込み<br>（延べ人数） | 2,169人  |          |        |        |    |
| ①量の見込み<br>（延べ回数） | 30,366回 | ②確保方策    | 延べ回数   | 30,366 |    |
| ①実際の量<br>（延べ人数）  | 2,264人  | ③実際の確保量  | 延べ検診回数 | 25,637 |    |
| ①実際の量<br>（延べ回数）  | 25,637回 | 達成率（③/②） | 延べ回数   | 84%    | B  |

参考

量の見込み（①・延べ回数）30,366回は、2,169人×14回（一人最大14回検査できるため）で算出。  
そのため、確保方策（延べ回数）で評価を行う。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではない。健診回数は実際に必要な人数に対応している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦の乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから延べ人数ではなく実人数である。
- ・令和3年度中に妊婦健康診査を受診した人数は約3,000人だが、①実際の量（延べ人数）は乳児家庭全戸訪問事業の実績に相当する実績値として妊婦健康診査の第1回目（14回の中で1回目受診券を使う方が受診者が一番多いため）を計上した。

担当課：健康増進課、こども未来課、こども政策課

⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業（プランP.59）

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護指導対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

| 区分                 |      |                   |      | 評価 |
|--------------------|------|-------------------|------|----|
| ①量の見込み<br>(延べ訪問回数) | 255回 | ②確保方策<br>(延べ訪問人数) | 255  |    |
| ①実際の量<br>(延べ訪問回数)  | 266回 | ③実際の確保量           | 266  |    |
|                    |      | 達成率 (③/②)         | 104% | A  |

担当等

|  |
|--|
| 健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄<br>子育て相談室…要保護児童対策地域協議会開催数欄  |
| 養育支援訪問中、専門型（健康増進課）分のみで見込を出しているため、③実際の確保量についても健康増進課分のみで比較しています。<br>ホームスタート（こども政策課）については、以下自由記述欄で説明していません。 |

|                            |
|----------------------------|
| 要保護児童対策地域協議会開催数<br>(令和3年度) |
| 37                         |

|   |
|---|
| <p>【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】</p> <p>延べ訪問回数はR2の307件よりも減少している。減少の理由としては、乳児家庭全戸訪問の対象者及び実施者数がR2よりもR3で減少していることが考えられる。ただし、計画策定当初に比べて精神疾患既往のある妊婦や精神的に不安定な産婦が増加しており、見込みより多く実施している。</p> <p>【こども政策課】ホームスタート事業のR3実績<br/>問い合わせ件数：17件、説明訪問件数：19件、利用申込数：10件、許可件数：9件、延べ訪問回数：60件<br/>※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単純な無料家事手伝いと考えているケース等。</p> |
|---|

担当課：幼児保育課

⑩時間外保育事業（延長保育事業）（プランP.60）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和3年度評価

(単位：人、施設)

| 区分                     |       |                |      | 評価 |
|------------------------|-------|----------------|------|----|
| ①量の見込み<br>(一日当たりの利用人数) | 245人  | ②確保方策<br>(施設数) | 82   |    |
| ①実際の量<br>(一日当たりの利用人数)  | 1,817 | ③実際の確保施設数      | 87   |    |
|                        |       | 達成率 (③/②)      | 106% | A  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

1日当たりの利用人数の実際の量については、利用定員数のうち20%又は25%で計上した。

20%：公立保育所・認定こども園・小規模保育事業

25%：民間保育園



担当課：幼児保育課

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業（プランP60）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

| 区分                       |          |                      |                   | 評価 |
|--------------------------|----------|----------------------|-------------------|----|
| ①量の見込み（単位：人）<br>（物品購入費等） | 15（8）    | ②確保方策<br>（物品購入費等）    | なし（見込人数に対し100%対応） |    |
| ①量の見込み（単位：人）<br>（副食費）    | 300（107） | ②確保方策<br>（副食費）       | なし（見込人数に対し100%対応） |    |
| ①実際の量（単位：人）<br>（物品購入費等）  | 8        | ③実際の確保人数<br>（物品購入費）  | 8                 |    |
| ①実際の量（単位：人）<br>（副食費）     | 107      | ③実際の確保人数<br>（副食費）    | 107               |    |
|                          |          | 達成率（③/①）<br>（物品購入費等） | 53%<br>（100%）     | B  |
|                          |          | 達成率（③/①）<br>（副食費）    | 36%<br>（100%）     | B  |

（実際の量8（物品購入費等）、107（副食費）に対して、それぞれ実際の確保人数、（物品購入費等）、107（副食費）であるため「B」評価とした。）

参考

量の見込みと確保人数を比較した結果の達成率が出て、実際の必要量に対して100%の対応を行って  
いれば、その旨を補足として記載。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

・実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はBとしている。

## 担当課：幼児保育課

### ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（プランP.60）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 令和3年度評価

※子ども・子育て支援プランに具体的な見込量、確保方策の記載なし。

令和3年度における特定教育・保育施設等の参入実績（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載願います。

#### ◆認可保育所：1施設1法人

（内訳）社会福祉法人1：新規参入1（本部市内）

#### ◆小規模保育事業：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人1：既存法人1（本部市内）

株式会社 3：新規参入1（本部県内）、既存法人2（本部県外）

#### 【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

担当課：こども育成課

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（プランP.61）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

令和3年度評価

【量の見込み】

（単位：人）

| 区分      |     | 実績    | ①見込み  | ①実際の量 |
|---------|-----|-------|-------|-------|
|         |     | R2    | R3    | R3    |
| 児童クラブ員数 | 1年生 | 1,178 | 1420  | 1290  |
|         | 2年生 | 1170  | 1378  | 1159  |
|         | 3年生 | 1,016 | 1044  | 1051  |
|         | 4年生 | 676   | 714   | 772   |
|         | 5年生 | 466   | 444   | 466   |
|         | 6年生 | 240   | 243   | 275   |
|         | 合計  | 4,746 | 5,243 | 5,013 |
| 児童クラブ数  |     | 118   | 136   | 132   |

【目標整備量】

（単位：か所、クラブ）

| 区分                       | 令和3年度<br>③確保目標 | ④実際の整備量  | 達成率（④/③）       | 評価 |
|--------------------------|----------------|----------|----------------|----|
| 新たに開設する公設児童<br>クラブの箇所数   | 3              | 4<br>(3) | 133%<br>(100%) | B  |
| 新たに開設する公設児童<br>クラブのクラブ数※ | 6              | 7<br>(6) | 117%<br>(100%) | B  |
| 新たに開設する民間児童<br>クラブのクラブ数  | 9              | 9        | 100%           | B  |

※公設クラブ箇所数×2  
＝公設クラブ数

（④実際の整備量における「新たに開設する公設児童クラブの箇所数」、「新たに開設する公設児童クラブの箇所数」はそれぞれ（3）、（6）であるため「B」評価とした。）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新設（上郷1施設2クラブ、柳橋1施設1クラブ、荃崎第一1施設2クラブ、吉沼1施設2クラブ）4か所、7クラブ  
柳橋小学校児童クラブについては専用施設を新設したものの、もともと学校施設内で運営していたクラブの運営場所変更である。  
したがって新たに開設する公設児童クラブの箇所数及びクラブ数については達成率が100%を超えているが、B評価としている。

担当課：こども育成課

⑭放課後子供教室（プランP.62）

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和3年度評価

【量の見込み】

■放課後子供教室のイベント開催

| 区分       | 実績  | ①見込み |     | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 評価<br>(②/①) | 評価 |
|----------|-----|------|-----|-------------------|-------------|----|
|          | H30 | R2   | R3  | R3                |             |    |
| イベント実施回数 | 138 | 168  | 183 | 59 (103)          | 32% (56%)   | C  |

※定期開催除く

②実際の回数（実際の確保数）は（103）であるため、「C」評価とした。

【量の見込み】

■放課後子供教室の定期開催実施校

| 区分       | 実績  | ①見込み |     | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 達成率<br>(②/①) | 評価 |
|----------|-----|------|-----|-------------------|--------------|----|
|          | H30 | R2   | R3  | R3                |              |    |
| 学校数      | 1   | 3    | 3   | 3                 | 100%         | B  |
| イベント実施回数 | 79  | 320  | 330 | 267               | 81%          | B  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

■放課後子供教室のイベント開催について

新型コロナウイルスの影響を受けながらも年間103回の実施を予定していたが、一斉休校や学年・学級閉鎖等が発生したため、59回の実施となった。

中止となってしまった44回分についても実施計画等は作成しており、一斉休校等の発生がなければ、予定どおり実施でき約56%の達成率であったためC評価としている。

担当課：幼児保育課

## 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

### ①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

### <プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、円滑に進めることができた。

また、償還払いによる給付の実施回数及び設定期限について、利用者の利便性や事務の負担軽減等を考慮しながら見直しを含めて、今後検討していく。

担当課：幼児保育課

子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

<プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。

【重点項目】第2期つくば市子ども・子育て支援プラン進捗状況に係る質問・意見一覧

| 事業番号 | 重点項目       | 質問・意見 | 内容   | 回答   | 担当課                      | 委員名    | プランページNo |
|------|------------|-------|--|--|--------------------------|--------|----------|
| 4    | ①利用者支援事業   | 質問    | <p>子どもや保護者に身近な各関係機関との連絡調整をしますが、母子保険型、基本型、特定型それぞれが必要となる関係機関は特に想定されていますか？</p> <p>子どもやその保護者から身近な場所で相談助言するとありますが、各地区に住む保護者にとって市内で数カ所とするのとどのようにして身近なアクセスしやすい場所とできますか？</p> | <p>【こども政策課】<br/>基本型は、相談者の多様な相談に応じるため、相談内容によって市関係部署や児童相談所、市内小児科など幅広く関係機関と連絡調整をとっています。</p> <p>【幼児保育課】<br/>特定型(保育コンシェルジュ)では、公立保育所等の各保育施設、ハローワークとの連携を想定しています。</p> <p>【健康増進課】<br/>母子保健型として連携している関係機関は、他市母子保健部門や医療機関、庁舎内関係課(国際都市推進課、市民窓口課、こども未来課、男女共同参画室など)です。</p> <p><b>後段の質問について(3課連名扱い)</b><br/>利用者支援事業の実施場所は市内数カ所ですが、民間も含めた各施設へ事業を周知することで、保護者にとって身近な場所に相談の入口を確保できるよう連携を進めています。また、実施場所に来訪することが難しい保護者のために、電話やメールでの相談にも対応しています。</p> | こども政策課<br>幼児保育課<br>健康増進課 | 落合 美智子 | p.55     |
|      | ②地域子育て支援事業 | 質問    | <p>乳幼児の親子の孤立を防ぐ大切な事業と理解していますが、ここから実際には仲間づくりは進んでいるかどうかについてはいかがですか？</p>  | <p>地域子育て支援拠点では、イベントや行事等を実施し、子育て親子の交流の促進を図っています。今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、利用者数が増加していくことに伴って、子育て親子同士の交流もさらに進んでいくものと考えます。</p>   | こども政策課                   |        |          |
|      | ③一時預かり事業   | 質問    | <p>(幼児園型)在園児対象で市内で二箇所では保護者にとって利用しにくいのではないかと今後どのように進めるのか？この事業の周知や利用を進める手立てはしていますか？</p>  | <p>市内の私立幼稚園においては、ほとんどの園において私学助成の「預かり保育事業」を実施しています。一部の施設において、私学助成の「預かり保育事業」の制度から子ども子育て支援事業の「一時預かり幼稚園型」へと移行しているところですが、幼稚園終業後の預かりや長期休暇の預かりをするという点ではどちらも同内容の制度になります。</p>   | 幼児保育課                    |        | p.56     |
|      | ④病児保育事業    | 質問    | <p>病児保育の利用は、病院付設と保育所付設と実際利用はどちらが多いのですか？また、保育士ではなく看護師が保育をするケースが多いのですか？</p>  | <p>令和3年度の実績では、保育所付設の病児保育利用者は328人、病院付設の病児保育利用者は536人でした。また、病児保育事業では、事業を担当する看護師と保育士それぞれの配置が求められています。</p>  | 幼児保育課                    |        | p.57     |

## ＜(参考資料)令和2年度の点検・評価結果＞

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

1

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 健康増進課

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

計画記載  
ページ

P36

関連するプラン名

## ■ 事業内容 ■

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

## ■ 事業概要 ■

産科、産婦人科を設ける病院、診療所及び分娩を取り扱う助産所を開設しようとする方、あるいは増床しようとしている方に建物の建設費や医療機器購入費などの費用の一部を助成します。

## 実績

- ・申請1件
- 病床数 10床
- 令和3年4月工事完了見込み

## 実績に対する課題・改善方針

令和2年度あかちゃん訪問時アンケートで、市外・県外の出産施設で出産した方のうち「市内で予約が取れなかった方」は64人だったが、10床増床により改善されると思われる。



<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

|         |                 |       |             |
|---------|-----------------|-------|-------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む   |       |             |
| 基本方針    | 1 継続的・包括的な支援の充実 |       |             |
| 担当課     | こども政策課          | 健康増進課 | 幼児保育課       |
| 基本事業    | ②子育て世代包括支援事業    |       | 計画記載ページ P36 |
| 関連するプラン |                 |       |             |

| ■ 事業内容 ■   |  |
|--|--|
| <p>○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。</p> <p>○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。</p> <p>○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。</p> |  |

| ■ 事業概要 ■   |  |
|--|--|
| <p>○地域子育て支援拠点事業<br/>                     地域子育て支援センターをはじめ地域子育て支援拠点（9か所）を設置し、地域の子育て親子の交流を促進することで子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を行っている。具体的には、拠点場所の開放及び出張ひろばを行っており、その中で子育て相談等の支援を行っている。</p> <p>●地域子育て支援拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て総合支援センター（つくば市流星台）</li> <li>・かつらぎクラブ（つくば市西大橋）</li> <li>・チェリークラブ（つくば市上野）</li> <li>・おとなり（つくば市みどりの）</li> <li>・おひさまクラブ（つくば市高崎（休止中））</li> <li>・こどもの森広場（つくば市沼崎）</li> <li>・すぎのこクラブ（つくば市下河原崎）</li> <li>・なないろくらぶ（つくば市大角豆）</li> <li>・ままとーんつどいの広場（つくば市館野）</li> </ul> |  |

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針   |
|---|---|
| <p>令和2年度利用者実績</p> <p>●地域子育て支援拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て総合支援センター（けやき広場（拠点）24,758人、出張ひろば474人（57回））</li> <li>・かつらぎクラブ（拠点1,919人、出張ひろば58人（18回））</li> <li>・チェリークラブ（拠点4,578人、出張ひろば178人（18回））</li> <li>・おとなり（拠点5,028人、出張ひろば103人（14回））</li> <li>・おひさまクラブ（拠点143人、出張ひろば0人（0回）8月までの実績）</li> <li>・こどもの森広場（拠点2,119人、出張ひろば93人（10回））</li> <li>・すぎのこクラブ（拠点2,555人、出張ひろば42人（18回））</li> <li>・なないろくらぶ（拠点2,654人、出張ひろば16人（15回））</li> <li>・ままとーんつどいの広場（拠点1,951人、出張ひろば未実施）</li> </ul> <p>※コロナの影響により、出張広場の回数差あり。<br/>                     ※オンラインでの利用者は除く。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在9か所で地域子育て支援拠点事業を行っているが、研究学園地域や春日地域といった人口が多い地域に拠点の設置ができていない（春日地域については出張広場で対応中）。</li> <li>→ TX沿線に新規開園する民間保育園等に、地域子育て支援拠点の開設を働き掛けていく。</li> </ul> |

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

2

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（あかちゃん訪問）により、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行います。また、妊婦健康診査事業により妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施します。

○「母子保健型」利用者支援事業として、母子保健コーディネーター、保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時の面接等の機会を通し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な支援につなぐための相談等を行います。また、妊娠9か月ごろに初妊婦及び要支援妊婦に対し、電話相談を行い、必要に応じて支援計画を作成し、支援計画に策定されたサービスについては、本人、家族、関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるように連絡・調整を行います。

実績

- ・あかちゃん訪問 2,232件
- ・妊婦健康診査 22,406人 (R2.4月～R3.2月までの受診人数)
- ・母子健康包括支援センター
  - 妊娠届出時面接 2,255件
  - 利用者支援事業（母子保健型） 4か所

実績に対する課題・改善方針

- ・コロナ渦で訪問できない時期があったが、あかちゃん訪問は95.8%実施できた。今後も維持継続していく。
- ・母子健康包括支援センターの設置、母子保健コーディネーターの配置により、妊娠届出時から9か月の電話相談、あかちゃん訪問、産後ケア事業等の切れ目のないきめ細かな支援により、一人ひとりへの支援を円滑に実施することができた。
- ・新型コロナウイルスの流行に伴い、出産医療機関からハイリスク産婦（退院時の情報提供者）が増加し、速やかな対応が必要である。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

2

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課

こども政策課

健康増進課

幼児保育課

基本事業

②子育て世代包括支援事業

計画記載  
ページ

P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

■ 事業概要 ■

○乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が保育する病児保育の受け入れ施設数の充実を図ります。

○保育コンシェルジュ事業、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和2年度利用実績

○病児保育 4施設

○病後児保育 1施設

※延べ利用人数 129人

令和2年度保育コンシェルジュ相談件数

○1,184件（令和元年：1,146件）

窓口：977件（令和元年：1,055件）

電話：207件（令和元年：91件）

○病児、病後児保育は、市民の需要は高い一方利用者の日々の需要が読めないことや看護師確保が困難なことにより、施設側の体制の維持が難しい。

○令和2年度の保育コンシェルジュの窓口での相談件数が前年から減少し、電話での相談が倍増していることから、新型コロナウイルスの影響により、窓口での相談を控える傾向があると考えられる。令和2年度から試験運用を開始したZOOM相談や、ホームページの充実等で保育情報の発信を強化していく。

＜(参考資料)令和2年度の点検・評価結果＞

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

3

|         |                 |       |             |
|---------|-----------------|-------|-------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む   |       |             |
| 基本方針    | 1 継続的・包括的な支援の充実 |       |             |
| 担当課     | こども政策課          | 幼児保育課 | 子育て相談室      |
| 基本事業    | ③子育てしやすい環境整備事業  |       | 計画記載ページ P36 |
| 関連するプラン |                 |       |             |

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

- 一時預かり  
保護者の事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かります。  
・子育て総合支援センター（つくば市流星台）
- つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）  
つくばファミリーサポートセンターを設置し、児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との連絡・調整を行うことで、地域における育児の相互援助活動を推進します。  
・つくばファミリーサポートセンター（つくば市社会福祉協議会内）  
主なサービス：保育サービス、送迎サービス、家事援助サービス
- つくば市あかちゃんの駅  
乳幼児を抱える子育て家庭を応援する取り組みの一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設を「つくば市あかちゃんの駅」として登録しています。あかちゃんの駅では、授乳の場、おむつ替えの場、ミルク用のお湯の提供を行っています（提供内容は施設によって異なる）。

| 実績   | 実績に対する課題・改善方針   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり<br/>・子育て総合支援センター（つくば市流星台）<br/>・年間預かり人数1,541人</li> <li>○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）<br/>・会員数1,340人（令和元年1,399人）<br/>（利用会員1,122人、協力会員173人、利用・協力会員45人）<br/>・年間利用者数459人（令和元年743人）<br/>・主なサポート内容（200回以上のもの）<br/>育児困難（親の障害、育児ストレス等）596回<br/>保護者等の外出の場合の援助233回<br/>学童の放課後の預かり222回</li> <li>○つくば市あかちゃんの駅<br/>令和3年度4月1日現在で、市内で66の施設が登録されており、その内12の施設が民間事業者の協力によって実施されている（一部休止中の施設あり）。<br/>公共施設：54<br/>民間施設：12</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○つくば子育てサポートサービス（ファミリー・サポート・センター事業）<br/>・利用したいタイミングで、援助してくれる会員（協力会員）がいない場合、利用ができない。</li> <li>○つくば市あかちゃんの駅<br/>・管理上の問題もあり、公園施設での設置が進んでいない。<br/>・駅での設置がない。<br/>→ 公園については管理上の問題、駅については事業者の協力が必要となる点が課題。</li> </ul> |

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

3

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

担当課 こども政策課 幼児保育課 子育て相談室

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

計画記載ページ P36

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○家庭において保育を受けることが一時的に困難な乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

令和2年度利用実績

○一時預かり（一般型） 20施設

○一時預かり（幼稚園型） 1施設

※延べ利用人数 12,186人

○実施施設数は増加しているが、利用定員が設定されているため、利用者の希望日に利用できない場合がある。

そのため、一時預かりの空き情報管理するシステムやアプリなど、利用者にとって利便性の良いシステムを調査・研究していく。

○実施施設が少なく利用者にとっては不便な地域もある。

新規で事業を始める事業者は利用者ニーズに沿った事業実施場所を模索していく。

○保育士不足により、通常保育以外の事業に保育士を配置できる園が限られている。

保育士確保に向けて引き続き助成金等の給付を行っていく。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

3

|         |                 |       |             |
|---------|-----------------|-------|-------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む   |       |             |
| 基本方針    | 1 継続的・包括的な支援の充実 |       |             |
| 担当課     | こども政策課          | 幼児保育課 | 子育て相談室      |
| 基本事業    | ③子育てしやすい環境整備事業  |       | 計画記載ページ P36 |
| 関連するプラン |                 |       |             |

■ 事業内容 ■

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境整備を図ります。

■ 事業概要 ■

○子育て支援短期養育事業

- ・家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設においてあらかじめ登録した児童を保護者の申請により最長7日間まで預かります。
- ・今年度の委託契約施設は、「日本赤十字社茨城県支部乳児院」、「社会福祉法人同仁会 さくらの森乳児院」、「社会福祉法人同仁会 つくば香風寮」、「社会福祉法人筑波会 愛児園」「社会福祉法人窓愛園」、「社会福祉法人茨城県道心園」の5法人6施設となっています。
- ・利用料は、市民税課税の有無、母子家庭等の別、生活保護該当の有無で判定し、1日あたり0円から5,350円に区分しています。

| 実績 | 実績に対する課題・改善方針 |
|----|---------------|
|----|---------------|

事前登録者数：56名（令和2年4月16日現在）  
 令和2年度新規登録者数：30名  
 令和2年度延べ利用者数：6名  
 令和2年度延べ利用日数：16日

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、委託施設で受け入れ不可の状況が続いていたため、利用が非常に限られた。

委託施設の受け入れ人数に限りがあり、また児童相談所の一時保護が優先されてしまうため、利用者の希望日時での利用が困難なことがあります。今後は、委託契約施設を増やすことを検討し、また児童相談所と連携を図ることにより子どもの養育環境を確保していきます。また、国が子育て支援短期養育事業における里親の活用を推進しているため、つくば市においても、令和4年度から「ショートステイ里親」の実施を目指します。



<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

4

|         |                         |        |             |
|---------|-------------------------|--------|-------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む           |        |             |
| 基本方針    | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実 |        |             |
| 担当課     | 健康増進課                   | こども政策課 |             |
| 基本事業    | ①産前・産後のサポート/ケア事業        |        | 計画記載ページ P37 |
| 関連するプラン |                         |        |             |

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（サービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

○ホームスタート事業（養育支援訪問事業）  
 妊娠や子育てに不安を持つ家庭や生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、支援を必要とする家庭に訪問し、傾聴・相談を行うことで問題の解消を図る。  
 ・特定非営利法人kosodateはぐはぐ（つくば市松代）

実績

- ・特定非営利法人kosodateはぐはぐ
- ・会員数10人  
 （オーガナイザー3（内2はホームビジター兼任）、  
 ホームビジター5（内1は事務スタッフ兼任）、  
 事務スタッフ2）
- ・依頼件数20件（一部、本申請なし）
- ・延べ訪問回数76回

実績に対する課題・改善方針

- ・1回の支援において、最初の説明訪問から最終訪問まで最大8回の訪問を要するため、取りまとめのオーガナイザーやボランティアが主体の訪問スタッフ（ホームビジター）の負担が大きい。  
 → 訪問スタッフの研修の日程を工夫するなど  
 で負担を軽減し、多くのスタッフが事業に携われる体制づくりを行う。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

4

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

健康増進課

こども政策課

基本事業

①産前・産後のサポート/ケア事業

計画記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

■ 事業概要 ■

退院直後に支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業の利用を通じて、産婦の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

実績

実績に対する課題・改善方針

産後ケア事業

利用者実人数 46人

通所型 29人

宿泊型 12人

通所+宿泊 5人

利用者延べ日数 127日

通所型 85日

宿泊型 42日

養育支援訪問 307件

9か月電話 1255件

・新型コロナウイルス流行に伴い、昨年度より産後ケア事業の利用者は減少したが、サポートが必要な方にはサービスを提供できた。今後、育児不安あり、近くに支援者がおらず、母親同士の少人数による交流を希望する方に対し、産後1年まで利用できる通所型集団産後ケア事業を開始し、利用を勧めていく。

・養育支援が必要な保護者に対し、保健師・母子保健コーディネーター・養育支援訪問担当者等と連携しながら、妊娠中から産後にかけて切れ目のないタイムリーな支援を実施できた。

・要支援妊婦（若年、高齢初産婦、一人親等）やあかちゃん訪問・健診・教室等で把握した子育てに不安のある養育者や産後うつのある養育者に対し助言・指導することで問題の解決または軽減ができた。



<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

5

|         |                         |  |             |
|---------|-------------------------|--|-------------|
| 基本目標    | I 確かな生命と元気を育む           |  |             |
| 基本方針    | 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実 |  |             |
| 担当課     | 子育て相談室                  |  |             |
| 基本事業    | ②子ども家庭総合支援拠点事業          |  | 計画記載ページ P37 |
| 関連するプラン |                         |  |             |

■ 事業内容 ■

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦が必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

■ 事業概要 ■

令和4年度までに全市町村で子ども家庭総合支援拠点を設置することが義務化され、つくば市では令和2年9月1日に設置しました。  
 人員配置基準（中規模型：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）  
 ①子ども家庭支援員 常時3名（1名は非常勤可）  
 ②心理担当支援員 常時1名（非常勤可）  
 ③虐待対応専門員 常時2名（非常勤可）

令和3年度のでつくば市の体制  
 社会福祉士2名、公認心理師1名、保健師1名、事務担当1名、家庭相談員5名

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針  |
|---|--|
| (1) 相談件数(延べ)<br>・訪問 391件 (昨年比 +202件)<br>・面談 440件 (昨年比 +8件)<br>・電話 6,507件 (昨年比 +2,181件)<br>・その他 1,141件 (昨年比 +315件)<br>計 8,479件 (昨年比+2,706件)<br><br>新規相談 1,041件 (昨年比+308件)<br>(うち虐待223件) (昨年比+2件) | 相談件数は毎年増加傾向で、また相談内容も多様化、複雑化の傾向にあります。継続して、専門職の配置をし、また適時研修などにも参加し、職員の専門職としての知識や能力の向上を図ることにより、様々な相談に対応できるようにしていきます。 |
| (2) 相談内容の内訳<br>育児不安 6,002件<br>発達障害等 474件<br>虐待 1,491件<br>不登校 130件<br>反抗期 10件<br>その他 372件 計 8,479件   |  |

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

6

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課 子育て相談室 障害福祉課

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

計画記載  
ページ

P37

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

○発達相談巡回

令和2年度から公立保育所を対象に公認心理師が巡回訪問をし、保育所職員が発達について気になった子どもの様子を確認し、保育所と子どもの関わり方等について助言・指導をしていきます。

実績

令和2年度下半期巡回施設：23か所  
令和2年度相談対応児童数：148人

実績に対する課題・改善方針

公認心理師が1名のため、訪問日数や対応時間、対応人数に限りがあったが、今年度は、補助職員を1名付け、より効率的な相談対応を目指していきます。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

6

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

担当課

子育て相談室 障害福祉課

基本事業

③児童発達支援センターとの連携

計画記載  
ページ

P37

関連するプラン

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

■ 事業内容 ■

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家庭を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】  
発達の気になるお子さんとその保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を実施し、適切な支援につながるよう助言等の支援を行います。（障害福祉課、子育て総合支援センター、保健センターで実施）

実績

実績に対する課題・改善方針

|   |  |
|---|--|
| <p>【障害福祉課】<br/>発達相談 相談件数：426人（延べ人数）</p> | <p>【障害福祉課】<br/>発達の気になる子やその保護者の相談件数が増加傾向にあるとともに相談内容が多岐にわたっており、関係各課・関係機関との連携をすすめ、適切な支援につなげていきます。</p> |
|---|--|

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

7

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

## ■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

## ■ 事業概要 ■

○保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応して、待機児童の解消を図るとともに、集団保育を通じた心身ともに健全な児童の育成を目指して保育体制の整備を推進します。

### 実績

【目標値】  
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業整備による保育供給量の確保 506名分(2・3号定員)

【実績値】  
○特定教育・保育施設、地域型保育事業による保育供給量の確保 742名分増加(2・3号定員)

<内訳>

認可保育所 5施設創設(516名分)  
認定こども園 1施設創設(72名分)  
小規模保育事業 4施設創設(62名分)  
定員変更による増加(92名分)

○企業主導型保育事業 6名分増加  
(1園新設、1園廃止)

計 保育供給量 748名分の増加

### 実績に対する課題・改善方針

○施設の増加・整備により、待機児童数が大幅に減少した。

一方、令和3年4月時点での1・2歳児について、人口・保育申込者ともに計画値以上となっており、既に令和4年の見込み数を超えている。

令和3年 申込者見込 2,561名  
実績 2,725名(+164名)  
(参考)令和4年 申込者見込 2,669名

また、国の待機児童の定義に含まれない潜在待機児童数については100名を超えていることから、引き続き保育の受け皿の確保を行っていく。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

7

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

学務課

基本事業

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

つくば市学校等適正配置計画（指針）

■ 事業内容 ■

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

■ 事業概要 ■

○公立幼稚園における、3歳児の受け入れの利用希望を勘案し、一部の幼稚園で3歳児の受け入れの実施に向けて庁内で協議していきます。

○各幼稚園の定員に対する入園者数等を踏まえ、幼稚園の統廃合を視野に入れた適正な幼稚園の配置を庁内で協議していきます。

実績

- 3歳児の受け入れを実施している他市への視察
- 3歳児受け入れを実施する幼稚園の選定
- 各幼稚園の定員に対する入園者数を注視した

実績に対する課題・改善方針

- 説明会等による3才受け入れ実施の周知
- 園区の選定
- 充足率の低い幼稚園の今後の方向性の検討

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課 幼児保育課 教育総務課 学務課

基本事業 ②保育人材の確保事業

計画記載ページ P39

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

○保育人材の確保及び離職防止を図り、質の高い保育を安定的に提供するため、市内の私立保育所等に勤務する常勤保育士等に対して月額3万円の処遇改善助成金を支給します。

○保育人材の確保及び定住促進を図るため、市内の私立保育所等に新たに勤務し、つくば市に転入した常勤保育士等に対して家賃の2分の1（最大2万円/月）の就労促進助成金を支給します。

○ハローワークとの共同事業により、保育士人材確保のための支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

○つくば市保育士等処遇改善助成金  
2018年度交付決定者 延べ643人  
2019年度交付決定者 延べ707人  
2020年度交付決定者 延べ769人

○つくば市保育士就労促進助成金  
2018年度交付決定者 20人  
2019年度交付決定者 25人  
2020年度交付決定者 34人

○ハローワークとの共同事業  
保育施設説明会及び公立・私立保育施設就職相談会  
施設見学ツアー  
(公立保育所、民間保育園、認定こども園)

○交付決定者数が増加傾向にあり、人材確保に一定の成果が見られている。一方で、今後も新規施設の整備に伴う人材確保が求められることから、助成金事業のさらなる周知が必要となると考えられる。

今後も助成金事業を継続しながら、保育士養成施設等への広報活動(チラシ配布等)の実施について検討していく。

○保育士就職相談会等への参加人数は多いものの、実際の就職にはなかなか至らない。また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により施設見学バスツアーは実施できなかった。

今後の人材確保の施策としてオンラインの活用について調査・検討していく。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

8

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

担当課

幼児保育課

教育総務課

基本事業

②保育人材の確保事業

計画記載  
ページ

P39

関連するプラン

第2期つくば市教育プラン

■ 事業内容 ■

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

■ 事業概要 ■

幼稚園教諭の人員確保及び適正配置

実績

- ・総務部人事課が実施する「必要となる専門職に関する調査」により、新規採用職員の確保に努めた。
- ・健全な園の運営と幼稚園教諭一人ひとりにとって働きやすい職場環境を目指し、管理職からの意見聴取だけでなく、全ての職員との人事面談を実施し、人事配置を行った。

実績に対する課題・改善方針

幼稚園の働き方改革を進める上で職員の増員は必要であり、現場の声とあわせ、継続的に人事課へ要望しているが、市の財政状況もあり、増員が難しい状況である。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

9

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

学び推進課

基本事業

①幼児教育及び保育の推進事業

計画記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

- 保育の質の確保・向上を実現するため、一人ひとりの職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図ります。
- 施設での体験教育・体験保育を実施するとともに、異年齢児交流・世代間交流事業を実施します。
- 就学前における子どもの遊びと体験の充実を図ります。
- 幼・保・小が連携を強化し、交流事業を行うことにより、小学校・義務教育学校への円滑な接続を図ります。

実績

実績に対する課題・改善方針

- 保育士研修
  - ・子どもの非認知能力を向上させるための研修  
23人
- 交流事業
  - ・園庭開放
  - ・幼保小交流
  - ・保育所交流
  - ・支援センター交流
  - ・中高生との交流
  - ・地域の方との交流

○子どもの非認知能力の向上については教育の基礎として位置づけられている分野であるため、引き続き教育局と連携を深めていくことが重要となる。

○新型コロナウイルス感染予防対策として、オンラインで研修が行われたが、施設において機器の環境が整っていないため、話し合い等をスムーズに行うことができない。

○コロナ渦において、直接対面する交流事業が実施できなかったため、今後ICT機器の整備等も視野に入れて交流方法を検討していく必要がある。



<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

|         |                  |       |             |
|---------|------------------|-------|-------------|
| 基本目標    | Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む |       |             |
| 基本方針    | 2子どもの豊かな育ちの促進    |       |             |
| 担当課     | 幼児保育課            | 学び推進課 |             |
| 基本事業    | ① 幼児教育及び保育の推進事業  |       | 計画記載ページ P40 |
| 関連するプラン | 第2期つくば市教育プラン     |       |             |

■ 事業内容 ■

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

■ 事業概要 ■

【幼児教育の指針・保幼小の連携について】  
 「つくば市教育大綱」や「つくば市教育指導方針」では、幼児教育において育成されてきた非認知能力の重要性を再認識することや、「幼児期に育ってほしい10の姿」を幼小間で共有し、その上で連続性と一貫性のある教育を実現することの必要性を重視しています。  
 また、これらを実現するために様々な施策を実施しています。

実績

幼稚園訪問や小学校訪問時には、つくば市教育大綱やつくば市教育指導方針の方向性を広く周知するとともに、保育参観・授業参観を行い、その方針に則った指導・助言を行っています。  
 また、幼小の接続カリキュラムの作成や実践を呼びかけ、幼児教育施設ではアプローチカリキュラムを、小学校ではスタートカリキュラムを作成しています。  
 加えて、オンラインや動画等を活用した幼児と児童の交流活動や、規模を縮小しての保育者と教員の交流を実施しています。  
 今年度は、例年実施してきた保幼小の合同研修会の実施が困難であったため、市指定園による発表会を開催し、市内全幼稚園・保育所・小学校へのDVDによる資料提供を行いました。

実績に対する課題・改善方針

つくば市の方針や目指す方向性を幼稚園や学校にさらに周知・浸透させることができるよう、機会を捉えてより具体的な指導・助言を行っていく必要があります。  
 また、これまで作成してきた接続カリキュラムの見直しや改善を行い、より幼児や児童の実態や地域の実態、必要性に応じたものにしていくことが求められています。  
 さらには、コロナウィルス感染症拡大防止の視点に立った効果的な交流の在り方を検討し、人的交流に加えて、保育・指導内容を共有し合える仕組みを構築していくことを目指します。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

10

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

基本方針 2子どもの豊かな育ちの促進

担当課

幼児保育課

特別支援教育推進室

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

計画記載  
ページ

P40

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

○子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

○民間保育園等に補助金を交付するなどをして、特別な支援が必要な幼児の教育・保育施設での受入れ、職員配置等の体制整備を図ります。

○公立保育所において、公認心理師による発達相談巡回支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

○保育コンシェルジュ実績

【相談件数】

窓口 977件、電話 207件

【主な相談内容】

- ・保育所等について
- ・一時預かり保育等について 等

○民間保育園障害児保育補助事業費補助金  
令和2年度実績 25園 58,851千円

○公立保育所発達相談巡回  
令和2年度実績

上半期 22園 154人

下半期 23園 161人

○より多様で、繊細な相談内容も増えており、それらに対応できるよう更なる情報の収集や知識の習得が必要である。

○加配保育士等の不足により、保育所受け入れを保留せざるを得ないケースがある。加配が必要と判断される児童の入所選考方法等について、調査・研究していく。

○民間保育園においても発達相談巡回の需要があり、専門職員を増員することが課題となる。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

10

|         |                      |           |             |
|---------|----------------------|-----------|-------------|
| 基本目標    | Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む     |           |             |
| 基本方針    | 2子どもの豊かな育ちの促進        |           |             |
| 担当課     | 幼児保育課                | 特別支援教育推進室 | 障害福祉課       |
| 基本事業    | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 |           | 計画記載ページ P40 |
| 関連するプラン |                      |           |             |

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用できるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

※上記事業内容の下段の事業のみ該当（児童発達支援センターは未だ開所していないことから、関連する令和2年度実績のみ記入）

○特別な支援や配慮を必要とする幼児について、特別支援教育指導員が就学相談に応じるとともに学校見学や体験学習にも同行し、安心して就学を迎え、適切な教育環境でそれぞれの力を伸ばせるよう支援します。併せて、公立幼稚園を巡回訪問し、随時、支援や配慮が必要な幼児の実態把握や指導助言を行います。

実績

○未就学児（年中～年長児）の就学相談件数360件、幼稚園・保育所等に出向いての幼児観察102件、学校見学・体験学習引率34件、学校等との打合せ・ケース会議・引継ぎ等53件、公立幼稚園巡回相談及び発達検査60件を実施した。複数回の相談や見学・体験、話し合いなど、可能な限り同一の指導員が対応し本人・保護者と共に就学を考えることで、納得した就学先決定ができ、安心して入学を迎えることができた。

実績に対する課題・改善方針

【課題】就学相談に関わった幼児については、就学に関する情報提供を受け話し合いをもつことで適切な就学先の選択が可能になるが、心配を感じながらも就学相談に関わらず就学を迎えた場合は入学後に困難さを抱えることもある。

【改善方針】市内幼稚園・保育所等へのポスター配付を実施し、就学相談やその内容・スケジュール等について広く多くの人に知ってもらい、気軽に就学相談ができるよう支援する。

＜(参考資料)令和2年度の点検・評価結果＞

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

10

|         |                      |           |             |
|---------|----------------------|-----------|-------------|
| 基本目標    | Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む     |           |             |
| 基本方針    | 2子どもの豊かな育ちの促進        |           |             |
| 担当課     | 幼児保育課                | 特別支援教育推進室 | 障害福祉課       |
| 基本事業    | ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業 |           | 計画記載ページ P40 |
| 関連するプラン |                      |           |             |

■ 事業内容 ■

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】  
 ・発達の気になる子や保護者に対し、臨床心理士等が発達相談を通じて、子どもが保育所等の生活に適應できるよう助言等の支援を行います。また、保護者の同意を得て、支援内容の助言等を保育所等と共有し、適切な利用ができるように支援します。  
 ・児童発達支援センターの開設に先立ち、障害児相談支援事業を開始し、障害を持つ子に対する保育所等や障害サービスの利用が円滑にできるよう相談に応じ、関係機関等との調整を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】  
 ・発達相談 相談件数：426人（延べ人数）  
 （基本目標Ⅰ-2③ 実績の再掲）  
 ・令和2年4月 つくば市障害児相談支援事業所を障害者地域支援室内に開設

【障害福祉課】  
 ・発達の気になる子やその保護者の相談件数が増加傾向にある。保育所等の利用に関する相談について、関係各課・関係機関との連携をすすめ、子どもが保育所等での生活に適應できるよう支援していく。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

計画記載  
ページ

P42

関連するプラン

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

■ 事業内容 ■

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり1.65㎡以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

○子ども一人ひとりの「遊び場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

■ 事業概要 ■

放課後に保育を受けることができない児童に対して、公営のみならず民間事業者が運営する児童クラブを活用しながら、遊びを主とした生活の場・活動の場を提供します。

つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加やライフスタイルの変化に伴う児童クラブニーズの高まりにより、待機児童や児童館内の飽和状態などの喫緊の諸課題が発生しているため、児童クラブ員の受入れ枠を拡大する取組を進めます。

実績

実績に対する課題・改善方針

○待機児童や床面積要件超過の課題解決  
 ・吉沼、上郷児童館の児童館敷地内及び、柳橋小、荖崎第一小の学校敷地内の児童クラブ室の建築工事が完了した。また、(仮称)香取台地区小児童クラブ室、葛城小児童クラブ兼地域交流広場の設計を行った。  
 ・みどりの学園義務教育学校の図書室、葛城小の空き教室、荖崎第二小の視聴覚室、学園の森義務教育学校のふれあいルームを各学校と協議し借用を進めた。

○民設民営児童クラブの積極的な誘致  
 ・国の補助金を活用して4つの民間事業者の児童クラブ室整備を実施した。

○放課後児童支援員の雇用確保策  
 ・民営児童クラブに対する処遇改善の補助金として、「キャリアアップ処遇改善事業」の継続に加えて、令和3年度から新たに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施するための予算要求をした。

つくばエクスプレス沿線の小学校については、児童クラブの需要が急速に増大しており、引き続き①児童クラブ室の整備、②小学校の余裕教室等の活用、③民設民営児童クラブの積極的な誘致を進めていく必要がある。

公営、民営児童クラブともに放課後児童支援員の雇用が不足している状況であるため、処遇改善のみならず、近隣大学生への公募、求人媒体や区会回覧の活用等など、積極的な募集も進めていく必要がある。



基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

担当課

こども育成課

基本事業

②放課後子供教室推進事業

計画記載  
ページ

P42

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後子供教室の事業拡大のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特性をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

○本市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

■ 事業概要 ■

市内小学校及び義務教育学校において、余裕教室等を利用し、全児童対象に放課後子供教室を開催します。地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等を行い、豊かな遊びと学びの機会を提供します。

実績

・教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。  
・秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流ひろばでは週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

令和2年度放課後子供教室の開催数  
359回

実績に対する課題・改善方針

・事業の推進を進めていく一方で、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心にするため、活動方法の検討が必要である。

・学校における放課後の居場所づくりとしての定期開催は、学校との協議・連携が必要である。

|         |                      |         |     |
|---------|----------------------|---------|-----|
| 基本目標    | Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む    |         |     |
| 基本方針    | 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備 |         |     |
| 担当課     | こども未来室               |         |     |
| 基本事業    | ③子どもの居場所・学習支援事業      | 計画記載ページ | P42 |
| 関連するプラン | つくば市こども未来プラン         |         |     |

**■ 事業内容 ■**

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

**■ 事業概要 ■**

○子どもの学習支援事業  
 ・学習支援団体との協働による「つくばこどもの青い羽根学習会」の実施  
 (1)学習支援  
 学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を利用者個々人の状況に応じて指導するとともに、ひとりで学習できる力を身につけられるようにします。  
 (2)居場所の提供  
 利用者が安心して通える場所として、日常生活習慣や社会性を育むための支援を行い、将来への関心や自己肯定感を持つといった生きる力をつけられるようにします。

| 実績 | 実績に対する課題・改善方針 |
|----|---------------|
|----|---------------|

|   |   |
|---|---|
| <p>つくばこどもの青い羽根学習会<br/>                 ・学習支援拠点数：14か所<br/>                 ・利用登録者数：299人（R3.1月末時点）<br/>                 8事業者との協働事業として、それぞれ特色のある教室を提供できており、利用者が利便性や特色に合わせて教室を選択できるようになった。各教室へのアンケートで、テストの点数が上がった、授業がわかるようになった、勉強習慣が付いてきたという回答が多数みられた。不登校の生徒が学習の遅れを取り戻して高校に合格し、進学後も継続利用している事例もある。</p> | <p>つくばこどもの青い羽根学習会<br/>                 青い羽根学習会への支援対象者である小中学生は市内に約1,000名いるが、支援につながっている児童生徒は約300名と一部であることから、参加人数を増やしていく必要がある。</p> |
|---|---|

＜(参考資料)令和2年度の点検・評価結果＞

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

基本事業

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

計画記載  
ページ

P43

関連するプラン

■ 事業内容 ■

○放課後のすべての子どもが主人公になり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。

○当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用して、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実施しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学校の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。

○平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

■ 事業概要 ■

- ・教育局や学校と連携し、利用ニーズに応じて放課後子供教室の開催数を増やし、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- ・多様な体験・活動が行うことができるように、児童館における行事等の充実や特色ある放課後子供教室を開催していきます。
- ・新設予定の小学校については、平成30年度に開校した3義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）で実施する放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催をモデルとして、放課後の居場所づくりに努めていきます。

実績

実績に対する課題・改善方針

○児童館機能の充実

・令和2年度当初は、谷田部、竹園西、栄児童館の敷地内で新設した児童クラブ施設の利用を開始した。また、同年度10月からは吉沼児童館敷地内で新設した児童クラブ施設の利用を開始し、上郷児童館の敷地内においても児童クラブ施設の新設工事を進めた。加えて、令和3年度の工事着手に向けて、竹園東児童館敷地内において児童クラブ施設の設計が完

児童館機能を十分に活用するために、児童クラブ員で過密となっている児童館については、引き続き定員拡大のため、学校の余裕教室の借用や児童クラブ室の増築等を実施していく



## <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

了した。

○放課後子供教室教室の開催数  
令和2年度 359回（前年度比77回の減）

○地域人材の掘り起こし  
・教育活動推進員やコーディネーターの方々を通して、新たなイベントを実施する複数の筑波大学生との連携ができた。

○放課後子供教室の定期開催  
・平成30年度に開校した3義務教育学校について、秀峰交流ひろばでは週5回、学園の森・みどりの交流ひろばでは週3回の放課後子供教室の定期開催を実施した。うち、秀峰交流広場では週2回、学森・みどりのでは週1回の学習支援を実施した。

インフルエンザ対策も実施している。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、放課後子供教室の開催数が当初の見込みより減少した。また児童館の行事との連携についても、行事自体が中止となったため、実現ができなかった。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、安全・安心にするため、活動方法の検討が必要である。

基本目標

Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針

2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課

障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載  
ページ

P44

関連するプラン

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

公営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、学校から当該児童の日々の学校生活における意見書を提出していただき情報の把握に努め、状況に応じて加配の放課後指導員を配置します。

民営児童クラブでは、障がいのある児童の受入れのために、加配の放課後指導員を配置した場合に、運営委託料に加算をして人件費の補助をします。（国庫補助事業の活用）。

実績

実績に対する課題・改善方針

○公営児童クラブ  
障がいのある児童の受入れについて、学校長の意見書や保護者を通じた医師の診断書等の提出により児童の情報把握をするとともに、各児童館・児童クラブにおいて、予算の範囲内で加配の職員を配置することができた。

○民営児童クラブ  
障がいのある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員を配置し、委託料を加算した児童クラブは、28クラブあった。

障害のある児童を受け入れるために、加配の放課後指導員が必要となった場合に、職員の募集をしても、すぐには見つからない。募集の方法や処遇の改善を研究していく必要がある。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン基本事業シート

15

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

担当課

こども育成課 障害福祉課

基本事業

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

計画記載  
ページ

P44

関連するプラン

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

■ 事業内容 ■

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

■ 事業概要 ■

【障害福祉課】  
障害のある児童に対して、放課後等デイサービス等を支給決定することで、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進に支援を行います。

実績

実績に対する課題・改善方針

【障害福祉課】  
・放課後等デイサービス 支給決定者数597人  
・障害児相談支援 支給決定者数188人

【障害福祉課】  
放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるが、サービス利用者の数と比較すると、障害児相談支援の利用者が少ない。  
個々の利用者に適したサービスを提供するため、相談支援の必要性について理解を求め、利用を推進していく。

|         |                       |  |             |
|---------|-----------------------|--|-------------|
| 基本目標    | Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む     |  |             |
| 基本方針    | 2子どもが主体的に活動するための支援の充実 |  |             |
| 担当課     | 公園・施設課                |  |             |
| 基本事業    | ③遊びの機会と場の充実           |  | 計画記載ページ P44 |
| 関連するプラン |                       |  |             |

**■ 事業内容 ■**

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

**■ 事業概要 ■**

プレイパーク場の機会・場所の提供

- ・流星台プレイパーク：つくば市流星台59番地
- ・中央公園：つくば市吾妻二丁目7番地5
- ・研究学園駅前公園：つくば市学園南二丁目1番地

| 実績  | 実績に対する課題・改善方針   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・流星台プレイパーク：5団体参加（毎月400人程度）</li> <li>プレイパーク場整備工事の実施</li> <li>【除草300㎡、除根300㎡、砂場木製枠製作・設置等】</li> <li>・中央公園：参加団体1団体参加（毎月30人程度）</li> <li>・研究学園駅前公園：1団体参加（毎月50人程度）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレイパークに参加している団体と協議し、引き続き場所の整備を実施する。また、参加団体の意見要望などを集約してプレイパークの環境を向上させる。</li> </ul> |

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ① 出産施設開設支援事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・つくば市では出産できる施設が、筑波大学、なないろクリニック、学園病院、バースセンターの4か所だが、バースセンターは正常分娩でしか利用できないため利用者が少なく、ベット数が余っている。他の施設は予約が厳しい状況。市内の出産数は1,923人。

費用の助成で10床、増床されたとのことだが、妊娠初期に予約をしなければ予約がとれない状況となっており、妊婦の方にとって非常に負担となっている。利用が少ないバースセンターの使い方も考慮してもらいたい。

・女性にとって最初の出産で問題が生じると心身の影響が大きく、続く育児へも影響することが多い。心身ともに十分なケアが産前産後に受けられるような体制と出産施設を整備してもらいたい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ②子育て世代包括支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・赤ちゃん訪問等、情報を共有して支援につなげているとのことだが、個人情報取扱いが難しいところもあるので、しっかりと連携をとり、母子の不安がないように支援してほしい。

・子育て支援拠点について、コロナの影響で拠点の利用が思うようにできない、行っても閉まっていた、人数制限があり利用しづらかった等の声を聞いた。また、つくば市は乳幼児のいる世帯の転入も多く、必要な子育て支援の情報にスムーズにたどり着けない親も多い。親も子も孤立しないよう支援拠点をできるだけ利用してもらえるような情報提供が必要と考える。また、拠点を利用していく中で利用者同士でつながりを作れるように、拠点同士でもつながりを作り支援してもらいたい。

・母子保健コーディネーターの配置による支援について、コロナの影響もあり業務も増えて負担もかなり大きいと思う。一人が駐在して、一人があちこち廻って対応していると聞いた。利用者のニーズに対応できるよう人員を手厚く配置して、利用者がたらい回しになることがないように、しっかりと機能させて欲しい。また、将来的に利用者支援（基本型）事業を行うことも含め、市の子育て支援事業や民間の子育て支援事業の情報を網羅し、親子が望むサービスや適切な支援の紹介・利用をスムーズに行える体制の整備と、市役所内の横の連携や、民間団体、民生委員をはじめとした地域住民と連携して、親子への支援が産後から切れ目のないよう、継続的・包括的な、誰も取り残さない子育て支援体制を作ってもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

追加・修正の意見が記入された領域です。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 1 継続的・包括的な支援の充実

基本事業 ③子育てしやすい環境整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・実績をみると、親の障害やストレス等の育児困難でのサポートサービスの利用も多い。産後の鬱も関わってくるので、できるだけストレスのケアやサポートをしてくれる所も必要。サポートサービスのその後が続くような、つながりが継続できること、孤立させないようにする事が大事。また、人の助けがあまり借りられない母子等もいるので、あまり条件を問わないような預け場所や、サポートをしてくれる所も検討してもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ①産前・産後のサポート/ケア事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・ホームスタート事業が開始され、親子の生活に寄り添った支援であり、ニーズがとてもある中で、スタッフ研修等の育成体制をしっかりと整え、スタッフに過度の負担がかかることなく、支援を必要とする人がスムーズに利用できるようにしてもらいたい。

・産後ケア事業について、産後ケアを本当に必要な産婦が事業を知らずに受けられなかったという話もあるので、専門的な支援やケアが本当に必要な妊産婦が受けられるように情報を発信してほしい。

この点について、本来は対象とはならない（産後鬱等の可能性はない）人が申込み・利用している例もあり、そのような利用が増える可能性があるために、広報のあり方をさらに検討していかないといけない状況にあるということだが、正確な情報をきちんと伝え、本当に必要な人が利用できるような体制を整えてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

「広報を積極的にはできない状況ということだが」という書き方だとネガティブにとられてしまうので、「広報のあり方をさらに検討していかないといけない状況にある」とした方が良い。



令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ②子ども家庭総合支援拠点事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

- ・人の目というのがとても大事。親も子も孤立しないようにそういったところに目が届くよう、しっかりと人員を配置し、連携をとってもらいたい。
- ・実績をみると、相当な相談件数となっている。関係部署とも適宜連携し、親子にとって切れ目のない支援をしてもらいたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 I 確かな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本方針 2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

基本事業 ③児童発達支援センターとの連携

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・子どもが何か出来ないことがあると、もしかしたら発達障害ではないかと、とても悩んでしまう保護者もいる。子どもの成長のスピード等は、個人差が大きい部分もあるため、そういった点について正しい知識が得られるような機会も必要であると思う。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・待機児童の解消という観点から見れば、プランの現在の進捗は順調と評価できる。ただし、保育量の確保の一方で、保護者ニーズの多様化から求められるサービスは多岐に渡っており、時機に応じた対応をしていってほしい。

・また、つくばエクスプレス沿線地域に公立保育所がないことなど、地域における公立保育所、私立保育園の配置バランスについては、検討、配慮をしていってほしい。

新しい動きという観点からすれば、小学校の事例だが、北部地区の小学校の統廃合があった。現在人口が増えている中央部についてもしっかり検討していくべき。

・つくば市の公立幼稚園では4、5歳の保育の受け入れに加え、3歳児も受け入れてほしいという要望もよく聞く。令和4年4月から手代木南幼稚園、令和5年にも他の地区で受け入れを進めるということなので引き続きお願いしたい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 1 教育・保育の提供体制の整備

基本事業 ② 保育人材の確保事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・ 保育士への、処遇改善、就労促進助成金の効果については、県内の他市町村と比較しても人材確保に寄与していると評価できる。  
しかし、数値から見れるのは保育士のみであり、幼稚園教諭への処遇改善も保育士と同様に進めていってほしい。

・ 現状、保育士、幼稚園教諭、公立、私立と各労働環境の平準化のためのデータ不足は否めないため、調査・研究を進めてほしい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ① 幼児教育及び保育の推進事業

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【グループ】

・ 幼・保・小それぞれが基としている指導要領、教育要領がそもそも違うということを理解し合うことが出発点であり、それがなくては連携強化を望むことはできない。  
また、教員への研修は継続して実施してほしいが、その研修の成果を保護者や子どもたちが実感できなければ研修の意味がなくなってしまう。  
園や学校として、連携強化に取り組んでいるということを保護者に伝わるよう努めることも大事ではないかと考える。  
各関連施設でしっかりと連携し進めていってほしい。

■ 子ども・子育て会議の評価（意見） 【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 II 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもの豊かな育ちの促進

基本事業 ②特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・園や学校側と保護者の感じ方や捉え方の相違などデリケートな部分が多く、丁寧なケアが必要である。  
近年、特に大変な分野であると感じており現場が活動しやすい環境作りを進めていってほしい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 Ⅲ主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・つくばエクスプレス沿線開発等に伴う児童クラブの需要に対して、それに見合った人員の確保が困難な状況にある。平日午後の仕事なので家事専業の方々も忙しい時間帯であり、また、子どものケガなどのトラブルのリスクも考えれば、仕事として敬遠されがちかとも思う。支援員としてどこに価値を見出すのか、行政だけではなく、我々市民も一緒に考えていく必要がある。

・担当課が、ホームページをはじめ大学の掲示板など工夫した募集をしている点は評価できる。今後は、インターン制度等を活用できないか。例えば大学と連携することで、人員の確保のみならず支援員の認知度の向上も期待できる。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

・閉所時刻等の利用者のニーズについての調査のあり方について今後検討していただきたい。

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ②放課後子供教室推進事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・放課後子供教室は、人気があるので多くの回で申込時に列ができており、加えて、やむを得ないことだが、新型コロナウイルス感染症の問題で人数制限も行われている。早めに並ばないと参加できないとなると、家庭の事情で早く並べない子どもが毎回利用できないことになりかねないので、開催数を増やすのが難しいのであれば、例えば抽選にするなど配慮があると良い。

・保護者に対しての学びの場があってもよい。子どもを預けて終わりではなく、お母さんたちの学びまたはケアの場があればよいと思う。子どもたちと一緒に親が楽しめてもよい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】



令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

基本事業 ③子どもの居場所・学習支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・事業としてまだ新しく認知が足りない部分があると思う。この事業は、一人も取り残さない環境づくりという素晴らしい理念に基づくとのことなので、子どもたちの参加できる機会を逸させないために、工夫した広報活動を期待したい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ①新・放課後子ども総合プラン運営事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・令和2年度だけで4箇所児童クラブを増築しており、児童クラブの定員拡大及び児童館機能の活用のための担当課の努力は評価できる。改善方針にもあるが、今後は学校の余裕教室なども視野に入れた定員拡充を期待したい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・発達障害の児童も対象に含まれるとのことだが、民間団体とのつながりをもう少し作っていただきたい。グレーゾーンのお子さんをサポートしている団体が小学校区ごと等であると思うので、そういった団体とつながりが出来ることで、連携したサポートが可能になるのではないかな。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

令和2年度 つくば市子ども・子育て支援プラン点検・評価シート

基本目標 III主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

基本事業 ③遊びの機会と場の充実

■子ども・子育て会議の評価（意見）【グループ】

・昔と違って外で遊ぶ機会が少なくなっていると思うので、プレイパークをはじめ子供がのびのび遊べる場所が多いと良いと思う。プレイパークを増やすにはプレイリーダーが増える必要があるなので、その養成に期待したい。

・認知度という面で、たまにFacebook等で活動していることを見ることがあるが、もう少し広報があるとよい。

■子ども・子育て会議の評価（意見）【追加・修正】

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

事業担当課一覧

| 事業番号     | 事業                      | 重点項目                            | 基本目標   | 計画記載ページ | 担当課①   | 担当課②   | 担当課③   |
|----------|-------------------------|---------------------------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 3        | 教育・保育の見込量と確保方策          | (1)教育保育の見込量(全体)                 | Ⅱ      | P50-    | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | (2)①教育保育の見込量(北部エリア)             | Ⅱ      | P52     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | (2)②教育保育の見込量(中央部エリア)            | Ⅱ      | P53     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | (2)③教育保育の見込量(南部エリア)             | Ⅱ      | P54     | 幼児保育課  | -      | -      |
| 4        | 地域子ども子育て支援事業音見込み量と確保方策  | ①利用者支援事業                        | Ⅰ      | P55     | こども政策課 | 幼児保育課  | 健康増進課  |
|          |                         | ②地域子育て支援拠点事業                    | Ⅰ      | P55     | こども政策課 | -      | -      |
|          |                         | ③一時預かり事業                        | Ⅰ      | P56     | 幼児保育課  | こども政策課 | -      |
|          |                         | ④病児保育事業                         | Ⅰ      | P57     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | Ⅰ      | P57     | こども政策課 | -      | -      |
|          |                         | ⑥子育て短期支援事業                      | Ⅰ      | P58     | 子育て相談室 | -      | -      |
|          |                         | ⑦乳児家庭全戸訪問事業                     | Ⅰ      | P58     | 健康増進課  | -      | -      |
|          |                         | ⑧妊婦健康診査事業                       | Ⅰ      | P59     | 健康増進課  | -      | -      |
|          |                         | ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業           | Ⅰ      | P59     | 健康増進課  | 子育て相談室 | こども政策課 |
|          |                         | ⑩時間外保育事業(延長保育事業)                | Ⅱ      | P60     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業               | Ⅱ      | P60     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業     | Ⅱ      | P60     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)          | Ⅲ      | P61     | こども育成課 | -      | -      |
| ⑭放課後子供教室 | Ⅲ                       | P62                             | こども育成課 | -       | -      |        |        |
| 5        | 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 | ①子育てのための施設等利用給付について             | Ⅱ      | P63     | 幼児保育課  | -      | -      |
|          |                         | ②茨城県との連携について                    | Ⅱ      | P63     | 幼児保育課  | -      | -      |

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

## (1)市全体の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

全体（北部・中央部・南部）

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

| 年度       | 区分            | 1号認定  | 実際の量  | 達成率  | 評価   | 2号認定             |      | 実際の量             |       | 達成率              |      | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価  |       |
|----------|---------------|-------|-------|------|------|------------------|------|------------------|-------|------------------|------|------------------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|          |               |       |       |      |      | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 令和2年度    | ①量の見込み        | 2,695 | 0     | /    | /    | 1,037            | 3618 | 0                | 4239  | /                | /    | /                | /    | 505  | 2454  | 542  | 2816  | /    | /     | /   | /     |
|          | ② 特定教育・保育施設   | 3,631 | 3,607 | 99%  | B    | 365              | 3849 | 430              | 4252  | 118%             | 110% | A                | A    | 760  | 2260  | 811  | 2473  | 107% | 109%  | A   | A     |
|          | 確認を受けない幼稚園    | 1,370 | 1,480 | 108% | A    | 40               |      | 40               | 0     | 100%             |      | B                |      |      |       | 0    | 0     |      |       |     |       |
|          | 特定地域型保育事業     |       | 0     |      |      |                  |      | 0                | 0     |                  |      |                  |      | 41   | 105   | 57   | 211   | 139% | 201%  | A   | A     |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 0     |      |      |                  | 78   | 0                | 69    |                  | 88%  |                  | B    | 36   | 87    | 35   | 92    | 97%  | 106%  | B   | A     |
|          | ③確保見込量（②の合計）  | 5,001 | 5,087 | 102% | A    | 405              | #### | 470              | 4,321 | 116%             | 110% | A                | A    | 837  | 2,452 | 903  | 2,776 | 108% | 113%  | A   | A     |
| 過不足（③-①） | 2,306         | 5,087 | /     | /    | -632 | 309              | 470  | 82               | /     | /                | /    | /                | 332  | -2   | 361   | -40  | /     | /    | /     | /   |       |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
 ①実際の量、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いについて、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。  
 ②確保方策の実際の量については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を幼児期の学校教育の利用希望が強い確保方策として記載。

**青色欄入力不要（自動計算のため）**  
 自由記述欄のみ記載願います。

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

## (2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

### ①北部エリア

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

| 年度    | 区分            | 1号認定 | 実際の量 | 達成率  | 評価 | 2号認定             |      | 実際の量             |      | 達成率              |      | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価  |       |
|-------|---------------|------|------|------|----|------------------|------|------------------|------|------------------|------|------------------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|       |               |      |      |      |    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児 | 1・2歳児 |
|       |               |      |      |      |    |                  |      |                  |      |                  |      |                  |      |      |       |      |       |      |       |     |       |
| 令和2年度 | ①量の見込み        | 169  |      |      |    | 122              | 307  |                  | 385  |                  |      |                  |      | 14   | 203   | 24   | 195   |      |       |     |       |
|       | ② 特定教育・保育施設   | 280  | 280  | 100% | B  |                  | 509  | 0                | 548  |                  | 108% | A                |      | 33   | 178   | 36   | 196   | 109% | 110%  | A   | A     |
|       | 確認を受けない幼稚園    | 420  | 420  | 100% | B  |                  |      | 0                | 0    |                  |      |                  |      |      |       | 0    | 0     |      |       |     |       |
|       | 特定地域型保育事業     |      | 0    |      |    |                  |      | 0                | 0    |                  |      |                  |      |      |       | 0    | 0     |      |       |     |       |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠 |      | 0    |      |    |                  |      | 0                | 0    |                  |      |                  |      |      |       | 0    | 0     |      |       |     |       |
|       | ③確保見込量（②の合計）  | 700  | 700  | 100% | B  | 0                | 509  | 0                | 548  |                  | 108% | A                |      | 33   | 178   | 36   | 196   | 109% | 110%  | A   | A     |
|       | 過不足（③-①）      | 531  | 700  |      |    | -122             | 202  | 0                | 163  |                  |      |                  |      | 19   | -25   | 12   | 1     |      |       |     |       |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

## (2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策（プランP53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

### ②中央部エリア

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

| 年度    | 区分            | 1号認定  | 実際の量  | 達成率  | 評価 | 2号認定             |       | 実際の量             |       | 達成率              |      | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価  |       |
|-------|---------------|-------|-------|------|----|------------------|-------|------------------|-------|------------------|------|------------------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|       |               |       |       |      |    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外  | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 令和2年度 | ①量の見込み        | 2,406 |       |      |    | 851              | 3086  |                  | 3,630 |                  |      |                  |      | 477  | 2104  | 502  | 2,485 |      |       |     |       |
|       | ② 特定教育・保育施設   | 2,581 | 2,697 | 104% | A  | 275              | 3173  | 300              | 3537  | 109%             | 111% | A                | A    | 686  | 1950  | 734  | 2145  | 107% | 110%  | A   | A     |
|       | 確認を受けない幼稚園    | 950   | 1,060 | 112% | A  | 40               |       | 40               | 0     | 100%             |      | B                |      |      |       | 0    | 0     |      |       |     |       |
|       | 特定地域型保育事業     | 0     | 0     |      |    |                  |       |                  | 0     |                  |      |                  |      | 41   | 105   | 57   | 211   | 139% | 201%  | A   | A     |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 0     |      |    |                  | 78    |                  | 69    |                  | 88%  |                  | B    | 36   | 87    | 35   | 92    | 97%  | 106%  | B   | A     |
|       | ③確保見込量（②の合計）  | 3,531 | 3,757 | 106% | A  | 315              | 3,251 | 340              | 3,606 | 108%             | 111% | A                | A    | 763  | 2,142 | 826  | 2,448 | 108% | 114%  | A   | A     |
|       | 過不足（③-①）      | 1,125 | 3,757 |      |    | -536             | 165   | 340              | -24   |                  |      |                  |      | 286  | 38    | 324  | -37   |      |       |     |       |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**  
**【区分】**の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。



# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

## (2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図る

### ③南部エリア

1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳    2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳    3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

| 年度       | 区分            | 1号認定 | 実際の量 | 達成率 | 評価 | 2号認定             |      | 実際の量             |      | 達成率              |      | 評価               |      | 3号認定 |       | 実際の量 |       | 達成率  |       | 評価  |       |
|----------|---------------|------|------|-----|----|------------------|------|------------------|------|------------------|------|------------------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|          |               |      |      |     |    | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 幼児期の学校教育の利用希望が強い | 左記以外 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児  | 1・2歳児 | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 令和2年度    | ①量の見込み        | 120  |      |     |    | 64               | 225  |                  | 224  |                  |      |                  |      | 14   | 147   | 16   | 136   |      |       |     |       |
|          | ② 特定教育・保育施設   | 770  | 630  | 82% | B  | 90               | 167  | 130              | 167  | 144%             | 100% | A                | B    | 41   | 132   | 41   | 132   | 100% | 100%  | B   | B     |
|          | 確認を受けない幼稚園    |      |      |     |    |                  |      |                  | 0    |                  |      |                  |      |      |       |      |       |      |       |     |       |
|          | 特定地域型保育事業     |      |      |     |    |                  |      |                  | 0    |                  |      |                  |      |      |       |      |       |      |       |     |       |
|          | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |     |    |                  |      |                  | 0    |                  |      |                  |      |      |       |      |       |      |       |     |       |
|          | ③確保見込量（②の合計）  | 770  | 630  | 82% | B  | 90               | 167  | 130              | 167  | 144%             | 100% | A                | B    | 41   | 132   | 41   | 132   | 100% | 100%  | B   | B     |
| 過不足（③-①） | 650           | 630  |      |     | 26 | -58              | 130  | -57              |      |                  |      |                  | 27   | -15  | 25    | -4   |       |      |       |     |       |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

## <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課・健康増進課・こども政策課

### ①利用者支援事業（プランP.55）

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

#### 各担当

|                                 |
|---------------------------------|
| 基本型（市役所、地域子育て支援拠点等で実施）・・・こども政策課 |
| 特定型（市役所で実施（保育コンシェルジュ）・・・幼児保育課   |
| 母子保健型（市役所及び保健センターで実施）・・・健康増進課   |

#### 令和2年度評価

（単位：か所）

|         | ①量の見込み | ②確保方策 | ③実際の確保量 | 達成率（③/②） | 評価 |
|---------|--------|-------|---------|----------|----|
| 基本型・特定型 | 1      | 1     | 1       | 100%     | B  |
| 母子保健型   | 4      | 4     | 4       | 100%     | B  |

#### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

##### 【基本型・特定型】

カウントしている1か所は特定型での実施数

・<基本型>については令和4年度から1か所で開始予定。

子育て総合支援センター（つくば市流星台61-1）に利用者支援専門員を配置し、事業を行う。

##### 【母子保健型】

見込みと同数の4か所で実施しているためB評価とした。

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：こども政策課

## ②地域子育て支援事業（プランP.55）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

令和2年度評価

(単位：か所)

| 区分                 |          |           |        |      | 評価 |   |
|--------------------|----------|-----------|--------|------|----|---|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 198,675人 | ②確保方策     | 施設数    | 9    | /  |   |
|                    |          |           | 出張ひろば数 | 6    |    |   |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 46,743人  | ③実際の確保量   | 施設数    | 9    |    |   |
|                    |          |           | 出張ひろば数 | 6    |    |   |
|                    |          | 達成率 (③/②) | 施設数    | 100% |    | B |
|                    |          |           | 出張ひろば数 | 100% |    | B |

### 参考：令和2年度稼働状況

|   |   |
|---|---|
| 施設数・・・地域子育て支援拠点9か所<br>・子育て総合支援センター<br>・かつらぎクラブ<br>・おひさまクラブ<br>・すぎのこクラブ<br>・なないろくらぶ<br>・おひさまクラブ<br>・チェリークラブ<br>・こどもの森広場<br>・おとなり<br>・ままとーんつどいの広場 | 出張ひろば数・・・6か所<br>・北条保育所（子育て総合支援センター）<br>・荃崎交流センター（子育て総合支援センター）<br>・春日交流センター（子育て総合支援センター・なないろくらぶ）<br>・大穂交流センター（チェリークラブ・こどもの森広場）<br>・二の宮交流センター（かつらぎクラブ）<br>・市民ホールやたべ（おとなり・すぎの子クラブ） |
|---|---|

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・コロナの影響で、前年度と比較すると利用者数は減少
  - ・コロナの影響で、1施設が令和2年度下期から休止（おひさま）したが令和4年度から再開予定
- ※①実際の量（年間利用人数）は各地域子育て支援拠点の子育て広場と各出張広場の利用者の合計（親子の組数ではなく、来場者した人数で計算）

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課、こども政策課

## ③一時預かり事業（プランP.56）

### 【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に幼稚園において教育活動を行う事業

単位（在園児対応型：人 施設数：か所）

| 区分                 |        |         |        |       | 評価 |   |
|--------------------|--------|---------|--------|-------|----|---|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 4,075人 | ②確保方策   | 在園児対象型 | 6,240 | /  |   |
|                    |        |         | 施設数    | 2     |    |   |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 3700   | ③実際の確保量 | 在園児対象型 | 4700  |    |   |
|                    |        |         | 施設数    | 1     |    |   |
| 達成率 (③/②)          |        |         | 在園児対象型 | 75%   |    | B |
|                    |        |         | 施設数    | 50%   |    | C |

### 【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業

単位（全体・うち一時預かり：人 施設数：か所）

| 区分                 |                 |         |         |        | 評価 |
|--------------------|-----------------|---------|---------|--------|----|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 44918人          | ②確保方策   | 全体      | 38,613 | /  |
|                    |                 |         | うち一時預かり | 36,000 |    |
|                    |                 |         | 施設数     | 25     |    |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 15224人          | ③実際の確保量 | 全体      | 52,560 |    |
|                    |                 |         | うち一時預かり | 50,987 |    |
|                    |                 |         | 施設数     | 29     |    |
| 達成率<br>(③/②)       | 12110人<br>3114人 |         | 全体      | 136%   | A  |
|                    |                 |         | うち一時預かり | 142%   | A  |
|                    |                 |         | 施設数     | 116%   | A  |

担当等

こども政策課…子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業での利用人数（ア）  
 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）で就学前の児童を対象に活動した延べ人数（イ）  
 幼児保育課…民間保育園等一時預かりを実施している施設数（ウ）及び利用人数（エ）

実際の確保量のカウント方法

全体・・・ア+イ+エ 1541+1573+49,446=52,560  
 一時預かり・・・ア+エ 1,541+49,446=50,987  
 施設数・・・ウ+2 20+2=22 （※子育て総合支援センターとファミリーサポートセンターを2か所とカウント）

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新型コロナウイルスの影響により、利用控えが多かった。

④病児保育事業（プランP.57）

乳幼児が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業

令和2年度評価

単位（病児対応型：人 施設数：か所）

| 区分                 |       |           |       |       | 評価 |   |
|--------------------|-------|-----------|-------|-------|----|---|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 1,715 | ②確保方策     | 病児対応型 | 2,160 | /  |   |
|                    |       |           | 施設数   | 3     |    |   |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 129   | ③実際の確保量   | 病児対応型 | 3,252 |    |   |
|                    |       |           | 施設数   | 5     |    |   |
|                    |       | 達成率 (③/②) | 病児対応型 | 151%  |    | A |
|                    |       |           | 施設数   | 167%  |    | A |

**【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】**

新型コロナウイルスの影響により、利用控えが多かった。  
施設としても対応が難しく、利用希望者がいても断るケースが多かった。

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：こども政策課

## ⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（プランP.57）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

令和2年度評価

(単位：人)

| 区分              |       |           |       | 評価    |   |   |
|-----------------|-------|-----------|-------|-------|---|---|
| ①量の見込み<br>(就学後) | 1,295 | ②確保方策     | 全体    | 3,920 | / |   |
|                 |       |           | うち就学後 | 1,307 |   |   |
|                 |       |           | 提供会員数 | 245   |   |   |
| ①実際の量<br>(就学後)  | 2149人 | ③実際の確保量   | 全体    | 2149  |   |   |
|                 |       |           | うち就学後 | 576   |   |   |
|                 |       |           | 提供会員数 | 218   |   |   |
|                 |       | 達成率 (③/②) | 全体    | 55%   |   | B |
|                 |       |           | うち就学後 | 44%   |   | B |
|                 |       |           | 提供会員数 | 89%   |   | B |

### 参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして③一時預かり事業：幼稚園型以外の「全体」の項目に計上するので⑤子育て援助活動支援事業の実績は基本的に就学後で評価する。  
 ・提供会員173人、利用・協力会員45人（自身でもサービスを利用し提供会員でもある者）の合算値218人を提供会員として計上。

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルスの影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員に対してサービスを提供できたためB評価とした。

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：子育て相談室

## ⑥子育て短期支援事業（プランP58）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

令和2年度評価

(単位：人、か所)

| 区分                 |      |           |                        | 評価   |   |   |
|--------------------|------|-----------|------------------------|------|---|---|
| ①量の見込み<br>(年間利用人数) | 207人 | ②確保方策     | 確保人数<br>(※延べ利用日数 単位：日) | 153  | / |   |
|                    |      |           | 施設数                    | 6    |   |   |
| ①実際の量<br>(年間利用人数)  | 16   | ③実際の確保量   | 確保人数                   | 16   |   |   |
|                    |      |           | 施設数                    | 6    |   |   |
|                    |      | 達成率 (③/②) | 確保人数                   | 10%  |   | D |
|                    |      |           | 施設数                    | 100% |   | B |

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、施設が受け入れ不可となり利用が激減しました。

契約している6施設は定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、令和4年度からは、ショートステイを里親にも委託する予定で準備を進めております。

担当課：健康増進課

⑦乳児家庭全戸訪問事業（プランP.58）

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業

令和2年度評価

(単位：人)

| 区分                |        |           |       | 評価 |
|-------------------|--------|-----------|-------|----|
| ①量の見込み<br>(出生見込数) | 2,102  | ②確保方策     | 2,102 |    |
| ①実際の量<br>(年間利用人数) | 2,232人 | ③実際の確保量   | 2,232 |    |
|                   |        | 達成率 (③/②) | 106%  | B  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

(評価の理由)

②確保方策（2,102人）に対する③実際の確保量（2,232人）としては106%と100%を超えているものの、令和2年度の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,331人に対しての③実際の確保量2,232人は95.8%となるためB評価とした。



# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：健康増進課

## ⑧妊婦健康診査事業（プランP.59）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業

令和2年度評価

単位（延べ人数：人 延べ検診回数：回）

| 区分               |       |           |        |       | 評価 |
|------------------|-------|-----------|--------|-------|----|
| ①量の見込み<br>(延べ人数) | 2,133 |           |        |       |    |
| ①量の見込み<br>(延べ回数) | 29862 | ②確保方策     | 延べ回数   | 29862 |    |
| ①実際の量<br>(延べ人数)  | 2,164 | ③実際の確保量   | 延べ検診回数 | 24620 |    |
| ①実際の量<br>(延べ回数)  | 24620 | 達成率 (③/②) | 延べ回数   | 82%   |    |

### 参考

- ・一人につき最大14回検査ができるため、①確保方策の延べ回数は延べ人数の見込2,133人×14回＝29,862回。
- ・回数の確保で評価を行っている。

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊婦全員が妊婦健診を14回受診するわけではない。健診回数は実際に必要な人数に対応している。
- ・①実際の量（延べ人数）は、⑦の乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから延べ人数ではなく実人数である。但し、令和2年度中に妊婦健診を受診した実人数は約3,000人であり、乳児家庭全戸訪問事業の実績に相当する実績値として妊婦健康診査の第1回目（14回の中で1回目受診券を使う方が受診者が一番多いため）を計上した。

（評価の理由）

量の見込みの算出については、妊婦健診の最大受診回数14回を用いている。年度末近くに妊婦になった方など14回分全て受診していない方もおり、見込みより少なくなっているものの概ね計画通りと評価できるためB評価とした。

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：健康増進課、子育て相談室、こども政策課

## ⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業（プランP59）

### 【養育支援事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

### 【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業

令和2年度評価

(単位：人)

| 区分                 |      |                   |      | 評価 |
|--------------------|------|-------------------|------|----|
| ①量の見込み<br>(延べ訪問回数) | 252  | ②確保方策<br>(延べ訪問人数) | 252  | /  |
| ①実際の量<br>(延べ訪問回数)  | 307人 | ③実際の確保量           | 307  |    |
|                    |      | 達成率 (③/②)         | 122% | A  |

### 担当等

健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄

子育て相談室…要保護児童対策地域協議会開催数欄

養育支援訪問中、専門型（健康増進課）分のみで見込を出しているの、③実際の確保量についても健康増進課分のみで比較。

ホームスタート事業(こども政策課)については、養育支援事業に該当するがプラン作成時には記載対象ではなかったため自由記述欄に記載。

要保護児童対策地域協議会開催数(回)  
(令和2年度)

29

### 【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

(健康増進課：評価の理由)

精神疾患既往のある妊婦や不安定な状態の妊婦が増加しており、見込みを大幅に増加して実施しているため

<【こども政策課】ホームスタート事業のR2実績>

問い合わせ件数：21件、説明訪問件数：19件、利用申込数：8件、許可件数：8件、延べ訪問件数：74件

※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単なる無料家事手伝いと考えているケース等。

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

⑩時間外保育事業（延長保育事業）（プランP.60）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業

令和2年度評価

単位（利用人数：人 施設数：施設）

| 区分                     |       |                |      | 評価 |
|------------------------|-------|----------------|------|----|
| ①量の見込み<br>（一日当たりの利用人数） | 239   | ②確保方策<br>（施設数） | 74   |    |
| ①実際の量<br>（一日当たりの利用人数）  | 1,576 | ③実際の確保施設数      | 76   |    |
|                        |       | 達成率（③/②）       | 103% | A  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

Blank area for free description.

<(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業（プランP.60）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業

令和2年度評価

(単位：人)

| 区分                        |     |                       |                        | 評価 |
|---------------------------|-----|-----------------------|------------------------|----|
| ①量の見込み (単位：人)<br>(物品購入費等) | 15  | ②確保方策<br>(物品購入費等)     | なし (見込人数に<br>対し100%対応) |    |
| ①量の見込み (単位：人)<br>(副食費)    | 300 | ②確保方策<br>(副食費)        | なし (見込人数に<br>対し100%対応) |    |
| ①実際の量 (単位：人)<br>(物品購入費等)  | 7   | ③実際の確保人数<br>(物品購入費)   | 7                      |    |
| ①実際の量 (単位：人)<br>(副食費)     | 134 | ③実際の確保人数<br>(副食費)     | 134                    |    |
|                           |     | 達成率 (③/①)<br>(物品購入費等) | 47%                    | B  |
|                           |     | 達成率 (③/①)<br>(副食費)    | 45%                    | B  |

補足

量の見込みと確保人数を比較した結果の達成率が出ても、実際の必要量に対して100%の対応を行っていれば、その旨を補足として記載いたします。  
下の自由記述欄で、詳細を記載してください。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はBとしている。

## <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：幼児保育課

### ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（プランP.60）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業

令和2年度評価

※子ども・子育て支援プランに具体的な見込量、確保方策の記載はなし

令和2年度おける特定教育・保育施設等の参入実績

（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載

#### ◆認可保育所：5施設5法人

（内訳）社会福祉法人 2：新規参入 1（本部市内）、既存法人 1（本部県内）  
学校法人 1：既存法人 1（本部県外）  
株式会社 1：既存法人 1（本部県外※市内に既存保育所有）  
一般社団法人 1：既存法人 1（本部県内）

#### ◆幼保連携型認定こども園：1施設1法人

（内訳）学校法人 1：既存法人 1（本部県内）

#### ◆小規模保育事業：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人 1：既存法人 1（本部市内）  
株式会社 1：新規参入 1（本部県内）  
合同会社 1：新規参入 1（本部市内）  
一般社団法人 1：既存法人 1（本部県内）

#### 【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

# <(参考資料)令和2年度の点検・評価結果>

担当課：こども育成課

## ⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（プランP.61）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業

令和2年度評価

【量の見込み】

(単位：人)

| 区分      |     | 実績    | ①見込み  | ①実際の量 |
|---------|-----|-------|-------|-------|
|         |     | R1    | R2    | R2    |
| 児童クラブ員数 | 1年生 | 1,143 | 1265  | 1178  |
|         | 2年生 | 1112  | 1229  | 1170  |
|         | 3年生 | 869   | 942   | 1016  |
|         | 4年生 | 598   | 647   | 676   |
|         | 5年生 | 376   | 405   | 466   |
|         | 6年生 | 214   | 225   | 240   |
|         | 合計  | 4,312 | 4,713 | 4,746 |
| 児童クラブ数  |     | 104   | 121   | 118   |

【目標整備量】

(単位：か所、クラブ)

| 区分                   | 令和2年度<br>(③確保目標) | ④実際の<br>整備量 | 達成率<br>(④/③) | 評価 |
|----------------------|------------------|-------------|--------------|----|
| 新たに開設する公設児童クラブの箇所数   | 3                | 3           | 100%         | B  |
| 新たに開設する公設児童クラブのクラブ数※ | 6                | 12          | 200%         | B  |
| 新たに開設する民間児童クラブのクラブ数  | 9                | 3           | 33%          | C  |

※ 公設クラブ箇所数×2＝公設クラブ数

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

(評価の理由)

新設（栄1施設2クラブ、谷田部1施設2クラブ、竹園西1施設2クラブ）6クラブ

増加（学園の森1クラブ、みどりの3クラブ、吾妻西1クラブ、柳橋1クラブ）6クラブ

公設児童クラブが大幅に増加した理由としては、みどりの学園児童クラブの受入数が大幅増となり、学校の図書室を借用して運営を開始したため（3クラブ分）である。

民間児童クラブの開所数が3クラブにとどまったのは新型コロナの影響（令和2年2月～6月の感染状況）により新規運営を次年度に持ち越す事業者もあり、当初の想定より運営を希望する民間事業者が現れなかったためである。そのため、令和3年度以降はより積極的な誘致を図っていく必要がある。

担当課：こども育成課

⑭放課後子供教室（プランP.62）

放課後において、学校施設等を活用して全ての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を得ることで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業

令和2年度評価

■放課後子供教室のイベント開催

| 区分       | 実績   | ①見込み |     | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 評価<br>(②/①) | 評価 |
|----------|------|------|-----|-------------------|-------------|----|
|          | H30年 | R1   | R2  | R2                |             |    |
| イベント実施回数 | 138  | 153  | 168 | 72                | 43%         | C  |

※定期開催除く

■放課後子供教室の定期開催実施校

| 区分       | 実績   | ①見込み |     | ②実施回数<br>(実際の確保数) | 達成率<br>(②/①) | 評価 |
|----------|------|------|-----|-------------------|--------------|----|
|          | H30年 | R1   | R2  | R2                |              |    |
| 学校数      | 1    | 3    | 3   | 3                 | 100%         | B  |
| イベント実施回数 | 79   | 300  | 320 | 287               | 90%          | B  |

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

放課後子供教室のイベント開催数が72回となり見込みより大幅な減となった理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止の申し入れが小学校からあり、34校中13校の実施にとどまったためである。

## ○子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

### ①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

＜プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）＞

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

また、預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、円滑に進めることができた。給付の実施回数についても、利用児童の保護者にアンケートを実施し、目標にある年4回の希望者が多かったため、当初の予定通り年4回実施した。



## ○子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

### ②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

<プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その他の情報については茨城県と共有し、協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。

# つくば市公立保育所個別整備計画 (岩崎保育所)

令和4年9月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1. つくば市公立保育所個別整備計画（岩崎保育所）について …… | 1 |
| 2. 岩崎保育所の概要 ……                   | 3 |
| 3. 新園舎の方針と整備概要 ……                | 5 |
| 4. 整備スケジュール ……                   | 6 |

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（岩崎保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、岩崎保育所については、築 43 年の木造の保育所であり、lw値 0.34 と新耐震基準を満たさない施設であるため、(1)③建替えにより施設改善を進めていく必要があります。その上で、「整備方針」に基づき公立による運営を行うこととし、その整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（岩崎保育所）」を策定しました。

※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で ls 値（鉄骨等）と lw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls 値で 0.6 以上、lw 値で 1.0 以上。

## 2 岩崎保育所の概要



### (1) 岩崎保育所の概要

|   |         | 現行   | 新園舎（予定）  |
|---|---------|--|--|
| 1 | 所在地     | つくば市下岩崎 2105 番地  | つくば市下岩崎 2116 番地  |
| 2 | 敷地・延床面積 | 敷地面積：約 2,646 m <sup>2</sup><br>延床面積：約 475 m <sup>2</sup>         | 敷地面積：約 4,236 m <sup>2</sup><br>延床面積：約 1,100 m <sup>2</sup> |
| 3 | 構造      | 木造 平屋建て  | 重量鉄骨造 2階建て   |
| 4 | 建築年月日   | 昭和 54 年 3 月 1 日  | 令和 6 年 4 月 1 日開所   |
| 5 | 認可定員    | 60 人   | 90 人   |
| 6 | 立地条件    | つくばエクスプレスみどりの駅から車で約 15 分   |  |
| 7 | 周辺の状況   | 現行所在地、新園舎予定所在地ともに、荃崎第二小に隣接し、近隣には荃崎運動公園やつくば市ふれあいプラザといった公共施設が存在する。 |  |

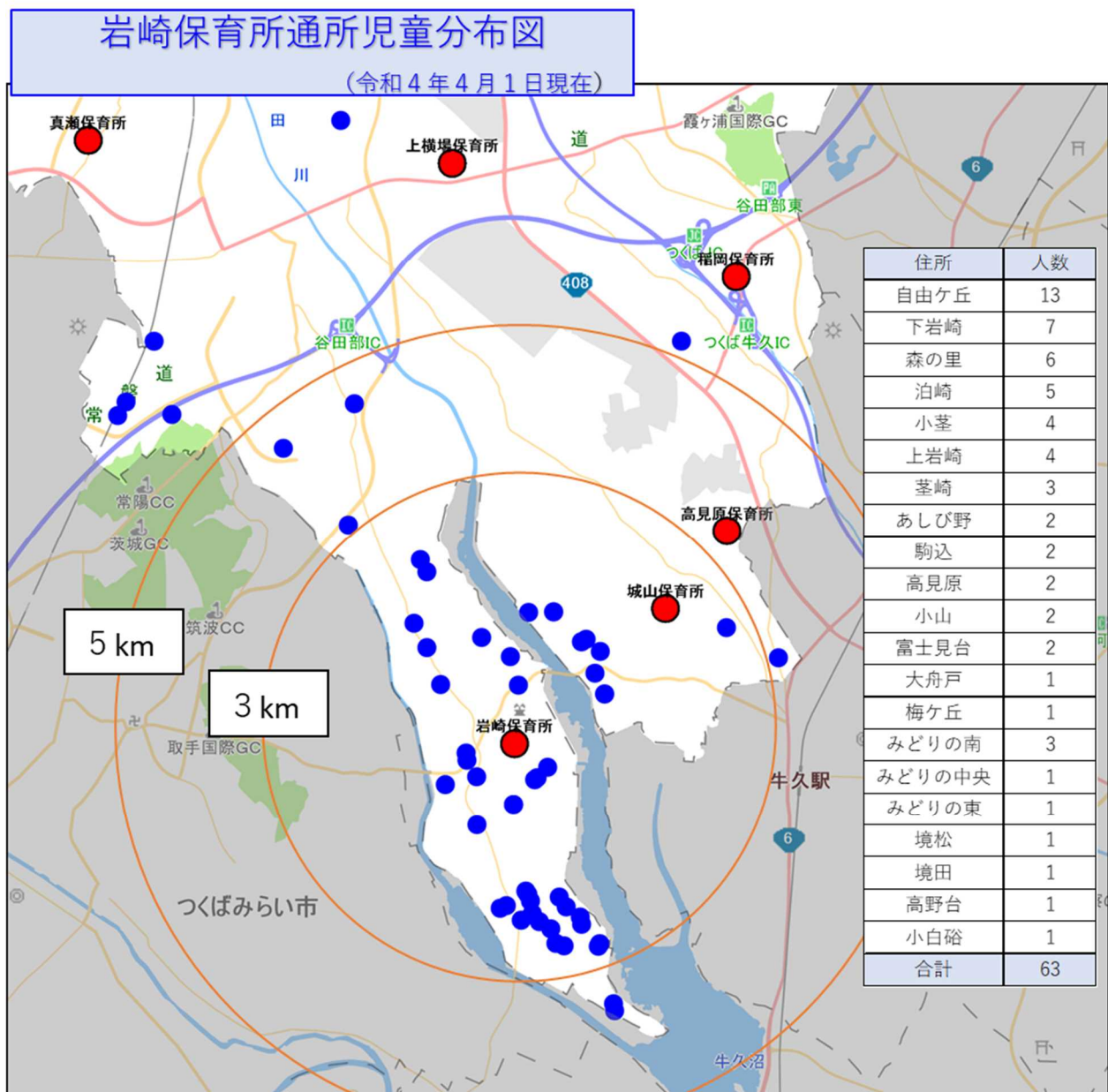
### (2) 岩崎保育所の入所児童数の推移（各年 4 月 1 日時点）

単位：人

|     | H31 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|----|----|----|
| 0 歳 |     |    |    |    |
| 1 歳 | 8   | 8  | 7  | 8  |
| 2 歳 | 12  | 10 | 11 | 12 |
| 3 歳 | 15  | 14 | 14 | 15 |
| 4 歳 | 15  | 15 | 14 | 13 |
| 5 歳 | 15  | 15 | 15 | 15 |
| 合計  | 65  | 62 | 61 | 63 |

※入所児童が認可定員数を超えているのは、人員と面積を確保した上での弾力運用による。

【参考】岩崎保育所の入所児童等の状況  
 岩崎保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

| 3km 以内 | 3km～5km | 5km 以上 | 合計（人） |
|--------|---------|--------|-------|
| 51     | 6       | 6      | 63    |
| 81.0%  | 9.5%    | 9.5%   |       |

### 3 新園舎の方針と整備概要

岩崎保育所（新園舎）は、現行の園舎から岩崎幼稚園跡地へ移転し、保育所の機能拡充および質の向上を図ります。具体的には、0歳児の新規受入れ、認可定員数の拡充、医療的ケア児受入れのためのケアルームの整備などのほか、保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応した各種サービスの拡充を行い、公立保育所としてつくば市南部の保育の核となる役割を十分に果たすことができる施設にしていきます。

整備概要は以下のとおりです。

#### (1) 整備後の施設形態

現行のまま、児童福祉法に定める保育所とします。

#### (2) 建設・運営方法

公設公営による整備とします。

#### (3) 主な機能の拡充

以下の機能を拡充します。

- ①0歳児の新規受入れ
- ②現行の認可定員「60人」から「90人」へ拡充
- ③医療的ケア児受入れのためのケアルームの整備
- ④太陽光発電等を利用した環境へ配慮した建物の省エネ設計

#### (4) 建設場所

つくば市下岩崎 2116 番ほか（岩崎幼稚園跡地）



出典：国土地理院「地理院地図 GSI Maps」を加工し作成



#### (5) 保護者への説明

整備にあたっては、保護者の方に丁寧な説明を行いながら進めていきます。  
保護者説明会の実施については以下のとおりです。

- 児童の保護者を対象に、個別整備計画策定時に開催する。
- 保護者に対して十分に情報提供を行う。

|   | 説明会等の開催                | 説明会等の内容                            |
|---|------------------------|------------------------------------|
| 1 | 個別整備計画（案）<br>策定時保護者説明会 | ▶ 岩崎保育所における整備・運営の進め方やスケジュール等について説明 |
| 2 | 内覧会                    | ▶ 保護者等を対象とした新園舎内覧としての施設案内          |

## 4 整備スケジュール

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 令和4年度 | 保護者説明会                |
|       | 個別整備計画（岩崎保育所）の決定      |
| 令和5年度 | 設計・解体・建設<br>（令和4～5年度） |
|       | 内覧会                   |
| 令和6年度 | 新園舎での保育開始             |

# つくば市立小田保育所の閉所に向けて

令和4年9月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. つくば市立小田保育所の閉所に向けて | 1 |
| 2. 小田保育所の概要          | 3 |
| 3. 閉所に至った経緯          | 5 |
| 4. 閉所にあたっての留意点       | 6 |
| 5. 留意点を踏まえた今後の流れ     | 6 |
| 6. 小田保育所近辺の保育所等の入所状況 | 7 |
| 7. 閉所までのスケジュール       | 8 |

## 1 つくば市立小田保育所の閉所に向けて

(1) つくば市では、新耐震基準（※1）を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値（建物の耐震性能を表すための指標）の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえ、小田保育所は、築 52 年の木造の保育所であり、lw 値 0.61 と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に対応する必要があることから、近隣公立保育所で保育需要に対応できることを前提とした該当施設の休所も視野に入れ、国指定史跡（※2）内に立地していることも踏まえながら調査・検討を進めてきましたが、児童数の減少や近隣園の状況に鑑み、令和 7 年度末をもって小田保育所を閉所することとしました。閉所に至るまでの経緯や閉所にあたっての留意点等を示すものとして「つくば市立小田保育所の閉所に向けて」を策定しました。

#### ※1 新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で ls 値（鉄骨等）と lw 値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls 値で 0.6 以上、lw 値で 1.0 以上。

#### ※2 国指定史跡

貝塚、古墳、都城跡などの遺跡で、歴史上または学術的価値の高いものの保存を図るため、文化財保護法に基づき指定されたもの。これにより現状の改変などが制限され、保存に必要な管理、保存の措置が講じられる。

## 2 小田保育所の概要



### (1) 小田保育所の概要

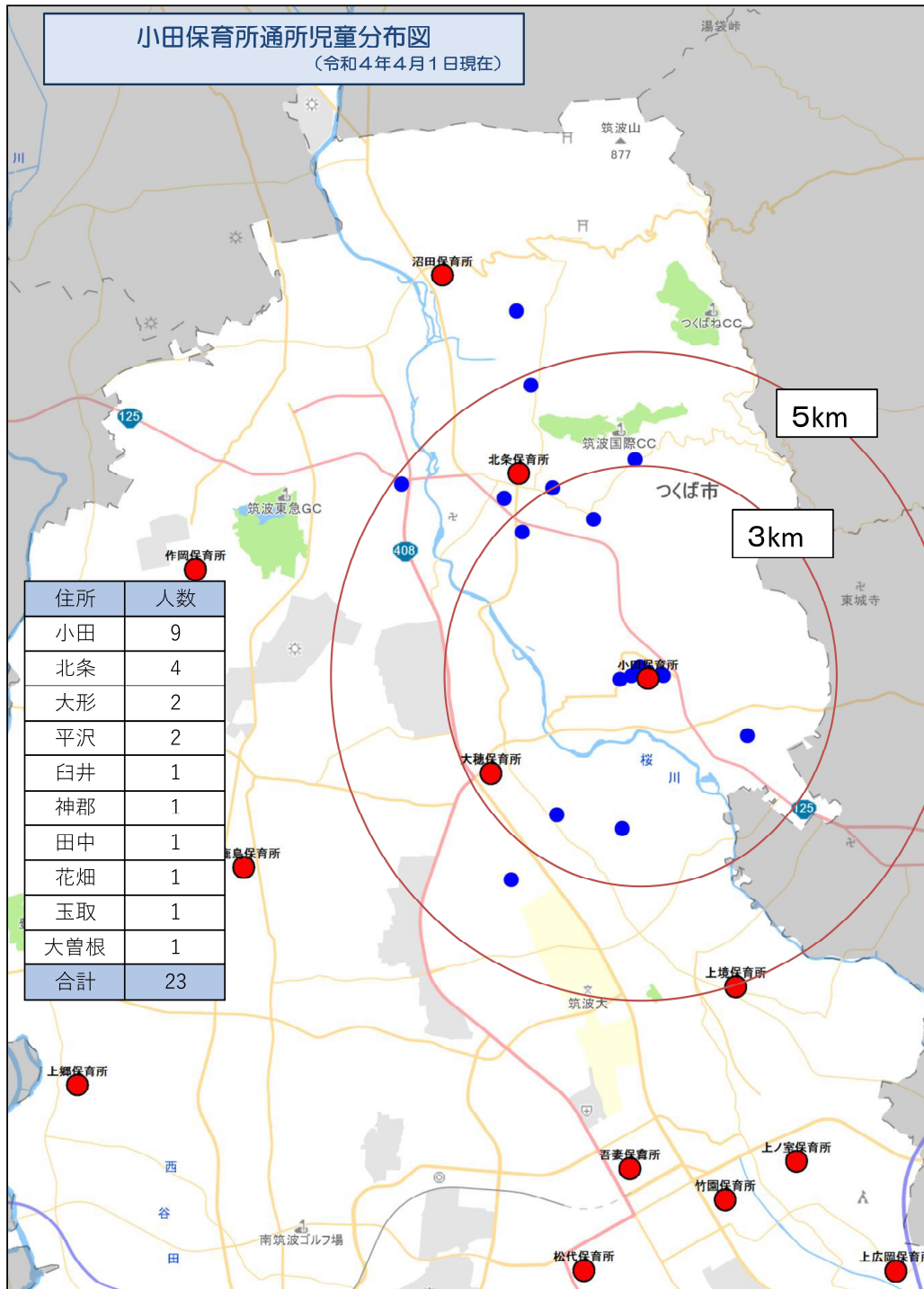
|   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 施設名称  | 小田保育所  |
| 2 | 所在地   | つくば市小田 2413 番地   |
| 3 | 資産所有者 | 土地：つくば市（敷地面積：3,355 m <sup>2</sup> ）<br>建物：つくば市（延床面積：362 m <sup>2</sup> ） |
| 4 | 構造    | 木造 平屋建て  |
| 5 | 建築年月日 | 昭和 45 年 2 月 1 日  |
| 6 | 認可定員  | 60 人   |
| 7 | 立地条件  | つくばエクスプレスつくば駅から車で約 30 分  |
| 8 | 周辺の状況 | 国指定史跡「史跡小田城跡」内に立地し、小田地域まちづくり振興会等地域の活動が活発である。                             |

### (2) 小田保育所の入所児童数の推移（各年 4 月 1 日時点） （単位：人）

|     | H31 | R2 | R3 | R4 |
|-----|-----|----|----|----|
| 0 歳 |     |    |    |    |
| 1 歳 | 6   | 4  | 3  | 2  |
| 2 歳 | 9   | 7  | 2  | 3  |
| 3 歳 | 9   | 9  | 8  | 3  |
| 4 歳 | 9   | 8  | 8  | 8  |
| 5 歳 | 9   | 9  | 8  | 7  |
| 合計  | 42  | 37 | 29 | 23 |

【参考】小田保育所の入所児童等の状況

小田保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

| 3km 以内 | 3km～5km | 5km 以上 | 合計（人） |
|--------|---------|--------|-------|
| 17     | 5       | 1      | 23    |
| 73.9%  | 21.7%   | 4.4%   |       |

### 3 閉所に至った経緯

小田保育所は、新耐震基準を満たさない9つの保育所の1つとして、令和2年(2020年)3月に策定した「基本方針」において、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設であるため、基本的方向は「建て替え」として規定されました。

その後、翌令和3年(2021年)8月に策定した「整備方針」において、【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】を定め、国指定史跡内に立地することから在り方について検討を進めることとなりました。

以下のような点に着目し検討を進めた結果、近隣公立保育所での受入れ枠を確保することを前提として、小田保育所を令和7年度末をもって閉所するに至りました。

#### (1) 児童数の推移

直近4年間の数字で見ると、徐々に減少傾向にあります。

(各年4月1日時点)(単位:人)

| 年 度   | H31 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|----|----|----|
| 児 童 数 | 42  | 37 | 29 | 23 |

#### (2) 小田保育所の立地エリア

小田保育所が立地する国指定史跡である「史跡小田城跡」は、文化財保護法に基づき指定されており、現状の改変などが制限され、保存に必要な管理や保存の措置が講じられています。

また、周辺の土地について史跡保護の観点から市が民間から買収しており、市の基本方針として、史跡は保存・活用していくこととしています。

#### (3) 近隣公立保育所での受入れ枠の確保

新耐震基準を満たさない9つの公立保育所の施設整備を進める中で、公立保育所職員の異動や配置の見直しを行うことに伴い、最寄りの北条保育所、大穂保育所をはじめとした近隣保育所における受入れ枠が確保できることから、小田保育所に在籍している児童の受入れが可能となります。

#### (4) 閉所の時期

(1)(2)(3)を踏まえ、現在小田保育所に入所している児童ができる限り小田保育所で卒所を迎えることができるように、閉所する時期については、「整備方針」において整備が完了する年度となっている令和7年度末とします。



## 4 閉所にあたっての留意点

小田保育所の閉所にあたっては、以下の点に十分に配慮しながら進めます。

### (1) 保育の継続

施設の閉所まで保育を継続するとともに、児童の転所にあたって配慮します。

### (2) 児童の受入れ

閉所する令和7年度まで児童の受入れをします。

### (3) 修繕・点検

閉所まで継続して実施します。

### (4) 近隣保育所との連携

北部エリアを中心とした近隣園での受入れに向けて公立保育所の受入れ枠の確保を行います。

### (5) 在籍職員への配慮

他の公立保育所への異動や、他の公共施設での会計年度職員の募集状況などの情報提供を行います。

## 5 留意点を踏まえた今後の流れ

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、「整備方針」に基づき、以下のように進めていきます。

### (1) 保育の継続

#### ①児童の受入れ

令和7年4月入所まで、従来通り児童を受入れていきます。

#### ②転所について

令和7年9月1日時点での在籍児童に対して、次年度の保育所（園）申込みについて配慮します。

※転所に関する手続きについては、令和8年度の入所入園の手続きの前に、ご案内します。

### (2) 園舎の使用

修繕・点検を行いながら、閉所する令和7年度末まで保育を行います。それ以降は、園舎の使用を停止します。（安全管理の観点から遊具等も含めて使用停止）

### (3) 在籍職員の異動、配慮について

令和7年度末までは、通常通りの人事異動や必要に応じた会計年度任用職員の募集を行います。それ以降については、正職員は他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については近隣の公立保育所等、公共施設での勤務を希望される場合には、募集状況などの情報提供を行っていきます。

## 6 小田保育所近辺の保育所等の入所状況

(令和4年4月時点)(単位:人)

| 保育所名  | 受入可能枠( )内は在籍数) |            |            |            |            |            |              |
|-------|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
|       | 0歳             | 1歳         | 2歳         | 3歳         | 4歳         | 5歳         | 合計           |
| 北条保育所 | 3<br>(3)       | 6<br>(6)   | 12<br>(11) | 13<br>(13) | 13<br>(10) | 13<br>(10) | 60<br>(53)   |
| 大穂保育所 | 6<br>(6)       | 12<br>(12) | 18<br>(18) | 18<br>(18) | 21<br>(20) | 23<br>(19) | 98<br>(93)   |
| 沼田保育所 | 6<br>(1)       | 8<br>(8)   | 12<br>(10) | 14<br>(6)  | 12<br>(12) | 10<br>(6)  | 62<br>(43)   |
| 作岡保育所 | 3<br>(1)       | 4<br>(4)   | 6<br>(4)   | 13<br>(6)  | 13<br>(12) | 15<br>(13) | 54<br>(40)   |
| 合計    | 18<br>(11)     | 30<br>(30) | 48<br>(43) | 58<br>(43) | 59<br>(54) | 61<br>(48) | 274<br>(229) |

〔小田保育所近辺の保育所等マップ〕



## 7 閉所までのスケジュール

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 令和3年度 | 保護者説明会・地区説明の実施     |
| 令和4年度 | 保護者説明会・地区説明の実施     |
| 令和5年度 |                    |
| 令和6年度 |                    |
| 令和7年度 | つくば市立保育所条例改正<br>閉所 |

## 【公立幼稚園の3歳児保育について】

### 1 手代木南幼稚園

- (1) 実施時期
  - ・令和4年4月
- (2) 3歳児定員
  - ・令和4年度 15名
  - ・令和5年度 18名
  - ⇒令和4年度に規則改正（別添資料参照）
- (3) 3歳児の入園状況及び入園申込状況（令和4年11月1日現在）
  - ・令和4年度入園 15名
  - ・令和5年度入園申込 26名（抽選により18名入園予定）

### 2 荃崎幼稚園（岩崎幼稚園と高崎幼稚園の統合）

- (1) 開始予定時期及び場所
  - ・令和5年4月から、岩崎幼稚園と高崎幼稚園を統合した荃崎第三小学校校舎の一部を利用し、新たに荃崎幼稚園として開園予定
  - ⇒令和4年度に条例改正
- (2) 3歳児定員
  - ・令和5年度 18名
- (3) 3歳児の入園申込状況（令和4年11月1日現在）
  - ・令和5年度入園申込 17名

(別添資料1)

つくば市立幼稚園管理規則及びつくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月15日

つくば市教育委員会教育長 森 田 充

つくば市教育委員会規則第6号

つくば市立幼稚園管理規則及びつくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(つくば市立幼稚園管理規則の一部改正)

第1条 つくば市立幼稚園管理規則(昭和63年つくば市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「つくば市立手代木南幼稚園」の次に「及びつくば市立荃崎幼稚園」を加える。

第10条第2項中「15人」を「18人」に改める。

別表つくば市立島名幼稚園の項中「及びつくば市立島名小学校」を「、つくば市立島名小学校及びつくば市立香取台小学校」に改め、同表つくば市立手代木南幼稚園の項中「165人」を「168人」に改め、同表つくば市立松代幼稚園の項中「及びつくば市立学園の森義務教育学校」を「、つくば市立学園の森義務教育学校及びつくば市立研究学園小学校」に改め、同表中

「

|                |      |                                 |
|----------------|------|---------------------------------|
| つくば市立高崎<br>幼稚園 | 180人 | つくば市立荃崎第一小学校の通学区域               |
| つくば市立岩崎<br>幼稚園 | 180人 | つくば市立荃崎第二小学校及びつくば市立荃崎第三小学校の通学区域 |

を

「

|                |      |  |
|----------------|------|--|
| つくば市立荃崎<br>幼稚園 | 156人 | つくば市立荃崎第一小学校、つくば市立荃崎第二小学校及びつくば市立荃崎第三小学校の通学区域 |
|----------------|------|--|

に改める。

(つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成2年つくば市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 つくば市立沼崎小学校の項中「酒丸 中東原新田」を「酒丸」に改め、同表つくば市立島名小学校の項中「面野井 下河原崎 水堀」を「面野井（県道土浦坂東線より南側の区域に限る。） 下河原崎」に改め、同表つくば市立葛城小学校の項中「島 学園南一丁目」を「島」に改め、同表に次のように加える。

|                  |   |
|------------------|---|
| つくば市立香<br>取台小学校  | 島名香取台 島名諏訪 水堀   |
| つくば市立研<br>究学園小学校 | 研究学園一丁目 研究学園二丁目 研究学園三丁目 研究学園五丁目（1番地から18番地までに限る。） 学園南一丁目 中東原新田 面野井（県道土浦坂東線より北側の区 |

|  |        |
|--|--------|
|  | 域に限る。) |
|--|--------|

別表第2つくば市立高山中学校の項中「つくば市立島名小学校区」を「つくば市立島名小学校区 つくば市立香取台小学校区」に改め、同表に次のように加える。

|              |               |
|--------------|---------------|
| つくば市立研究学園中学校 | つくば市立研究学園小学校区 |
|--------------|---------------|

別表第3つくば市立学園の森義務教育学校の項中「研究学園一丁目 研究学園二丁目 研究学園三丁目 研究学園四丁目 研究学園五丁目」を「研究学園四丁目 研究学園五丁目（19番地以降に限る。）」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後のつくば市立幼稚園管理規則の規定による幼児の募集、入園の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後のつくば市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の規定による児童生徒の入学の手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

つくば市立幼稚園管理規則（昭和63年つくば市教育委員会規則第2号）新旧対照表（第1条関係）

| 改正後  | 改正前   |   |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
|--|---|---|------|-----|-----|-----|------------|-----|---|--------------|------|---|--|----|----|------|-----|-----|-----|------------|-----|-----------------------------|--------------|------|---|
| <p>第1条（略）<br/>（入園の資格）</p> <p>第2条 幼稚園に入園することができる者は、満4歳（つくば市立手代木南幼稚園及びつくば市立荃崎幼稚園にあつては、満3歳）から小学校就学の始期に達するまでの幼児であつてつくば市に住所を有するものとする。</p> <p>第3条—第9条（略）<br/>（学級の編成）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編成し、1学級の幼児数は、満3歳の幼児の学級にあつては<u>18人</u>以下とし、満4歳及び満5歳の幼児の学級にあつては30人以下とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第11条—第19条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第4条関係）</p>     | <p>第1条（略）<br/>（入園の資格）</p> <p>第2条 幼稚園に入園することができる者は、満4歳（つくば市立手代木南幼稚園_____にあつては、満3歳）から小学校就学の始期に達するまでの幼児であつてつくば市に住所を有するものとする。</p> <p>第3条—第9条（略）<br/>（学級の編成）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編成し、1学級の幼児数は、満3歳の幼児の学級にあつては<u>15人</u>以下とし、満4歳及び満5歳の幼児の学級にあつては30人以下とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第11条—第19条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表（第4条関係）</p> |   |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>通園区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>つくば市立島名幼稚園</td> <td>90人</td> <td>つくば市立真瀬小学校、つくば市立島名小学校及びつくば市立香取台小学校の通学区域</td> </tr> <tr> <td>つくば市立手代木南幼稚園</td> <td>168人</td> <td>3歳児及び3歳児から入園している者<br/>つくば市立手代木南小学校、つくば市立松代小学校及びつ</td> </tr> </tbody> </table> | 名称  | 定員  | 通園区域 | (略) | (略) | (略) | つくば市立島名幼稚園 | 90人 | つくば市立真瀬小学校、つくば市立島名小学校及びつくば市立香取台小学校の通学区域 | つくば市立手代木南幼稚園 | 168人 | 3歳児及び3歳児から入園している者<br>つくば市立手代木南小学校、つくば市立松代小学校及びつ | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>通園区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>つくば市立島名幼稚園</td> <td>90人</td> <td>つくば市立真瀬小学校及びつくば市立島名小学校の通学区域</td> </tr> <tr> <td>つくば市立手代木南幼稚園</td> <td>165人</td> <td>3歳児及び3歳児から入園している者<br/>つくば市立手代木南小学校、つくば市立松代小学校及びつ</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 定員 | 通園区域 | (略) | (略) | (略) | つくば市立島名幼稚園 | 90人 | つくば市立真瀬小学校及びつくば市立島名小学校の通学区域 | つくば市立手代木南幼稚園 | 165人 | 3歳児及び3歳児から入園している者<br>つくば市立手代木南小学校、つくば市立松代小学校及びつ |
| 名称   | 定員  | 通園区域  |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| (略)  | (略)   | (略)   |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| つくば市立島名幼稚園   | 90人   | つくば市立真瀬小学校、つくば市立島名小学校及びつくば市立香取台小学校の通学区域         |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| つくば市立手代木南幼稚園   | 168人  | 3歳児及び3歳児から入園している者<br>つくば市立手代木南小学校、つくば市立松代小学校及びつ |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| 名称   | 定員  | 通園区域  |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| (略)  | (略)   | (略)   |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| つくば市立島名幼稚園   | 90人   | つくば市立真瀬小学校及びつくば市立島名小学校の通学区域                     |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |
| つくば市立手代木南幼稚園   | 165人  | 3歳児及び3歳児から入園している者<br>つくば市立手代木南小学校、つくば市立松代小学校及びつ |      |     |     |     |            |     |   |              |      |   |  |    |    |      |     |     |     |            |     |                             |              |      |   |



|            |        |  |
|------------|--------|--|
|            |        | くば市立葛城小学校の通学区域   |
|            | 上記以外の者 | つくば市立手代木南小学校の通学区域  |
| (略)        | (略)    | (略)  |
| つくば市立松代幼稚園 | 120人   | つくば市立葛城小学校、つくば市立松代小学校、つくば市立春日学園義務教育学校、つくば市立学園の森義務教育学校及びつくば市立研究学園小学校の通学区域 |
| つくば市立荃崎幼稚園 | 156人   | つくば市立荃崎第一小学校、つくば市立荃崎第二小学校及びつくば市立荃崎第三小学校の通学区域                             |

様式第1号 (以下略)

|            |        |   |
|------------|--------|---|
|            |        | くば市立葛城小学校の通学区域  |
|            | 上記以外の者 | つくば市立手代木南小学校の通学区域   |
| (略)        | (略)    | (略)   |
| つくば市立松代幼稚園 | 120人   | つくば市立葛城小学校、つくば市立松代小学校、つくば市立春日学園義務教育学校及びつくば市立学園の森義務教育学校 <u>の通学区域</u> |
| つくば市立高崎幼稚園 | 180人   | つくば市立荃崎第一小学校の通学区域   |
| つくば市立岩崎幼稚園 | 180人   | つくば市立荃崎第二小学校及びつくば市立荃崎第三小学校 <u>の通学区域</u>                             |

様式第1号 (以下略)

## 会 議 録

|             |   |   |    |
|-------------|---|---|----|
| 会議の名称       | 令和4年度(2022年度)第4回つくば市子ども・子育て会議   |   |    |
| 開催日時        | 令和5年2月24日(金) 開会13時00分 閉会15時38分  |   |    |
| 開催場所        | つくば市役所 2階 防災会議室(2)(3)   |   |    |
| 事務局(担当課)    | こども部こども政策課  |   |    |
| 出席者         | 委員  | 土井 隆義(会長)、長塚 俊宏、千代原 義文、<br>堀内 明由美、古谷野 好栄、橋本 幸雄、浦里 晴美、<br>間野 聡子、大久保 良文、落合 美智子、末永 詩織、<br>トモル ソロンゴ、根津 陽子、村上 義孝、江原 孝郎                               |    |
|             | その他   | -   |    |
|             | 事務局   | (こども部) 塚本部長、吉沼次長<br>(こども政策課) 鈴木課長、小林課長補佐、小野係長<br>(幼児保育課) 岩田課長、菊池課長補佐<br>(こども育成課) 吉田課長<br>(こども未来課) 大塚課長補佐<br>(教育局) 吉沼局長、飯泉次長<br>(学務課) 下田課長、佐々木係長 |    |
| 公開・非公開の別    | <input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 | 傍聴者数  | 1名 |
| 非公開の場合はその理由 | つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条第1号  |   |    |
| 議題          | 協議事項<br><br>(1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について<br>(1件)<br><br>(2) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(中間年度の見直し)(案)について   |   |    |

|  |  |  |       |
|--|--|--|-------|
|  |  | <p>(3) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について（稲岡保育所）</p> <p>(4) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について（上ノ室・上広岡保育所）</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 令和6年4月特定教育・保育施設の創設等について</p> <p>(2) 令和5年度の教育・保育施設の利用定員変更について</p> <p>て</p> |       |
| 会議録署名人   |  | 確定年月日  | 年 月 日 |
| 会<br>議<br>次<br>第   | <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 協議事項</p> <p>4 報告事項</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p> |  |       |
| <p>&lt;審議内容&gt;</p> <p>土井会長：当会議条例第6条第2項の規定に従いまして、議事進行役を務めさせていただきます。案件に移る前に、委員の皆様にお伝えいたします。会議での発言に際しては、挙手をし、議長の指名を受けた後、マイクが手元に届いてから、氏名を述べて可能な限り明瞭にご発言くださいますよう、お願いいたします。また、円滑に会議を進行するため、ご意見につきましては、なるべく簡潔にまとめた上でご発言ください。それぞれの案件の審議に係る時間配分についてもご配慮いただき、会議がスムーズに進行できるよう、ご協力をお願いいたします。なお、会議終了予定時刻は、午後4時です。</p> <p>当会議は、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」</p> |  |  |       |

に基づき、公開が適当であると考えます。ただし、審議案件の中で法人等の財産状況、あるいは個人情報に言及する可能性がある場合は非公開とし、傍聴者の退室をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**他委員：**異議なし。

**土井会長：**ありがとうございます。では傍聴を認めることといたします。

本日の協議事項に入りたいと思います。まず、協議事項1「小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について」になりますが、こちらは、つくば市長から当会議あてに、諮問書が提出されておりますので、申し添えます。それでは、「(仮称)松代の森保育園の創設について」事務局から説明をお願いします。

**事務局(幼児保育課)：**(資料に基づいて説明)

**土井会長：**只今、「(仮称)松代の森保育園の創設について」事務局から説明がありました。このことにつきましてご審議願います。また、つくば市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、関係者の出席を求め、意見を述べさせることができます。本日、事業者が来ておりますので、内容についての説明を求めるか、お諮りいたします。

**他委員：**求めます。

**土井会長：**これから事業者より内容の説明をいただきたいと思います。まず、傍聴者の方をお願いいたします。事業者の説明を求める際には、会議冒頭において非公開と決定しておりますので、一旦、ご退出いただきますようお願いいたします。

(傍聴者退出)

(非公開)

(傍聴者入室)

**土井会長：**それでは今から審議に入ります。ご質問いただきましたが私の記憶

の限りでは、一つは間仕切りの問題がありましたよね。休憩室と事務所の問題とそれからもう一つは2歳児保育のところは1人にならないように。まず、これはいかがでしょうか。意見にあげますか。ご意見ありましたらお願いいたします。賛成、反対意見どちらでも構いませんが。

**千代原委員**：千代原です。間仕切りの件で私は休憩室のところを指摘させていただいたのですが、どのような仕事でもそうだろうと思うのですが、やはり仕事から一旦離れてリフレッシュするということは、良い仕事に繋がると私自身そう考えています。なので、簡易的な間仕切りは考えますというふうに言っていたのですが、しっかりとしたものを入れてもらった方がいいのではないかと。私の会社もそうなのですが、しっかりセパレートしないと。

**土井会長**：今のご意見は、休憩室についてはしっかりとセパレートをしていたきたいという意見をつけた方が良くはないかというご指示でしたが、この意見につきまして何かコメント等ありますでしょうか。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。休憩室はとても大事なもので、分かるのですが、小規模保育の設置基準にはなっているのですか。なっていないのであれば、なかなか無理強いはできないと思うのですが、この場合環境がないかと言ったら、2階にありそうなので。2階には子供を行かせないで大人だけはいけるのかなというふうな環境があれば、必要なかなと思いますけども。設置基準になっていないのであれば、なかなかここで必要だと言って付けさせるのもどうなのかなとは思いますが。

**土井会長**：この会議の希望として、基準超えても意見をつけることはできると思うので。まずその基準の方は、今お話が出たので何か事務局の方からありますか。

**事務局（幼児保育課）**：小規模保育事業の休憩室については特段、設置に関しての定めはありません。

**土井会長**：わかりました。法的な定めはないということですが、この会議として、そういうことを希望するということは付けることができると思いますが、いかがでしょうか。他にこの件についてご意見ありますでしょうか。そういう意見を付けるということでもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。これはこの会として意見を付けたいと思います。もう一つは、2歳児保育室の方は逆でもっと緩やかにしたほうがいいというお話でしたよね。ご趣旨としては。目が届かなくなるんじゃないだろうかということでしたよね。どういう形で意見をつけたらいいでしょうね。ワンフロアにしてもいいのではないかとのご意見でしたがこれについて何か他にご意見ありますか。

**間野委員**：多分今までの小規模保育のところでもあったと思うのですが、2歳児だと大分動くので、すぐお隣が0歳だとちょっと危なかったりもすると思うので。大人は視界が届くんだけど子供は超えられないようなちょっとこう低めの何かこう壁というか、フェンスというか柵というかそういう形で基本はワンフロアなんだけど、ちょっと仕切りがある方がいろいろな意味で使いやすいのかなっていうのは思いました。この2歳児のお部屋が個室になっちゃうところはやめたほうがいいのかなと。

あと、もう一つ気になっているのが、調乳室と厨房の間と、1歳児室がここは壁じゃなくて何か襖なのかどうなのか開け閉めができるような感じになっているのかなというのも気になっていて、こちらから要は作った給食が運ばれるような形なのかなとなると、1歳児も大分動くので、ちょっと衛生管理上どうなのかなというのが、気になったり、あとは先ほどの事務室のところの一角に医療スペース、カーテンレールで仕切られるようなところがあるので、仮に、病気の子が出ちゃうということはとても少ないのかもしれないですが、仮に例えば感染症だったりとか何かといったときに、どこかちょっとこう、隔離できるような、何かそういったスペースとい

うか事務室で休めと言われても、ちょっと子供もきついのかなとか、事務で働く方も落ち着かないのかなとかもちょっと気になったので、ここも何かもう少し工夫が間取りの欲しい部分かなと思いました。

あと、これもついでですみませんが、沐浴室と洗面脱衣室っていうのがあるのですけれども、これ多分普通のお風呂場っぽくなってるのかなと思ったんですが、その沐浴をこの一時預かりでどれぐらいされるのかがちょっとよくわからないですけれども。沐浴で使うのであれば普通の風呂場よりは、もうちょっと施設的に工夫をされた方が、沐浴目的なのであれば、これも脱衣所と沐浴室と別々である必要はないし、目的によるんですけれどもここもちょっと工夫があったほうがいいのかなど。

**土井会長：**ありがとうございます。まず、最初の2歳児については、腰壁というか大人の腰ぐらいの壁で、大人の視線は外すけども子供はくぐれないという感じですよ。だからそういうものにしてはどうですかということによろしいですかね。

ありがとうございます。ではそういう意見をつけたいと思います。後からおっしゃった一つ目は何でしたか。

**間野委員：**厨房と1歳児室が繋がってるように見えるのが気になったんですが。一番左の部屋の1歳児室と厨房の間が、多分引き戸っぽくなっているのが襖かなんかそんな感じに見えますよね。これだと1歳児だとあけられちゃうと思いますし。何かもうここから運び入れるのかなと、右側にもドアがあるんですよ。こちらは多分開き戸とか観音開きっぽくなっているんですけれども。なので、こちら側から配慮するのであれば、何か下の扉というか引き戸、1歳児室との出入りは、ここはないほうがいいんじゃないのかなというのが、衛生管理上もいいのかなと。

**土井会長：**まずこの点いかがでしょうか。回答として意見つけるかどうか。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。適切な助言だと思うんですけど運用上

細かいルールとか安全対策って、設置者がやるものだと思うので、そういうご意見なのかご助言なのかと言うところだと思うんですけど。細かいところ言ったらもう切りがなく、どこまでいっていいのかというところもこの襖なんか閉められるように、開けられないようには幾らでもできると思うので。そういう意見があったというところはいいと思うんですけど。

**土井会長：**認可するかどうかはここで決められないので、市長さんが認可するにあたって、私たちはこういう意見がありましたというふうに挙げるに過ぎないので、その時に何かこの会の意見として皆さんで挙げるのは挙げるし、こういう希望がありましたってね、それに該当するかどうかですよね。厨房とのこの境目はどうお考えですか。お詳しい方お願いいたします。

**橋本委員：**橋本です。古谷野さんが言ったように言い出したらきりがないほどあります。ある程度保育所の基準や幼稚園の基準、小規模施設の基準等々あるとは思いますが、本本当に言い出したらきりがないのです。トイレと通路の壁を隔てていいのかとか。いわゆる保育じゃなくて医療のスペースも、これは別にしたほうがいいのかどうかだったら、やっぱり人がいるところに、目があるところに子供をいさせるというのはもう絶対的なことで。それでなくてもこれ、小規模で人は少ないですから。事務室には誰か必ず1人はいるんだと思うんですけどね。いない施設もあるかと思うので。でもとりあえずいるということを前提だったら、このぐらいでいいんだと思いますし、あとはもうね、熱が出たりなんか、感染症の場合にはもう即、お帰りいただくということにもなるはずですから。これは医療スペースはこの方がいいんだと思います。それから、2歳児のところの壁の問題も、間野委員さんからもありましたように、やっぱり2歳児の動きと、1歳児の動きはまったくこう、違うものでありましてね、やはりこう仕切りは欲しいと思いますよね。ないんだけど、やはり腰の高さぐらいの、直接は行ったり来たりができない。でも、2歳児のところは、保育士が1人という場合が、そこからいろんな不



適切な保育が始まってしまうということにも、繋がっていく。本来は複数の目があるということが、いわゆるそういう安全安心を担保できるはずなんですけれどもね。腰壁ばかりじゃなくても別にネットみたいなものでも、それは仕切れるとは思うんですよね。本来は設置者たちがいるところでこういう話をした方が、わかりやすいことなのだと思いますので言い出したらきりが無いというそれだけです私は。

**土井会長：**先ほどの2歳児の件については、何か腰壁が一つの事例で案というか例として、今おっしゃったネットというのも良い悪いはないので、趣旨としては、複数の目が常に届くようにということ、そういう工夫をしていただきたいということですね。そういう趣旨で例えばこういうものがありますという形でよろしいですよ。そこはいろいろな方法が選ばれるでしょうから、趣旨としては目が自然に届くということですよ。複数の人がね。会の意見としてあげたいと思います。

厨房と1歳児室の間はどうしますか。これ意見として挙げますとそこまで言わなくてもいいという意見もありそうな気がするし。厨房との間はわからないようにした方が良くという意見は、この会としてあげていいですか。

そこまではする必要ないという形もあるかもしれませんが、いいですか。

衛生上の問題が趣旨でしょうから、子供が勝手に行ったりすることができないような工夫をしていただきたいということですよ。そういう形で意見を付けるでよろしいですか。

ありがとうございます。もう一つの医務室は何かご意見が割れたような気がしますけど。これでいいんじゃないかというご意見と、分けた方がいいというご意見とどうしましょうか。

**間野委員：**今橋本先生からお話があったので、はい確かに人数も少ない中でされると思うので、確かに感染症とか高熱が出た場合には、もうすぐに帰すということであればこのままでもいいのかなというのは思いました。

**土井会長**：ではそれはつけないということでよろしいですか。

**橋本委員**：現場からしたらどうしても目がないと、危ないので、わざわざ個室を作ることは、我々も考えたことはありません。だから職員室の中に医療スペースというか、そういうものを設けるほうがより安全であるということなので、間野さんの意見は、すみませんが却下させていただきます。

**土井会長**：ご異論ない内容のようですので、つけないとします。あと風呂場の問題ですか。何か確認事項をつけますか。その確認事項として、これはシャワー室になりますよねということを確認してくださいということですね、よろしいですか。

**橋本委員**：使い勝手がいいのは、よくお漏らしをしたりね、汚したりする場合には、すぐ子供を冷たい水で洗うよりは、ちょっとした温水でということをして今、本当にそういうことができる時代だから、そうするとトイレと沐浴室の壁を取り省いちゃって、そしてシャワーで洗浄できるというような機能にした方がきっと保育士さんたちは動きやすいんだとは思いますが、これは我々現場からの人間としてそう思います。そうすると、千代原委員の言っていた休憩室を、ここの洗面脱衣所のところへ移動すれば完全個室に用いることもできるかもしれませんよね。これは設計さんがやる話だけれども。そういう話も出ましたよ、ぐらいでいいんじゃないでしょうか。他のいろんな施設、小規模施設よりも、環境的にももう建物もしっかりしているし、シースルーということももう変な話、お金に糸目もつけないでやりそうですから。こうした方がいいですよという意見が出ましたよだと、きっと設計士さんとしてのプライドもあるでしょうから、これまでいくつも手がけてきたということがあれば、そのように設計し直すのではないかと思いますけれどもいかがでしょうかね。

**土井会長**：せっかく現場の方が委員として入ってくださっているのです、その意見は貴重だと思いますから、できるだけ建設的にお伝えをしたいと思います

けども。今出た意見で、いやそれは付けなくていいだろう、というのがあればご指摘ください。よろしいですか。

ではそういう意見が出ましたということはお伝えをするということにさせていただきますたいと思います。

**橋本委員**：あえて言えば、保護者が使う駐車スペースと、それから市道を通って門のところはここしか開けてないというところがありましたよね。それを見た場合に市道を、駐車スペースから子供を連れて歩いてきて、こっちの門の方から、職員の駐車スペースの方へ入るという形になってしまうのだと思うのですが、できれば市道を通らないで、施設の中へ入れるような工夫をされたらいいのではないかなと思います。

**土井会長**：これは先ほどの質問でも出た、まず出入口が今1ヶ所という問題と、あと塀が強固な塀で見通しが悪いという問題もあるので、これと関連することになると思います。この賃貸の駐車場と敷地内との間にここに市道を通らずに済むような出入口を1ヶ所作られてはどうですかというご意見ですね。この会として、市道に出ずに済むような出入口をもう1ヶ所作っていただくことを希望しますというのはつきますか。

**江原委員**：江原です。職員の方を外に出したらいかがなんでしょうかね。それはできないんでしょうかね。わざわざ借りてるのだったら、そっちに職員駐車場にして、中に入れるようにすれば。

**土井会長**：多分その出入口が狭いですよね。ここに保護者の方が出たり入ったりしていると、多分危険だということなのではないでしょうかね。

**江原委員**：そこを何とかして職員も入るわけですから。

**間野委員**：間野です。車の出入口が狭いからと先ほど質問したときに、お答えがあったんですけども、その塀もとても頑丈な塀だということだったので、もし塀を工事をされるのだったら、保護者用として今設定されてる駐車場と職員用をひっくり返したほうがいいのかないかなというのは思ったんですけど

も。何かその門や塀が立派過ぎて壊さないということなのであれば、保護者が停める駐車場から、すぐに敷地内に入れるような、車が通るような市道は通らずに、子供さんと一緒に安全に園内に入れるような出入口は、裏手というか、こちらに設置してもらったほうがいいのかと思います。

**土井会長**：そうすると現状でいくならば、この保護者の駐車場から敷地内に入れるような、市道を通らずにすむような出入口を1個設けてもらいたい。可能ならば、この今ある出入口を狭いので広げていただいて、こちら側を保護者の駐車スペースに変えてはどうだろうかということですよね。ではそういう形で意見をつけてよろしいですか。

**江原委員**：先ほど言ったように、出入口が一つしかないのかなというところで、もう一つ避難口みたいのを作って、そこを子供の出入口にしてもいいのかなと。避難口みたいところを子供の出入口に。

**土井会長**：そうすると避難口も兼ねてということですね。そういう意見でよろしいですか。

はい。あとこれに関して問題なのは、塀ですけど、これも先ほど意見が出て、見通しが悪いと、逆に死角ができて危険が増すのではないだろうかという意見もあったのですが、これについてはいかがですか。もっと見通しよくしてくださいという工事をしないといけないですよね。死角をなくするような工夫をしてくださいと。ミラーだとか防犯カメラもいろいろあると思いますが。これも意見として。死角ができやすい塀の構造になっているので、ミラーとかカメラとかそういう死角をなくするような工夫を希望しますということではよろしいですか。

ではそういう意見をさせていただきます。あと間野委員から、フロアが畳なのかフローリングなのかとご質問がありましたが、何か趣旨がありますか。

**間野委員**：質問の意図としてはやはり畳だと例えばおしっこ漏らしちゃったとか、何か吐き戻しちゃったとかのときに、衛生管理上、消毒とかが畳だとし

づらいかなというのが気になったので、畳はすごくいいんですけど。畳の方向で、と先ほどおっしゃってたのですが、市の小規模保育としてやるのであれば、畳よりは管理がしやすいものにされた方がいいのではないかなと思いました。

**橋本委員**：それも確かなんですけども、私たちの経験からして、やっぱり畳も必要だし板の間も必要なんですよね。2歳児よりも本当は小さい子の方が、畳の部屋でやわらかくという感じもありますし、ただ、先生たちもおしっこされたり、何ですかね、吐かれたりした時の処置というのは、本当にどこでも同じ、どんなフロアでもやらざるをえないんですよね。きちんと消毒もしますし、だからこれは、どっちも必要だと思います。

とにかくそういうことが生じたら、もう先生たちは消毒を丁寧にやりますし、そういう人的なことで乗り越えていくしかないんじゃないかなというふうな感じはしますけどね。私のところでも、畳のところの部屋もちろんあって、そこでもっておしっこされたりとかでも吐かれたりということは、あんまりない。どちらかといと、板の間、直接だと子供たちに緩衝材がないので、絨毯にしちゃいますよね。絨毯にしたところでそこをやられる場合もあるし、そうした場合にどうするかだったら、そっちの方が処理するのが難しいというか、大変なんですけれどもそうすると、消毒した上に、天気がいい日に外へ持ち出して天日干しをすとか、そういった作業をせざるをえない。とにかく、消毒をよくするということだと思います。

**間野委員**：間野です。私も畳は好きで、うちの拠点も畳なので、万一の時はしっかり消毒はして対応はもちろんするんですけども、やはり少人数で回さなきゃいけないとなると、先生方の負担もかなりかなと思うので、床にした方がいいというわけじゃなくどちらでもいいんですけど、ただ、そういった場合のその処理の仕方とかその消毒の仕方とかそういうところをきちんと衛生とか感染対策というところで、きちんとしたマニュアルじゃないですけ

ど、誰が対応してもちゃんとできるようにという形の用意はしていただいた方がいいのかなと。

**土井会長**：今の感じですかとここでの話にしておいて、意見としては上げないって感じですがそれでよろしいですか。

**間野委員**：あとお子さんでい草アレルギーの方が時々いらっしゃるみたいなので、そうなる所ここでは預けられないなんていうことにはなっちゃうのかなというのは思いますけども、それも言ってるときりがなくなっちゃうと思うので。

**土井会長**：では今の点についてはここでの意見交換ということで、市長のほうには挙げないということでよろしいですか。

ではそうさせていただきます。ありがとうございます。

あと記憶しているのは、当初の研修をきちんとやってくださいということが出ていたと思いますが、これはいかがですか。

**間野委員**：間野です。最初に始めるところもちろん大事なのですが、続ける中で慣れてしまったりとか、あといろいろな事故だったり不適切な、やはり慣れてくることで起こってくることもあるかなと思いますので、定期的にそういった研修、あとは今回の新型コロナじゃないですけど対策が必要とか、いろいろなそういったところの情報だったり、最新のいろいろなケアの方法だったり、ぜひきちんと職員研修していただいて、そういった計画がこの中になかったんで、ちょっとは言わせていただいたんですけど。

**土井会長**：これは他の方からも複数意見が出ていたと思いますが。

**橋本委員**：橋本です。現実問題として研修するのは当たり前です。その研修をいつするかなんですね。研修を行っている時に研修に出た先生の穴を誰が埋めるか。それとも平日はやれないから、土日に研修しなさいということになった場合に、いわゆる費用はどういうふうになるのかというような。そういう問題もたくさん出てきます。研修をやれというのは簡単なんですけれども

いざ実際にやろうとするときに、研修に出した人の後を誰が見るかというような、そういう体制が国でもどこでも語られてないのが現状なんですよね。それこそ配置基準をもっと複数にしてたくさんにして、そして半分は研修に出せる。半分は残って子供たちを見られるぐらいのね。まだ日本ではできてません。だから、その研修をどうするかさせるかという。だから最悪でも、月に1回研修するのかそれとも3ヶ月にいったんするのか、そのときには、いわゆる日曜出勤じゃないですけども休日出勤を使って、それを実施していくのか、という課題がこれはこの■■■■さんのところばかりじゃなくて、全部に課せられた課題だと思います。ちなみにわかりますが、今回はちなみに私のところは幼稚園と小規模とこども園ですから。研修をやるときには、うまく回せてやれるんですね、職員をね。そういう体制がないところで、小規模だけ保育所だけの場合には、その研修していくのは非常に難しいんだと思います。

**古谷野委員：**古谷野です。もう小規模保育園は毎年監査ということでやられていて、その監査の指摘の中に、必ず研修を実施しなさいというような義務づけがありますので、まず、橋本先生が言われてるそのできるかできないかというところはもうやらなければいけないと。費用も法人負担という中で、安全対策が第一番というようなことで、監査の中に入ってますので、監査の指摘事項を遵守しなさいというようなことに尽きると思うので、やるかやらないかはもうどこも同じだと思うんですけども。それに尽きるのではないかなと思いますけれども、ちょっとその法人負担という経営にのしかかってこないかどうか。開設するときにやはり皆さんで集まってその就業前のことを多分言われてるんじゃないかなと思うんですけど。それもやっぱり安全対策の一番大事なところであったり、職員間の共通理解、やはり最初に反映する前に、どのような保育が不適切なのか、どのようなことを保育方針としてやっていくのか。それはやっぱり開園する前にしっかりお金をかけやることが、

私個人的には必要なんじゃないかなと思っております。そのあと開園後も、月であったり年間何回というのは先ほど言ったように、監査の指摘事項通り会議で設けないといけないというところがあると思いますので、職員の確保というところが一番大事な肝だと思うんですけども。それ執行部の方にちょっと言っていて、子供がいるときは、まずできないですよ。ですから預かる日とか、預からない日、或いは預かってない時間で研修を求めて、その費用は、勤務時間として計上してはどうでしょうかね。市長とその事業所で、或いは補助が出ましたように補助をすると。市の方のお金の方でね。忙しいですから研修というのは子供がいるときには、まずできない。それを確保するには、やっぱり時間をちゃんととると。研修は本当に大事だと思うんですよ。その費用をちゃんと確保すると、それを義務づけていった方が、保育されている中、子供の安全確保になると思うんですよ。事故がないように、やっぱり、今子供さん預かっているところの事故が多いというのは、そういうことかなと。仕事が忙し過ぎる、きつすぎると。それからお金の費用の面で、安く雇われるとそういうところであって辞める人も多くなると。だから保育士さんが足りないということになりますので、その研修の確保と、時間の、お金の費用のね、かかる費用の援助とか、そういうのを検討しなくてはならないと思うんですが。

**土井会長**：今のご意見は何か市に対してご意見を挙げますか。

**橋本委員**：だからここにその委員さんがいるでしょ。しっかり出してから予算化する時に、子ども・子育て会議の中で、小規模の設置の問題でこういう意見が出てきていると。

それを行政じゃなくて、議会の方に伝えて、代表として意見を言っていたければ、本当につくば市の保育の質のガイドラインの中以上のことがきちんと整ってくるのだと思います。そのための、ある意味では一つの子ども・子育て会議になっているのだと思いますので、よろしく予算化をしておきたい



と。それを追加していただきたいと思います。市長にもそこを言うておいてください。

**長塚委員**：賜りましたけどもこれは今先ほどのね、別件ということですね。

**土井会長**：ではこの事業者に対して、市長がされるかどうかを判断するとき、この会として、今の研修を意見としてつけるかどうか。今は付けなくていいんじゃないだろうかという意見が資料のように私伺っていますがあえて付けなくてもいいんじゃないかということなのかなと思いますがいかがですか。やはりつけた方がいいという方がいらっしゃれば、もう少し議論しますがよろしいですか。間野委員よろしいですか。研修するのは当たり前なので、あえてこの会としてはその意見としてはつけない、ということで行きたいというふうに思います。

あと私の方で記憶してるのは母乳の保管ですよ。そういう装置をきちっと進めてもらいたいということですかね。

**末永委員**：母乳を預かったらあげる前には冷蔵保存が必要になると思うので、衛生的に保存ができる冷蔵庫があるのかということと、温めるときに湯煎が必要になるんですけど、どのぐらいの温度で温めたらいいとか、そういう知識が皆さんで共有できればいいのかなと。保育所で冷凍母乳とか預かってないところもあると思うので、復帰されるお母さんが職場でそもそも搾乳できる時間をとれるのかとかそういう問題で、もうちょっと出てくるかなと思うのでちょっと難しいかなと思うんですが。もしできたらいいのかなと思っての意見でした。

**土井会長**：意見としてつけるとすると、母乳を希望する保護者が来た場合に、それに対する対応策を積極的に考えていただきたいということですよ。それをつけるかどうかですか意見として。

**橋本委員**：大抵の0歳を預かるところでは、もう実施してると思うんですよ。ただ先ほどの話を聞いていると、あんまり頭になかったような感じで不

安を感じたんですけれども。末永委員の意見を聞いて、インプットされたんじゃないかと思います。もう0歳児を扱うところではそれやらざるをえないですから。それを付記するかどうかという問題。

**土井会長**：意見を付けるのがこの会の役目ですから、それが皆さんの合意であるならば、それは文書化します。

**末永委員**：複数のお母さんから預かった場合に取り違えてしまったりという問題もあるので、管理方法とかしっかりしてた方がいいかなと思います。

**土井会長**：貴重なご意見ですね。

**古谷野委員**：古谷野です。うちも母乳の方、実施はしているのですが、ある程度実施に向けてやっていくといろいろな課題があり、温度であったり乳首の硬さであったりっていうところを、生後わずかな子供たちなので、こちらとしても協力していきたいのですが、残してしまった、こぼれてしまったなどいろいろな不安を逆にお母さん方に与えてしまうことが現実には結構多いんですよ。やっぱり母乳の方が、飲みがいいとか、そういう現実もあるので、保育園の設置者、保育方針の方で、預けやすい、安心して預かるというところの中で、保護者が心配しないようにケアをしながら進めていくということが大事だと思うので、進めてもいいとは思いますが、あまり過度になるとストレスになったり、デリケートな話にもなりかねない話で、連携を密にしてやっていかないといけないので、そういう意見があったということだけは言ってもいいのではないかなと思います。あまり強く言い過ぎてしまうと、違う問題もあるというのが現状です。

**土井会長**：そうするとそういうお母様方のニーズがあることも、知っていたらいて、ちゃんと勉強してくださいということですかね。そんなニュアンスでよろしいですかね。

ではそういう形で少しやわらかくしてお伝えをしたいと。

**千代原委員**：以前、つくば市で保育の質ガイドラインとか作りましたよね。あ

これは今保育所には配っているんですか。

**事務局（幼児保育課）**：配ってます。

**千代原委員**：その中でいろいろ書いてあるのでそれを守って欲しいなという。

それじゃそれは。確かに先ほどの質疑の時にはあまりね、自覚されてないようでしたから、きちんと勉強して知ってくださいということはかえっていいかもしれないですよ。

**土井会長**：私の方で記憶しているのはそれぐらいなのですが、あと皆さん方の方から今出た意見以外に、付けるべき意見がありましたらご発言ください。これは意見としてつけた方が良くのではないだろうかというのがありましたら。

では、今、いただきました意見を付して答申をさせていただきます。なお意見をまとめた答申の具体的な文言につきましては、私の方に一任させていただきます。ただければと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのようにいたします。次は本会議の見通し及び答申を受けての事業者からの回答の周知について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：只今、事務局より説明がありましたが、この件について質問等ございますか。以上で協議事項1の審議を終結いたします。

**土井会長**：続きまして協議事項の2、第2期つくば市子ども・子育て支援プランについてです。

事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ありがとうございます。趣旨としましてはこのプランはこの会議で練られて作られているわけです。実際実施にあたっては国から市が補助金を受けてやっているわけなので、中間で国の方から乖離がある場合は、数値を

見直すようにということでそれをあげないといけないわけです。

ただ、これはこの会議で策定をしたものなので、この数値を改定するにあたって、この会議で了承が必要ということです。

ここが見直しをしないとイケない背景は今ご説明ありましたように人口移動の問題とか或いは市民の方のライフスタイルの変化とかいろいろ要因があるとは思いますが。その中で乖離が10%以上については、今修正が求められているということでこのような案が示されたわけです。

細かな数字はぱっといれても分かりにくいと思うんですが、何かご意見があれば伺いますがよろしいでしょうか。ご発言ある方は挙手をお願いいたします。

**村上委員**：委員の村上です。10%以上のサインがあったので見直しということで、それはその通りなのかなと思って説明を聞いて参ります。

ぱっと見た感じの全体の数字の合計は、ほぼほぼ見込み通りなのかなあという気はするのですが、1号認定が異様に全体的に、2割ぐらい予測よりも少ない、ということなのかしら、と思ったんですが、もし補足の説明があればお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）**：1号認定と2号、3号認定ということで改めて、もしかしたら分からない方もいらっしゃる。

簡単にご説明だけさせていただきますと、1号認定という、いわゆる幼稚園を使っている方というふうにイメージしていただければと思います。2号認定というものが、3歳児以上ですね。3、4、5歳児と言われる保育所等を利用している方というふうにイメージしていただければと思います。

3号認定というのが、0歳児、1歳児、2歳児の方に認定が出るものというふうにイメージしていただければお分かりになるかと思いますが、ここで1号認定がやはり少ないというところは、つくば市内において保育ニーズが非常に高いということで、2号や3号認定が非常に割合が高くなっているとい

うところがあるかと思います。1号認定というのはやっぱり幼稚園という形になりますので、私立の幼稚園というのは、今現状そんなに増えているわけではございませんので、ニーズはあるけども、実際に受け入れる施設としては公立幼稚園、私立幼稚園というところで、よりニーズが高い保育所の方に数字が高くなってるのかなというふうには考えております。

**村上委員**：ありがとうございました。

**古谷野委員**：保育協議会古谷野です。この数字は多分正しいと思うんですけど、これはコンサル会社っていうかデータをもとにやってると思うんですけどその何か外部に委託して、これを作った時の元データがあつてそこからそのコンサル会社の方が一緒にやってるのか。

市の執行部の方が、ば一つとやってらっしゃるのか、ちょっとそこ教えてもらいたいんですけど。

**事務局（こども政策課）**：この2期の現行プランを作った時は外部の方に委託して、コンサルの方でやっていただいています。今回の中間年度の見直しは、職員の方で、人口推計と、認定の実績をもとに作りました。

見直しの仕方については国の定めに沿って計算式がありまして、職員の方でそれで計算いたしました。

**土井会長**：他にご質問ありますでしょうか。ご意見でもよろしいですが、ありますでしょうか。

**橋本委員**：私のところは認定こども園なので、実感として確かにこの数字に振れてきているというように感じております。

1号認定の項が多かったのが、年々2号認定を受ける子供たちが多くなってきたということから考えると、これは遠からずだと思います。

やはり先ほど当初出ました話、人口が増えてきたのと、それから保護者の方が働くというんですかね、専業主婦じゃない家庭が多くなってきたということの裏返しなんだと思います。

**土井会長**：はい、ありがとうございました。何か他にご意見ありますでしょうか。

では改訂案につきましては今事務局から説明がありましたこの数字、よく出席されても言われても分からないですが、この改定案通り改定するというところでよろしいでしょうか。

お任せをするということで。はい、ありがとうございます。

ではこの改定の内容は市のホームページで公表することといたします。

以上で協議事項2の審議を終わりにいたします。

**土井会長**：続きまして協議事項の3です。公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取につきまして稲岡保育所ですね、まず事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：今事務局から説明がありました。まず、今の説明内容につきまして質問がある方お願いいたします。質問、確認ある方お願いいたします。

**江原委員**：江原です。稲岡保育所、新しい保育所というのは今の場所に作るんですか。別の場所に作るんですか。建て替えということですよ。

**事務局（こども政策課）**：8ページで募集の想定エリアの記載があり、北は国道354号線、東は学園西大通り、西は408号線と、あと谷田部と荃崎地区の境界で区切ったエリアの中での募集を考えております。

**江原委員**：募集というかそこに作ってくださいということなんですか。この中での募集、建てる場所はどこに建てるんですか。今ある稲岡保育所とは別の敷地にですよ。それはまだ決定してない。

**事務局（こども政策課）**：それはいわゆる保育業者の方が自分で見つけてきていただいてということですよ。

**橋本委員**：橋本です。確認ですが、これは公設民営化なんですか、それとも完

全民営化なんですか。

**事務局（こども政策課）**：民営化になります。

**土井会長**：他に質問ありますか。

**古谷野委員**：保育協議会の古谷野です。市がその土地で、新しく建てるということではあるんですか。

例えば1回保育を中断しなくてはいけないんでしょうけれども、土地代って結構高いじゃないですか。市の方で貸してもらって、無償かなんかで貸してもらってみたいのかなのか、そういうことも可能なのかっていうのもちょっと教えてもらいたいんですけど。

**事務局（こども政策課）**：今の稲岡保育所の場所を貸すのではなくて、そこは別なところを整備計画上は考えております。

稲岡保育所を壊して作るのではなくて、違うところに、民間の方が自分で場所を探してきていただいて、そちらで運営していただくという形になります。

**土井会長**：今ご質問ありました質問は、それはそうなんだけれども、今の場所を借りることも可能ですかということだと思います。駄目だということですね。

**事務局（こども政策課）**：保育をしながらすることが難しいので、それは考えておりません。

**長塚委員**：今の各委員の質問を聞いていると、今回初めて子ども・子育て会議でこの保育園の建て替えの話が出ましたか。やっていますよね上境かどこか。

市議会の方も全員協議会の方で、市の方針というのはもう昨年中には話の方は聞いてまして、建て替えが必要だと、耐震的に問題がある保育所は、9園あって、計画的に建て替えをしながら、先ほど出たように、施設の方も民間の方で建てていただいて運営も民間でというふうなことの方針で進めたいというところまでは聞いてます。

ただ議員の方でもいろいろ意見がありまして、公立で残して欲しいという意

見もまだまだ根強くあるところなので、場所によってはそういうところももしかすると、強い意見が出てくるかなというふうには想像してる程度でございます。

**土井会長**：質問がなければご意見ありますか。この件につきまして、これは意見として申し上げたいということはあるですか。

**大久保委員**：意見ではなくても結構ですか。主任児童委員の大久保です。

民間委託となると、応募のあてはあるんですかね。今から敷地を取得して、それから建物を建てていくと、民間の方のあてはあるんですかね。

**土井会長**：どうなんでしょう、質問ですね。

**事務局（幼児保育課）**：上境保育所を建て替えというところで、今年度公募させていただいて、事業者の方が3事業者来ていただきました。

こちらの情報というものをオープンにしてみないと、また引き合いという形はどうなるか分からないですけれども。我々としてはやはり上境保育所で3事業者も興味を持っていただいたというところから考えれば、他の保育所においても、他の民間事業者さんに興味を持っていただけているのではないかなというふうには考えています。以上です。

**土井会長**：他にありますか。よろしいですかね。

ではないようですので、これで協議事項の3の審議を終了したいと思います。

続きまして協議事項の4です。今度は上ノ室・上広岡保育所ですね。

こちらにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（こども政策課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：今説明がありましたので、ここの件は先ほどと違って2園の統合になりますのでご意見もあろうかと思いますが、まず何かご質問等ありますでしょうか。

**根津委員**：先ほどまで定員60とか70とか、せいぜい90とかいう話をずっと聞いていたので、定員130を超えるというのは結構規模が大きいな、というイメ



ージがあるんですけども、規模感については、その保育所のあり方としてはどういうイメージなのか、ちょっと私は保育所について詳しくないので、そこを伺いたいです。

**事務局（幼児保育課）**：こちらの定員につきまして、まず2園の統合という形で、現在いるお子様たちを必ず受け入れられるような施設にするということがまずあります。そういった意味では、130という人数になってくるのですが、直近、我々が民間保育施設を整備する上でも、大体90人以上というものが一つの基準としておりまして今年度整備していただく施設さんの中で110人というような施設さんで選定された施設さんもおりますので、130人というところは非常に大きいとまではいかないという、民間保育園、中には市で400人の施設を運営されている事業者もいらっしゃいますので、130人というのは非常に施設として大きすぎるかということはないというふうに考えています。

**土井会長**：まずは堀内委員からお願いします。

**堀内委員**：すいません今のご質問に関係するのですが、学年の年齢の内訳も今の2園を合わせたような形を求めるといえるか、想定してるような形でしょうか。

**事務局（幼児保育課）**：基本的にはそのような形になるかと思うのですが、選定される事業者の考え方もあると思いますので、まず最初に今いる子たちは必ず入れるような定員にすること、そしてそれにプラスアルファで、どのように考えていくかということも選定基準の一つになってくるかと思います。以上です。

**土井会長**：では江原委員どうぞ。

**江原委員**：江原です。先ほど聞けばよかったですけど公営と民営で、保護者の負担は変わるのでしょうか。特に変わりはないんですか。

**事務局（幼児保育課）**：つくば市においてといえるか全国どこも一緒なんですけど、公立でも民間でも保育料というものはその市町村で定めているもので、一緒の取り扱いとなっております。

ただし、実費徴収という形で必要な経費というものがその他にかかることはございますので、その部分については公立や民間また民間の中でも若干差がある、というふうに認識しています。

**江原委員**：はい、わかりました。

**大久保委員**：主任児童委員の大久保と申します。

一番最後の 10 ページのところの方の移管後におけるつくば市の役割ということなんですが、これは前のあれと同じなんですが、三者協議会を開催ということなんですが、移管後も必要に応じてということは、その必要に応じてやるということは、常にはやらないということですよ。だからこれはやっぱり民間に移るといっても、公的な役割はあるわけですから、三者協議会は、定時に行うようにしたらいかがですかね。やっぱり、グリップ力がないと、指導監督等を行う立場にあるわけですから。やっぱり事故が起きてからこれは大変だということで協議して改善していくというのは駄目ですので、先ほどの研修と同じように、市の方の役割というのをちゃんとやっていかないといけないんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

三者協議会というのを、必要に応じてではなく、条例か何かに。民間というのが流れでしょうから、ますますこうグリップ力がなくなってくるような感じを私は感じるんですけど、いかがでしょうか。

**事務局（こども政策課）**：市の方でも一定期間は行う予定になっておられて、ただ、三者協議会を長く継続してしまうと民間事業者のよさが出づらくなってしまいますので、ある程度期限を決めて設置するか、その後も市は指導観察ということで、市の立場で助言や指導を行うとともに、必要に応じて、三者協議会を開催していきます。

**大久保委員**：必要に応じてという感じで期間は、必ずやりますので、期間じゃなくて一定期間終わってからも、どうですか。

**事務局（こども政策課）**：そのあとは監査に変わり、監査指導に変わっていく

のですが、民間の方になりますので、そのあとは指導監査という立場に市の方でお伺いするような形になります。

**土井会長：**二者になるわけですね、市と業者とね。そこはなんか三者というのはだからそこに保護者が入るわけですけども。そういう保護者をずっと入れた方がいいんじゃないかという今ご意見ですよ。この事業に限らないと思いますけどそれは。監査指導ではなくて、保護者も入れた何らかの話し合いの場というものを、だからこの事業これ、この件というよりはあんまりこれだから一般的な話になりますよね。

**村上委員：**まず三者協議会有一些程度でフェードアウトしていくとこれは民営化なんでそれはしょうがないんじゃないかと私個人的には思いますし、運営する社福の理事長の立場だったらいつまでも市が口出ししてくるのは多分嫌だと思うので、私だったら、もういいですとなるかなと今思いながら聞いてはいました。

ただ保護者のご意見もごもつともだと思うので、私、高齢者介護施設なんですけど、地域密着の高齢者介護施設だと運営推進協議会というのを定期的にやって必ず利用者さんの家族とか、地域の方とか、市の方呼んでやりなさいとあるんですけど、こういうのは保育所の場合はそういう制度があるんでしょうか。もしあればそういう制度を活用すればいいんじゃないかなと思ったんですけどいかがでしょうか。

**古谷野委員：**保育協議会の古谷野です。

保育園では保護者会がやっぱりだんだんこう共働きで、だんだんなくなっていったって、保護者会のメリットとしてはやっぱり保護者の意見が通るよということ、アンケート等でいろいろやっているところもあるんですけど、苦情解決委員と言って、そういうものを設けたりとか。

今回のこの移管の方は、第三者評価というのを、設置前に必ず義務づけていると、1回50万円ぐらいかかるんですけども、それをしっかり受けて、第三

者をやって、監査にやるというのはまず、もうそれ以上のものはないんじゃないかなと思うんですけど。

やはり心配されるのはそういう、不適切な保育をしているとか、そういう紙一重のところではあると何回も言っているんですけども、そのところだけ取り上げられちゃうとそういうふうな言い方をされてしまうというところもあってちょっとどうなのかなと個人的に思うんですけども、まずそれとは別に心配されてるのはそういうことが起こらないように、研修を先ほどするとかというところだと思うんですけども、民間委託なのでもうそれ以上のものはないと思うんですけども。なので、先ほどの苦情解決委員とかそういうものはあります。それも義務づけられてまして、監査で必ずチェックを受けて、法人の理事さんとか評議員さん以外の地域の方を入れたりとかという、入れなければいけないとかというところが入っております。以上です。

**土井会長：**何か二者にしてあるわけですよだから事業者と指導監査が入ることはそこでやっているし、保護者と、事業者の間は保護者会とか当然あるのでそこでやってるわけですよ。だからそうすると保護者と市との間はこちらがあるので、ここに出てきていただいて、委員として市民として出てきていただいて、ぜひ積極的にご発言いただくということになるのかなと思いますよね。

三者一堂に会するのは異なりますけど。

**事務局（幼児保育課）：**監査に関しましては認可保育施設につきましては県の監査が入っております、先ほど審議していただいた小規模保育事業は、市の認可になりますので市が必ず年に1回監査に入っております。

**土井会長：**はい、ありがとうございます。では他にお願いします。

**浦里委員：**すいません全然関係ないことなんですが、この直線距離というので出てますけども、実際に行ってみるとすごくこの場所が離れていて、この圏内ではもう30分以上かかるとかそういったので、これはちょっと紛らわしい

んじゃないかなと思います。

**土井会長**：その地図の作り方の問題ですか。何かその実感と違うというところなのか或いは二つを統合するにはちょっと距離が離れすぎてるんじゃないかという。

**浦里委員**：この直線距離の圏内で考えてしまうと、道というのも上がっていたり、混雑するところもあつたりしますので、この3kmだからすぐ行ける、直線距離で3kmだからすぐ行けるわけではないので、この表し方というのはちょっと紛らわしいかなと思います。

集計するのであれば自宅から何km離れてるよっていうのを、個人のもを表した方が、いいのではないかと思います。

**土井会長**：事務局いかがですか。

**事務局（こども政策課）**：ありがとうございます。ご意見として参考にさせていただきます。

**土井会長**：二つの統合は多分それぞれで民間とかすると多分、メイン応募がなくなるだろうと、二つぐらい統合しないと、多分民間としては難しいだろうということなんだというふうに思うんですけどね。この距離の測り方をちょっと実感と違うねというのはおっしゃる通りだと思いますよね。

はい、ありがとうございます。

**土井会長**：これで協議事項の（4）の審議を終わりにさせていただきたいと思います。では続きまして報告事項に移りますがその前に、何か残したこと言い忘れたこと、あの時言えばよかったな、とかあれば今承りますがよろしいでしょうか。協議事項1、2、3を通して何かご意見ありますか、ないですか。

はい、ありがとうございます。

では報告事項にいきたいと思います。

まず報告事項の1、令和6年4月特定教育・保育施設の創設等についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：はい、ありがとうございます。何かこの件につきましてご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

**浦里委員**：すでに決まってしまったので、ここで意見を言っても変わらないとは思いますが、つくば市はふるさと納税で、大変税金が流出してるというふうにはツイッター等で言われています。それにもかかわらず、この入札している業者というのは、つくば市は全くない、茨城県も一つ。

あとは、他の市町村、他県ですね。ということで、非常にがっかりしております。とても残念に思います。

**土井会長**：私もこれの選定関わってますけど、例えば4番なんか鹿児島なので、えっと思ったんですけど、でもこれ関係者はつくばの方なんですよ。たまたまそのご両親の実家が鹿児島にあって、ということなので、こうなってるんですけど、実際やられたのはつくばの方のこのようです。これ見るとえっと思いますけど。他に何かご質問等ありますでしょうか。

はいでは続きまして報告の2に行きたいと思います。令和5年度の教育保育施設の利用定員変更についてです。説明をお願いいたします。

**事務局（幼児保育課）**：（資料に基づいて説明）

**土井会長**：ありがとうございました。定員変更につきましてですね何かご質問ご意見ありますでしょうか。はい、お願いします。

**古谷野委員**：先ほどの3番の新規特定保育、保育施設についてという3ページのやつなんですけども。11月1日付けでケアーズ保育園が、花畑分園の開園をしてるんですけども、この分園自体の定義がよくわからないんですけども、これは定義のところで教えていただきたいのですが、これはまず、何kmとか、その小規模よりちょっと上なんですけど定員は上なんですけれども、そこら辺の認可というか、そこら辺というのは、どこの保育園でもそういう部分っ

というのは、申請すればできるものなのか、その3点ちょっと教えていただきたいんです。

**事務局（幼児保育課）**：距離や人数等のお話なんですけども距離につきましては、概ね30分程度で移動することが可能であれば設置可能となっております。そちらどちらの施設様でも、お話があればですねこちらご相談に乗っているという状況です。また人数につきましては、こちら1園分ですね、規模としましては原則としては30人未満という形になってるんですけども、30人以上とすることも可能です。以上です。

**土井会長**：他にご質問ご意見ありますでしょうか。

ではないようですのでこれで報告事項は終わりにいたします。

その他何か先ほど協議事項を伺いましたので、委員の皆さんから何か報告されたいことありますか、いいですか。

では事務局は何か追加で報告、或いは、協議事項、追加事項何かありますか、ないですか。はいではその他ないようですのでこれで本日予定をしておりました協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。

非常に長時間にわたりましたけども、どうもお疲れ様でした。

ではこれをもちまして議事進行を事務局にお返しいたします。

**事務局（こども政策課）**：土井会長ありがとうございました。本日の会議録は後日、皆様にご確認いただいた後、市のホームページで公開いたします。

次回、令和5年度第1回の会議は5月ごろを開催予定としております。

以上をもちまして、令和4年度第4回つくば市子ども・子育て会議を閉会いたします。長時間にわたりありがとうございました。

# 令和4年度(2022年度)第4回つくば市子ども・子育て会議次第

日時:令和5年(2023年)2月24日(金)

午後1時から午後4時まで

場所:つくば市役所本庁舎2階

防災会議室(2)(3)

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 協議事項

- (1) 小規模保育事業者認可に関する意見の聴取について(1件)
- (2) 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(中間年度の見直し)(案)について
- (3) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について  
(稲岡保育所)
- (4) 公立保育所の施設整備に関する個別計画への意見の聴取について  
(上ノ室・上広岡保育所)

## 4 報告事項

- (1) 令和6年4月特定教育・保育施設の創設等について
- (2) 令和5年度の教育・保育施設の利用定員変更について

## 5 そ の 他

## 6 閉 会



協議事項 小規模保育事業者認可等に関する意見の聴取について

下記の案件につきまして事前相談がありましたので、つくば市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により委員の皆様の意見を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 仮 称 松代の森保育園  
設 置 者 有限会社吉田建築計画事務所 代表取締役 吉田 良一  
設置予定地 つくば市松代四丁目8-12  
定 員 12名（0歳児3名、1歳児4名、2歳児5名）  
設置予定日 令和6年（2024年）4月1日



## 小規模保育事業の概要及び認可等に関する意見の聴取について

### 小規模保育事業とは

待機児童が多い3歳児未満の保育の受け皿を増やすため、子ども・子育て支援新制度で新設された「地域型保育事業」の1類型です。定員が6人以上～19人以下と少人数であることから、子どもの発達に応じたきめ細やかな保育が行える事業となっています。

小規模保育事業にはA型、B型、C型の3類型があり、それぞれに基準が設定されています。市内には令和5年2月現在 22 の小規模保育事業所があり、全てA型となっています。

主な小規模保育事業の基準（面積、人員等）

|        | A型  | B型               | C型                          |
|--------|---|------------------|-----------------------------|
| 定員     | 6名～19名  | 6名～19名           | 6名～10名                      |
| 必要な設備  | 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所                    |                  |                             |
| 保育室等面積 | ○ 0、1歳児：1人につき3.3㎡以上<br>○ 2歳児：1人につき1.98㎡以上     | ○ 全年齢1人につき3.3㎡以上 |                             |
| 屋外遊戯場  | ○ 2歳児1人につき3.3㎡以上<br>※ 屋外遊戯場は、敷地外の代替地（公園等）も可能。 |                  |                             |
| 職員資格*  | 保育士   | 保育士+保育従事者        | 家庭的保育者                      |
| 職員配置   | ○ 0歳児 3：1<br>○ 1・2歳児 6：1 +1名                  |                  | ○ 3：1<br>※ 家庭的保育補助者がいる場合5：2 |

※ A型・B型については、1人に限り、保健師・看護師・准看護師を保育士とみなすことができます。

※ B型の保育従事者とは、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、職員配置の1/2以上は保育士である必要があります。

※ 家庭的保育者とは、原則保育士等の有資格者であり、自治体で実施している子育て支援員研修を修了した者を指します。ただし、無資格者についても自治体で実施している家庭的保育者認定研修を受講することで、家庭的保育者の資格を得ることができます。

○ その他、各種法令・通達等で示された基準（建築、消防、経営基盤、衛生管理、安全管理、保育指針…etc.）を満たした上で施設整備及び運営を行います。

### 特定地域型保育事業の利用定員について

第二期子ども・子育て支援プランでは、中央部エリアにおいて地域型保育事業を整備する計画となっています。確保量としては、各年度76名分の受け皿を確保する計画であり、事業者の提案状況や児童の申込状況等を勘案しながら整備を進めています。

※ 令和5年度整備分（令和5年4月2日～令和6年4月1日開園）は、今回の事業者（利用定員12名）が最初の案件となります。

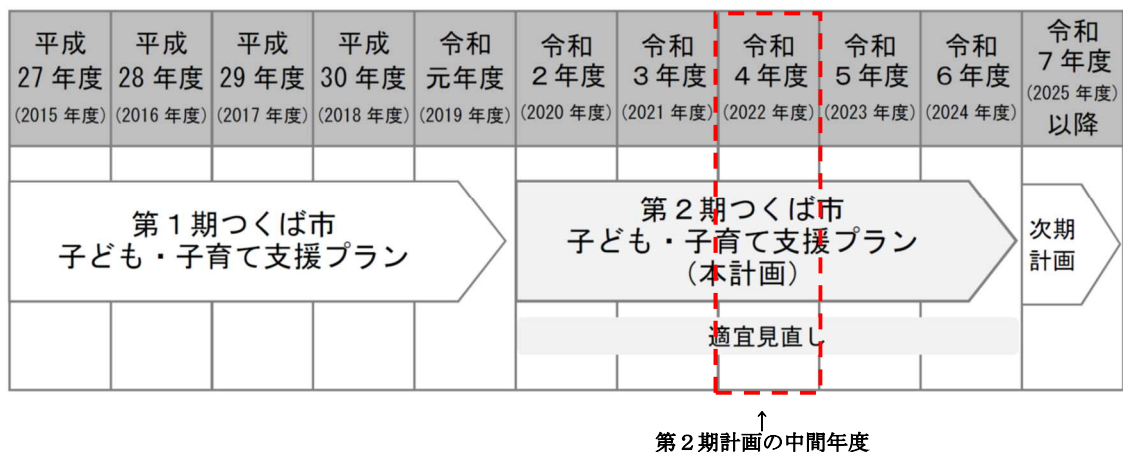
### 意見聴取の目的について

地域型保育事業の認可に当たっては、児童福祉法等法令の定めにより、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取することとなっています。つくば市では計画段階で意見聴取を行うことで、より良い保育施設の設置を目指しています。

## 第2期つくば市子ども・子育て支援プラン (中間年度の見直し) (案) について

### ① 第2期つくば市子ども・子育て支援プランの概要

つくば市では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定した「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン(以下「市プラン」という。)」を定めています。市プランは5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和2年度から令和6年度までです。



### ② 市プランの中間年度の見直し【背景】について

つくば市では、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年7月2日内閣府告示第159号、以下「指針」という。)」において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離(※)している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間中の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされており、これに該当したため、**別紙**の通り、教育・保育の見込み量と確保方策の見直しを行いました。

※教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値（市町村計画において設定した提供区域ごと）と市町村計画における「量の見込み」を比較し、±10%以上の乖離がある場合は原則として見直しが必要とされています。

### ③ 市プランの中間年度の見直し【方法】について

市プラン見直しの方法については、原則として「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日付、内閣府事務連絡）」及びその他関連する指針等に基づき行いました。

現行の市プラン（P.51~P.54）の教育・保育の見込量と確保方策について、設定した提供区分（北部・中央部・南部）ごとに見直しを行っています。



第4回つくば市子ども・子育て会議（以下「本日会議」という。）では、市で見直しを行った数値等について、御意見等をいただきます。

### ④ 市プラン（中間年度見直し版）の公表について

本日会議での協議を経た後、「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン（中間年度見直し版）」として、市ホームページ等で公表を予定しています。（令和4年度中の公表を予定）

# 第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン

(中間年度見直し版)

令和5年〇月

つくば市

### 3 教育・保育の見込量と確保方策

#### (1) 市全体の教育・保育の見込量と確保方策

【令和2年度～令和7年度（市全体）】

（単位：人）

| 年度               | 区分           | 1号<br>認定      | 2号<br>認定 | 3号認定  |       |       |
|------------------|--------------|---------------|----------|-------|-------|-------|
|                  |              |               |          | 0歳児   | 1・2歳児 |       |
| 令和2年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 1,579         | 3,868    | 603   | 2,372 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,717    | 4,315 | 757   | 2,260 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 1,440    | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |       | 46    | 150   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 75    | 33    | 82    |
|                  | ③確保量（②の合計）   | 5,157         | 4,430    | 836   | 2,492 |       |
|                  | 過不足（③-①）     | 3,578         | 562      | 233   | 120   |       |
| 令和3年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 1,483         | 4,132    | 672   | 2,609 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,747    | 4,718 | 811   | 2,473 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 1,440    | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |       | 57    | 211   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 69    | 35    | 92    |
|                  | ③確保量（②の合計）   | 5,187         | 4,827    | 903   | 2,776 |       |
|                  | 過不足（③-①）     | 3,704         | 695      | 231   | 167   |       |
| 令和4年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 1,530         | 4,435    | 715   | 2,826 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,387    | 4,792 | 817   | 2,503 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 1,440    | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |       | 69    | 275   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保量（②の合計）   | 4,827         | 4,926    | 923   | 2,880 |       |
|                  | 過不足（③-①）     | 3,297         | 491      | 208   | 54    |       |
| 令和5年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 1,502         | 4,701    | 771   | 2,991 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,167    | 4,962 | 847   | 2,623 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 1,370    | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |       | 85    | 334   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保見込量（②の合計） | 4,537         | 5,096    | 969   | 3,059 |       |
|                  | 過不足（③-①）     | 3,035         | 395      | 198   | 68    |       |
| 令和6年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 1,511         | 4,987    | 823   | 3,156 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,587    | 5,182 | 885   | 2,741 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 950      | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |       | 94    | 375   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保見込量（②の合計） | 4,537         | 5,316    | 1,016 | 3,218 |       |
|                  | 過不足（③-①）     | 3,026         | 329      | 193   | 62    |       |
| 令和7年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 1,501         | 5,270    | 878   | 3,324 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 3,587    | 5,377 | 898   | 2,882 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 950      | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |       | 104   | 448   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保見込量（②の合計） | 4,537         | 5,511    | 1,039 | 3,432 |       |
|                  | 過不足（③-①）     | 3,036         | 241      | 161   | 108   |       |

## (2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策

### ① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、つくば市全体で、幼児教育・保育の量の確保と質の向上に取り組んでいきます。

(単位：人)

| 年度               | 区分           | 1号<br>認定      | 2号<br>認定 | 3号認定 |       |     |
|------------------|--------------|---------------|----------|------|-------|-----|
|                  |              |               |          | 0歳児  | 1・2歳児 |     |
| 令和2年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 64            | 385      | 53   | 188   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 280      | 509  | 33    | 178 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 840      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |      |       |     |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 1,120         | 509      | 33   | 178   |     |
| 過不足(③-①)         | 1,056        | 124           | △20      | △10  |       |     |
| 令和3年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 59            | 386      | 31   | 215   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 280      | 548  | 36    | 196 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 840      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |      |       |     |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 1,120         | 548      | 36   | 196   |     |
| 過不足(③-①)         | 1,061        | 162           | 5        | △19  |       |     |
| 令和4年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 54            | 365      | 39   | 196   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 240      | 548  | 36    | 196 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 840      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |      |       |     |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 1,080         | 548      | 36   | 196   |     |
| 過不足(③-①)         | 1,026        | 183           | △3       | 0    |       |     |
| 令和5年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 49            | 352      | 32   | 183   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 240      | 548  | 36    | 196 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 840      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |      |       |     |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 1,080         | 548      | 36   | 196   |     |
| 過不足(③-①)         | 1,031        | 196           | 4        | 13   |       |     |
| 令和6年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 44            | 334      | 33   | 165   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 660      | 548  | 36    | 196 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 420      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |      |       |     |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 1,080         | 548      | 36   | 196   |     |
| 過不足(③-①)         | 1,036        | 214           | 3        | 31   |       |     |
| 令和7年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 39            | 316      | 30   | 153   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 660      | 548  | 36    | 196 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 420      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |          |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |          |      |       |     |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 1,080         | 548      | 36   | 196   |     |
| 過不足(③-①)         | 1,041        | 232           | 6        | 43   |       |     |

## ② 中央部エリア

定員 90 人規模の保育所の整備を基本として、事業者からの提案状況を勘案しながら、確保見込量を満たすよう地域型保育事業の整備も含めて柔軟に対応していきます。（単位：人）

| 年度               | 区分           | 1号認定          | 2号認定  | 3号認定  |       |       |
|------------------|--------------|---------------|-------|-------|-------|-------|
|                  |              |               |       | 0歳児   | 1・2歳児 |       |
| 令和2年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 1,403         | 3,253 | 530   | 2,071 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 2,677 | 3,499 | 683   | 1,950 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 600   | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |       |       | 46    | 450   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 75    | 33    | 82    |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 3,277         | 3,614 | 762   | 2,182 |       |
| 過不足(③-①)         | 1,874        | 361           | 232   | 411   |       |       |
| 令和3年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 1,338         | 3,521 | 613   | 2,275 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 2,697 | 3,873 | 734   | 2,145 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 600   | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |       |       | 57    | 211   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 69    | 35    | 92    |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 3,297         | 3,982 | 826   | 2,448 |       |
| 過不足(③-①)         | 1,959        | 461           | 213   | 173   |       |       |
| 令和4年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 1,369         | 3,834 | 649   | 2,512 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 2,437 | 3,947 | 740   | 2,175 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 600   | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |       |       | 69    | 275   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 3,037         | 4,081 | 846   | 2,552 |       |
| 過不足(③-①)         | 1,668        | 247           | 197   | 40    |       |       |
| 令和5年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 1,349         | 4,112 | 709   | 2,691 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 2,441 | 4,117 | 770   | 2,295 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 530   | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |       |       | 85    | 334   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 2,971         | 4,251 | 892   | 2,731 |       |
| 過不足(③-①)         | 1,622        | 139           | 183   | 40    |       |       |
| 令和6年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 1,354         | 4,409 | 759   | 2,880 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 2,441 | 4,328 | 802   | 2,398 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 530   | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |       |       | 94    | 375   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 2,971         | 4,462 | 933   | 2,875 |       |
| 過不足(③-①)         | 1,617        | 53            | 174   | △5    |       |       |
| 令和7年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 1,345         | 4,707 | 815   | 3,067 |       |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 2,441 | 4,523 | 815   | 2,539 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    | 530   | 40    |       |       |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |       |       | 104   | 448   |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |       | 94    | 37    | 102   |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 2,971         | 4,657 | 956   | 3,089 |       |
| 過不足(③-①)         | 1,626        | △50           | 141   | 22    |       |       |



### ③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、つくば市全体で、幼児教育・保育の量の確保と質の向上に取り組んでいきます。

(単位：人)

| 年度               | 区分           | 1号認定          | 2号認定 | 3号認定 |       |     |
|------------------|--------------|---------------|------|------|-------|-----|
|                  |              |               |      | 0歳児  | 1・2歳児 |     |
| 令和2年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 112           | 230  | 20   | 113   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 760  | 307  | 41    | 132 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    |      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |      |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |       |     |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 760           | 307  | 41   | 132   |     |
| 過不足(③-①)         | 648          | 77            | 21   | 19   |       |     |
| 令和3年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 86            | 225  | 28   | 119   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 770  | 297  | 41    | 132 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    |      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |      |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |       |     |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 770           | 297  | 41   | 132   |     |
| 過不足(③-①)         | 684          | 72            | 13   | 13   |       |     |
| 令和4年度<br>(実績)    | ①量の実績        | 107           | 236  | 27   | 118   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 710  | 297  | 41    | 132 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    |      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |      |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |       |     |
|                  | ③確保量(②の合計)   | 710           | 297  | 41   | 132   |     |
| 過不足(③-①)         | 603          | 61            | 14   | 14   |       |     |
| 令和5年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 104           | 237  | 30   | 117   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 486  | 297  | 41    | 132 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    |      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |      |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |       |     |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 486           | 297  | 41   | 132   |     |
| 過不足(③-①)         | 382          | 60            | 11   | 15   |       |     |
| 令和6年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 113           | 244  | 31   | 111   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 486  | 306  | 47    | 147 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    |      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |      |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |       |     |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 486           | 306  | 47   | 147   |     |
| 過不足(③-①)         | 373          | 62            | 16   | 36   |       |     |
| 令和7年度<br>(計画見直し) | ①量の見込み       | 117           | 247  | 33   | 104   |     |
|                  | ②確保方策        | 特定教育・保育施設     | 486  | 306  | 47    | 147 |
|                  |              | 確認を受けない幼稚園    |      |      |       |     |
|                  |              | 特定地域型保育事業     |      |      |       |     |
|                  |              | 企業主導型保育施設の地域枠 |      |      |       |     |
|                  | ③確保見込量(②の合計) | 486           | 306  | 47   | 147   |     |
| 過不足(③-①)         | 369          | 59            | 14   | 43   |       |     |

# つくば市公立保育所個別整備計画 (稲岡保育所) (案)

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|   |                              |    |
|---|------------------------------|----|
| 1 | つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）について … | 1  |
| 2 | 稲岡保育所の概要 ……………               | 3  |
| 3 | 建て替えにあたっての配慮 ……………           | 5  |
| 4 | 民間移管にあたっての基本的な考え方 ……………      | 5  |
| 5 | 民間移管の整備概要 ……………              | 6  |
| 6 | 民間移管の進め方について ……………           | 9  |
| 7 | 整備スケジュール ……………               | 11 |

## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。

②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。

③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。

④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。

⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。

⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。

⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、稲岡保育所は、築 45 年のコンクリートブロック造の保育所であり、 $I_s$  値 0.79（鉄骨造部は  $I_s$  値 0.14）と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、高野台地区を中心に一定の人口維持が見込まれるエリアのため、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法や、スケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（稲岡保育所）」を策定しました。

#### ※新耐震基準について

昭和 56 年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標で  $I_s$  値（鉄骨等）と  $I_w$  値（木造建築物）で表す。震度 6～7 程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、 $I_s$  値で 0.6 以上、 $I_w$  値で 1.0 以上。

## 2 稲岡保育所の概要



### (1) 稲岡保育所の概要

|   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 施設名称        | 稲岡保育所  |
| 2 | 所在地         | つくば市稲岡 195 番地  |
| 3 | 敷地・<br>延床面積 | 敷地面積：2,584 m <sup>2</sup><br>延床面積：474 m <sup>2</sup> |
| 4 | 構造          | コンクリートブロック造 平屋建て                                     |
| 5 | 建築年月日       | 昭和 52 年 3 月 1 日                                      |
| 6 | 認可定員        | 60 人   |
| 7 | 立地条件        | つくばエクスプレス<br>「つくば駅」から車で約 15 分<br>「みどりの駅」から車で約 20 分   |
| 8 | 周辺の状況       | 土浦市に隣接するエリアであり、保育所近隣に大型商業施設、高速道路インターチェンジが存在する。       |

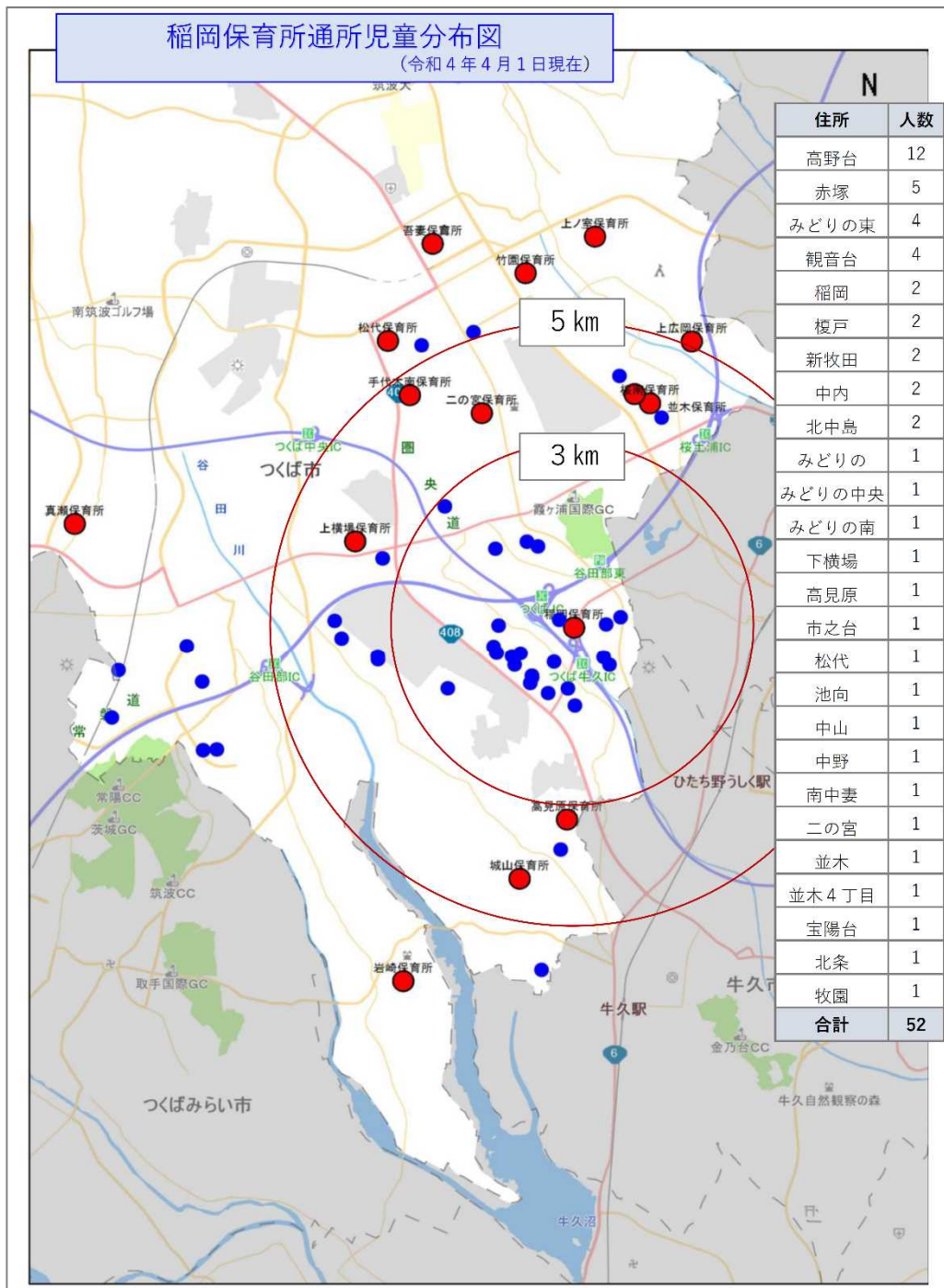
### (2) 稲岡保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

|    | H31 | R2 | R3 | R4 |
|----|-----|----|----|----|
| 0歳 |     |    |    |    |
| 1歳 | 8   | 9  | 9  | 8  |
| 2歳 | 10  | 10 | 12 | 11 |
| 3歳 | 12  | 12 | 10 | 13 |
| 4歳 | 10  | 12 | 11 | 9  |
| 5歳 | 9   | 10 | 12 | 11 |
| 合計 | 49  | 53 | 54 | 52 |

【参考】稲岡保育所の入所児童等の状況

稲岡保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）



通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

| 3 km以内 | 3 km～5 km | 5 km以上 | 合計(人) |
|--------|-----------|--------|-------|
| 31     | 10        | 11     | 52    |
| 59.6%  | 19.2%     | 21.2%  |       |

### 3 建て替えにあたっての配慮

稲岡保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 4 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と多様なニーズに対応していくことを求めています。

#### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、稲岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。



### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

### (4) 十分な情報提供

稲岡保育所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 5 民間移管の整備概要

稲岡保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

| 運営主体（候補） |  | 設立の公私区分      | 営利目的の有無 | 課税               |
|----------|--|--------------|---------|------------------|
| 社会福祉法人   | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人 | 私(公益法人)      | 無       | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |
| 学校法人     | 私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人     | 一部を除き私(公益法人) | 無       | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |

#### (4) 民間移管における諸条件

稲岡保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

##### ア：職員

- 保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

##### イ：保育サービス

- 0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- 移管する前から稲岡保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

##### ウ：保育の質の確保

- 移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

##### エ：事業・行事の継続

- 移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

##### オ：苦情処理制度の整備

- 苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

##### カ：職員の継続雇用

- 移管前に稲岡保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。

##### キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、稲岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

##### ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を

図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

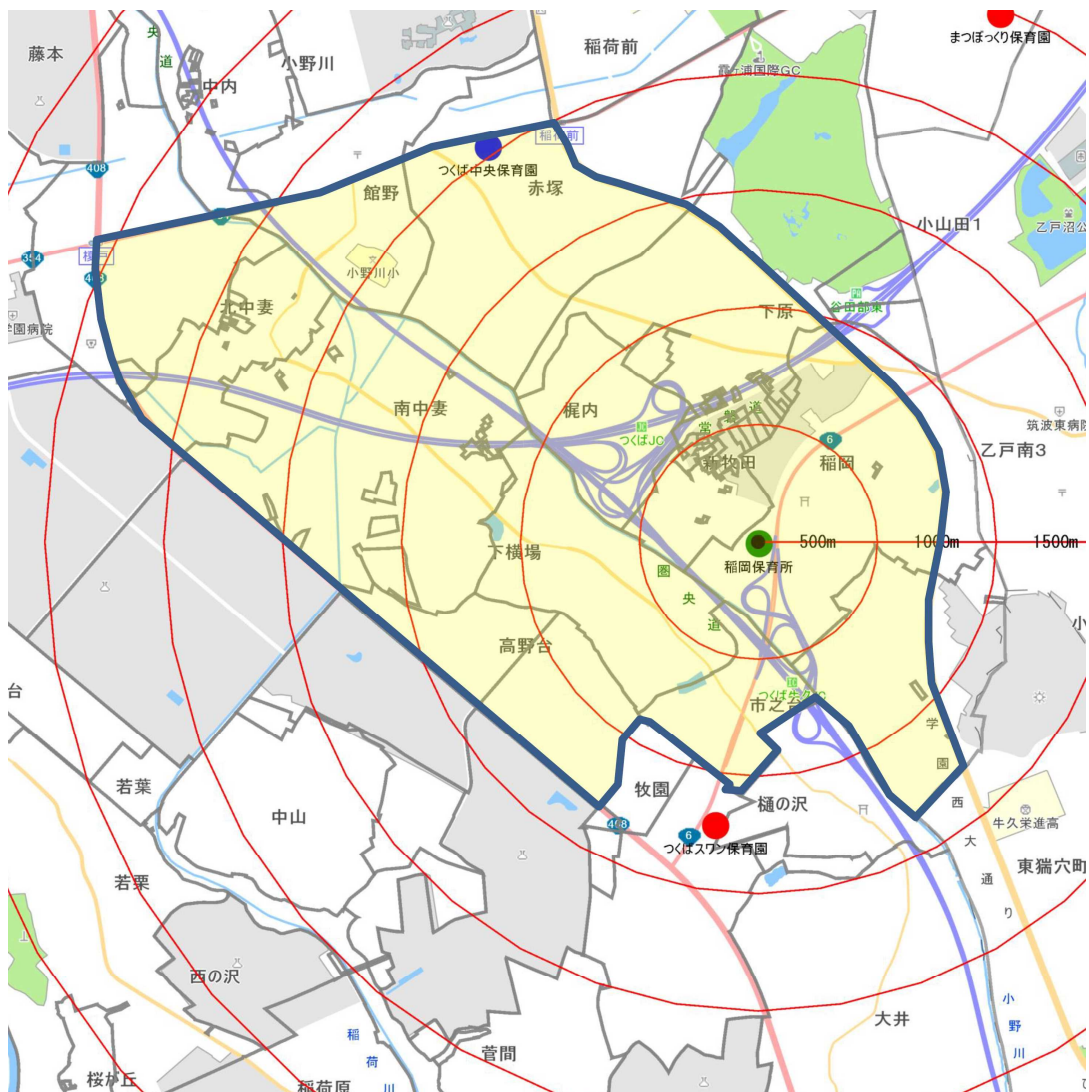
ケ：費用負担【実費徴収】

- ・移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- ・移管後、稲岡保育所の定員については、現在の60人から70人以上とすること。

サ：募集想定エリア



## 6 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し、保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

|   | 説明会の開催                | 説明会の議題等                                    |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 個別整備計画(案)策定<br>保護者説明会 | ➤ 稲岡保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について |
| 2 | 移管先法人に関する保護者説明会       | ➤ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告                       |
| 3 | 移管に関する説明についての保護者説明会   | ➤ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール<br>➤ 移管先法人の職員紹介等       |

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

### (3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

### (4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

### (5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している稲岡保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

### (6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 7 整備スケジュール

| 年度    | 内容  |
|-------|---|
| 令和4年度 | 個別整備計画（稲岡保育所）（案）の策定                       |
| 令和5年度 | 第1回保護者説明会※の実施<br>地区への説明の実施                |
|       | 個別整備計画（稲岡保育所）の決定                          |
|       | 整備・運営法人の事業者募集要項公表                         |
|       | 整備・運営法人の事業者公募開始                           |
|       | 選定会議の開催<br>整備・運営法人の事業者決定<br>第2回保護者説明会※の実施 |
|       | 保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催<br>（以降随時開催）      |
|       | 3月議会提出<br>令和6年度当初予算（稲岡保育所整備に係る経費）         |
| 令和6年度 | 新園舎建設開始                                   |
|       | 第3回保護者説明会※の実施                             |
|       | 引継ぎ保育開始                                   |
|       | つくば市立保育所条例改正                              |
| 令和7年度 | 新園舎での保育開始<br>保護者アンケートの実施                  |

※ 第1回：個別整備計画（案）の説明

第2回：移管先法人決定の説明

第3回：移管に関する説明

# つくば市公立保育所個別整備計画 (上ノ室・上広岡保育所) (案)

令和 年 月

つくば市こども部こども政策課

## 目次

|   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）<br>について…………… | 1  |
| 2 | 上ノ室・上広岡保育所の概要……………                       | 2  |
| 3 | 保育所の統合……………                              | 5  |
| 4 | 建て替えにあたっての配慮……………                        | 5  |
| 5 | 民間移管にあたっての基本的な考え方……………                   | 5  |
| 6 | 民間移管の整備概要……………                           | 6  |
| 7 | 民間移管の進め方について……………                        | 10 |
| 8 | 整備スケジュール……………                            | 12 |



## 1 つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）について

(1) つくば市では、新耐震基準※を満たしていない公立保育所が市内に9か所あり、早期の対応が必要であるため、令和2年(2020年)3月に「つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「基本方針」という）を策定しました。この基本方針では、保育所ごとの施設の状況に応じて施設改善の基本的方向について以下のように決めました。

### ①新耐震基準適用後に建設された施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕

### ②新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしている施設

◎基本的方向：長寿命化のための大規模な修繕及び必要に応じた改修

### ③新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設

◎基本的方向：建て替え

(2) 「基本方針」を踏まえて、新耐震基準適用前に建設し、新耐震基準を満たしていない施設（(1)③）の早期対応のために、令和3年(2021年)8月に「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」（以下、「整備方針」という）を策定しました。その中で、新耐震基準を満たしていない9つの保育所の施設整備方針について以下のように決めました。

### 【9つの保育所の施設整備に係る基本的な考え方】

- ①施設整備の順番は、安全性を最優先に考え、 $I_s$  値/ $I_w$  値(建物の耐震性能を表すための指標)の低い順とする。
- ②将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③近隣公立保育所で、保育需要に対応できることを前提として該当施設を休所することも視野に入れる。
- ④公共施設などの跡地で利活用できる用地がある場合、積極的に活用する。
- ⑤公立保育所の配置については、つくば市全域の地域のバランスも考慮しながら、整備していく。
- ⑥速やかに複数の保育園を整備していくため、民間保育園の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人による建設・運営を優先して検討する。
- ⑦9つの保育所の具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別整備計画を作成する。

(3) 上記を踏まえて、上ノ室保育所については、築50年の木造の保育所であり、lw値0.71（鉄骨造部はls値0.20）、上広岡保育所については、築48年の木造の保育所であり、lw値0.64（鉄骨造部はls値0.23）と新耐震基準を満たさない施設であるため、早急に建て替える必要があること、また、一定の人口維持が見込まれる地域であり、民間事業者の参入が期待できることから、整備方針のとおり、2保育所を統合した上で、実績のある社会福祉法人等による運営を行うこととし、その整備・運営方法やスケジュールなどの具体的な計画として「つくば市公立保育所個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）」を策定しました。

#### ※新耐震基準について

昭和56年の建築基準法改正で定められたもので、建物の耐震性能を表すための指標でls値（鉄骨等）とlw値（木造建築物）で表す。震度6～7程度の大規模地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いとされる数値は、ls値で0.6以上、lw値で1.0以上。

## 2 上ノ室・上広岡保育所の概要



上ノ室保育所



上広岡保育所

### (1) 上ノ室・上広岡保育所の概要

|   |             |   |   |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 施設名称        | 上ノ室保育所  | 上広岡保育所  |
| 2 | 所在地         | つくば市上ノ室 2482 番地   | つくば市上広岡 113 番地 1  |
| 3 | 敷地・<br>延床面積 | 敷地面積：2,423 m <sup>2</sup><br>延床面積：374.33 m <sup>2</sup> | 敷地面積：2,812 m <sup>2</sup><br>延床面積：570.79 m <sup>2</sup> |
| 4 | 構造          | 木造 平屋建て   | 木造 平屋建て   |
| 5 | 建築年月日       | 昭和 48 年 3 月 1 日   | 昭和 50 年 3 月 1 日   |
| 6 | 認可定員        | 60 人  | 70 人  |
| 7 | 立地条件        | つくばエクスプレス<br>「つくば駅」から車で約6分                              | つくばエクスプレス<br>「つくば駅」から車で約8分                              |
| 8 | 周辺の状況       | 土浦学園線をはじめ複数の県道と近接し、つくば駅や土浦市等へのアクセスがよい。                  |   |

(2) 上ノ室保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

単位：人

|    | H31 | R2 | R3 | R4 |
|----|-----|----|----|----|
| 0歳 |     |    |    |    |
| 1歳 | 7   | 7  | 4  | 8  |
| 2歳 | 10  | 10 | 8  | 12 |
| 3歳 | 12  | 12 | 6  | 11 |
| 4歳 | 9   | 11 | 11 | 11 |
| 5歳 | 7   | 8  | 10 | 11 |
| 合計 | 45  | 48 | 39 | 53 |

(3) 上広岡保育所の入所児童数の推移（各年4月1日時点）

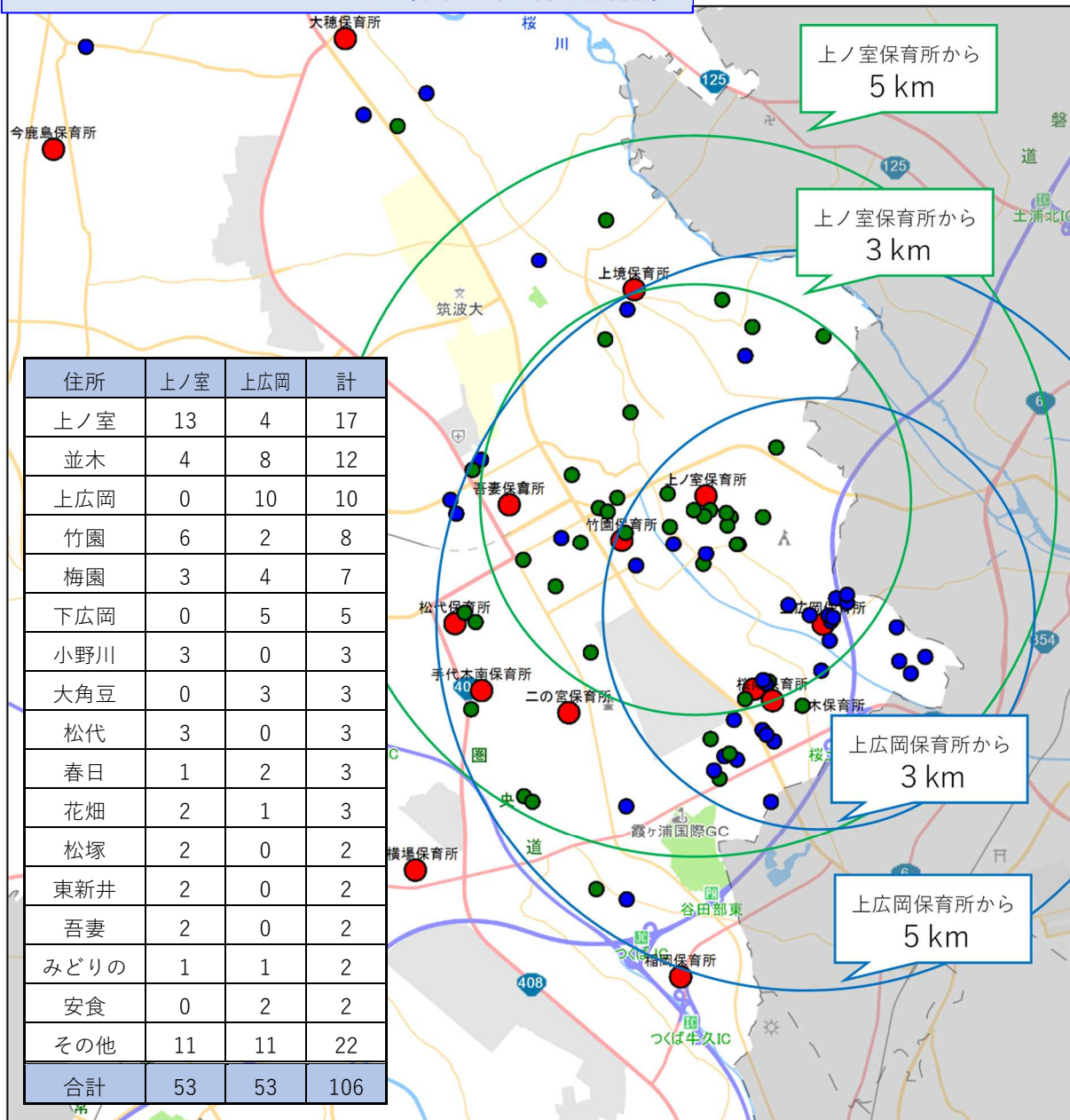
単位：人

|    | H31 | R2 | R3 | R4 |
|----|-----|----|----|----|
| 0歳 | 3   | 4  | 1  | 5  |
| 1歳 | 11  | 11 | 11 | 9  |
| 2歳 | 12  | 11 | 11 | 10 |
| 3歳 | 12  | 12 | 9  | 11 |
| 4歳 | 9   | 8  | 12 | 6  |
| 5歳 | 12  | 12 | 9  | 12 |
| 合計 | 59  | 58 | 53 | 53 |

【参考】上ノ室・上広岡保育所の入所児童等の状況

上ノ室・上広岡保育所の通所児童分布図（及び居住エリア）

上ノ室保育所・上広岡保育所通所児童分布図  
(令和4年4月1日現在)



【参考】通所児童数及び自宅からの直線距離内訳

令和4年4月1日時点

|        | 3km 以内  | 3km~5km | 5km 以上  | 合計 (人) |
|--------|---------|---------|---------|--------|
| 上ノ室保育所 | 36      | 11      | 6       | 53     |
| 上広岡保育所 | 35      | 8       | 10      | 53     |
| 計      | 71      | 19      | 16      | 106    |
| (割合)   | (67.0%) | (17.9%) | (15.1%) |        |

### 3 保育所の統合

整備方針に記載のとおり、将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討した結果、上ノ室保育所と上広岡保育所は、それぞれで民間移管を行うと募集エリアが狭く、統合し募集エリアを広げることで法人の参入が期待できること、比較的距離が近く規模的にも統合可能であることから、統合して建て替えを行う。

なお、建て替え後の募集定員は、2園の合計と同程度またはそれ以上とする。

### 4 建て替えにあたっての配慮

上ノ室・上広岡保育所の建て替えにあたっては、法人へ移管するまで通所児童の受入れを継続することや、新園舎を建設するにあたり、児童の通所や保育に危険がないように安全面への十分な配慮をしながら建て替えを進めることが重要です。よって、建て替えについては以下の点に配慮しながら進めます。

- (1) 新園舎の建設：選定委員会による審査を経て選定された法人が、現保育所とは別の敷地に建設します。
- (2) 保育の継続：法人への移管まで保育を継続します。
- (3) 児童の新規受入れ：移管の前年度まで、児童の新規受入れをします。
- (4) 修繕・点検：法人への移管まで継続して実施します。
- (5) 旧園舎の使用：法人への移管後は旧園舎の使用を停止します。  
(旧園舎の使用停止後は、解体及び跡地の利活用を図っていく予定です。)

### 5 民間移管にあたっての基本的な考え方

児童への配慮とともに保護者や地域との信頼関係が図られるよう、「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」に基づき、以下の考え方のもとで進めていきます。

#### (1) 保育の質の確保・向上

移管後も良好な保育環境を継続するためには、保育実績等のある優良な法人を確保することが重要となります。法人は公募することとし、学識経験者や保育関係者等で構成される選定委員会において、応募事業者の保育内容等の提案を審査し、移管先法人を選定します。

移管後についても、移管先の法人に対して、移管条件の遵守や園の運営状況を客観的にチェックする福祉サービス第三者評価の受審の義務付け、また「保育所保育指針」や「つくば保育の質ガイドライン」に基づき、質の高い保育の提供と

多様なニーズに対応していくことを求めています。

#### (2) 児童への配慮

保育内容や児童一人ひとりとの接し方など、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行っていきます。同時に、保護者、移管先法人、上ノ室・上広岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めます。移管後も、保育所職員等の訪問等を通じて継続してフォローを行っていきます。

#### (3) 保護者意見の反映

移管先法人決定後には、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会を設置し、移管に伴う様々な事項について協議を行い、三者の合意形成を図ります。

また、移管後、一定期間が経過した後に保護者アンケートを実施し振り返りを行うことで、保育内容や園の運営について確認しながら、保育の質のさらなる向上を図ります。

#### (4) 十分な情報提供

上ノ室・上広岡保育所所在籍児童の保護者向けに、個別整備計画策定時、移管先法人の決定時、移管に関する説明実施時の3回程度説明会を開催するほか、別途個別相談等を実施します。また、三者協議会にて話し合いや情報共有の場を設けます。

## 6 民間移管の整備概要

上ノ室・上広岡保育所の整備にあたり、以下の手法や要件等に基づいて移管を進めていきます。

#### (1) 移管後の施設形態

認可保育所とします。

#### (2) 民間移管の手法

民間事業者が、多様化する保育ニーズに対して、自身の判断で柔軟に対応できるように民設民営とします。

### (3) 移管後の事業主体（整備・運営する法人）

認可保育所等の運営実績のある社会福祉法人や学校法人に移管します。

| 運営主体（候補） |  | 設立の<br>公私区分      | 営利目的<br>の有無 | 課税               |
|----------|--|------------------|-------------|------------------|
| 社会福祉法人   | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人 | 私(公益法人)          | 無           | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |
| 学校法人     | 私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人     | 一部を除き私<br>(公益法人) | 無           | 収益事業から生じた所得にのみ課税 |

### (4) 民間移管における諸条件

上ノ室・上広岡保育所の保育状況の継承や民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安等を解消するため、以下の条件に基づき法人を募集します。

#### ア：職員

- ・保育の質を確保するため、施設長や職員の経験年数等について一定の条件を満たすこと。

#### イ：保育サービス

- ・0歳児の受入れや通常保育以外のサービスを実施することで多様化する保育ニーズに対応すること。
- ・移管する前から上ノ室・上広岡保育所に在籍している配慮が必要な児童が引き続き在籍できるようにすること。

#### ウ：保育の質の確保

- ・移管先法人に対して、移管後一定年数以内に福祉サービス第三者評価を受審することを移管条件とし、移管後の保育内容を確認することで、保育の質の確保・向上を図ること。

#### エ：事業・行事の継続

- ・移管前に実施していた事業・行事は移管後も原則継続して行うこと。

#### オ：苦情処理制度の整備

- ・苦情解決責任者等を設置し、苦情解決のための仕組みを整備すること。

#### カ：職員の継続雇用

- ・移管前に上ノ室・上広岡保育所で従事していた正職員については他の公立保育所へ異動とし、会計年度任用職員については移管先法人への継続雇用として積極的な受入れを検討すること。



キ：児童への配慮

- 保育内容や児童一人ひとりとの接し方等、児童に環境の変化による負担等の影響がないように、一定期間をかけて段階的に引継ぎを行うこと。
- 移管先法人、保護者、上ノ室・上広岡保育所職員の信頼関係を構築し、児童がスムーズに新しい園での生活に移行できるように努めること。
- 移管後も、保育所職員等の訪問・助言等を受けて、継続した児童のフォローを行っていくこと。

ク：三者協議会

- 移管先法人決定後、両保育所の保護者、移管先法人及びつくば市による三者協議会において、移管に伴う様々な事項について協議を行い三者の合意形成を図るとともに、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整すること。

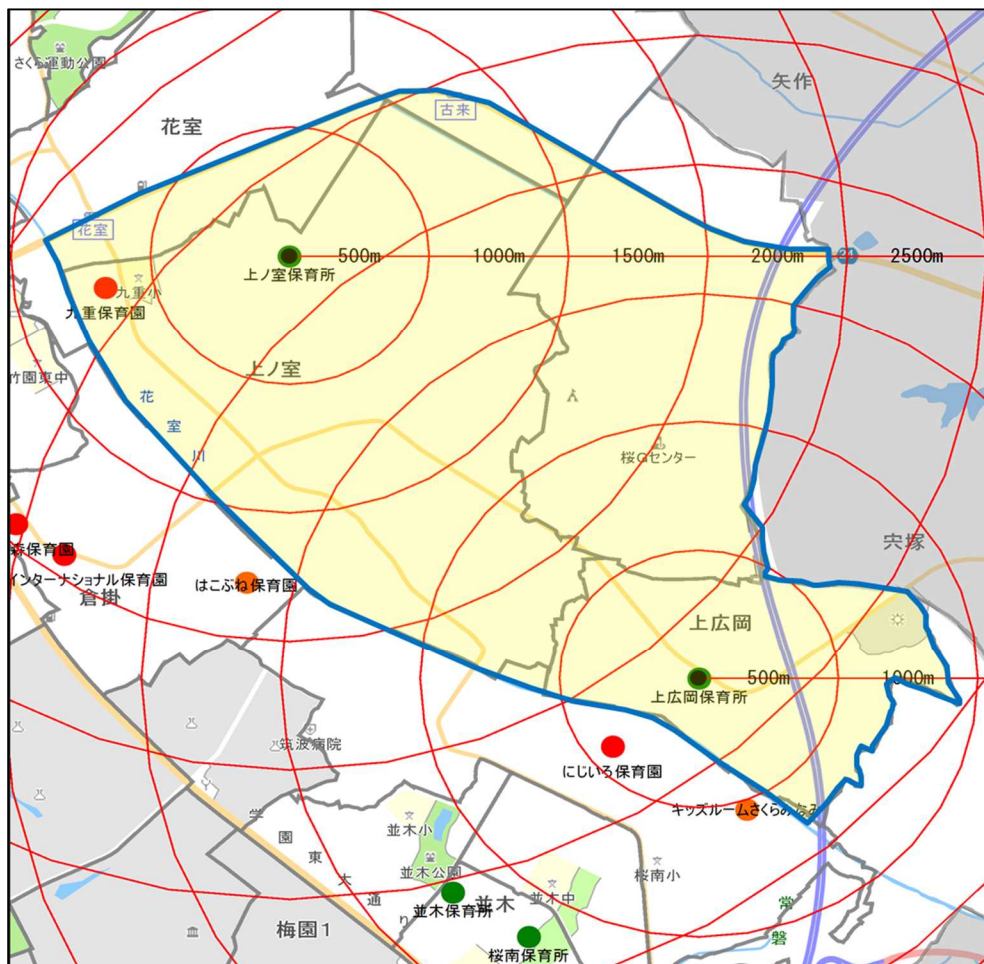
ケ：費用負担【実費徴収】

- 移管後の保育園にて保護者へ求める費用負担は原則、従前の公立保育所と同等程度とすること。

コ：定員・規模

- 移管後、上ノ室・上広岡保育所の定員については、現在の上ノ室保育所 60 人、上広岡保育所 70 人から、統合後は 130 人以上とすること。

サ：募集想定エリア





## 7 民間移管の進め方について

民間移管にあたっては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を念頭に置き、保護者の方等の意見を聞きながら進めていきます。

### (1) 保護者説明会の開催

個別整備計画策定時、移管先法人決定時、移管に関する説明時の3回程度説明会を開催し保護者等に対して十分な情報提供を行うよう努めます。

|   | 説明会の開催                | 説明会の議題等   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 個別整備計画(案)策定<br>保護者説明会 | ➤ 上ノ室・上広岡保育所における民間移管の進め方や、法人の選定方法、選定スケジュール等について |
| 2 | 移管先法人に関する保護者説明会       | ➤ 移管先法人の紹介や、選定経過等の報告                            |
| 3 | 移管に関する説明についての保護者説明会   | ➤ 引継ぎの内容や移管後のスケジュール<br>➤ 移管先法人の職員紹介等            |

### (2) 移管先法人の選定

移管後の運営主体には、保護者の信頼の下での安定的・長期的な運営や保育サービスの維持・向上、市の子育て支援施策との連携が可能であることが必要とされることから、以下の流れに沿って選定を行います。

#### ①選定委員会の設置

移管先法人の選定には、客観性と専門性を確保する必要があることから、学識経験者や保育関係者、保護者代表者等で構成する選定委員会を設置します。

#### ②移管先法人の募集

移管先法人の募集については、公募により行います。

#### ③移管先法人の選定手順

選定委員会において、書類審査や面接等に基づき、選定を行います。選定委員会は、選定結果をつくば市に報告し、市はその報告に基づき移管先候補者を決定します。その後、選定された法人が、認可権者である茨城県に対して手続きを行います。

#### ④選定における留意事項

公立保育所から移管する園であることから、「つくば保育の質ガイドライン」に則った保育の質を維持・向上できる事業者であるか、応募事業者のこれまでの保育実績、保育に対する考え方や「5 民間移管の整備概要 (4) 民間移管における諸条件」を達成できるかなど、客観的な評価基準を設定します。

(3) 三者協議会の設置

保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会を設置し、保護者の意見や要望の反映に努めるとともに、移管に係る不安解消や信頼関係の構築を図りながら円滑な移管を目指します。また、移管後も、一定期間、協議会を開催し保育内容等について調整することとします。

(4) 協定の締結

移管準備期間に行うべきことや双方の役割等についての確認、決定のためつくば市と選定事業者にて、協定を締結します。

(5) 保育内容の引継ぎ

移管における職員の入れ替わりによる保育環境の変化が子どもたちに及ぼす影響を最小限にする必要があります。移管準備期間中に、現在在席している上ノ室・上広岡保育所職員と移管先事業者職員の合同保育期間を設定し、子どもたちと新しい保育士が互いに早く慣れることができるよう努めます。

(6) 移管後におけるつくば市の役割

移管後も、市は移管先法人に対して指導監督等を行う立場であり、必要に応じた助言・指導を行います。また、保護者・移管先法人・つくば市の三者間での信頼関係が重要であることから、移管後も必要に応じて三者協議会を開催し情報共有を行うなど、より良い保育環境の確保に努めます。

## 8 整備スケジュール

| 年度    | 内容  |
|-------|---|
| 令和4年度 | 個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）（案）の策定                  |
| 令和5年度 | 第1回保護者説明会※の実施<br>地区説明の実施                  |
|       | 個別整備計画（上ノ室・上広岡保育所）の決定                     |
|       | 整備・運営法人の事業者募集要項公表                         |
|       | 整備・運営法人の事業者公募開始                           |
|       | 選定会議の開催<br>整備・運営法人の事業者決定<br>第2回保護者説明会※の実施 |
|       | 保護者・移管先法人・つくば市による三者協議会開催<br>（以降随時開催）      |
|       | 3月議会提出<br>令和6年度当初予算（上ノ室・上広岡保育所整備に係る経費）    |
| 令和6年度 | 新園舎建設開始                                   |
|       | 第3回保護者説明会※の実施                             |
|       | 引継ぎ保育開始                                   |
|       | つくば市立保育所条例改正                              |
| 令和7年度 | 新園舎での保育開始<br>保護者アンケートの実施                  |

※第1回：個別整備計画（案）の説明

第2回：移管先法人決定の説明

第3回：移管に関する説明

下記の案件につきまして、民間保育所等選定会議及び上境保育所民間移管事業者選定会議の結果、以下の事業者が選定されましたので、御報告いたします。

記

【認可保育所】

|   | 名称(仮称)       | 設置者                     | 設置予定地      | 定員※1     |
|---|--------------|-------------------------|------------|----------|
| ① | 第2つくばスマイル保育園 | (福)緑生福祉会 (本部：千葉県印西市)    | 小野崎[中央エリア] | 90名(36名) |
| ② | エンジェル保育園つくば  | (福)みらいのこ (本部：つくばみらい市)   | 谷田部[中央エリア] | 90名(36名) |
| ③ | みどりのみつぼし保育園  | (学)三星学園 (本部：千葉県野田市)     | 陣場[中央エリア]  | 90名(36名) |
| ④ | 東岡保育園        | (福)知覧中央福祉会(本部：鹿児島県南九州市) | 東岡[中央エリア]  | 90名(30名) |

※1 カッコ内は3号定員数(0～2歳)

【予定地周辺図】

①第2つくばスマイル保育園



②エンジェル保育園つくば・③みどりのみつぼし保育園



④東岡保育園



報告事項（2）令和5年度の教育・保育施設の利用定員変更等について

下記の案件につきまして茨城県に定員変更等の手続きを行うため、御報告いたします。

記

（1）定員変更

令和5年4月1日より変更を予定しております。

【認定こども園】

| 施設名   | エリア |     | 認可<br>定員 | 利用定員 |    |    |      | 変更事由 |                  |
|-------|-----|-----|----------|------|----|----|------|------|------------------|
|       |     |     |          | 1号   | 2号 | 3号 |      |      | 合計               |
|       |     |     |          |      |    | 0歳 | 1・2歳 |      |                  |
| 成蹊幼稚園 | 南部  | 現行  | 270      | 230  | 40 | 0  | 0    | 270  | 1号認定児童の定員割れによるもの |
|       |     | 変更後 | 270      | 210  | 40 | 0  | 0    | 250  |                  |
|       |     | 増減  | 0        | ▲20  | 0  | 0  | 0    | ▲20  |                  |

【小規模保育事業】

| 施設名     | エリア |     | 認可<br>定員 | 利用定員 |      |    | 変更事由                      |
|---------|-----|-----|----------|------|------|----|---------------------------|
|         |     |     |          | 3号   |      | 合計 |                           |
|         |     |     |          | 0歳   | 1・2歳 |    |                           |
| はこぶね保育園 | 中央部 | 現行  | 18       | 0    | 18   | 18 | 保育士の不足が続き、定員までの受け入れが困難なため |
|         |     | 変更後 | 12       | 0    | 12   | 12 |                           |
|         |     | 増減  | ▲6       | 0    | ▲6   | ▲6 |                           |

【幼稚園（新制度）】

| 施設名   | エリア |     | 認可<br>定員 | 利用定員 |    |    |      | 変更事由 |                                  |
|-------|-----|-----|----------|------|----|----|------|------|----------------------------------|
|       |     |     |          | 1号   | 2号 | 3号 |      |      | 合計                               |
|       |     |     |          |      |    | 0歳 | 1・2歳 |      |                                  |
| 高崎幼稚園 | 南部  | 現行  | 180      | 180  | 0  | 0  | 0    | 180  | 高崎幼稚園、岩崎幼稚園が統合となり、荃崎幼稚園が新設されるため。 |
| 岩崎幼稚園 | 南部  | 現行  | 180      | 180  | 0  | 0  | 0    | 180  |                                  |
| 荃崎幼稚園 | 南部  | 変更後 | 156      | 156  | 0  | 0  | 0    | 156  |                                  |
|       |     | 増減  | ▲204     | ▲204 | 0  | 0  | 0    | ▲204 |                                  |

【幼稚園（新制度未移行園）】 ※1号・2号・3号の区分はありません。

| 施設名   | エリア |     | 認可<br>定員 | 変更事由                             |
|-------|-----|-----|----------|----------------------------------|
| 花室幼稚園 | 中央部 | 現行  | 70       | 茨城県より幼稚園の廃止認可を受けたため（令和4年10月31日付） |
|       |     | 変更後 | 0        |                                  |

(2) 令和4年度と令和5年度の利用定員の比較（1号・2号・3号設定区分のある施設に限る）

|                | 1号    | 2号    | 3号  |       | 合計     |
|----------------|-------|-------|-----|-------|--------|
|                |       |       | 0歳  | 1・2歳  |        |
| 令和4年度4月利用定員 合計 | 3,387 | 4,792 | 886 | 2,778 | 11,873 |
| 令和5年度4月利用定員 合計 | 3,167 | 4,962 | 932 | 2,957 | 12,018 |
| 比較増減           | ▲220  | +50   | +46 | +179  | +55    |

※ 年度途中での新規認可等も含まれるため、(1) 定員変更の数値とは一致しません。

(2) 新規特定教育・保育施設について

【認可保育所】

香取台どろんこ保育園、花の架け橋つなぐ保育園（仮称：花室つなぐ保育園）、NOVA バイリンガルつくば西平塚保育園（仮称：NOVA バイリンガルつくば保育園）について、現在茨城県へ認可申請を行っており、当初スケジュールの通り令和5年4月1日開園見込みとなっています。また、令和4年11月1日付でケアーズ保育園花畑分園が開園しましたので合わせて報告いたします。

| 施設名                  | 設置者      | 設置場所 | 認可<br>定員 | 利用定員 |    |    |      |     |
|----------------------|----------|------|----------|------|----|----|------|-----|
|                      |          |      |          | 1号   | 2号 | 3号 |      | 合計  |
|                      |          |      |          |      |    | 0歳 | 1・2歳 |     |
| 香取台どろんこ保育園           | (福)どろんこ会 | 島名   | 90       |      | 54 | 6  | 30   | 90  |
| 花の架け橋つなぐ保育園          | (福)筑波匠仁会 | 花室   | 110      |      | 62 | 12 | 36   | 110 |
| NOVA バイリンガルつくば西平塚保育園 | (株)NOVA  | 西平塚  | 90       |      | 54 | 6  | 30   | 90  |
| ケアーズ保育園花畑分園          | (福)四季の会  | 花畑   | 30       |      | 0  | 6  | 24   | 30  |

【小規模保育事業】

前回までの子ども・子育て会議での意見の聴取を行った小規模保育事業について、現在認可申請審査中であり当初のスケジュール通り令和5年4月1日開園見込みとなっています。

| 施設名                        | 設置者     | 類型 | 設置場所  | 認可<br>定員 | 利用定員 |      |    |
|----------------------------|---------|----|-------|----------|------|------|----|
|                            |         |    |       |          | 3号   |      | 合計 |
|                            |         |    |       |          | 0歳   | 1・2歳 |    |
| あすとろ保育園さくらの森               | (福)全進会  | A型 | さくらの森 | 19       | 3    | 16   | 19 |
| 宇宙の杜保育園<br>(仮称：バンビーノ.館保育園) | (有)政和商事 | A型 | 妻木    | 12       | 4    | 8    | 12 |

## 参考2：利用定員について

### (1) 利用定員の概念

子ども・子育て支援新制度では、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を認可定員の範囲内で定めたいえで、市が給付対象施設・事業として確認し、給付費（委託費）を支給します。

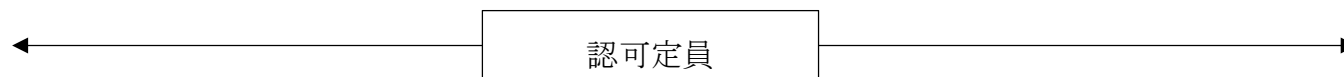
利用定員は保育士配置基準、面積等基準に留意し、1号、2号、3号（0歳と1・2歳）の認定区分ごとに設定します。

各施設・事業への受け入れ人数や給付単価は、認可定員ではなく利用定員を基に運用されます。なお、実際の受け入れ人数について、認定区分ごとに設定した利用定員を下回ったり、超過したりする柔軟な取り扱いが認められています。

（例：利用定員 2号 30人、3号 30人 計60人 → 実際の受け入れ人数 2号 25人 3号 35人 計60人）

利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、実利用人数が認可定員を下回っている場合、計画上の確保方策などを踏まえた上で、認可定員を下回る利用定員とすることができます。（例：新たに施設が開園する際、4・5歳児の定員までの利用が見込めない場合等）

なお、特定教育・保育需要の増加があり、待機児童の発生している状況を踏まえ、施設や職員配置を満たす施設については、年度当初より利用定員を超えての受け入れを現在行っています。



| 利用定員区分 | 1号の利用定員         | 2号の利用定員         | 3号の利用定員       |                 |
|--------|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 対象児童   | 3～5歳児<br>(教育認定) | 3～5歳児<br>(保育認定) | 0歳児<br>(保育認定) | 1・2歳児<br>(保育認定) |



つくば市子ども・子育て会議委員

|    | 組織等      | 氏名       | 役職等<br>(現所属)                    | ※<br>選出<br>分類 |
|----|----------|----------|---------------------------------|---------------|
| 1  | 議会       | 長塚 俊宏    | つくば市議会議員                        | (1)           |
| 2  | 幼稚園PTA   | 奥寺 友里    | つくば市立幼稚園PTA連絡協議会会長（筑波幼稚園PTA副会長） | (2)           |
| 3  | 児童クラブ    | 千代原 義文   | つくば市学童保育連絡協議会会長                 | (2)           |
| 4  | 学識経験者    | 土井 隆義    | 大学教授等（筑波大学人文社会系教授）              | (3)           |
| 5  |          | 堀内 明由美   | 大学教授等（筑波大学医学医療系講師）              | (3)           |
| 6  | 民間保育園    | 古谷野 好栄   | つくば市民間保育協議会会長（つくばこどもの森保育園園長）    | (4)           |
| 7  | 民間幼稚園    | 橋本 幸雄    | つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会会長（栄幼稚園園長）   | (4)           |
| 8  | 子育て支援団体  | 浦里 晴美    | つくば市地域活動連絡協議会会長                 | (5)           |
| 9  |          | 間野 聡子    | 特定非営利活動法人ままとーん代表理事              | (5)           |
| 10 | 主任児童委員   | 大久保 良文   | つくば市主任児童委員連絡会代表                 | (5)           |
| 11 | 公立小中学校長  | 栗山 賢司    | つくば市立小中学校長会会長（春日学園義務教育学校長）      | (6)           |
| 12 | 公立小中学校長  | 石黒 正美    | つくば市立小中学校長会副会長（学園の森義務教育学校長）     | (6)           |
| 13 | 公募       | 落合 美智子   | こどもの保護者、子育て支援に関心がある市民等          | (7)           |
| 14 |          | 宮下 信一    | 〃                               | (7)           |
| 15 |          | トモル ソロンゴ | 〃                               | (7)           |
| 16 |          | 根津 陽子    | 〃                               | (7)           |
| 17 |          | 村上 義孝    | 〃                               | (7)           |
| 18 | 小・中学校PTA | 横田 智之    | つくば市PTA連絡協議会会長（並木中学校PTA会長）      | (2)           |
| 19 | 小児医療     | 江原 孝郎    | つくば市医師会（江原こどもクリニック院長）           | (3)           |
| 20 | 保育園保護者会  | 末永 詩織    | つくば市保育所・園父母の会連絡協議会（松代保育所父母の会）   | (2)           |

※ 条例第3条第2項の規定に基づく次の各号に掲げる委員の分類

- (1) 市議会議員 (2) 子どもの保護者 (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者  
(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者  
(6) 関係行政機関の職員 (7) その他市長が必要と認める者